

博士論文

幕末政治と肥後藩

呉 永台

【目次】

序章 1

- 一 問題関心 1
- 二 分析視角 3
 - (1) 〈藩是〉と国事周旋の展開 3
 - (2) 諸藩間の相互作用 4
 - (3) 公議政体論の在り方 5
- 三 『改訂肥後藩国事史料』の活用について 6
- 四 各章の内容 7

第一章 〈藩是〉の確定（文久元年十二月～文久二年四月） 10

- 第一節 肥後尊攘論 10
 - (1) 尊攘論の高揚 10
 - (2) 尊攘論者の主張 12
- 第二節 藩政府の対応 15
 - (1) 指導部の苦心 15
 - (2) 藩兵の大坂駐屯を決定 17
 - (3) 大目付への上京命令 17
- 第三節 〈藩是〉の確定へ 18
 - (1) 藩主帰国 18
 - (2) 〈藩是〉の確定 19

第二章 中央政局への参加をめぐって（文久二年三月～同年七月） 23

- 第一節 長州の航海遠略策と肥後 23
 - (1) 長井雅樂熊本派遣計画 23
 - (2) 江戸藩邸の賛同 25
 - (3) 航海遠略策と肥後〈藩是〉の親和性 27
 - (4) 長井雅樂の東帰と江戸藩邸の返信 28
 - (5) 国許の意外な反応 28
- 第二節 長州の将軍上洛建白と肥後 29
 - (1) 二回目の相談要請 29
 - (2) 江戸藩邸の将軍上洛論 31
 - (3) 長州の藩論転換と相談決裂 32
- 第三節 肥後独自の国事周旋構想 33
 - (1) 長岡良之助 33
 - (2) 長岡良之助出府の目的 34
 - (3) 江戸藩邸の反対 35
 - (4) 国許の続行論 37

第三章 中央政局への参入と国事周旋（文久二年七月～同年十二月） 39

- 第一節 内勅の降下と藩主上京問題 39
 - （1）内勅の降下 39
 - （2）藩主上京回避運動 42
 - （3）藩主上京回避後の政治方針 45
- 第二節 内勅の再降下と藩主上京の決定 47
 - （1）三条実美の藩主上京要求 47
 - （2）内勅の再降下 48
 - （3）家老小笠原の良之助先発上京論 51
 - （4）藩主上京及び良之助先発上京の決定 52
- 第三節 良之助先発上京と国事周旋 53
 - （1）良之助の国事周旋 53
 - （2）肥後・宇和島・因州連名の建白書 58

第四章 諸藩連合運動の展開（文久二年十二月～文久三年八月） 61

- 第一節 肥後藩主の国事周旋 62
 - （1）国議決定 62
 - （2）藩主滞京中の公武周旋 63
- 第二節 九州諸藩合従論の登場 65
 - （1）肥後・小倉・長州 65
 - （2）肥後・薩摩 66
 - （3）九州諸藩合従論の確定 67
 - （4）〈藩是〉の再確認 69
 - （5）公武への建白書 69
- 第三節 九州諸藩合従運動の展開 72
 - （1）筑前・肥後・薩摩 72
 - （2）越前・肥後 74
- 第四節 九州諸藩合従運動の終焉 76
 - （1）薩摩・越前・肥後 76
 - （2）九州諸藩合従運動の終焉 79
 - （3）八月十八日の政変と澄之助・良之助上京 81

第五章 肥後兄弟と「参与諸侯」（文久三年九月～元治元年五月） 82

- 第一節 肥後兄弟の上京 82
 - （1）国事周旋の「綱領」 82
 - （2）国事周旋の「節目」 82
- 第二節 将軍上洛問題と肥後 86
 - （1）将軍再上洛をめぐる：肥後・会津・薩摩の提携 86
 - （2）江戸城火災と在京諸侯の対応 88
 - （3）十二月六日の会議：朝廷・幕府・諸侯 89
- 第三節 肥後兄弟と「参与諸侯」 91
 - （1）「賢明諸侯」から「参与諸侯」へ 91

(2)	薩摩の諸侯会議論	93
(3)	「賢明諸侯」と肥後兄弟	96
(4)	肥後の「公議」制度化構想	97
第四節	長州処分問題と肥後一朝議参与の解体	100
(1)	肥後兄弟の建白	100
(2)	二月二十四日の小御所会議	103

第六章 第一次長州征討への対応（元治元年七月～同年十二月） 106

第一節	二つの幕府命令と肥後の対応	106
(1)	大政委任・公武合体	106
(2)	朝廷の長州追討令と一橋慶喜の出陣準備命令	107
(3)	肥後軍の小倉出兵	108
(4)	征長軍「討手配」の通達	110
(5)	江戸幕閣の消極的な態度	111
(6)	幕府命令の齟齬	113
第二節	将軍進発のための政治運動	114
(1)	肥後藩主の建白書	114
(2)	使者の政治運動：京都	115
(3)	九州諸藩の動向	117
(4)	使者の政治運動：江戸	118
(5)	政治運動の中止	121
第三節	肥後藩兵の展開と解兵	122
(1)	征長態勢の構築：元治元年十月の京阪	122
(2)	肥後軍の出兵再開と中止	123
(3)	肥後軍の撤退	125
(4)	良之助の公議政体論	126

第七章 上京と出府の狭間で（慶応元年正月～同年四月） 131

第一節	藩主参勤問題の登場と対応	131
(1)	幕府の参勤復旧令と肥後の建白	131
(2)	藩主参勤問題の登場	133
(3)	藩主参勤の延期	135
第二節	上京と出府のジレンマ	136
(1)	京都藩邸の藩主名代出府論	136
(2)	朝廷の公武周旋依頼	138
(3)	藩主名代出府の決定	139
(4)	中央政局の急変と藩主参勤問題の消滅	140

第八章 長州戦争への対応（慶応元年四月～慶応二年八月） 142

第一節	江戸藩邸の先鋒出陣請願	142
(1)	先鋒出陣請願の決定	142

(2)	先鋒出陣請願の背景	143
第二節	長州再征への基本方針	144
(1)	征長態勢の構築	144
(2)	基本方針の確定	145
(3)	幕府へ建白	146
(4)	二つの将来構想	147
第三節	幕府との距離感の変化	149
(1)	幕府命令の相対化	149
(2)	自藩第一主義と幕府責任論	151
(3)	藩兵展開と建白の同時推進	152
第四節	出兵から撤兵まで	154
(1)	出兵	154
(2)	小倉口の状況	157
(3)	肥後独自の終戦構想	159
(4)	撤兵	161

第九章 〈藩是〉の転換と幕末の終焉（慶応二年八月～慶応三年十二月） 166

第一節	長岡良之助の国事周旋	166
(1)	藩政府の戦後構想	166
(2)	良之助の旧参与諸侯糾合論	167
(3)	良之助の国事周旋	171
(4)	国事周旋の挫折	173
第二節	細川澄之助の国事周旋	176
(1)	澄之助上京をめぐる	176
(2)	在京薩摩指導部の四侯上京運動	177
(3)	公武諮問への対応	178
(4)	澄之助の国事周旋	180
第三節	大政奉還と〈藩是〉の転換	182
(1)	将軍の政権返上：肥後藩主上京問題の浮上	183
(2)	長岡良之助の政局傍観論	186
(3)	〈藩是〉の転換	187
(4)	肥後の新政体構想	189

終章 191

一	幕末肥後の政治過程	191
二	成果と課題	196
(1)	幕末政治と〈藩是〉	196
(2)	幕末政治と諸藩の政治意識	197
(3)	幕末政治と「公議」	198
(4)	幕末政治と肥後	199

参考文献

【凡例】

一、史料引用において、句読点を適宜補充し、読点を句点に変えた箇所がある。下線・波線・中黒・（ ）内の補足やルビなどは、特に断らない限り、すべて引用者による。原則として、漢字の旧字体・異体字は常用漢字に、変体仮名および合字は現行の仮名に改めた。また、小字・返り点・編注などは反映せず、闕字・平出・擡頭は省略した。

一、史料の註記においては、各章ごとに初出の場合に書誌事項を表記し、後は史料名と巻数と頁数のみを記す。また、先行研究の注記においては、各章ごとに初出の場合に書誌事項を表記し、後は編著者名と文献名と頁数のみを記す。

一、本稿の主要史料である『改訂肥後藩国事史料』（細川家編纂所編、鳳文書院、1990年復刻）を引用する際には、『国事史料』と略し巻数と頁数を記す。

序章

一 問題関心

本稿は、肥後細川家の幕末政治史を、文久元（一八六一）年から慶応三（一八六七）年に至る政治過程を追及しつつ、中央政局への対応に焦点を当てて考察したものである。

本稿は、以下の三つの問題関心の上に立っている。

肥後は幕末最終段階の中央政局で活躍せず、幕末政治史研究で重視されてこなかった。その背後には、王政復古で「主役」を演じ明治政府の中枢を占めた政治勢力に関心が集中しがちであった事情がある。戦前以来、幕末維新期の政治に関する研究は主に薩摩と長州に注目してきたのである¹。他方、一九八〇年代以降、幕末期に起きた巨大な政治変革を総体的に解明するためには多面的な視角が必要であるとの問題意識から、薩長以外の諸藩や幕府・朝廷を取り上げる研究が本格化しはじめ、今日に至っている²。明治維新は二百数十の大名家が王政復古を経て中央集権国家に統合される過程であって、全体像の解明には薩長以外にも注目しその動きを丁寧に分析する必要があるという認識が広まってきたのである。本稿における第一の問題関心は、こうした幕末政治史研究の流れの延長上に位置する。すなわち、外様国持大名³で独自の政治行動を展開しうる実力を有していた肥後を分析対象として、そ

¹ 薩長中心の幕末維新史観の形成には明治政府による官製維新史の編纂が大きな影響を与えた。代表的な書物として文部省維新史料編纂事務局の『維新史』（全6冊、明治書院、1939-1941年）が挙げられる（三谷博「研究史の反省—維新の政治史」『日本史からの「普遍」—比較から考える「明治維新」』東京大学出版会、2020年を参照）。これに関して家近良樹は、「実は、この書物に記されていることを、我々はいまでも大枠で受け継いでいる」と指摘する（『孝明天皇と「一会桑」—幕末・維新の新視点』文春新書、2002年、14頁）。なお、史学史を概観した論考として次を参照。青山忠正「明治維新の史学史—『絶対主義』と『変革主体』」『歴史評論』589、1999年（のち『明治維新と国家形成』吉川弘文館、2000年所収）。友田昌宏「幕末政治史研究の現状と課題」『歴史評論』619、2007年。高木不二「幕末政治の研究史から—私的総括と見えてくる課題」明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う』有志舎、2011年。久住真也「維新史研究—幕末を中心に」小林和幸編著『明治史研究の最前線』筑摩書房、2020年など。

² 研究史上の画期を成した論文として、宮地正人「幕末過渡期国家論」『天皇制の政治史的研究』、校倉書房、1981年、および原口清「近代天皇制成立の政治的背景—幕末中央政局の基本的動向に関する一考察」遠山茂樹編『近代天皇制の成立』、岩波書店、1987年が指摘されており、現在も幕末政治史研究に影響を及ぼしている（久住真也前掲「維新史研究—幕末を中心に」19-20頁を参照）。

³ 幕末政治における国持大名の立場については、「幕末政局に大きな発言力を持ったのは、周知のごとく、薩長土肥に代表される西南地方の外様国持大名や、水戸・越前等の親藩国持大名たちであった。すなわち、国持大名は『雄藩』として、幕末期の政治史において中心的役割を果たす、あるいは果たすべきものとみられていたのであり、それは一般の譜代大名等にはない、国持大名に固有の対外的条件であった」との指摘がある（稲葉継陽ほか編『日本近世の領国地域社会—熊本藩政の成立・改革・展開』吉川弘文館、2015年、7頁）。幕末期の主な国持大名は次のとおり

の政治過程の基礎的諸事実を追究しつつ、幕末政治史を多角的な視点から捉え直すことである。

諸藩を分析対象とする研究は、個別具体の事例を解明することで幕末政治史に多くの知識や論点を提供しつつ進展してきた⁴。にもかかわらず、課題も指摘されており、たとえば、近年、宮下和幸は、諸藩研究の中で「個別実証を重んじるあまり、維新史全体にかかる『論』を構築するどころか、他藩と共有し得る分析視角や成果にまで至らない研究がみられることも確かである」と評価した⁵。諸藩研究が幕末維新史全体とどう総体的に結びつくのか、個別藩の分析から比較研究を如何に展望できるのか、といった問題意識の不在を批判したものといえる。本稿における第二の問題関心は、こうした諸藩研究の課題への自覚の上にある。すなわち、肥後の事例から幕末期における諸藩の政治動向を総合的に理解しうる概念・分析枠組みを提供することを試みることである。

幕末肥後の政治に関する研究は、全体像を概観したものとして森田誠一の論文や『新熊本市史』所収の諸論述がある⁶。前者は、戦後の唯物史観に立脚しつつ、「肥後藩が具体的にどのような態度で維新の変革を受け留めたか」と問いを立てた上で、「大勢順応、消極的保身で終始一貫した肥後藩」と結論付けたものである。そして後者は、前述した一九八〇年代以降の新たな研究潮流を受けて作成されただけあって、肥後の中央政局との関わりを意識した考察が見受けられるものの、その論旨は従来の「佐幕・保守」のイメージを踏襲したように思われる。白石烈は、上記の森田論文について、「幕末維新期の肥後藩研究で代表的な位置を占める研究の一つ」と評価しており、その研究成果が現在においても少なからぬ影響力を及ぼし

である。加賀前田家・薩摩島津家・仙台伊達家・肥後細川家・筑前黒田家・安芸浅野家・長州毛利家・肥前鍋島家・津藤堂家・因幡池田家・備前池田家・阿波蜂須賀家・久留米有馬家・秋田佐竹家・土佐山内家・米沢上杉家など。また、国持大名格は宇和島伊達家・柳河立花家など。国持大名の成立と性格については、笠谷和比古『武家政治の源流と展開—近世武家社会研究論考』清文堂出版、2011年、第三章「『国持大名』論考」を参考。

⁴ 幕末維新期の諸藩の政治史に関しては分厚い研究蓄積があるが、注目される近年の論考として次のものを挙げておきたい。笹部昌利「攘夷と自己正当化—文久期鳥取藩の政治運動を素材に」『歴史評論』589、1999年。久住真也「長州戦争期の政治運動と『公論』」『日本史研究』443、1999年。藤田英昭「文久二・三年の尾張藩と中央政局」、友田昌宏「文久三年京都政局と米沢藩の動向」、白石烈「将軍空位期における『政令一途』体制構築問題と諸侯会議」（以上、家近良樹編『もうひとつの明治維新一幕末史の再検討』有志舎、2006年）。栗原伸一郎『戊辰戦争と「奥羽越」列藩同盟』清文堂出版、2017年。友田昌宏『東北の幕末維新一米沢藩士の情報・交流・思想』吉川弘文館、2018年。宮下和幸『加賀藩の明治維新一新しい藩研究の視座 政治意思決定と「藩公議」』有志舎、2019年など。

⁵ 諸藩研究の成果および問題点については、宮下和幸前掲『加賀藩の明治維新一新しい藩研究の視座 政治意思決定と「藩公議」』7-10頁を参照。

⁶ 森田誠一「幕末・維新时期における肥後熊本藩—特に明治維新への参加をめぐる」大久保利謙監修『明治維新と九州』平凡社、1973年。新熊本市史編纂委員会『新熊本市史』通史編3 近世I・通史編5 近代I、熊本市、2001年。先行研究が少ない中、本稿の執筆においては、これらの貴重な成果から事実関係や関連史料など多くのことを学んだ。

ていることを示唆する⁷。一方で、近年、従来のイメージに囚われず、新たな史実の紹介や論点の提示を通じて、幕末肥後を多面的に理解しようと試みる研究が行われつつある⁸。森田以来の「通説」は見直しを求められる段階にきているのである。本稿における第三の問題関心は、こうした肥後研究の現状の上にある。すなわち、肥後の幕末政治史を、多面性を念頭に置きつつ通時的に考察する必要があるということである。

二 分析視角

本稿では、以上の問題関心を踏まえて、次のように三つの分析視角を設定した。

(1) 〈藩是〉と国事周旋・政治運動の展開

藩是という言葉は、史料用語ではなく、本来なら当時の用例に即して「国是」と呼ぶべきである。しかし、大名「国家」の「国是」を日本国家の「国是」と区別するために、便宜上、藩是として通用されているように思われる。幕末政治史における藩是については、安政五（一八五八）年長州のいわゆる「藩是の三大綱領」⁹を通じてよく知られているが、その概念が学界のなかで一致しているとは言いがたい。

そういう状況の中で、近年の宮下和幸による定義は注目に値する。宮下は、「藩が政治運動を展開する上で根本となる政治指標、いわば藩にとっての最高政治意思を藩是とし、藩是に基づいて策定された具体的な計画や主張といった政策や理論を『藩論』と定義する」と述べる¹⁰。大名家の抽象的な政治方針を藩是とし、具体的な政策や政治運動などに対する上位概念として捉えたところにその特徴がある。

⁷ 白石烈「幕末肥後藩の政治活動とその背景—蒸気船購入問題を中心に」稲葉継陽ほか編前掲『日本近世の領国地域社会—熊本藩政の成立・改革・展開』241頁。なお、「佐幕」・「勤王」などの概念については、青山忠正が次のように指摘している。「俗にいう『佐幕』『倒幕』の区別は、諸藩側の立場からは、新体制を生み出すことを当然として、その場合、徳川家を中心的な位置に据えるか（親徳川）、それとも、他の大名とまったく同列に置くか（反徳川）、という、徳川家に対する距離の取り方の違い、と見る方が正確である。…分かりやすくいってしまえば、『佐幕』と『倒幕』や、『佐幕』と『勤王』といった言葉は、明治になってから、かつての歴史を振り返った時、事態の推移を単純化して説明するために生み出されたものと思ったほうがいい」（青山忠正『明治維新を読みなおす—同時代の視点から』清文堂出版、2017年、47-48頁）。

⁸ 宮地正人「禁門の変後の朝幕融和運動の展開とその挫折—肥後藩京都留守居上田久兵衛の活動に即して」宮地正人編解説『幕末京都の政局と朝廷—肥後藩京都留守居役の書状・日記から見た—』名著刊行会、2002年。白石烈「『公武合体』をめぐる会津藩の政治活動」『史学研究』235、2002年。白石烈前掲「幕末肥後藩の政治活動とその背景—蒸気船購入問題を中心に」。野村晋作「幕末期外様諸大名の上京とその役割—肥後熊本藩細川家を事例として」『立正大学大学院文学研究科年報』31、2014年。野村晋作「京都警衛の態勢構築—肥後藩にみる問題と克服」『日本歴史』865、2020年。

⁹ 末松謙澄『修訂防長回天史』上（復刻）、柏書房、1967年、150-153頁。

¹⁰ 宮下和幸前掲『加賀藩の明治維新—新しい藩研究の視座 政治意思決定と「藩公議」』21-22頁。

本稿では、先行研究を参考にした上で、幕末諸藩の政治史を総合的に捉えうる概念を創出することを意識して、藩是を「藩として目指すべき日本政治に対する基本方針」と定義し、〈藩是〉と書き表わすことにする。幕末期に従来の政治秩序が崩壊する中で、諸藩の内部で紛争が起きた時、藩政府は挙藩一致を図るため、中央政治と自藩との関連性を考慮した上で〈藩是〉を確定することになる。その際、藩政府は〈藩是〉の中で、自藩の朝廷・幕府に対する政治的立場を提示せざるを得なかったはずである。この点に着目して、本稿での〈藩是〉の分析にあたっては、とりわけ自藩と朝廷・幕府との関係を示した部分に比重を置きたい。

肥後は文久期に入り、藩内外の情勢変化を受けて中央政局への対応に迫られる中にあって、自藩の政治方針を挙藩一致の下で定めておく必要性に直面する¹¹。その結果、藩政府は文久二（一八六二）年四月に〈藩是〉を確定するに至る。幕末肥後における国事周旋・政治運動の前提条件は〈藩是〉確定をもって形成されたといえる。本稿では、肥後の幕末政治史を、その〈藩是〉と関連付けて考察することを試みる。具体的にいえば、肥後が中央政界での国事周旋及び他藩などとの相互交渉を行なう際、どのように〈藩是〉の内容を引用して自らの政治行動を正当化したのか、あるいは〈藩是〉の内容に変化はあったのかなどを解明していく。なお、現に〈藩是〉は取敢えず宣言された後にその内容が繰り返し参照されることで存立し得たものであって、それ故に〈藩是〉の政治的意味を考察するにはその内容の歴史的展開に焦点を当てるべきであるというのが本稿の立場である。こうした観点から、〈藩是〉が如何なる政治意思決定のメカニズムによって確定・維持・変化したかといった問題については詮索しないことを予め断っておく。

（２） 諸藩間の相互作用

江戸時代の日本は大名による連邦国家であった¹²。大名同士の政治的関係を考慮せずに幕末政治を理解することができない所以である。現に、有力諸藩はそれぞれ独立性を保ちながら、他藩との関係の中で連合や提携を模索していた。周知のとおり、文久期以降の全国政治は、各藩を代表する「諸侯」（隠居・当主・世子など）同士の直接対面や書簡交換、または諸藩間の使者往来など、活発な相互関係の中で展開した。

幕末期における肥後と他藩の関係性は、姻戚関係・江戸城殿席・地理的隣接といった諸要因に規定されていた。本稿では、肥後が政治課題に取り組む際、それらが如何に政治的関係に転用され、実際の国事周旋においてどのような形で現れたのかを検討する。このことに関しては、「藩外交」という概念が参考になる。かつて井上勲が「朝廷・幕府および諸藩との交渉の総合」と定義し、その後、久住真也が「ひとつの藩の領域を越えた、『国事』という

¹¹ ここで、幕末政治における文久期の歴史的意義を確認して置く。これについては、久住真也が要を得た説明をしている。「この時期は、幕府が政権を担当する自明性が崩壊し、天皇中心の新たな政治体制への動きが明確となり、それと連動して朝廷・幕府・藩三者の関係に決定的な変動が起きた点で、幕末史のターニングポイントとなる」（久住真也前掲「維新史研究―幕末を中心に」27頁）。

¹² 近世日本の国家構造について、三谷博は、「近世の日本国家は、明治以降と異なって、公儀と禁裏という二つの中心と二百数十の小国家からなる複合的な構造を持っていた」として、「双頭・連邦」国家モデルで説明する（三谷博『維新史再考―公議・王政から集権・脱身分化へ』NHK出版、2017年、第二章）。

全国的問題についての他藩や朝廷、幕府への周旋や運動」と説明したものである¹³。

文久年間は幕末期の藩外交においてもその転機に当たる。諸藩の間で国事に関する議論が交わされる傾向は、嘉永六（一八五三）年に對外政策をめぐる問題が発生した際に現れ始めたが、その傾向が質量ともに顕著になったのは、諸藩の中央政局への参入に拍車がかかった文久期以降である¹⁴。すでに諸藩は使者往来を常態化しており、交渉に長けた人材も備えていた。加えて、諸藩の首脳部は他藩との提携や連合を国事周旋の有力な手段の一つとして認識していた。本稿では、肥後を中心とする諸藩間の外交活動に注目する。

諸藩間の相互作用を分析する際、とりわけ重要なのは、藩主または名代の京都滞在時における藩外交の在り方である。肥後の藩主・名代の在京時期を時間順に並べると以下のとおりである。

- ・文久二年十二月五日～文久三年二月二十四日：長岡良之助（藩主弟）
- ・文久三年正月十七日～同年四月六日：細川慶順（藩主）
- ・文久三年九月二十八日～元治元年三月二十五日：長岡澄之助（藩主弟）
- ・文久三年九月二十八日～元治元年四月十五日：長岡良之助（藩主弟）
- ・慶応二年九月九日～同年九月十五日：長岡良之助（藩主弟）
- ・慶応三年五月二十八日～同年七月六日：細川澄之助（世子）¹⁵

注目すべきは、藩主の上京はわずか一回のみであり、京都での国事周旋を担当したのは主に藩主弟の二人であったという事実である。この点を含めて詳細は本論で検討する。

（３）公議政体論の在り方

幕末維新时期における最重要な政治課題として「公議」問題があったという理解は、かつて三谷博が提唱したものであり¹⁶、それを受けた関連研究の進展によって、「『公議輿論』が明治維新を考察するうえで重要な論点であることは、いまや研究者間に共有されて久しい」¹⁷状況となっている。

安政五（一八五八）年以降、史料上に「公議」「公論」あるいは「公議輿論」「輿議公論」などの表現で登場したこれらの言葉は、「世の多数意見と普遍的に妥当すべき正論という二つの意味」を持ち、「広く言えば、政府外からの政治参加を主張する語」であった。そういうわけで、「公議」およびその類似語は、幕末維新时期を通じて「政治参加を肯定し、専制を批判する言葉という意味」で頻用されていた¹⁸。本稿では、このような「公議」概念に基づいた政体改革構想の諸相を広義での「公議政体論」と捉えた上で、議論を進めていくことにしたい。

¹³ 井上勲『王政復古―慶応3年12月9日の政変』中央公論社、1991年、64頁。久住真也前掲「長州戦争期の政治運動と『公論』」24頁。

¹⁴ 藤野保『近世国家解体過程の研究―幕藩制と明治維新』後編、吉川弘文館、2006年、427-428頁。

¹⁵ 『国事史料』10、903-907頁。

¹⁶ 三谷博『明治維新とナショナリズム―幕末の外交と政治変動』山川出版社、1997年、第七章「『公議』制度化の試み―元治元年京都」を参照。

¹⁷ 池田勇太「幕末公議研究の論点」小林和幸編著前掲『明治史研究の最前線』39頁。

¹⁸ 三谷博前掲『維新史再考―公議・王政から集権・脱身分化へ』5-6頁。

近年の諸藩研究においては、「公議」問題を、藩内の意思決定に関わる諸要因の解明に結びつけて考察する傾向がみられる。端的な例として、宮下和幸は、「藩レベルでの『公議』性」を意味する「藩公議」という言葉を創出して、加賀藩政府の政治意思決定のあり方を類型化して説明している¹⁹。これは、幕末諸藩の政治過程を追究する上で重要な論点であるに違いない。

一方、本稿の分析視角は、あくまでも中央政治における「公議」問題、とりわけ公議政体論をめぐる諸藩の態度に注目するところに置かれている。これを踏まえて、肥後の事例を取り上げることになるが、その際、肥後の公議政体論を理解するための方法として、幕末の「公議」運動を主導した薩摩・越前の公議政体論との異同を念頭に置く。具体的な内容に沿っていえば、「公議」の場を幕府に置くべきか朝廷に置くべきか、最高決定権は誰が行使すべきか、政権参加の諸侯の範囲はどこまでにすべきか等々について、肥後が中央政局の変動に伴って如何なる構想を見出したのかを明らかにすることを目指す。

三 『改訂肥後藩国事史料』の活用について

本稿で取り扱う諸史料のうち中心を占めるものは、『改訂肥後藩国事史料』（細川家編纂所編、鳳文書院、1990年復刻。初版1932年）である。この刊本史料集については、熊本大学付属図書館に寄託所蔵される永青文庫の中にある「肥後藩国事史料稿本」の抄本であることが周知されており、あわせてその刊行までの経緯を確認するには白石烈による以下の説明が役に立つ。

同家（細川家）の最初の編纂物である「肥後藩国事史料」は、明治二十三年（一八九〇）十二月に宮内省から細川家に対し、嘉永六年より明治四年までの「其旧藩ニ於て而国事并時勢ニ関スル文書類」の提出を命じられたことが契機となっている（内事課「明治十二～二十三年 殉難者及旧藩事蹟取調録」〈宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号五三一〉明治二十三年第二号文書）。同書は編年史料体で編纂され、大正二年（一九一三）に完成した後、宮内省に提出された。これが現在宮内庁書陵部図書寮文庫に所蔵される「肥後藩国事史料」（全三十五巻、函架番号四五五一一四）と「熊本藩国事史料」（全二巻、函架番号四五五一一五）である。同時に小橋元雄『肥後藩国事史料』として民有社から出版された。／その後、細川家は大正六年より改訂作業に取りかかり、昭和六年（一九三一）に終了した。これが現在も利用される『改訂肥後藩国事史料』であり、旧版の「肥後藩国事史料」と比較して掲載史料は「其数倍に及」んだとされる（同書緒言）。これから明らかなように、『改訂肥後藩国事史料』は旧版よりかなり多くの史料（項目）が加筆されている。他方、旧版には採録されていたが改訂版で削除された項目も存在する。²⁰

¹⁹ 宮下和幸前掲『加賀藩の明治維新—新しい藩研究の視座 政治意思決定と「藩公議」』。

²⁰ 白石烈前掲「幕末肥後藩の政治活動とその背景—蒸気船購入問題を中心に」268頁の注（4）。

すなわち、『改訂肥後藩国事史料』は、細川家が明治二十三年以降、宮内省による旧藩事蹟取調事業²¹への対応として「肥後藩国事史料稿本」をまとめたことに始まり、それを原本として編纂した「肥後藩国事史料」「熊本藩国事史料」を大正二年に宮内省へ提出したのち、さらにそれらに大幅な改訂を加えた結果、昭和六年になって今日に伝わる史料集として完成をみるに至ったのである。

こうして完成した『改訂肥後藩国事史料』は、幕末政治史研究の全般にわたって広く活用されてきている。そうした中、本稿で問題にしたいのは、まさにその活用のありかたである。つまり、幕末政治に関する歴史的諸事実を裏付ける史料として『改訂肥後藩国事史料』は多方面から依然として重宝されているが²²、むしろ本来の目的であるはずの肥後の幕末政治史を考察するための史料としてはまともに活用されてこなかったということである。このように『改訂肥後藩国事史料』を積極的に活用した幕末肥後研究が意外と少ない中、改めて『改訂肥後藩国事史料』を丁寧に分析することで新たな成果が得られる可能性は十分にあるといえる。

以上から、本稿では、肥後の幕末政治史の全体像を捉えなおすための必須史料である『改訂肥後藩国事史料』を徹底的に読み込んでいくことにこだわりたい。この試みは、今後の幕末維新期における肥後研究をより豊かなものにする基礎作業になりうると考えられ、そこから本稿の意義を見出すことも可能であろう。

四 各章の内容

本稿の各章では、上記の問題関心・分析視角・史料活用を意識しつつ、次のような内容を取り上げる。

第一章では、〈藩是〉確定までの政治過程を検討した上で、〈藩是〉の内容を考察する。藩政府が国事周旋の必要性を認識するようになる背景に文久元年十二月を起点に高揚した藩内の勤王運動があったことを確認し、翌年四月の〈藩是〉確定までの経緯を追究する。そし

括弧内の記述はすべて原文のままである。なお、引用文には小橋元雄『肥後藩国事史料』が「民有社」から出版されたことになっているが、正しくは「民友社」であろう。民友社は、熊本出身の徳富蘇峰が設立した出版社で、大正三（一九一四）年には、長岡護孝編著『長岡雲海公伝』を出版している。長岡雲海は、肥後細川家に生まれて幕末・明治期に活躍した長岡良之助である。細川家関連の書籍の出版状況に関しては、民友社と細川家との関係なども含めて、今後の課題にしておきたい。

²¹ 旧藩事蹟取調事業に関しては、次の論考を参照。白石烈「宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会（上）」『書陵部紀要』第71号、2020年。白石烈「宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会（下）」『書陵部紀要』第72号、2021年。

²² たとえば、久住真也『長州戦争と徳川将軍一幕末期畿内の政治空間』岩田書院、2015年では、随所に『改訂肥後藩国事史料』が論拠として挙げられている。

て、〈藩是〉の内容から肥後の自己認識や秩序構想を分析し、さらに他藩の事例との比較を試みる。

第二章では、肥後が中央政局に関わりを持とうとする初期段階でどのような方策を模索したのかを観察する。具体的には、文久二年三月から同年七月までを対象に、江戸藩邸と国許の構想を取り扱う。〈藩是〉に基づいて公武一和などの目標を共有しながらも、長州主導の政治運動への合流を主張する江戸藩邸と、藩主弟による肥後独自の国事周旋を試みる国許が対立する様子を示し、なぜそのような相克が生じたのかを考える。

第三章では、肥後の中央政局への参入過程を解明するとともに、藩主に先立って上京を果たした藩主弟長岡良之助の言動を分析する。文久二年七月以降、朝廷から藩主に国事周旋を求める内勅が数回発せられ、藩政府は紆余曲折の末、藩主上京及び良之助先発上京を決定する。まずその経緯を追う。そして、同年十二月から国事周旋を行なった良之助が、政治都市と化した京都で諸政治勢力と如何なる相互作用を展開し、肥後をどのように位置付けようとしたのかを検討する。

第四章では、肥後の諸藩連合論を扱う。肥後主導の諸藩連合を指し示す「九州諸藩合従」の構想・運動に注目して、九州諸藩及び越前との間で行われた外交交渉の過程を検討する。文久三年正月から四月までの藩主滞京時の国事周旋を検討したあと、同年七月に諸藩連合論をもって中央政局に乗り出す方針を決定するに至る経緯と同論の内容を分析する。次いで諸藩連合論が政治運動として如何なる展開を見せ、どのようにして終焉を迎えたのかを、肥後・筑前・薩摩・越前・肥前などによる使者外交を追及しつつ明らかにする。

第五章では、肥後兄弟（長岡澄之助・良之助）と「参与諸侯」の関係性について考える。文久三年八月十八日の政変で長州を中心とする尊攘過激派の政局主導に歯止めがかかると、肥後はそれを秩序再建の好機と捉えつつ藩主名代による国事周旋を推進していく。肥後が政変後に確定した国事周旋の基本方針を検討したあと、十月から翌年四月までの間、肥後兄弟が「参与諸侯」との関係の中で如何なる政治行動を取ったのか、それが肥後の公議政体論に如何なる影響を与えたのかを考察する。

第六章では、第一次長州征討期における肥後の対応を検討する。元治元年七月に起きた禁門の変を機に、幕府は征長軍を組織し、戦時体制を構築していく。その初期段階で、幕府側の内部で軍事指揮をめぐって齟齬が発生し、諸藩の征長方針及び藩兵運用に影響を与えることになる。この点を念頭に、肥後の政治動向を分析していく。具体的には、幕府命令の齟齬への対応、將軍進発を目指す政治運動の展開、藩兵運用の在り方を取り上げる。併せて、長岡良之助が戦後構想として持ち出した公議政体論の内容を検討する。

第七章では、肥後藩主の進退問題を主題とする。慶応元年正月から四月までを対象に、藩主の所在（在国・出府・上京）をめぐって国許・江戸藩邸・京都藩邸の間でどのような議論が交わされたかを観察し、それが中央政局の影響を受けつつ幕府・朝廷との政治的関係を設定する問題と連動していたことを示す。それを踏まえて、幕末期に藩主の物理的居所が大名家の政治的立場を表明する手段の一つであったことを確認する。

第八章では、長州再征期における肥後の対応を検討する。まず、藩政府が長州再征への立場を決定する際、江戸藩邸による先鋒出陣請願や第一次長州征討時の経験などが大いに考慮されたことを指摘する。次いで藩政府が長州戦争にどのような姿勢で臨んだのか、とくに幕府に対する距離の取り方を中心に考察する。その際、諸藩統制のための幕府の求心力が低下していたことに注目する。

第九章では、長州戦争終結後から幕末最終段階までの肥後の動静を考察する。慶応二年九月の長岡良之助、慶応三年六月の細川澄之助（世子）による国事周旋の内容を追究しつつ、肥後が中央政局から遠ざかっていく様子を示す。次いで、将軍徳川慶喜の政権返上を契機に藩政府が従来の〈藩是〉を転換したことをみた上で、その意味について考える。最後に、王政復古クーデタが起きた時点での藩政府の新政権構想を取り上げて、幕末最終段階における肥後の公議政体論の性格を明らかにする。

終章では、各章を通して得られた結果に基づいて、肥後の幕末政治史を総合的に記述するとともに、幕末諸藩の比較研究に提供しうる論点を意識しつつ今後の課題を提示する。

第一章 〈藩是〉の確立 (文久元年十二月～文久二年四月)

第一節 肥後尊攘論

(1) 尊攘論の高揚

肥後細川家は、関ヶ原の戦いで東軍に属して奮闘しその功績により豊前小倉三十九万九千石の大大名に躍進を遂げたのち、さらに徳川政権から厚い信頼を勝ち取った結果、寛永九（一六三二）年に肥後五十四万石へと加増・転封されたことで成立した家柄である¹。そして、幕末まで九州地域の有力大名であり続け、万延元（一八六〇）年七月に先代の死去を受けて二十五歳で家督相続した細川慶順のもと、政治激動の文久期を迎えることになる。

その文久元（一八六一）年以降、肥後領内に尊攘論が高まっていく。藩政府が中央政局に関して態度表明を迫られるようになった背景の一つには、藩内における尊攘論の高揚があった。

肥後勤王党は、魚住源治兵衛・永島三平・宮部鼎蔵・轟木武兵衛・河上彦斎を始めその大半が国学者林桜園の門下であり、嘉永・安政年間には長州の吉田松陰とも交流していた。一方、横井小楠を中心とする藩政改革派の実学党ともペリー来航時に情報を共有するなど関係を持っていたが、小楠が開国論に転換すると袂を分かち、尊攘論を固持した²。

そうした中、肥後勤王党が中央政局に対し強い関心を注ぐようになったのは、文久元年十二月であった。十二月二日、尊攘派志士の清河八郎・安積五郎・伊牟田尚平の三人が玉名郡安楽寺の医師松村大成の宅を訪れたのがきっかけである。それに先立つ同年正月、議奏中山忠能の家臣田中河内介は久留米の真木和泉や岡の小河一敏と会談するなど九州一帯で勤王遊説を行った際、肥後にも立寄っている。彼は数日間に亘り松村宅に滞留しながら肥後勤王党と国事について議論を交わし、後日を期すことを約して京都へと帰った。こうした経緯から清河ら三人が田中河内介の書簡を携えて松村大成を訪ねたのである³。

松村大成は「もっとも早く志士の活動に投じた」人物の一人で、勤王党同志を物心両面から支えた後援者でもあった⁴。事実、松村大成と中山忠能との関係は、安政六（一八五九）

¹ 山本博文『宮廷政治―江戸城における細川家の生き残り戦略』角川新書、2021年（初版は1993年）。

² 森田誠一「幕末・維新时期における肥後熊本藩一特に明治維新への参加をめぐる」大久保利謙監修『明治維新と九州』平凡社、1973年、218-220頁。渡辺京二『神風連とその時代』洋泉社、2011年、134-141頁（初版は1977年）。なお、実学党とは、横井小楠を中心として、朱子学の道理に基づいた実践を重視し、政治改革を唱えた肥後藩士たちの集団である。実学派・実学連とも呼ばれた。

³ 後藤是山『肥後の勤王』矢貴書店、1943年、1-4頁。新熊本市史編纂委員会編集『新熊本市史』通史編3 近世Ⅰ、熊本市、1993年、352頁。森田誠一前掲「幕末・維新时期における肥後熊本藩一特に明治維新への参加をめぐる」227頁。

⁴ 渡辺京二前掲『神風連とその時代』163頁。下田曲水編『近代肥後人物史』上、稲本報徳会、1925年は「幕末に於ける肥後勤王党の長老」（343頁）と評価する。

年以來のものである。『松村大成永鳥三平両先生伝』は、松村が安政六年に「多年の主張を叙述して復古論一編を草し之を天朝に上り且堂上の諸公卿を動かさんと」の考えから、自ら上京し中山に謁見したという。そして、「此の上京が中山卿と松村家否肥後の志士との間に連携をつくる一機縁となった。先生一家の勤王も之より中央に認められ志士往来の一因をなした」と説明している⁵。

田中河内介は松村大成宛て書簡で、「天下之形勢も追々不堪感慨事のみ、歎息之至ニ御座候」と現状への懸念を示し、「勤王之一大策」について「御相談御高説」を求めた。そして、その策略の詳細を清河八郎らから聞き取るようにと記した⁶。清河らが明かした「勤王一大策」の詳細は、轟木武兵衛の以下の覚書から確認できる。

関東方ニテ不容易企有之、既ニ主上之御身之上ニ御艱厄差逼居候間、臣子之情分、高枕安臥致シ候時節ニ無之、右ニ付天下有志之輩来春桜之時ニ至り闕下ニ馳集、九条殿下（関白九条尚忠）並酒井若州（京都所司代酒井忠義）ヲ奉誅、主上倒懸之御災を奉救筈候段内々相嘶、依而九州有志之面々致合従馳登候筈ニ而、最早薩州・筑前等申談相整居候間、諸侯方ニハ追付、雅陽宮様（後の中川宮親王）ヨリ令旨被差下候筈之段、密々申聞候由⁷

すなわち、清河らは、幕府の横暴により天皇の帝位が危ぶまれるに至ったと認識した有志らが決起する意志を固めており、実行時期や要人暗殺計画も練っていると述べた。さらに、九州の有志も結合して京都に上り尊王決起に一翼を担わねばならないと力説し、すでに薩摩・筑前では密議が整ったとして肥後勤王党に決断を迫ったのである。

ところが、幕府が天皇の廃位を企てているとの主張は事実とは符合しないものであった。幕府は公武対立が深まることを防ぐため、朝廷尊崇の姿勢をみせながら、天皇の権威を借りて失墜した武威を挽回しようとしていた⁸。清河らの言説には各地の知識人や尊攘論者を煽動しようという意図が秘められていたと考えられる。

清河らの主張について、宮部鼎蔵は「壮年之者之悦候処ニ而、彼等浮浪輩、輕挙妄動之説、足信不申」⁹と、一切信用しなかった。他のメンバーの多くも同様の対応をみせた。結局、清河らは肥後勤王党を見限り、同月二十九日、肥後を去ってしまう¹⁰。

清河らの来訪を通じて尊王運動の動向に接した肥後勤王党は、自分たちの目で天下の大勢を把握する必要性を悟った。翌年の文久二年正月四日、宮部鼎蔵と松村深蔵（松村大成の長男）の二人が、実状を調べるため上京の途に就く¹¹。

⁵ 熊本県教育会玉名郡支会編『松村大成永鳥三平両先生伝』熊本県教育会玉名郡支会、1935年、35-36頁。

⁶ 『国事史料』2、838-839頁。

⁷ 『国事史料』2、842-843頁。

⁸ 当時の幕府は、「公武一和の象徴」として和宮降嫁を推進し、天皇より許諾を得ていた（青山忠正『明治維新』吉川弘文館、2012年、70-72頁）。

⁹ 『国事史料』2、847頁。

¹⁰ 後藤是山前掲『肥後の勤王』15頁。

¹¹ 『国事史料』2、853-854頁。

二人は滞京中、田中河内介や中山忠能・忠愛父子と会談し、京都の情勢が清河らの話より切迫していると判断した。そこで、尊王運動に積極的に参加することを決める。京都に澎湃と湧き起っていた尊王主義の気運が彼らの決意を促したのであろう。二人は二十二日に河内介を通じて、中山忠愛から「今度、右之者共、上京之趣意、赤心之程感入候。報国之企、此時ニ可有之候間、速帰国、同心相結、愈義拳決断可有之」¹²との旨を伝えられた。同志の結束を図り勤王の「義拳」に出るように求められたのである。二人は二月上旬に帰国し、それを同志に報告した。それ以降、肥後勤王党は藩政府に建白書を提出するなど尊王運動の実現に向けて動き出した。

(2) 尊攘論者の主張

肥後勤王党は宮部・松村の帰国後、尊王運動の趣旨などを家老に建議し、藩政府に働きかけを行なった。ここでは文久二年三月中に提出された建白書¹³を挙げてその主張を検討する。この長文の建白書は「同志者惣代魚住源次兵衛」の名で提出されており、個々人の意見を越えた尊攘論の核心部分が示されたものとみてよからう¹⁴。

同建白書について、後藤是山は「魚住の建白書は、諸藩に鬱勃たる勤王思想の中に在つて、肥後が如何なる位置に立ち、また如何なる態度を持してみたかを知ると同時に、肥後の勤王の志士が、其の間如何に苦心焦慮してみたかを、最も明白正直に話つて居る」¹⁵と評価している。しかし、肝心の史料解釈には及んでいない。他に、森田誠一や『新熊本市史』も同史料を取り上げているが、立ち入った分析はなされていない¹⁶。以下、幕末期肥後の政治動向を語るにあたってこの建白書の持つ重要性を指摘した先行研究の慧眼を認めた上で、詳しい分析を試みたい。

建白書は、まず自分たちが勤王運動への参加を決意した経緯を記す。清河らの訪問が触媒となって宮部・松村の上京が決定し、京都探索の結果をもとに情勢の深刻さに懸念を抱くようになったと述べた。続いて、諸藩の動向を記している。それは、二月以来、長州の来原良蔵や薩摩の有馬新七らと交流した際の情報に基づいたものであった。つまり、薩摩・長州・肥前は既に「義拳之覚悟」を固めている。また、尾州・土州・筑前・石州・因州・桑名・仙台・阿波なども「義拳之風説」があり、それは「肥薩長之三藩之模様を押而相考候得者、大略相違茂有之間敷奉存」という。「義拳」への参加が時代の大勢であることを藩政府に認識

¹² 『国事史料』2、868-869 頁。

¹³ 全文は、『国事史料』2、905-909 頁、後藤是山前掲『肥後の勤王』40-47 頁。本稿での引用は『国事史料』2 による。

¹⁴ 当初は、「七八十人連名」で提出する予定であったが、「餘り大勢名前ニ而差出候而者、強訴之躰ニモ相聞不穩間」として、「源次兵衛一名ニテ筋々相達」することにした（『国事史料』2、901 頁）。なお、魚住が総代を任されたことには、同志の中で二番目に高い家格が影響したと思われる。森田誠一は、「そもそも、勤王党は住江甚兵衛の千石（番頭）、魚住源次兵衛の三百石（鉄砲頭）を除くと概して下士層が多かった」（森田誠一前掲「幕末・維新时期における肥後熊本藩一特に明治維新への参加をめぐる」220 頁）と説明している。

¹⁵ 後藤是山前掲『肥後の勤王』49-50 頁。

¹⁶ 森田誠一前掲「幕末・維新时期における肥後熊本藩一特に明治維新への参加をめぐる」227-228 頁。『新熊本市史』通史編3 近世Ⅰ、354 頁。

させようとした意図が読み取れる。そして、「右之條々委曲所々ニ建言仕置候得共、于今何之御模様も相見不申、誠ニ悲憤ニ堪不申候」、「御為筋申出候者を徒黨之様ニ申成し、却而塙塹を相構相對不致を以今日之得策と被致候向も有之候」と、事勿れ主義をもって自己保全を図る藩政府の消極的な反応がもどかしいと述べた。

こういう情勢の中で肥後が他藩からどのように看做されているのかを示し、藩政府に覚醒を求めた。

方今、天下有志之諸大名より御当藩を概見仕居候所者、癸丑以降之御処置を根とし、彦根藩純粹之御同意と奉存候趣ニ而、肥後人と申候得者、幕府之間牒同様ニ見成候而、忝人も其国情を明し其内実を語り候者無之、薩藩え参候有志之面々、御当所を通行仕候者、宛も敵国を経過いたし候様之思ひをなし候様子ニ御座候。私共右等之事情一々見聞仕、慨嘆憤怒ニ堪不申候。御当藩之義ハ、決而右様之御真情ニ而は無之段、反復丁寧論弁いたし候而も、未其事跡相見不申候付、燦然と疑心相解候様ニハ無之候得共、此節丈之事情者相明し候様ニ成行候折柄、此度右等之諸大名奉勅意候期ニ至、御当藩よりハ御旗一流も御出し無御座候而は、弥以、初彦根藩御同意之御廟議と概見可仕も難計候。左候得者、第一天朝え之御大義を被遊御闕、且ハ天下之悪ミを被為受、四方敵国と罷成候而ハ如何可被遊御処置候哉。私共疾痛慘怛、不顧身命苦心仕候処者、此儀ニ而御座候。如何ニ国富兵強天下無双之御藩とハ乍奉申、八達之御国柄ニ四面敵を被為受、永久独立之御廟算、如何可被為在候哉。且御名義被遊御闕候而は、乍恐御国家之御存亡、此時と奉存候。実ニ臣子之情分、以死殉国之秋と決心仕候。

ここには、肥後に「幕府之間牒同様」という嫌疑が掛かっている現状への焦燥や苦悩が如実に現れている。肥後に対する諸藩の酷評が実際に一般的であったかどうかはともかく、肥後勤王党がそれを深刻に受け止めていた事実は重要であろう。彼らの持つ危機感は尋常ではなかった。現状を打ち破らない限り、肥後が四面楚歌の状態に追い込まれて存続（「永久独立之御廟算」）の危機に直面しかねないを見ていたのである。そこで、「御国家御存亡、此時と奉存候」とまで唱え、藩政府の安易な対応に警鐘を鳴らした。敢えて最悪の結果を予想して藩政府に事前責任を追及したのである。

こういう現状認識の下で、建白書は朝廷や諸藩に肥後の「真情」を示すためには「御当家より義を挙げられ、上ハ奉安宸襟、下は天下蒼生の苦を救たまはんこそ、乍恐至当なるへき儀と奉存候」と勤王の行動を起す必要性を力説した。同様の主張は他の箇所からも確認できる。つまり、「勤王ハ列藩ニのみ致させ、御当国よりハ、一人も義徒無之候而は、事成、乱平之后、何之面目ありて天下之人ニ面を合せ可申哉」と。肥後勤王党は藩兵を尊王運動に巻き込むために藩政府を突き上げようとしたことがわかる。

現に彼らは一貫して藩兵の京都派遣を求めていた。薩摩の島津久光による率兵上京はそれに緊迫性を増した。久光は三月十六日に鹿児島を出発し、二十三日には肥後川尻町で止宿している。三月二十一日、魚住源次兵衛・今村乙五郎・宮部鼎蔵は、家老長岡佐渡章之に面会し、久光出府の目的は「御上京ニ而帝都御守衛」にあると述べたあと、「此節、速ニ京都へ御人数被差登、勤王之御処置有御座度、左様無之候ハ、同志之面々申合亡命いたし、帝

都へ馳上り、銘々勤王之志を遂候」と圧力をかけた¹⁷。また、翌日の二十二日には、佐々淳次郎・山田十郎らが家老長岡監物是豪に対し、藩主弟二人のうち一人、あるいは備頭一人の上京を要望した。さらに、参勤交代から帰国中の藩主細川慶順の到着を待っているのは、久光上京という緊急事態への対応に遅れをとることになりかねず、藩兵上京のみでも決定してほしいと要求した¹⁸。

さて、建白書は次いで朝廷・幕府・諸藩の関係を以下のように述べる。

元和以来今ニ至迄、嘗て幕府をさして君上と称候儀は全く無之、乃幕府も諸大名も官位ハ同く天朝より叙任候儀をもつて見候而も、君臣にあらざる儀は明白に相分候。幕府は武家之棟梁と唱申候通ニ而、たとへば天朝ハ父母、幕府列藩ハ兄弟之統の如きものニ御座候而、是迄ハ大兄より父母之意を奉行仕居候所、此節ハ右大兄の臣僕、白刃を以父母ニ差付居候形勢に異る事なく、然るニ、二男三男共、兄之臣僕が所為ハ即兄之意ニ可有之とて、父母を如何様に致し候ても無為方と致傍観居候条理は無之、身を以て其間を押隔、右之白刃を差向居候臣僕等を撲倒し、左候而、先、父母の危急を救、左候而、右之所為は兄之意趣ニ候哉否糺明ニ及び、兄之意ニ無之候ハ、幾回も父母ニハ過を謝し、兄ニは致規諫候而、父子之恩をそこなはず、兄弟之義を失ひ不申社、急務にて可有御座候。

江戸時代に徳川政権は「公儀」と称されてきた¹⁹。しかしここでは「幕府」と呼んでおり、その伝統から逸脱している。将軍と大名との主従関係は、「天朝」の権威の前で相対化された。朝廷の権威の根拠として官位叙任権の所在を提示している。近世日本では武家官位の執奏権は将軍が独占しており、大名の官位は徳川家からの恩恵として意識されていた。しかし、制度上、将軍も大名と同じく天皇から官位を与えられることになっていたため、天皇との関係からすれば、将軍は大名と同じく「王臣」・「朝臣」として同列に位置付けられる可能性を孕んでいた²⁰。そうした可能性が表面化し始めたのは、十八世紀後半以来であったが、さらに顕然化したのは、まさにこの時期であったといえる。当時の尊攘論一般における日本国家の政治秩序の捉え方が肥後勤王党にも深く浸透していたことが窺える。

このように朝廷を日本国家の頂点に置く観念を示した上で、朝廷・幕府・諸藩を家族関係に譬えている。つまり、「天朝ハ父母、幕府列藩ハ兄弟之統の如きもの」である。幕府と諸藩を兄弟になぞらえたことから、徳川家と大名との主従関係を相対化しようという意図が窺がえる。一方、朝廷（「父母」）と幕府（「大兄」）との間に不和を招いたのは、「大兄之臣僕」すなわち大老井伊直弼ら幕閣の失態が原因であると断じる。これは、「大兄之臣僕」を倒した上で、彼らの行動が将軍自身の意志を体現したものか否かを明らかにすべきだとの主張に繋がっている。

続いて建白書は、藩政府に「御国是」を定めるよう促す。

¹⁷ 『国事史料』2、895頁。

¹⁸ 『国事史料』2、901頁。

¹⁹ 渡辺浩『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、1997年。渡辺浩『日本政治思想史一十七～十九世紀』東京大学出版会、2010年。

²⁰ 藤田覚「近世後期の武家官位と天皇」『国史談話会雑誌』38、1997年。

此節、天朝之御趣意、決而幕府を御追討之儀ニ無之、内ニしては姦邪之臣僕を誅し、外にては夷狄を征伐したまひ、万民之患難を被遊御救候儀に候段者、確實ニ承取申候事ニ御座候。右之御趣意を被遊御遵奉、御国是一定之基本を被為成御建立候様。若不然して唯々幕府え御報恩と而已申候而は、萬一朝敵之名を被為受候様ニ成行候而者、天下正義之惡ミを被遊御受、何方ニ而御報恩被為出来候哉、誠不堪慘怛次第奉存候。右之通ニ候得者、御報恩ニ無益のみならず、御国家之御傾覆を被為招候訳ニ而、実ニ被為對御先靈様於御孝道も如何之御儀と重畳奉懸念候。

天皇の意思は、幕府を「追討」するというものでは決してない。内政において「姦邪之臣僕」を誅罰し、對外問題においては「夷狄」を「征伐」することで、日本を危機から救い出したいというところにある。そうした叡慮に従って「御国是一定之基本」を立てるべきである。叡慮に背き、幕府擁護の立場を固持するならば「朝敵」の汚名を被り、幕府への「御報恩」はおろか細川家の存立そのものがあやぶまれる。ここでも最悪の事態を想定する論法を使っていることが目立つ。ここで「御国是」の決定を求めたことは、藩政府に決断を迫る最終通告でもあったといえる。藩政府はこれにより、相当な政治的負担を背負わされることになった。

建白書は最後に「一体不易之御国是」を決定するよう繰り返し要求したあと、以下のように決然とした態度を示す。

若此節御遅緩之儀ニ被遊御治定候ハ、報国尽忠之輩、不顧御国典、一己々々之赤心を相尽し候様ニも成行、水府之故轍を踏ニ至候而ハ、実ニ御国御殄瘁之基とも奉存候間、何卒私共建言之筋深御憐察被成下、片時も速ニ被遊御英断被下候様重畳以死奉至願候。

水戸の先例²¹を持ち出し、自分らの要求が受け入れられない場合には出奔・脱藩に訴えろと、はっきりと脅迫したのである。藩内の尊攘熱は内紛を引き起しかねないところまで立ち至っていた。

第二節 藩政府の対応

(1) 指導部の苦心

勤王党による度重なる建議を受けてきた藩政府は、三月下旬、それまでの微温的な態度を改め、政治方針の確定に向けて積極的に取り組んでいく。

三月二十二日、家老長岡監物は藩兵の京都派遣を要求する勤王党に対し、兵士を大阪に臨時駐屯させる案を持ち出した。ただ、それは個人の意見であり、重役会議で取り上げられるかどうかは心許ないとも述べた²²。

²¹ 当時、水戸では門閥派と改革派の対立で内訌が続いていた。そうした状況の中で、脱藩浪士らは、万延元（一八六〇）年三月には大老井伊直弼を暗殺した「櫻田門外の変」を、また文久二年正月には老中安藤信正を襲撃した「坂下門外の変」を起こしている。

²² 『国事史料』2、901-902 頁。

その翌日、一門・家老・中老・奉行・用人らは長岡佐渡宅に集まり、藩兵派遣の是非を議論した²³。この重役会議の様相を伝える史料をみると、判断に窮する「佐渡列」の家老側と慎重論を唱える「才右衛門列」が登場する。ここで登場する「才右衛門列」とは「才右衛門・新兵衛・新助・熊助」の同役であると記されているが、役職が特定できるような記録は管見の限り見当たらない²⁴。佐渡に意見を求められた才右衛門らは、以下のような趣旨を示した。

惣而御国政之儀ハ、公義²⁵御法度ニ応し被立置候儀ニ而、毎度御発駕前於御前被仰渡候儀は、第一ニ公義御法度相守候様との旨ニ御座候（得）は、公辺より御差図無之内、如何様不慮之儀有之候共、御人数等被差出候杯と申儀相済可申様茂無之候ニ付、其趣を以、源次兵衛列えは得斗相論、左候而も聞入不申候ハ、御着座御日晷茂不被為有候間、何事茂奉伺尊慮候上、思召ニ随ひ可申との儀申聞、猶豫為致置候而者何程ニ有之候哉と佐渡列え申向候処²⁶

藩主が参勤交代の出立前に藩政にかかわる問題は「公義御法度」に基づいて対応しよう命じたこと²⁷、「公義御法度」は幕府の許可なく藩兵を動かすことを禁じていることを根拠として、勤王党への説諭に当たるべきである。それでも鎮静しない場合は、藩主帰国を待つて最終判断を仰ぐ。才右衛門らの意見は如何にも正論であった。

これに対し、佐渡らは「至当之説」と認めながらも勤王党がそれを承知する見込みはないだろうとして再び下問した。才右衛門らは返答に困りつつ、勤王党が脱藩に走る事態が生じないように何らかの「手当」を取らねばならないと述べるだけであった。結局、会議は翌朝まで続いたものの、結論を出せずに終了してしまった。

そうした中、三月二十六日、重役らと藩主弟の長岡澄之助・良之助²⁸は、勤王党の魚住らと呼び出して論し、尊攘熱を鎮めようとした²⁹。二十八日にも、澄之助・良之助は住江・魚

²³ 『国事史料』2、895-896 頁。

²⁴ 高野和人編纂『肥後細川家分限帳』新潮社、1991 年から以下の氏名を確認することができる。黒川才右衛門（100 石）・益田才右衛門（150 石）、清田新兵衛（300 石）・長塩新兵衛（350 石）・上田新兵衛（500 石）・三宅新兵衛（700 石）、中村新助（200 石）・弓削新助（700 石）、瀬戸熊助（200 石）。高野和人は、「本書の成立年代は、幕末慶応年間から明治二年版籍奉還までの間で、細川藩最終の侍帳ではないかと推定されます」（凡例）と記す。

²⁵ もともと「公儀」と記すのが江戸時代の一般的な用法であるが、肥後の諸史料には「公義」となっている。本稿では同じ意味として捉える。

²⁶ 『国事史料』2、896 頁。

²⁷ 藩主細川慶順は、「万事如江戸之法度、於国々所々可遵行之事」という武家諸法度（二十一条）の遵守義務を家中に命じたものと思われる。『御当家令条』石井良助編・校訂『近世法制史料叢書』第2巻、創文社、1959 年。

²⁸ 肥後細川家の庶子の名乗り方は次のようであった。「凡そ藩の法として嫡嗣のみ独細川氏を冒し、その余の公子は皆長岡氏を襲がしむ。これ長岡は山城の地名にして、遠祖藤孝の氏たりしが故なり」（長岡護孝編著『長岡雲海公傳』民友社、1914 年、2 頁）。また、世襲家老の松井・米田・有吉の三家のうち松井と米田も長岡姓を称した。

²⁹ 『国事史料』2、927 頁。

住らを引見した。輕輩に身分不相応の待遇が施されたことになる。にもかかわらず、勤王党の藩士らは説得に応じようとしなかった。

（２） 藩兵の大坂駐屯を決定

それを受け、藩政府はやがて勤王党の圧力をかわす処置を取る。藩兵の大坂駐屯を決定したのである。肥後はペリー来航時の嘉永六（一八五三）年六月に幕府から武蔵国本牧の警備を命じられたのをはじめとして、同年十一月以降、長州と共に相州湾浦賀の警備を担当してきた³⁰。折から翌月に藩兵交代のため出立する予定の西山大衛³¹組に急遽大坂駐屯が命じられた。

其方組共引揚、此許被差立候儀は、今度薩州島津和泉殿（島津久光）出府付而、風説之趣有之候付、表分は大坂御蔵屋敷警衛之為、暫彼地え相滞候振合ニ相心得、其内ニは沼田勘解由も可致着坂候間、諸事申談、京地之模様、且大坂滞留中之都合は、彼地詰御目附渡辺善右衛門可被申談候。

一、右和泉殿、伏見滞留之様子ニ付、其内、万々一京地異変起、諸藩より御人数等罷登候程之時宜ニ茂至候ハ、心得之儀は委細及演達候通ニ付、精々勘解由申談、御国之御瑕穽ニ不相成様之覚悟、肝要ニ候事³²

これを決定した経緯を示す記録は管見の限り確認できないが、藩主の参勤中に藩政を取り仕切る立場にあった在國家老の長岡佐渡・長岡監物の責任のもとでなされたことは間違いない。西山組を大坂蔵屋敷に滞留させる理由は、島津久光の率兵上京による不安な情勢に備えるためであるとされている。しかし実際は、勤王党の藩政府への不満に対するガス抜きとしての性格が強かったと思われる。

藩兵を勤王運動に巻き込もうとした勤王党は、一応この処置に納得した。西山組は三月二十九日、大坂に向けて出発した³³。

（３） 大目付への上京命令

一方、藩政府は中央政治の動向を把握することに乗り出す。三月二十六日、御留守居大頭沼田勘解由延裕に以下の命令が下された。

於天朝者、往古より君臣之名分燦然たる儀申迄も無之、引続、公衆者武家之棟梁職を被任、万事被重候内、此方様え者別而御鴻恩之義茂有之候処、近年関東之御処置違候ニ付而者、殊之外宸襟を被惱候趣ニ有之、間ニ者不穩唱茂相聞、四方之外夷、皇国を窺候折柄、萬一内乱を醸候体之儀有之候而者、大切至極ニ付、此節京都え別段御使者を被差登、現実之御模様、具ニ御窺之上、叡慮之旨御尤之御儀ハ悉ク被奉畏、関東え御涯分丈被仰

³⁰ 『新熊本市史』通史編 3 近世 I、543-549 頁。

³¹ 西山大衛は千百石の番頭。なお、肥後の軍事機構については、鎌田浩『熊本藩の法と政治—近代的統治への胎動』創文社、1998 年を参照。

³² 『国事史料』2、922 頁。

³³ 『国事史料』2、927 頁。

上、猶於關東無余儀事情茂被為在候ハ、是又京都え被仰上、干戈ニ不及、宸襟奉安、至当之御政道を被得、人心茂致安堵候様、上下一致之御力を可被尽候事。³⁴

沼田への上京命令は、まさに特別（「別段」）な処置であった。平時であれば京都や大坂詰の役人に情報探索を命じれば、それで済む³⁵。しかし、尊攘論の高揚や中央政局の不穏な情勢は藩政府に特段の措置を迫り、藩政府の方針を明確に定め、国許の役人にこれを体して京都周旋に当たらせることとなったのである。

注目すべきは、幕府・朝廷と肥後の関係や今後の政治運動における基本構想を明記した部分で徳川政権を公儀（「公義」）として認定していることである。こういう認識は勤王党のそれとは相反するものである。この点は、藩兵大坂駐屯の決定が勤王党の主張に賛同した上でなされたものではなかったことを示唆する。つまり、藩政府は勤王党と異なる認識を持っていながらも、目下の混乱を鎮めるために「公義御法度」に触れない範囲で藩兵を展開するぎりぎりの解決策を立てたのである。

さて、沼田への命令書に記された政治方針は、翌月の三日に確定する〈藩是〉に殆どそのまま採用されることとなる。次にその過程を検討しよう。

第三節 〈藩是〉の確立へ

（１）藩主帰国

四月一日、藩主細川慶順が熊本に到着した。それより先、慶順は藩兵の大坂駐屯について報告されると、それを直ちにに取り止めさせた³⁶。帰国途中で京都情勢に接したはずの慶順は、藩兵が尊王運動に巻き込まれることを恐れたものと思われる。藩主から事後承認を得ようとした家老らの計画は見事に外れた。

四月二日、慶順は、留守中に「人気動揺」が起きたのは「上之軽きより之儀」が原因であるとして重役らを叱責した。勤王党への対応に過失があったと判断したのである。それを受け、一門をはじめ家老・奉行衆は謹慎を申し出、早速「差控」の処分を科された³⁷。これで、藩政府の内部における藩兵運用をめぐる意見の不一致は、藩主が最終的な決定権を行使し責任者を処罰することで解消した。

そして、同日、慶順は自分の「従来之本意」を次のように表明している。

京都は勿論、江戸え奉対、弓矢を向候存念無之、国家ニ替候而茂、東西え致忠節、天下

³⁴ 『国事史料』2、913-914 頁。

³⁵ 肥後の京都・大坂詰については、『新熊本市史』通史編3 近世Ⅰ、519-521 頁。

³⁶ 『国事史料』2、927 頁。

³⁷ 『国事史料』2、926 頁。「御家老衆引入知せ状写／拙者儀、京都表之儀ニ付、種々唱之儀有之、人気動揺之萌および候処、取鎮届兼、相州交替之御人数引揚差立等、不被為叶思召御沙汰之趣、重畳奉恐入候。依之、自身伺被受置候との趣ニ御座候。／右之趣ニ而、御一門御家老御奉行衆、四月二日方差控ニ相成、日数七日終而御免之由」。

之事至当ニ歸し候様取扱度、従来之本意ニ候事。³⁸

肥後（「国家」）を挙げて朝廷（「京都」）と幕府（「江戸」）に「忠節」を尽すべき旨を示したのである。これは、「従来之本意」である以上、ここで新たに出現した政治方針ではなく、藩主および指導部が共有してきた慣行的規範としての公武に対する認識・態度を改めて宣言したものともみべきである。

なお、上記のような藩主の意思は、藩主不在中の三月二十六日に在国家老らが沼田に伝えた政治方針とその主旨が一致しており、他方で勤王党の主張とは相いれないものであることが窺える。

（２）〈藩是〉の確定

四月三日、国許の家老・中老は江戸藩邸の家老に書簡を送った³⁹。勤王党の建白、西山組の大坂駐屯問題、沼田勘解由への上京命令、藩主による「従来之本意」の表明など、その間の一連の出来事を伝えたあと、以下のように記している。

猶々御国惣躰之御覚悟筋、再々応評議を凝候上、尊慮之御旨も被為在積り、別紙之通相究、東西とも右之御趣意を以諸事御取扱無之候而者難相成、是又為御心得差遣申候。

重役らは「評議」を重ねた上で、藩主の裁可を得て、「御国惣躰之御覚悟筋」つまり〈藩是〉を確定した。それは挙藩一致で厳守すべきものであった。以下、その具体的な内容が書かれた「別紙」の全文を引用する。

天朝者太古より萬代不朽之御寶祚ニ而、六十餘州悉其臣民たる儀申迄茂無之、且又公義者武家之棟梁職を被任置、三代將軍ニ至、諸大名御取扱之御規格致一變候後者、猶更萬事被重候儀勿論と申内、此方様え者別而御鴻恩之御譯茂有之候処、近年公義之御処置筋付而者、宸襟を被為悩候風説有之、間ニ者不穩唱茂相聞、方今四方之夷賊、皇国を相窺候折柄、萬一内乱を醸候躰之儀有之候而者、則彼が所欲ニ而、大患無申計候付、乍恐天朝公義之御模様、具ニ御窺之上、叡慮之御旨尤之御儀者悉被奉畏、公義え御涯分丈被仰上、猶於公義無御餘儀御事情被為在候御事者、是又天朝え被奉奏、皇国中干戈ニ不及、叡慮台意を被奉安、東西御合躰ニ而、人心安堵いたし、至当之御政道被行候様、御国家ニ被為替候而茂、御力を被遊御尽候儀、天朝公義え之御忠節と被思召上候事。

まずは、「天朝」・「公義」という言葉について考えてみたい。言うまでもなく、政治は言語を媒介として行われる。言語は政治思想を反映するだけでなく、ものの考え方を既定し、また思考の枠組みをも決定する。ある対象を指し示す言葉の裏面には、それと関係を持つほかの対象の存在が想定されている。「天朝」と「公義」とは互いの存在なくして意味をなさないものであって、そこには近世日本の二つの中心に対する肥後の認識が端的に表れているといえる。

³⁸ 『国事史料』2、926頁。

³⁹ 『国事史料』2、927-928頁。

江戸時代において、京都にある天皇を中心とする政治組織は「禁裏」「禁中」と呼ばれることが一般的であった。ところが、ここでは「天朝」という語を使っている。安政五年の条約勅許問題以来、天皇・朝廷の政治的地位は高まった。藩政府はそれを受け、朝廷を日本全体の象徴的統合の軸として認めたのである⁴⁰。

一方、もう一つの中心である徳川家を「公義（儀）」と称している。公儀という語は、江戸時代に徳川政権による日本統治の正統性を表す言葉として広く共用されたものである⁴¹。安政五年政変や井伊直弼暗殺事件などで徳川政権は威信を喪失し、徳川家を中心とする既存の政治秩序には動揺が生じた。その過程で「公儀」は「幕府」、「公儀御役人様」は「幕吏」などと呼ばれることが多くなってきた。その「幕府」という語には、徳川政権は朝廷の下位に立つ「覇府」にすぎないという意味が含まれていた⁴²。しかし、肥後にとって徳川政権は相変わらず公儀としてある。つまり、日本の政治問題に関する最高決定権の所在を徳川政権に求めたのである。

こういう認識の下で、「公義之御処置筋付而者、宸襟を被為悩候風説」が乱舞し、「夷賊」が日本を虎視眈々と狙っている現状に対し、肥後は如何に立ち向かおうとしたのか。また、現状打開のために如何に自分の政治力を発揮しようとしたのか。それらの問いに対する答えとして「天朝公義え之御忠節」が提示された。これは、混迷する日本の政治を「至当之御政道」へと導き、「叡慮・台意を被奉安」ための肥後の政治方針であった。ここで注目すべきは、「天朝」と「公義」が共に「忠節」の対象として挙げられている点である。「忠節」の対象として同じ次元で扱われていたからである。肥後勤王党が徳川家と大名との主従関係を天皇の権威の前で相対化していたのとは異なって、藩政府は「公義」への「忠節」を掲げ、徳川家に対する距離感の変化を認めなかったことが読み取れる。こういう認識の背景には、将軍から「御鴻恩」を受けてきたという徳川恩顧の大名としての自己認識があった⁴³。

ここで肥後の〈藩是〉を他藩のそれと比較してみよう。まず長州の場合を紹介する。周知

⁴⁰ 本稿の考察範囲から逸脱するが、幕末日本における「天朝」概念を東アジア史・世界史の中で位置付けることも可能であろう。この問題については次の研究が示唆に富む。檀上寛『天下と天朝の中国史』岩波新書、2016年。岡本隆司『君主号の世界史』新潮社、2019年。

⁴¹ たとえば、大名家の家訓・遺訓は、徳川家を「公儀」と称してきた。小澤富夫編集・校訂『武家家訓・遺訓集成』ペリかん社、1998年を参照。

⁴² 渡辺浩前掲『日本政治思想史一十七～十九世紀』61頁。三谷博『明治維新とナショナリズム―幕末の外交と政治変動』山川出版社、1997年、347頁の注（10）。なお、青山忠正による次の指摘にも注目すべきである。「一八五〇-六〇年代の朝廷・幕府・藩とは、全国の政治を運営する必要上、それぞれの対象を天子との関係性を基準として呼び分けるため、生まれてきた言葉であり、厳密に言えば一般化した時点でそれ自体が言説であった」（青山忠正「総論 幕末政治と社会変動―その捉え方と言説の自覚について」明治維新史学会編『講座明治維新2 幕末政治と社会変動』有志舎、2011年、6頁）。

⁴³ 細川家の幕府に対する自己認識は、三代将軍徳川家光から肥後の国主に取り立てられたとき以来のものであると思われる。徳川政権の初期における細川家の政治動向については以下を参照。山本博文前掲『宮廷政治―江戸城における細川家の生き残り戦略』。稲葉継陽『細川忠利―ポスト戦国世代の国づくり』吉川弘文館、2018年。

のように、長州は安政五年五月、「藩是三大綱領」なるものを定めた⁴⁴。その内容は、「朝廷へ忠節、幕府へ信義、祖宗へ孝道」というものである。「忠節」の対象は天皇・朝廷に限られており、徳川政権を「幕府」と称しながらそれへの「信義」を掲げている。つまりここでは、幕府と距離を置くだけでなく、幕府が「義」に反した場合には関係を解除することもできるという意思表示を示してさえいるのである⁴⁵。肥後の〈藩是〉が示す認識との大きな相違が認められよう。

次に、因州と比べよう。安政五年十月十五日、藩主池田慶徳は「御意」なるものを諭告した。そこには、「皇朝幕府及祖宗エ忠孝」という〈藩是〉が示されている⁴⁶。「皇朝」という言葉を用いることで肥後や長州同様、朝廷への尊崇を明確に表している。一方、徳川政権は公儀ではなく「幕府」とされている。とはいえ、「幕府」は「皇朝」と共に「忠」の対象となっており、徳川家に対する主従関係を否定していないことが窺える。このように因州における〈藩是〉の内容は、長州とも異なるものであった⁴⁷。

さて、肥後の〈藩是〉に戻ろう。公武周旋の方法について、肥後は「東西御合躰」を実現するため、公武の中に入って両方の意見を仲介すると述べている。つまり、「天朝」には奏上、「公義」には建言を行うのである。具体的には、「公義」に「叡慮之御旨、尤之御儀」を「御涯分丈」建言し、「天朝」に「於公義、無御餘儀御事情」を奏上することである。公武の間でバランスの取れた周旋を試みようとする姿勢を示しつつ、大名たる身分（「涯分」）を守りながら「公義」へ建言をなすという表現には、将軍との主従関係を犯さないという「忠節」意識が読み取れる。これは、勤王党が藩政府を巻き込んで義挙に加勢することによって現状打開を試みた動きと相反するものであった。

この〈藩是〉を記した国許書簡は、四月十八日、江戸に到着し、在府家中にも周知された。これで、文久期以降における肥後の政治運動の基本が成立したといえる。

最後に、〈藩是〉確立にあたり勤王党の意見が排除されたことの含意について指摘しておきたい。既述のとおり、藩政府が〈藩是〉を定めるに至ったのは、勤王党の突き上げがきつ

⁴⁴ 末松謙澄『修訂防長回天史』上（復刻）、柏書房、1967年、152-153頁。

⁴⁵ 小野正雄『幕藩権力解体過程の研究』校倉書房、1993年、第6章の第2節を参照。

⁴⁶ 鳥取県立博物館編『贈従一位池田慶徳公御伝記』1巻、鳥取県立博物館、1987年、730-731頁。藤澤匡樹『幕末期鳥取藩の内訌とその政治的意味』（2009年度東京大学大学院修士論文）は、「この諭告は学校改革を論じる中で、万一の際に朝廷・幕府・先祖への忠孝を立てることをその究極的な目標として設定」したものであると指摘し、「鳥取藩安政五年藩是」と称している（11-12頁）。

⁴⁷ ちなみに、本稿における〈藩是〉に当たる事柄を表現している平戸の史料を紹介しておきたい。藩主松浦詮は文久二年十一月二十一日、議奏中山忠能に宛てた書簡で次のように述べている。「陳者、近年薩州長州其外諸大藩方上京、或ハ家来等迄出候。御用之品、如何之事共御座候哉、屹度相分兼、特に不穩時運御座候得ば、万一天朝幕府え奉対、忠勤之手後れ相成候而ハ、祖先え対し候而も、申訳無御座候義ニ而、誠に痛心罷在候。就而者、外ならぬ御間柄候間、乍憚心得と可相成候義ハ、被仰知被下置候様奉願候」（松浦伯爵家編修所編『松浦詮伯伝』1、松浦伯爵家編修所、1930年、223頁）。これについて、藤野保は「すでに天皇に対する『忠勤』が主張されているが、なお『天朝・幕府』への『忠勤』という形で、同次元で扱われ意識されていることは、この段階での詮の尊攘思想を理解するうえにおいて重要である」と指摘している（藤野保「幕末の藩政治と維新への対応形態」藤野保編『九州と明治維新（I）』国書刊行会、1985年、359頁）。

かけだった。肥後勤王党は、薩摩において誠忠組が島津久光の率兵上京を誘発したことと似通った役割を果たしたことになる⁴⁸。ところが、肥後の場合は、長州や薩摩とは異なって、尊攘論を唱える家臣が藩主や重役に圧力を掛けはしたものの自藩の政治運動に多大な影響を与えることはなかった。既存の重役層が依然として藩政を牛耳り続けたのである⁴⁹。これは、肥後の〈藩是〉と共に藩政府の今後の政治行動を規定する一要因となっていく。

⁴⁸ 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、2004年。

⁴⁹ なお、肥後勤王党は、文久二年十月、急進派と穏健派に分裂することになる。その背景には、勤王運動の時期や方法、藩政府の政治方針に対する認識をめぐる対立などがあった。森田誠一前掲「幕末・維新时期における肥後熊本藩一特に明治維新への参加をめぐって」231頁。

第二章 中央政局への参加をめぐる (文久二年三月～同七月)

第一節 長州の航海遠略策と肥後

(1) 長井雅楽熊本派遣計画

文久二（一八六二）年三月初旬、肥後の江戸藩邸宛てに長州の江戸留守居より書簡が送られてきた。

此度、大膳大夫様（長州藩主毛利敬親）御建白筋之御趣意御座候付而は、其御許様に御相談被仰進度、右に付、家来長井雅楽と申者、其御国元え御差越に可相成儀に御座候。太守様（肥後藩主細川慶順）御目通にて、御直に御口上之趣申上、思召の御趣を委細奉尋候様被仰付度候付、右之趣、前以御通達仕置候様被仰付候間、何卒其御筋に被仰通、御国許え被仰越置被下候様仕度、此段御頼旁、可得貴意、如此御座候。¹

長州藩主が「御建白筋之御趣意」について肥後藩主に「御相談」を要請したものである。「御相談」のため使者として長井雅楽を熊本に遣わし、肥後藩主に直接その趣旨を説明させ、その上で意見を求めたい旨が伝えられた。長州が相談したいといった「御建白筋之御趣意」とは航海遠略策のことである。安政五年の条約勅許問題を契機に朝廷と幕府の間に政治的対立が発生して以来、その状態は文久期に入っても依然として続いていた。長州は現状打開のため、文久元年三月、直目付長井雅楽が立案した航海遠略策をもって公武周旋に乗り出した。それは、幕府が朝廷尊奉の姿勢を示し朝廷の政治的発言を認める代わりに外交政策を開国論に転換させることにより国内の不和を解消し、幕府主導で積極的に海外進出を図るというものであった²。

文久元年十二月八日、長州は幕府に航海遠略策を建白した。翌年一月の坂下門外の変などで一時滞ったものの、幕府からの要請もあり、二月以降、最終調整に入った。長井は三月七日、江戸を出立し京都に向かった。出発前日、藩主の命を受けた家老益田弾正が長井に上京訓令を伝えた。そこには三つの任務が記されていた。すなわち、朝廷周旋、国許意見の収斂、薩摩・肥後への「相談」、である³。薩摩・肥後への周旋は前の二つが済んで最後に行われることになっている。肥後江戸藩邸に送られた前述の書簡は訓令の翌日に作成されたものである。

なぜ長州は肥後に交渉を持ち掛けたのだろうか。その理由として考えられるのは、長州はなるべく多くの大名を味方に取り組むことを図っており、その対象に肥後が含まれたということである。国事周旋の最終段階で諸藩から賛同を得ることは大きな後押しとなるはずであった。江戸時代に大名間の政治的交渉は幕府により厳格に禁じられていたが、例外もあって、江戸城内で殿席を共有する大名間の交流は容認されていた。長州は土佐・安芸・肥後・

¹ 『国事史料』2、885頁。

² 高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』吉川弘文館、2007年、44-48頁。

³ 末松謙澄著『修訂防長回天史』上（復刻）、柏書房、1967年、291頁。

肥前・筑前・米沢など大大名と同じく大広間を殿席としていた⁴。そのうち肥後細川家は有力大名であり、しかも徳川家と近い関係にあったため、長州が協力相手と考えるに値する存在であったといえる。これを踏まえた上、三月六日の訓令に戻り、肥後が選ばれた経緯を当時の政治情勢と絡めながら探してみたい。

①尤、此度京都之御用筋第一之事に候間、御自分（長井雅樂）手を被引候ては御不都合之案思も有之候歟、又は、此度島津和泉様（島津久光）へ於御途中御相對、御彼方之御様子承糺候上、御自分不被罷越候ても可相済見込も有之候はゞ、別人にても為御使者可被差遣候間、委細之趣可被申越候。②且又、細川越中守様御事、兼て御因柄も有之儀に付、此度御自分薩州表被差越候はゞ、熊本へ立寄被仰付、修理大夫様（薩摩藩主島津茂久）御同様申延候様可被仰付との御事候間、是又程能取繕可被相勤候。尤、御自分薩州不被差越時宜にも相成候はゞ、是又別人を以可被仰進候。⁵

既述のように肥後への交渉は薩摩へのそれとセットになっていた。実は肥後側も長州の意図を薩摩への周旋と関連付けて推察していた。つまり「此方様と薩州様計ニ御相談之儀、此方様ニハ御因ミも有之処よりとの事ニ候得共、推而察を加候へは、下地薩摩侯ニは疑惑之唱も有之候へハ、睨と御取堅被置候訳も可有之、去ハ迎薩迄御相談にてハ稜立候故、御因ミも有之此方様ニも右之通御相談と申ニ至り候哉」⁶と。

長州が薩摩に接近を図った背景には島津久光の率兵上京の動きがあった。①に述べるように、長州は朝廷工作以外に薩摩とりわけ島津久光の動向を懸念した。当時、世間には久光の上京と尊攘運動との連関説が噂されたが、もしそれが事実であるなら、航海遠略策の成敗を左右しかねないものとなりえたのである。久光の上京が航海遠略策の妨げになることを避ける目的で久光への周旋が計画されたのではないだろうか。あるいは久光が航海遠略策に同意することを期待し、長井が久光に意見を聞く任務（「御彼方之御様子承糺候」）に当たることになった可能性もある。長井は出立前、久光の側近の堀仲左衛門と航海遠略策について相談している。長井は堀から同意を得、さらに久光と会談することも依頼されたのである⁷。

次いで②では、長井が薩摩へ赴く際、熊本に「立寄」り薩摩同様の相談を行うように命じている。これは、長井が薩摩に行けなくなった場合、長井と肥後藩主の会談が実現しないこ

⁴ 松尾美恵子「大名の殿席と家格」『徳川林政史研究所研究紀要』15、1981年。深井雅海『江戸城一本丸御殿と幕府政治』中公新書、2008年。江戸城殿席の共有のほか、「縁家」と呼ばれる婚姻関係などを媒介とした家柄同士の交流も容認されていた。文久期以降、縁家を口実として諸大名同士や、大名と公家との間の接触が頻繁になっていく。これは幕末政治を動かした重要な要因の一つであった。井上勝生『幕末・維新』シリーズ日本近現代史①、岩波書店、2006年、57頁などを参照。幕末期における主な公家と大名家の縁家関係としては、近衛家と薩摩島津家、二条家と筑前黒田家、一条家と肥後細川家、鷹司家と水戸徳川家、三条家と土佐山内家などが挙げられる。

⁵ 『防長回天史』上、291-292頁。

⁶ 四月五日付国許宛て江戸藩邸書簡（『国事史料』2、934頁）。

⁷ 四月二十四日の長州江戸留守居の肥後江戸留守居への発言（『国事史料』3、24頁）。

とを意味する。つまり、長井を熊本に派遣することは、あくまで薩摩（久光）周旋の一環として位置付けられていたのである。ちなみに、この時、長州側は「細川越中守様御事、兼て御因柄も有之儀」として、肥後藩主が毛利家に縁故のあることを挙げている。これは、細川慶順の母と、長州世子毛利元徳の実兄で館林藩主の秋元志朝の義母とが姉妹関係であったことを背景にしたものであった⁸。

肥後は文久二年三月以降、航海遠略策と久光率兵上京とが交差する中央政治の渦中で自分の政治的立場を考慮せざるをえなくなった。

（２）江戸藩邸の賛同

四月五日、在府家老松野亘・小笠原備前は江戸の状況を国許に書き送った。書簡には「備前自筆」と記された「長州より之御書付、且清田新兵衛書取を以申談候大趣意書取」⁹が添えてある（清田は当時の江戸留守居）。そこには長州の政治運動に対する江戸藩邸の意見が明白に表れている。

冒頭は、航海遠略策について「長州様此節御取起之儀、畢竟ハ公武御合体ニ而人心一定之本相立、改メ御開国と相成、広く万国へ航海、武備愈御興張、遂ニハ外夷を威伏せしめ、御国勢張立候様との御主意」であるとした上、「今日之場合、此外ハ有之間敷、時宜ニ合ヒ候儀歟ニ有之候」と述べ、公武合体と開国を同時に実現できる時宜に適う政策として高く評価している¹⁰。

次いで、安政五年以来の公武関係について以下のように述べる。

先年、横浜御開港条約御取替之一件は、其場不得止安危之境哉ニは有之候とは乍申、叡慮御伺中、勅許を不被待関東限ニ而御開港条約等相定候段は、京ニは御趣意ニ違、右之通ニてハ、一統人心之居合如何と被惱叡慮^(ママ)を勅諭之御旨も有之、其末、堀田閣老上京、右之次第柄言上有之候得共貫キ兼、尚、間部閣老上京、唯今何分如此御処置被成候外無之、内輪無拠御訳も有之、御開港之事ニ而、叡慮之次第ハ重畳御尤ニ候得共、人心居合之儀ハ如何ニも関東ニ御引受被成候付、暫ク御猶予、先此後之成行をも被遊御覧候様ニと歟之事ニ而、其通ニ相成居、今日ニ至り候。¹¹

公武対立の原因は条約勅許をめぐる意見の齟齬にある。対立発生後、幕閣の働きかけにより天皇は条約の即刻破棄を猶予し、幕府がそれを受け入れることで双方における対立の深化は一旦凍結された。そうした未解決状態が現在まで持ち越されている。これが江戸藩邸の認識である。実はこのような現実認識は朝廷・幕府・諸藩が共有していたものであったと思

⁸ 細川慶順の母は前芸州藩主浅野齐賢の六女・益である。一方、長州世子毛利元徳は前徳山藩主毛利広鎮の十男で、毛利広鎮の八男は母方の伯父に養子入りした上野館林藩主秋元志朝である。その秋元志朝の義母は浅野齐賢の二女・豊であった。霞会館諸家資料調査委員会編纂『昭和新修華族家系大成』上・下巻、霞会館、1982-1984年のうち、上巻16・22頁、下巻442・673・680-681頁。また、肥後側の史料からは『国事史料』5、395頁を参照した。

⁹ 『国事史料』2、932-935頁。

¹⁰ 『国事史料』2、932頁。

¹¹ 『国事史料』2、932頁。

われる。日本政治の混乱は、肥後はもちろん諸政治勢力に危機意識を抱かせていたのである。それでは公武不和を解決するためにどうすればいいのか。「大趣意書取」は続ける。

此度御合体之御取扱ニも、差寄右開港等之儀ハ関東之御不敬ニ有之候得共、不得止事情、国内之形勢、且ハ洋夷之情状、世界之様子等を弁し、今日ニ相成候而者、既ニ一旦和親を結候上ハ、交を被為断候儀、其品も先ハ有之間敷敷。強而被断候ハ、御信義ニも障り可申、左候ハ、忽戦争を引起シ可申、若兵端を開キ候時ハ、夷人ハ船を以、四方より犯候而、氣長ニ働キ候ハ、三ヶ年も経候内ニは国内忽チ疲弊いたし可申、夫等之处よりは不測之内変も難計、或は其期を待而内乱を可生も又難計、且戦争之術も外夷との事ニ候へは、航海術整不申候而は、全勝之处無覚束、是より攻撃いたし候儀も出来兼、況而太平ニ生立候不練之兵を以、外ニ援助之國とても無之、彼か百戦ニ馴候同盟数十國を相手ニして、唯防禦而已ニ而守候半ハ、始末受手ニ而勝利之踏へ所無覚束、利害得失如此ニ候得は、何れニも、今日之形、御国体御変革可有之場合ニ而、逆も鎖國ニ被復候儀ハ難被行、因而ハ、開港等之一条、此上ニ出不申様、其外、夷人御処置も際目を被立、此方よりも万国ニ通航シ、彼之國勢、実を探り、此往来ニ而船術練達いたし、若事有之時ハ、従是も彼を攻ル之利、節儉之政を以、富國之道も付、強兵之一端も相立、愈、武術御誘に而、逐年、強を益し御國威御興隆之勢ニ相成候日ニ至り候ハ、外夷も自ら恐懼を生し可申、¹²

日米修好通商条約を締結した際に、幕府は朝廷の要求を無視して勅許を得ずに調印に踏み切る「不敬」を犯した。しかし一旦条約が結ばれた以上、西洋との交際を拒絶することは信頼を損なうことになり、戦争の種にもなりかねない。現状の軍事力をみると日本が勝利する余地はないだろう。あまつさえ、「内変」や「内乱」が生じる可能性すら否定できない。政治方針の「御変革」が求められるにあたって、条約以前の「鎖國」に戻ることはありえない。幕府が主導権を握って「富國之道」・「強兵之一端」を立てなければならない。要するに、江戸藩邸は現状打開策として幕府主導の開國論に賛同したのである。

このような認識のもとで江戸藩邸は、長州が肥後と同じ問題意識から「関東え改右開國之处、勅詔被為下候様と之趣」をもって公武周旋に乗り出したと理解した。つまり、朝廷より開國の勅書を引出し、幕政を窮地に追い込んだ對外問題から脱出させ、公武不和以前の状態に政治を引き戻そうというのが長州の政治運動であると受け止めたのである。また、航海遠略策の採用が傷付いた幕権の回復や強化へとつながるとも判断した¹³。江戸藩邸は公武対立が解消することを望み、その延長線上で航海遠略策を解釈したのである。

江戸藩邸は国許に対し、長州の国事周旋に賛同することを求めた。四月五日の書簡における付け札には、

¹² 『国事史料』2、932頁。

¹³ 航海遠略策と幕府改革の関係について、三谷博は、「航海遠略論は、攘夷論と消極的開國論とともに批判し、積極的開國・海外雄飛論を唱える点で、幕府有司の企図する富國強兵策、特に大海軍の建設に適合的な主張であった」と指摘している（三谷博『明治維新とナショナリズム—幕末の外交と政治変動』山川出版会、1997年、202頁）。

本文御相談筋、往々右之末、御煩ハしき筋ニも万一成行候而は、御配慮筋ニ付、願日ハ、御懸り合無之様御遁レ之方可宜との見込も可有之哉。筋次第ニは、其儀可宜候得共、此節之儀、御遁レなどと申儀ハ難出来御相談筋ニ有之、平常之事と違、天下之人心一致之基を被為開、公義之御難渋を御取扱之御忠勤筋ニ候得は、外ニ御見込之旨（不）被為在候ハ、格別御遁と申処ハ差寄見込付不申候。若、強而事を設、御馳離ニ相成候而ハ、筋次第、却而後道之御為ニも成間敷哉¹⁴。

とある。また、薩摩の意見など「余所は余所ニ被差置、只順逆理非を被糺、時宜を被為計御決断外ハ無之」と、藩政府の主体的判断を促した。さらに、もし長州側から「御一同之处ニ而京え被仰立之御相談ニ而、其末御上洛之儀杯も御相談有之候ハバ、是又御同意可被遊哉」とまで述べ、長州の航海遠略策に乗って共同の国事周旋を行なう形で肥後が中央政治に参入する方針を提言した¹⁵。政治運動の主軸を長州の国事周旋に据えながら提携を試みたといえる。

（３）航海遠略策と肥後〈藩是〉の親和性

公武周旋の方法をめぐって肥後江戸藩邸と長州は同様の見解を持していた。肥後側は航海遠略策に関する情報のほとんどを両藩留守居（肥後は清田新兵衛、長州は三井善左衛門）のやりとりから得ていた。実際、国許宛て書簡には留守居会談の内容を記した書付が欠かさず添付された。前述の四月五日付書簡にも両藩留守居が会談した模様が載っている。三月十七日、清田が三井を訪ねた際、通商条約の無勅許調印を理由に「都而関東より御詫計」という方向で公武周旋を行うつもりなのかと質問された三井は次のように答えた。

今度長州様之御場合は、先ツは中人之姿ニ候間、所謂中立、口ニ而取扱候ハ、一旦ハ治り候而も永久之处無覚束被考候間、京都ニも御無理と相聞候事ハ有筋ニ其通及言上、関東ニも御取切過と相見へ候処は其趣申出、いつれにも公武御合体、永久帰太平ニ候様、被成御取扱度御趣意との事ニ候。¹⁶

長州は「中人之姿」で公武間を「中立（仲立ち）」する方針であると述べている。仲介者として公武周旋に当たるという計画である。これは、同時期に肥後が国許で決定した政治方針とも通じるものであった。国許重役は四月三日付書簡で〈藩是〉を送っており、そこには公武間に入り双方の意見を仲介するという内容が含まれている¹⁷。肥後の〈藩是〉における国事周旋の基本方針は長州の航海遠略策と親和性を持っていたといえる。

国許書簡が江戸藩邸に着いたのは四月十八日である¹⁸。在府重役は長州に賛同するように求めた四月五日付国許宛て書簡の趣旨が〈藩是〉にも叶うものであったことを確信したに違いない。

¹⁴ 『国事史料』2、933頁。

¹⁵ 『国事史料』2、932、933頁。

¹⁶ 『国事史料』2、936頁。

¹⁷ 本稿の第一章・第三節・（２）を参照。

¹⁸ 『国事史料』3、19頁。

(4) 長井雅樂の東帰と江戸藩邸の返信

四月二十二日、長井が江戸に戻ってきた。長井の在京中（三月十八日～四月十四日）、朝廷はそれまでの好意的な態度を一変し、航海遠略策の採用に慎重な対応をみせはじめた。上京してくる島津久光を公武周旋の新たな担当者として認める動きが現れたからである。

四月二十四日、江戸藩邸は状況把握のため清田を長州側に遣わした。清田が「公武御合体御周旋之一条、何ぞ違却之筋ニ而も致出来候而、長井氏引返共ニ而ハ無之哉」と聞くと、長州留守居は、長州藩主の上京を求める勅書を伝えるため長井が予定を変更して江戸に来たと説明した。次いで長井熊本派遣の件は上意があり次第また肥後側に伝えたと述べた¹⁹。ひとまず状況を承知した江戸藩邸は、四月二六日付国許宛て書簡で肥後藩主が長州の要請に対し「御同意」するようにと書き送った²⁰。長州が航海遠略策で公武周旋を続けると判断したのである。

同日、江戸藩邸は留守居清田をして長州側に返書を送らせた。肥後藩主はかねてより公武一和について長州同様の考えであるので航海遠略策に同意する旨を記し、今後も長州の相談に応じる用意があるとした²¹。これを受けた長州側は肥後が全面的に支持していると受け止めたであろう。ところがそのとき、長州との交渉に関する国許の意見は江戸藩邸にまだ送られていなかった。江戸藩邸は航海遠略策について国許が異論を唱えることはないと予断して長州に返信を送ったことになる。

(5) 国許の意外な反応

国許が江戸藩邸に返事を送ったのは六月八日である。最初の報告が国許に到着したのは四月十日であり²²、やや遅れた対処のように見える。国許の答えは以下のようなものであった。

根元、御国家ニ被為替候而も江戸京都え御忠告可被遊との御覚悟は長州様御懸合已前より相決居、其上、公武御合体之御趣意は先ツ御同様ニ候得共、現実可被仰立ヶ条ニ至り候而は御相違之稜も有之、第一、此御砌ニ候得は少ニ而も御心附之儀は有之儘御建議ニ相成、御誠意相貫居不申候而は後来之御為ニも宜ル間敷、何其他之御仰立ニ譲、其儘被差置候訳は無之²³

国許は、航海遠略策の「公武御合体之御趣意」には同意した。長州の公武周旋を断然と否定してはいなかったことがわかる。ただ、その「現実可被仰立ヶ条」には何らかの異論（「御相違之稜」）があるという。しかし、「御相違之稜」の詳細については触れていない。その代わりに論点をずらして、肥後独自の国事周旋の必要性を説く。肥後が長州の公武周旋に委ねるだけでは将来のためにならないと述べ、積極的に「御建議」を行なって朝廷と幕府に「御誠意」を表わすことを主張した。また、「他之御被仰立ニ譲、其儘被差置候訳は無之」と、

¹⁹ 『国事史料』3、23-24頁。

²⁰ 『国事史料』3、20頁。

²¹ 『国事史料』3、24頁。

²² 三月二十七日付国許宛て在府奉行三池尉右衛門報告書（『国事史料』2、917-919頁）。

²³ 『国事史料』3、84頁。

中央政治参加への意志を示した。ここからは大名間の競争意識が垣間見える。注目すべきは、国許が「江戸京都え御忠告」を掲げていることである。藩政府が自らの主張を正当化する根拠として〈藩是〉が援用された初期の例として捉えることができる。前述のように、藩政府は四月に「天朝公義え之御忠節」を内容とする〈藩是〉を定めている。

さて、国許は独自の国事周旋について次のように主張している。

殊ニ右之御取扱ニ而一統之人氣も鎮り候程之事ニ候得は、最易御模様打替候而は御抑揚筋ニも差障候間、旁沼田列御免杯と申埒ニ無之、其後、当時之有姿ニ相成申候而、専、良之助殿御出府之御手筈御座候。²⁴

文中に「沼田列」云々とあるのは、藩政府が同年三月に大目付沼田勘解由に対して京都探索を命じていたことを指すものと思われる²⁵。ただ、沼田の京都派遣がその後に議題となった形跡は確認できず、ここでは深入りしない。実際に焦点となったのは良之助出府問題のほうであって、これについては第三節で詳しく検討する。

それでは、国許が独自の公武周旋を試みたのはなぜなのか。そこには国許ならではの事情があった。書簡は、「一統之人氣」を考慮せざるを得ないと述べている。それには藩内における尊攘論者の存在が関係している。国許は航海遠略策に協力した場合、ようやく鎮静を迎えた藩内の尊攘熱が再点火することを懸念したものと思われる。尊攘論者による突出行動は肥後に内訌を引起す潜在的な危険要因としてあり続けた。結局、国許は江戸藩邸同様の公武一和論を持ちながら、国事周旋における独自性を強調し、航海遠略策のもとで中央政局への参加を求める江戸藩邸の提言を受け流したのである。

第二節 長州の將軍上洛建白と肥後

(1) 二回目の相談要請

長井雅楽が江戸に戻ってまもなくの五月二日、長州は幕府に將軍上洛論を建白した。それが肥後江戸藩邸に伝えられたのは同月十二日の両藩留守居の会合の席においてである。これを機に両藩の交渉は一変する。以下、肥後に伝えられた情報から將軍上洛論の内容を分析した上で、肥後の対応を検討する。

江戸留守居清田は長州による將軍上洛論の趣旨および建白書提出の経緯について長州側から聞き出した内容を以下のように記録している²⁶。

御建白之末、如何と相尋候処、長井出京之節、長州様為天下御忠勤を被為尽候段達叡聞、愈以御周旋ニ相成度、且（朝廷より）被仰聞候筋被為在候間、（長州藩主の）御出京ニ

²⁴ 『国事史料』3、84-85頁。

²⁵ 『国事史料』2、913-914頁。

²⁶ 五月二十七日付清田新兵衛聞取書。なお、そこには「本文五月二十七日ニ而候へ共、付札之内ニハ六月朔日御参内被仰出候ヶ条も有之候間、追々ニ書綴、六月初被差出たるものにて御座候事」と付札が付してある（『国事史料』3、89-93頁）。

相成候様、御内々より御書取被下置候間、長井ハ御国之様ニ参り候筈之処、直ニ此元之様引返候由。夫より長州様ニハ武門之冥加無此上、面目とて、此上ハ乍不及、公武御合体之儀、先ツ御内々可被成御周旋、京師関東と度々之御往返ハ甚御難儀ニ付、何卒於公辺成行御見込を伺候上、御出京ニ相成度段、被仰入候処、此上如何之手続可宜哉と御相談ニ相成候間、ヶ様相成候上は、公方様御上洛、列侯ニも豫参被仰付、天下之公論を集メ、勅諭を以、国是御定ニ相成申度、此儀御治定伺候上、出京可仕との趣、尚、御建議有之²⁷

また、付札で次のように述べる。

当春ニ相成、安藤様一件、其他京摂之間之物騒、彼是最早今日ニ至候而ハ、中々御名代位ニ而ハ天下之論落着兼可申見込より、公方様御参内ニ無之候而ハ難相済趣ニ被仰立候由ニ御座候。²⁸

長州は朝廷から藩主上京を求められ、周旋活動の見直しを余儀なくされた。そうした中で將軍上洛論を決定したのである。史料にはその理由として「安藤様一件」と「京摂之間之物騒」が挙げられている。坂下門外の変で幕府は再び権威を落とし、尊攘論の沸騰は朝廷の政治的発言権を高めた。その結果、幕府は朝廷への譲歩に迫られた。長州が將軍上洛論を持ち出した背景には、こういう政治状況の変化があった。

長州の將軍上洛論は一連の政治プログラムを提示している。將軍上洛を契機に諸大名を京都に召集して「天下之公論を集メ」、勅諭のもとで改めて「国是」を定めるという構想である（下線部）。朝廷・幕府はもちろん諸藩をも「国是」を確定する過程に組み込もうとする計画であった。

長州側の江戸留守居小幡は、五月十三日から同月二十四日の間、清田に建白書の写しを渡した際、長井熊本派遣の取消しを口頭で通知した。それを報告された在府家老小笠原は「惣躰ニ御相談筋取消」と受け止めたが、清田は「全く申上様不束より之事と恐縮仕、為念、猶、（小幡に）問合」した²⁹。五月二十五日、小幡は次のように返信してきた。

長井雅楽儀其御国許え為御使者被差越、今般大膳大夫様（長州藩主）御建白一条御相談も可被成との事ニ而、先達中同人罷出候段御案内申上置候処、彼是御用多に而、乍御不都合、最前被仰進候雅楽を御差出之儀は御止被成度ニ付、其儀は御取消被成下候様。左候而、御建白一条御相談之儀は全御取消被下候様との筋ニてハ無之、両度之御建白書、私持参、尊公様御手許迄差上候間、於爰元御使者を以御相談被成候振ニ御取計被下候様奉願候含ニ而、過日罷出候訳ニ御座候。³⁰

長州は二回目の「御相談」を求めてきた。今回は使者を熊本に遣わすことなく、江戸役人

²⁷ 『国事史料』3、89-90 頁。

²⁸ 『国事史料』3、90 頁。

²⁹ 『国事史料』3、90 頁。

³⁰ 「長州留守居小幡彦七より清田新兵衛へ之来翰」（『国事史料』3、93 頁）。

を通じて肥後江戸藩邸に交渉を要請したのである。

既述のように長州は肥後よりは薩摩との交渉に重点を置いており、それは久光の率兵上京を意識したものであった。ところが、久光と長井の会合は実現しなかった³¹。久光は率兵上京後、朝廷に幕府改革を求める勅使の東下を主張するなど長州とは異なる国事周旋を試みた。航海遠略策で長州と薩摩が手を結ぶことが不可能となり、長井の薩摩派遣は不発に終わってしまったのである。もちろん長井が熊本に赴くこともなかった。長州が長井熊本派遣計画を撤回したことには、以上の経緯があった。

では、長州が二回目の相談を求めてきたのはなぜか。幕府はかつての権力を失い、もはや将軍上洛など政治上の重大問題を専断できる状況ではなかった。当時、長州はすでに越前と提携関係に入っていたが³²、さらに諸大名への説得工作を通じて支持者を増やし、将軍上洛論に勢いを付けようとして肥後に交渉を持ち掛けてきたものと思われる。

(2) 江戸藩邸の将軍上洛論

六月八日、江戸藩邸は長州の二回目の相談に対する意見を国許に書き送った。前回とは異なる反応をみせたところに注目したい。

ここでは書簡中の「長州侯御建白ニ付江戸見込之書付」を検討する。長州が掲げる将軍上洛論の趣旨について「其辞正く、時勢相当之御論と感佩仕候」とし、時の政治課題である公武合体の必要性を認めている。一方、将軍上洛論の中身に関しては次のように述べる。

公方様御上洛、列藩豫参被仰付、於京都衆議を集、御国是を被定度との儀ハ、天下之公論ニ者可有之候得共、退而相考申候得ハ、方今不穩形勢、殊ニ各国疲弊之余、二百年來廢絶之御大典を御取興ニ相成候ハ、国家之衰耗、人民之困窮無申計、其上、諸侯伯京地え会同之内、万一異論等も差起り候ハ、仮令嚴譴を被加候とも、其末如何様成御煩を引起可申哉も難測、若於御膝下争端を開キ候様ニも成行候而ハ、却而被悩宸襟候筋ニ相成、於此儀は竊ニ危疑仕候事ニ御座候。³³

まず、将軍上洛論に「危疑」を示しつつ、将軍上洛そのものに反対している。上洛にともなう莫大な所要経費が幕府と諸藩に財政負担を大きくさせることを懸念し、「国家之衰耗」や「人民之困窮」を深める結果は避けるべきであるということであった。

もっとも、江戸藩邸が重視したのは将軍上洛がもたらす政治上の混乱であった。下線部は、諸侯召集をめぐる問題を指摘している。江戸藩邸は、諸侯召集の上、「天下之公論」をもって国是を定めることが果たして可能であるか疑っている。外様や親藩を含め諸大名が一堂に会して政治問題を議論し国家方針を決定するという形式は徳川政権下でかつてなかったものである。前代未聞の政治実験に抵抗感を示したのも無理ではなかろう。それに加え、京都が政治議論の場となることへの懸念もあった。尊攘論が高まる京都には、もはや幕府の統制力が及ばなくなっていた。諸大名の間で意見衝突が発生し、万が一、干戈を交えることに

³¹ 四月二十四日、肥後江戸留守居への長州江戸留守居の発言（『国事史料』3、24頁）。

³² 将軍上洛論をめぐる長州と越前の提携関係については、三谷博前掲『明治維新とナショナリズム—幕末の外交と政治変動』213-214頁。

³³ 『国事史料』3、88頁。

なった場合、滞京中の将軍が受ける政治的打撃は回復不可能なものとなる。江戸藩邸が長州の将軍上洛論を受け入れることができなかったのは、まさにこのためであった。長州と提携する形で中央政治に参加することを試みた江戸藩邸はその計画を放棄するに至った。

一方、江戸藩邸は別の将軍上洛論を提示した。

仍而、反覆勘考仕候得は、此度長州侯御上京之節、御親族之御内御一人御参内ニ而、是迄関東之御処置筋御届兼之処ハ屹と御断被仰上、即今関東御政事向、御改革之機会ニも被至候付、第一御国是を御議定被成度、列藩え台命を下し各建白之趣を集、於幕府御熟考之上、猶閣老之内一人上京被仰付、叡慮御窺取、勅諭を奉し、御国是御確定之旨列侯え被仰渡候ハ、人心協和御国威更張之機、忽チ相顕可申、此時ニ至、為御礼、諸侯伯を卒、目出度御上洛と申御運ニも被為在候ハ、公武御一和を奉祝、天下万歳を唱可申候。右之通ニ候得は、国力疲弊之余たりとも、衆心安堵し簞食壺漿して相迎候様ニ御座候ハ、御上洛も曾而難被行筋とハ相考不申候。³⁴

江戸藩邸の主張は、安政五年に失敗に終わった勅許獲得のやり直しであった。朝廷から条約勅許を引出すことで公武一和を実現するという構想である。将軍上洛は予め開国論を国是として定めたあと、「公武御一和」を祝賀する目出度いイベントとして行なわれるべきである。「叡慮御窺取、勅諭を奉し」ることで朝廷尊崇という大義を守り、幕府が政治問題で主導権を行使しつづけることが望ましいという。そこには、政治参加層の拡大という安政五年以来の政治構造の変化はあまり考慮されていないことが窺える。江戸藩邸は、親藩・外様大大名が政策決定機構に加わることを拒む幕閣と同様の見解を持っていたといえる。

江戸藩邸の書簡から約二ヵ月半が過ぎた八月二十四日、国許は将軍上洛論に対する意見を送ってきた³⁵。同書簡は長州の将軍上洛論に賛成する旨を記している³⁶。そこには、六月一日の幕府による将軍上洛の布告、つまり幕府自ら将軍上洛を発表したことが大いに影響したと思われる。

(3) 長州の藩論転換と相談決裂

国許と江戸藩邸がともに長州の国事周旋に反対意思を書き送ったのは、偶然にも同時、六月八日付のお互い宛て書簡においてであった。その六月八日以降、長州と肥後の間で交渉が行なわれた形跡はない。江戸藩邸は政局を観望することにしたのかもしれない。

その間、長州藩政府は藩内の尊攘論者の主張を受け入れ、長井を罷免した。さらに七月六日、御前会議を通じて藩論を破約攘夷論へと転換した。同月二十四日、長州藩主は「親諭書」を家中に下した。

従来存意官武へ申立候は、偏に天朝へ忠節、幕府へ信義、祖先へ孝道相立候決意に候。今般上京、叡慮之所被為向尽力周旋仕候段、御請申上候。然る上は、如何体の艱難にても忠節を確守し、信義孝道随て相立候処置せしめ候間、我等旨意を体し為国家遂奉公に

³⁴ 『国事史料』3、88頁。

³⁵ 『国事史料』3、205頁。

³⁶ 『国事史料』3、206-207頁。

於ては本懐たるべく候。³⁷

長州は「天朝へ忠節」を最重要課題として掲げることにした。朝廷・幕府・自藩の関係からみると、幕府と距離を置こうという宣言である。その頃、肥後では「天朝公義え之御忠節」を固持しながら、国許と江戸藩邸の間で政治運動の方法をめぐって議論が続いた。航海遠略策・將軍上洛論・破約攘夷論といったアジェンダを次々と提示し、中央政治に参加した長州に比べれば、肥後は未だ藩論が定まらず混乱の中に留まっていたのである。

政策転換に踏み切った長州は、八月十三日までに肥後江戸藩邸に交渉を打ち切る旨を伝えた。その際、政策転換の詳細については説明していない。肥後側は相談の打ち切りを通達されただけである³⁸。その報告を受けた国許は、「御相談筋は御取消し之由」を承知した上、「乍跡事も、此節之御挨拶旁、於御許可然御取計有之候様」と江戸藩邸に書き送った³⁹。そこで江戸藩邸は九月三日、清田をして「御都合能御周旋御成功ニ被為至候様有御座度思召候」⁴⁰との返答を長州側に送らせた。肥後は長州の国事周旋への反対意思を表向きにすることなく大勢を見極めていたが、結局、相手の事情で交渉は決裂したのである。

第三節 肥後独自の国事周旋構想

(1) 長岡良之助

中央政治への参加をめぐって他藩との提携を図る江戸藩邸とは異なって、国許は独自の国事周旋を試みた。四月十五日、藩主末弟の長岡良之助に出府命令が下された⁴¹。その後、この件をめぐって国許の即行論と江戸藩邸の反対論が対立していく。

まずは、長岡良之助（護美、号は雲海）という人物について、時期を文久二年四月までに限定して簡単に紹介しておく⁴²。

良之助は天保十三（一八四二）年、十代藩主細川斉護の六男として熊本城で生まれた。兄弟に万延元（一八六〇）年七月に家督を継いだ長兄の細川慶順と三歳上の兄長岡澄之助がいる。妹勇の夫である前越前藩主松平春嶽（安政五年隠居）は義弟に当たる。なお、長兄慶順の正室は左大臣一条忠香の養女で三条実万（安政六年没）の実娘、三条実美の妹であった⁴³。

九歳の時の嘉永三年、良之助は下野国喜連川⁴⁴の第九代藩主喜連川熙氏に婿養子として迎

³⁷ 『防長回天史』上、321頁。

³⁸ 『国事史料』3、187-188頁。

³⁹ 閏八月五日付書簡（『国事史料』3、227頁）。

⁴⁰ 『国事史料』3、273頁。

⁴¹ 良之助出府問題が『国事史料』上で最初に登場するのは次の史料からである。すなわち、「佐々淳次郎日乗」の「(四月)十五日、良之助様、此節御使者被仰付、同十六日御受相済申候事」（『国事史料』2、958頁）。佐々淳次郎は肥後勤王党の一員。

⁴² ここでの記述は特に断らない限り、長岡護孝編輯『長岡雲海公伝』民友社、1914年による。

⁴³ 『昭和新修華族家系大成』下巻、442頁。

⁴⁴ 喜連川については、山下昌也『日本一小さな大大名一たった五千石で、徳川將軍家と肩を並べた喜連川藩の江戸時代』グラフ社、2008年。

えられた。安政三年四月の元服後は、喜連川紀氏と改名し左兵衛督に任ぜられた。ところが同五年二月、彼は「武者修行ごとき状を為し」て喜連川を飛び出す。十七歳の時であった。良之助が出奔を決心した背景には南朝に背いた足利氏の後裔である喜連川家の家督を自らが受け継ぐことへの抵抗があったとされる⁴⁵。出奔後まもなく喜連川側に戻らされた良之助は、在府肥後重役らの働きかけの末に江戸藩邸に送られた。

出府途中で良之助出奔の報に接した藩主は、在府家老溝口孤雲に「御離別より外無之」と述べ、自分の到着前に「御破談之儀屹度取堅置候様」と命じた。そこで溝口孤雲は喜連川に赴き、養子縁組の「破断」を申し込んだ。肥後側は良之助出奔問題で藩主が連座して責任を取るような事態を防ごうとしたのである。喜連川側は細川家の他の男子を養子にする条件で応じた。もはや良之助の心を入れ替えさせることは不可能であると判断したのであろう。

肥後藩主の着府後の四月中旬、両家は協議の上、幕府に離縁願書を提出した。もちろん良之助の出奔は表沙汰にはならなかった。これで良之助は本姓の長岡氏に復し九年間の養子生活を終えた。出奔には無謀な側面もあったが、それを契機に良之助の名は朝野に知れ渡り、彼の去就に注目が集まった。政治信念を貫くために出奔をも辞さなかった若き尊王家に関心が寄せられたのである。喜連川と肥後の重役による後始末が終わり、良之助は熊本に戻された。この出奔騒動から四年後の文久二年四月、弱冠の良之助は、藩政府から出府を命ぜられたのである。

（２） 長岡良之助出府の目的

良之助出府計画が立てられた経緯がわかるような藩政府側の史料は管見の限り見当たらない。それ故、その計画の目的を明らかにすることは難しい。以下、関連史料の内容から大体の模様を探ることにする。

まず、幕府に「諫争」を行うことが目的であったとする史料をみてみたい。良之助出府が不発に終わったことを記している点からみて、これが作成されたのは後日である。

良之助様京都より関東迄御諫争之御覚悟ニ而御出府ニ相究候処、御模様打替、^{ママ（原注）}（中略）、其後ハ何之御模様茂無之候事。⁴⁶

良之助は京都から江戸に赴き、幕府に「諫争」する覚悟であったという。ここから、良之助は出府途中に京都に立ち寄ろうとしたことがわかる。その頃、出府を振りかざして率兵上京を決行した島津久光の事例を考えると、肥後が似たような計画を練っていた可能性は充分ありうる。

⁴⁵ 「公竊に以へらく、『喜連川氏は足利氏の後たり、足利氏は曾て皇室に不忠たりしもの、我その後を承るを悦ばず、且今や国家の形勢、将に大に変ぜむとす、いかでか、る山村の小天地に、一生を送るに忍びむ』と、古今に俯仰し、慨然天下を以て己が任とし、一夕翻然志を決し、暗夜に乗じて本邸を脱す」（長岡護孝編輯前掲『長岡雲海公伝』20-21頁）。

⁴⁶ 『国事史料』2、958頁。原史料は「安津免久佐」。書き手や日付は付されていない。ここでいう「安津免久佐」とは、集草（アツメグサ）の当て字として、『日本国語大辞典（小学館）』の「集草」項目には、「集めたもの。収集品」とされており、叢書の性格を持つ書籍であることがわかる。

ほかに次のような史料がある。出府決定後まもない四月十八日、良之助は尊攘論者らと会談したが、その場でこう述べている。

一、此節京都表之儀付而は、太守様御苦惱被思召上、屹度思召之旨有之、江戸え可被遊御諫啓候。京都ニ変有之、玉体矢石之中ニ被遊御座候節は申迄茂無之、急速御人数可被指出旨、於御花畑、住江甚兵衛被召出、良之助様より御直ニ被仰渡候。御手当之儀ハ兼而御達ニも相成居候得共、此節急速用意調候様、御備頭え御内沙汰有之旨被仰渡候。同志中何れも此旨奉敬承候様、若存念之儀茂有之候ハ、御附役迄可伺出旨被仰渡之。四月十八日⁴⁷

ここには、有事の際に藩兵を京都に派遣することや、幕府に「諫啓」を行うことが示されている。良之助は自分が江戸に赴くことを明かしてはいないが、幕府に何らかの働きかけを行おうと心得ていたことは明らかである。すでに出府計画が立てられた以上、その働きかけとは「諫啓」であった可能性が高いと思われる。

一方、上の史料には別紙が付けてある。

右之御書付は、住江甚兵衛え被仰渡候御意之趣を奉伝承、宮部鼎蔵・轟木武兵衛等書取しを、御趣意如何と御附役大矢野次郎八え相伺候処、御趣意ニ相違無之候得共、猶奉入御内覧候上可及返答との旨ニ候処、右之朱字だけ、依御意添削有之候事（本文朱字云々は、諍を啓に改め、玉体以下十一字を挿入せるなり）。⁴⁸

注目すべきは、藩政府が「諫諍」を「諫啓」に改めさせたことである。これは、尊攘派側の解釈に縛られないようにしたもので、敢えて「諍」という表現を避けたのは、それが幕府との言い争いを連想させると判断したためであろう。肥後は争ってまで強く幕府を諫めようとはしなかったものと思われる。

以上から、肥後藩政府は良之助出府を通じて幕府に「諫啓」を行い、自藩の忠節を表そうとしたと推察される。

（３）江戸藩邸の反対

良之助出府問題を取り上げた先行研究には森田誠一の論考がある⁴⁹。同氏は、江戸藩邸の反応について、「（在府重臣の意見は）実はこの際、成るべくことを荒げず余計な事はしない方が利巧だと述べているに過ぎない」と指摘している。はたしてそうであろうか。

良之助出府計画について在府家老の小笠原備前・松野亘が最初に反応を見せたのは、五月六日の国許宛て書簡においてである。当時、江戸と国許間の書簡往来には大体十五日を要し

⁴⁷ 『国事史料』3、8-9頁。

⁴⁸ 『国事史料』3、8-9頁。括弧の記述は『国事史料』の編者が書き添えたものである。

⁴⁹ 森田誠一「幕末・維新时期における肥後熊本藩一特に明治維新への参加をめぐる」大久保利謙監修『明治維新と九州』平凡社、1973年。

たので⁵⁰、良之助出府命令の後、すぐにそれが江戸に伝えられたことがわかる⁵¹。

在府家老は五月十六日に二通の書簡を国許に送った。書簡はまず、次のように述べる。

東西え御建白之一条は、重畳被凝御評議候内、…御評議被為在候上、良之助殿え被仰付、不遠御出府之御治定ニ而、左候而、楯岡慎之助儀、京大坂へ被指越、模様ニ応、於京は所司代、且御縁家之堂上方え茂御手を被為付、且、吉弘加左衛門出府被仰付、御役々様方へ懸合、或ハ列藩之事情等茂探索いたし、何れ茂、追而良之助殿御出府之上、屹ト御都合ニ相成候様、重畳致心配候。…御評決之大意茂不被仰越候は御子細も有之候哉、為心得被仰越候ハ、此許丈之覚悟御都合を茂計申候様之為ニ可有之候処、良之助殿御出府之上御取扱之御運ヒ、御趣意ヶ様と相分不申候故、打寄申談候而茂考察而已ニ而、利害之見込茂付兼、甚案勞いたし候。依之、御議定之末、兎哉角申達候ハ奉恐入候次第ニ御座候へとも、乍奉案勞其儘に者難差置、申談之趣不聞申達候。⁵²

良之助出府計画の真の「趣意」を問うている。予め役人を東西に遣わし情勢探索に当たらせ上、それに基づいて良之助が出府後の様子次第で国事周旋を行うという大筋は承知したが、その趣旨が把握できないという。良之助出府計画は、中央政治への参加意欲があるだけで、確然たるアジェンダを提示したものではなかった。在府家老は「重畳致心配」、「甚案勞」と懸念を表わす一方であった。

そこで、良之助出府を延期するよう国許に求めた。延期とはいえ、事実上の反対論である。反対する根拠は以下のものであった。

此節之御趣意、長州様より御懸合前、既ニ公武御行違ニ候ハ、御合体之儀御取扱可被遊御決定に相成居候付、内々御懸合之儀は被遊御承知候而茂御詮茂薄ク、既右一件は長州様より公武之間御取扱と申、御打立ニは無之、御建白之末被任せ候事ニ候へハ、唯今此方様より御手を被出候而は、長州様御受茂何程可有之哉、御外聞茂如何哉と懸念いたし候。且御同様程之御建白ニ候ハ、公辺ニ而茂御聞届有之候迄ニ而、矢張長州様御周旋ニ可相成候ハ、節角御建白之詮茂被為在間敷哉と乍恐相考申候。且又、御合体之筋と申候而も、元来公武御行違、風説等是有之候得共事実ハ分兼、御不和之筋屹ト相分不申候へ難相成、夫故、楯岡・吉弘を茂被指立候御事とハ相考候得共、今より右等之筋より御取懸ニ而は、其内ニは長州様方御取扱も相堅り、御無益之事ニも至候而は、愈御都合可惡と話合申候。…詰り、長州之跡を御踏ニ成候ニも落、大同小異之御筋ニも御座候ハ、無御詮次第、…乍恐、此節之儀ハ、先暫御猶予被為在度御事と話合申候。…仮令長州様御同様之筋ニ出、又ハ期後レニ被為成候而茂、天朝公辺え之御忠節、不被得止処より被為出候而、長州ニ而御取扱無残処候ハ、其分之事と申御模様ニ茂候ハ、良之助殿御出府ニも不被為及、誰ソ御人選を以被仰付候而茂可被為済哉⁵³

⁵⁰ 肥後の飛脚制度については、『新熊本市史』通史編3 近世I、776-780頁。

⁵¹ なお、良之助出府計画を報じた国許の江戸藩邸宛書簡は、管見の限りでは確認できない。

⁵² 『国事史料』3、37-38頁。

⁵³ 『国事史料』3、38-39頁。

在府家老は、まず長州の政治運動が中央政局で有力となっている現状を国許に認識させようとした。良之助出府を反対する理由として航海遠略策の存在を持ち出したのである。江戸藩邸は航海遠略策に賛同し、国許が長州と提携することを試みた。しかもそれは〈藩是〉の趣旨とも合致するものであったため、江戸藩邸の提案は正当性を持っていた。長州が明確なアジェンダを設定し公武の間で最終調整を行なっている段階で、国許が良之助出府をもって公武周旋に乗り出そうとすることは「御無益之事」に過ぎないと在府家老は考えた。また、下線部にあるように、長州との関係が悪化する恐れも指摘した。さらに、国許が長州に立ち遅れたことを認めた上で「天朝公辺への御忠節」を表わすために独自の国事周旋を断行しようとするのであれば、敢えて良之助を江戸に遣わす必要はあるまいと述べ、良之助出府は意味がないと強調した。在府家老の反対論の背後には、長州との提携が破れることへの警戒心があり、それ故、とにかく良之助出府を阻止しようとしたことが読み取れる。

(4) 国許の続行論

江戸藩邸の反対を受け、国許では良之助出府計画を見直そうとする動きが出始めた。しかしそれは計画を覆すまでには至らなかった。六月八日付在府家老宛て国許書簡にその模様が記されている。

①於其御地被仰談之趣も至極御尤之御見込ニ付、御奉行へ相渡、得斗咄合候様申達置候処、良之助殿御出府は御見合之方可然由、委敷書付を以相達、右は両端之内いつれ時処位ニ協可申哉、早々評決之上奉窺、御治定之处可申達処、②佐渡方（家老長岡佐渡）御着座後、病氣之儘、…此間辞職内意之書付被相達、監物方（家老長岡監物）も病氣ニ而同様内意有之、内匠方（中老朽木内匠）は先年犬追物稽古之節膝を被摧、…第一正座出来兼候由ニ而、是又辞職之内意ニ相成、三人共更ニ再勤之見込も無之、…與三郎方（中老長岡與三郎）当春以来之胸痛、俄ニ差重、去ル朔日遠行ニ相成、不穩時節、如是事柄迄も種々打重り候而は追而之成行も重畳致懸念、彼是不本意、右之一条咄合も相決候場合ニ至兼、奉恐入候。③尤、良之助殿えは、たとへ跡事ニ相成候而も是非御出府被為在候思召ニ而、上えも其処ハ被遊御同意候御様子ニ相窺申候。⁵⁴

一応、藩政の実務を担う奉行の間では計画を見合わせることで合意がなされた。江戸藩邸の主張を受け入れたのである。後は重役会議を経て藩主の裁可を仰ぐのみであった（①）。ところが、重役らが衆議一決して議論することは滞ってしまった。上記書簡に連署している有吉将監督（家老）・三淵志津摩（中老）以外の国許中老・家老全員が体調不良を訴えて、在職中ながらも藩議に携わることができなかったためであった（②）。藩論の転換に必要な正式の手続きを踏むことに差支えが生じた。手続きを重視した江戸時代の政治慣習を勘案すれば、重役会議を開かずに藩論を変えることは考え難いものである。

重役会議が困難なら、藩主の「御意」を得て決定することが考えられる。しかしそれもおぼつかない。藩主は良之助出府について考えを変えようとしなかったからである。そこには、「たとへ跡事ニ相成候而も是非御出府」したいとする良之助の堅固な意志が大いに反映されていた（③）。

⁵⁴ 『国事史料』3、85頁。

注目すべきは、良之助出府計画の事実上の続行を告げる六月八日付の書簡が、航海遠略策への賛同を求める江戸藩邸に対する返事でもあったということである。その内容は、第一節ですでに検討したとおりである。このように肥後首脳部の中では、中央政治への参加をめぐって、独自路線と提携路線とが相克していたのである。

結局、二つの構想の相克状態は外部要因によって解消される。長州が航海遠略策を放棄し将軍上洛論を掲げると江戸藩邸は長州との提携をあきらめた。一方、文久二年七月、朝廷から藩主上京を命じる内勅が肥後に降下されると国許はその対応に追われ、良之助出府問題は争点から遠ざかっていった。

第三章 中央政治への参入と国事周旋 (文久二年七月～同十二月)

第一節 内勅降下と藩主上京問題

(1) 内勅の降下

国事周旋の方策が定まらない中、肥後の政治状況は新しい局面を迎えた。文久二（一八六二）年七月、朝廷から藩主細川慶順に国事周旋を求める内勅が発せられたのである¹。

文久二年七月二十二日、京都留守居青地源右衛門は国許に急報を書き送った。肥後藩主に内勅が下ったことを伝えるためであった。同書簡は、内勅を取り次いだ左大臣一条忠香²の用人伊地知豊前介から聞き出した関連情報を記している。その内容は以下のようである。

然は、昨廿一日一条様より御呼出ニ付、櫻田覚助（京都詰役人）罷出候処、太守様（細川慶順）え御内々急成御用筋被仰進候由ニ而、御直書御渡相成申候。右之儀は、從御所一昨夕左府様（左大臣一条忠香）被為召、御書取御渡ニ相成申候由ニ而、其儀御添翰を以、御内々被仰進候間、早々差上候様、尤御返翰之儀も、願日御急被成候との趣ニ御座候間、大略御書取之御趣意御用人より内話仕候由候へ共、駈と突留候儀も相成兼、其儘ニ而は重畳不安意御座候間、私儀今朝御用人宅え罷越、此許え折節被差出置候処、御内用筋ニは可有御座候得共、此節柄之儀伺取出来兼候而は、第一於役前難相済、勿論機密筋之儀兼而相勤候は当前之儀ニ御座候間、不苦候ハ、今一応左府様え内々内存之趣相伺呉候様、及内話置候。然処、左府様え早速右之趣申上候由ニ而、御同方様え茂尤ニ被聞召、左候ハ、從御所御渡之御書取は其儘太守様え被進候付、外御写有之候間、内々拝見いたし候様との御沙汰を以、御用人伊地知豊前介御屋敷え被差越拝見被仰付、左候而段々對話之内、右書取之趣、從公辺内々御所え御内達之儀、御依頼被為在候哉之由、左府様より無屹度内話仕置候様被仰付との由ニ而、筑前様其外様え茂御続柄之堂上方は御内達有之筈之由も申聞候。右御書取は太守様え被進候付、直ニ拝見被為在候儀とハ奉存候得共、写取申候間則差上申候。³

青地は内勅降下後、それを迅速に国許に報じた。たとえ縁家を通じたとはいえ、朝廷が直接諸大名に勅書を渡したことは、朝廷と諸藩の政治的交流を警戒して両方の接触を固く禁じてきた幕府の法度に触れる行為であった。周知のとおり、安政五年八月、いわゆる「戊午

¹ 内勅降下後の肥後の対応を取り扱った研究には、野村晋作「幕末期外様諸大名の上京とその役割―肥後熊本藩細川家を事例として」立正大学大学院文学研究科『大学院年報』31、2014年がある。野村は、「幕末の政治過程における特徴的な事象の一つに、外様諸大名の上京及び参内があげられる」とした上で、京都警衛体制の成立及び政治的意味を分析し、外様大名の上京がもたらした朝廷・幕府・諸藩の関係性の変容を説明する。その着眼点は、大名同士の相互関係の在り方を重視する本稿においても示唆的である。

² 一条家は細川家の縁家にあたる。一条忠香の養女は細川慶順の正室である。

³ 『国事史料』3、165頁。

の密勅」の降下によって禁忌が破られたことはあるが、その際に関係者らが被った犠牲は凄まじいものであった。青地が「重畳不安意」の中で自分の役職を挙げて内勅降下の真相を確かめようとした様子は、この件の重大さを物語ってくれる。青地は早速、内勅の写しを入手し、文面を確認することができたが、その内容については全く評論していない。事案の由々しさを鑑み、意見表明を避けたものと推測される。

上記書簡の下線部は、内勅の性格を明らかにする上で極めて重要な情報を二つ記録している。まずひとつは、今回の内勅が幕府の「御依頼」によるものであるとの情報である。このことについて京都藩邸は真偽のほどが判らず、手蔓のある公卿らに探索を行なった。しかし、推測程度の答えしか得られなかった⁴。そうした中、幕府関与説を聞いた議奏中山忠能が、同月二十八日、一条忠香に書簡を送り、それは事実無根であることをはっきりさせた⁵。そこで、翌日、情報を提供した伊地知本人が青地のところを訪れ、前言を翻すことで事に決着がついた。内勅降下に幕府の働きかけはなかったことが明らかになった。青地は国許の同役に書簡を宛て、「今朝、(伊地知豊前介) 罷出候処、頃日内話之節、関東より御内々御頼被進候との儀者、豊前介聞取違ニ而、全く左様之儀は無御座候処、甚届兼候次第、重畳御断申出候」⁶と述べ、この事実を家老に報告するようにと求めた。

ところが、伊地知が発した誤報は、江戸で予期もせぬ出来事を招くことになる。青地は内勅降下の報と写書を江戸藩邸にも出していたが、八月五日にそれを受け取った家老松野亘が、その翌日、「今度御内命之趣は、関東よりも内々御頼ニ相成候との趣茂、青地より申越候付、御間柄別段之訳を以、春嶽様迄極内密御書付写等差出、御模様相伺申候⁷」とあるように、政事惣裁職の松平春嶽に相談を行なったのである。これにより、内勅降下の情報は一橋慶喜や幕閣にも流れる結果となった⁸。松平春嶽は細川慶順に書簡を送って、幕府の諸改革計画を挙げつつ「此度御内命ニ付、如何之御周旋振候哉難計候得共、此地廟堂之形勢、将、拙生輩之見込候通りも、粗御承知ニ茂御座候ハ、御周旋御心組之御一助ニも可相成哉と、大約之处及密告候」⁹として、肥後が慎重な態度を取ることを求めた。内勅降下への対応に

⁴ 『国事史料』3、166-167 頁。

⁵ 「抑、廿一日、細川家へ御達之由敬承仕、内々言上仕置候。扱又、鳥渡伺候。右之節、御家来中ヨリ噂之内、関東ヨリモ内々申来候事之様談話有之候旨、右ハ、御文面自関東申来候様ニハ不存候間、内々相尋度由自外申来候。左様之儀有之候事ニ候哉。尤、自関東彼御書付ニ付申来候事ハ一切無之候間、自然間違ニテ右嘶有之候儀ニ候ハ、間違之旨早申改ニ相成候様ト存上候」(日本史籍協会編『一条忠香日記抄』(復刻)、東京大学出版会、1967 年、275 頁)。

⁶ 『国事史料』3、167 頁。

⁷ 八月七日付国許家老・中老宛て松野亘書簡(『国事史料』3、185 頁)。

⁸ 「御内命之御書付写ハ、内々一橋様閣老方迄ニ者被入御披見置筈之由、左候而も、御家之御差障等ニ者決而相成不申様、御取計可被成旨ニ御座候」(『国事史料』3、185 頁)。

⁹ 八月六日付細川慶順宛て松平春嶽書簡(『国事史料』3、183 頁)。松平春嶽は幕府の状況(「此地廟堂之形勢」)を次のように記した。「刑部卿殿(一橋慶喜)・拙生共奉職以来者、身命を抛、勅命を奉し何分ニ茂奉安歎慮度、深厚申談、閣老初え茂遂示談、差当り公武御一和之基本を定め、幕府従来之御非政を被改、諸侯之困弊を解き、万民処を得せしめ、神州を富し、強兵之道を立、大ニ日本国を興し、兵備を厳にして外国之侮を禦き候様、粗心算も有之、専其筋之評議ニ心力を尽し罷在候得とも、何も重大之事件共ニて事業ニ施候至候へハ、一朝一夕ニ手を可下事に茂無之、

において、肥後はとりわけ幕府を意識せざるを得なくなったのである。

いまひとつの重要情報とは、今回の内勅が複数の大名に下されたということである。実際、公家の姻戚を通じて、肥後を含む十藩にそれぞれ同じ旨の内勅が伝えられた¹⁰。諸侯の中には内勅降下を中央政界に進出できる好機会として捉えた者もいたであろう。他方、慎重論を取りながら中央政局の動向を見極めようとした大名もいたであろう。いずれにせよ、内勅降下はおおむね諸藩にとって困難そのものであった¹¹。

それでは、肥後は如何なる対応を見せたのだろうか。まず、内勅降下までの経緯を簡単にまとめておく。左大臣一条忠香は、関白近衛忠熙の使者から通知を受け、七月二十日の昼間に参内し近衛と面会した。その席で内勅の取次ぎを指示され、まもなくその文書を渡された¹²。翌日、一条の家臣から肥後側に内勅書が伝えられ、それを持参した伝令が熊本に向けて京都を立出する。

七月二十八日夕、伝令が熊本に到着した¹³。藩政府が目にした内勅は下記のものである。

蛮夷渡来以後、皇国人心不和ヲ生シ、当時不容易形勢ニ至リ、深被悩宸襟候ニ付、皇国之御為ハ勿論、公武猶々御栄久之様、去五月関東え勅使被差下、被仰出候御旨趣有之候処、於大樹家茂、今七月朔日叡旨御請被申上、御満足之御事ニ候。然ル上ハ早速事実行ハれす候而者無詮茂、折角之被仰出、於関東茂御受之筋難立候間、右叡念、弥以速ニ被行候様被遊度思召候。付而者、薩州・長州専周旋、叡感之御事ニ候得共、於細川家茂同様為国家抽丹誠周旋之義、御内々御依頼被遊度御沙汰候。此段早々御内達可有之事。¹⁴

下線部には内勅降下時の政治状況が記されている。文面だけでは理解し難いので説明を

天下之公論を待而可定儀茂有之、千緒萬端中々以発表之機ハ急速ニ可期譯ニ茂無之故、甚寛慢之體ニ相見候事茂有之」。

¹⁰ その十藩を石高順に並べると次のとおりである。仙台（伊達慶邦・外様 63 万石）、肥後（細川慶順・外様 54 万石）、筑前（黒田斉博・外様 47 万石）、安芸（浅野茂長・外様 43 万石）、肥前（鍋島直正父子・外様 36 万石）、津（藤堂高猷・外様 32 万石）、備前（池田慶政・外様 31 万石）、阿波（蜂須賀斉裕・外様 25 万石）、久留米（有馬慶頼・外様 21 万石）、土佐（山内豊範・外様 20 万石）。佐々木克『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、2004 年、102 頁。なお、当時の肥後側では、「今度御内勅被仰出候国々」として「薩州、長州、御国（肥後）、筑前、安芸、肥前、阿波、備前、土州、勢州、久留米、柳川」を挙げていた（文久二年九月七日付国許宛て京都留守居報告書。『国事史料』3、275 頁）。仙台が欠落しており、薩摩・長州・柳川がリストに入っている。肥後が入手した情報は事実とは若干異なるものであった。

¹¹ たとえば、肥前の前藩主鍋島閑叟は、閏八月六日付細川慶順宛て書簡において、内勅降下で「実ニ当惑千万之次第」であると語っている。久米邦武執筆編述・中野禮四郎編纂『鍋島直正公傳』5、侯爵鍋島家編纂所、1920 年、190 頁。

¹² 一条忠香に内勅書を渡したのは、孝明天皇の外祖父で議奏の中山忠能である（『一条忠香日記抄』271 頁）。ちなみに、実際に内勅の文案を作成したのも中山であった。日本史籍協会編『中山忠能履歴資料』4（復刻）、東京大学出版会、1973 年、386-387 頁。

¹³ 『国事史料』3、166 頁。

¹⁴ 『国事史料』3、169 頁。

補う。文久二年四月に率兵上京を断行した島津久光の朝廷工作により、その翌月中旬、幕政改革を求める勅旨とそれを伝えるための勅使派遣、そして久光の随従が決定した。幕府への要求、いわゆる「三事策」とは、将軍上洛・五大老創設・一橋慶喜と松平春嶽の幕閣登用を内容とするものであった。「三事策」の中で、久光が重視したのは慶喜・春嶽登用の件であった。そこには旧一橋派の二人を幕府の中樞に据え、幕政刷新を図ろうとする意図があった。それに対し、幕府は七月一日、慶喜を将軍後見職に、春嶽を政事惣裁職に任命する旨を勅使に回答した。実際、同月上旬に慶喜と春嶽はそれぞれの職に就任することになる。幕府人事への介入は功を奏した。

それでは、内勅降下の目的を探ってみよう。内勅の文面に、細川家も薩長同様の国事周旋を行なうようにとある以上、肥後に中央政治への参入を求めたというべきである。これは、取りも直さず、朝廷の肥後藩主に対する上京命令であった。事実、内勅の成案には採用されなかったものの、中山自筆の草案には諸大名に上京を求める旨が明確に記されていた¹⁵。朝廷は肥後などの有力諸藩に薩長同様の国事周旋を依頼する内勅を下し、事実上、薩長に加えて諸大名にも上京を促したことになる。これは、未だ確固たる政治的主体性を持していない朝廷が、諸藩に国事周旋の助力を求めたものであった。

細川慶順は一応、請書を書き送った。その請書は、国事周旋に関する目論見などには全く触れず、ただ内勅降下への礼を述べるのみであった¹⁶。中央政局への参入を意味する藩主の上京は、深思熟考を要する問題であり、藩政府としては慎重に対応する必要があった。慶順の請書は、使者として京都に派遣された側用人田中八郎兵衛により、八月二十七日、一条家に伝達された¹⁷。

(2) 藩主上京回避運動

田中八郎兵衛は着京後、京都留守居青地源右衛門と共に情報収集に尽力した。八月二十九日付国許宛て書簡には、二人の京都政局に対する認識が記されている。

将又、堂上方九条様・久我様始、天下無事を御好之御方々、大抵御黜退、英邁勇壮之名有ル御方々御挙用ニ付而ハ、公家方御末斑迄御一統御息込強、外国通信交易杯申事一切耳之端ニも不被寄付勢ひニ而、浪人者共弥附ケ込周旋いたし、打払一件、別紙之通、京都ハ既ニ御決議と被奉伺、此儀江戸ニ而御取用無之候得者、直ニ公武之御申分差発可申、其節ニ至候ハ、薩州ハ勿論長州連も是迄之御建白ハ裏腹ニ而、京都御同意之説ニ相成

¹⁵ 「去夏已来、世上彼是不穩之義共有之、先静謐候得共、万一京師騒乱之事有之候而ハ、追々国乱之程難計、深被悩宸襟候ニ付、滞京有之、内実ハ御警衛之段御依頼被為在候事。但、出府掛、且俄之御沙汰ニ候間、滞在之儀、何ニも御受難渋之儀ニ候ハ、不及是非候間、家門之内早々上京、為名代在京、厚御警衛御依頼之事」(『中山忠能履歴史料』4、406頁)。日付不明の同史料には、「蛮夷渡来以後云々御沙汰書草案」と題されている。

¹⁶ 「先月廿日御参内之節、近衛関白殿御面会、御内々勅命之趣、私え被成御達候様ニとの御沙汰有之、其後、以議奏衆、別紙一包御伝、此後猶々周旋仕候様被仰下、奉勅可抽丹誠旨、委細尊諭之趣奉畏、御別紙謹而拝見仕、重御沙汰、誠に冥加之至、難有仕合奉存候。御請為可申上、如斯御座候」(八月九日付一条忠香宛て細川慶順書簡。『国事史料』3、188頁)。

¹⁷ 『国事史料』3、208-209頁。

候処ニ而者、底意何程ニ可有御座哉、公武之御申分ニ相成申候ハ、其先キ之事ハ申上
不尽事共ニ而、誠ニ薄氷を踏之御時節と相見申候¹⁸

京都は尊攘論を唱える公家や浪人によって支配されていると報じており、とりわけ「打払
一件、別紙之通、京都ハ既ニ御決議と被奉伺」という記述が目につく。「別紙」の内容は不
明であるが、攘夷論一色となった現状を窺わせる。田中・青地は、朝廷が攘夷実行を幕府に
突き付けるようになると、公武間に全面对立が発生する（「公武之御申分差発可申」）と予想
した。二人は、尊攘論が沸騰している京都情勢とそれがもたらす公武対立勃発の兆しを目の
当たりにしたのである。

次いで、公武対立が生じた際に薩摩と長州が朝廷側に立って、勅命に従わない幕府を苦し
めることもありうるとみて、薩長への警戒心と不安定な政情への懸念を示した。あるいは、
薩長が幕府に背いた場合、これまで幕府に同情的だった諸藩が態度を変えて付和雷同する
ようになるというような最悪のシナリオを想定したのかもしれない。いずれにせよ、二人の
目に今の京都は、まさに公武対立の発生寸前として映っていた。

こうした中、田中は一条家に対し、藩主の内願が記された口上書を提出した。それは、朝
廷の内勅に対する肥後の答申にほかならなかった。一条は閏八月十日の日記に以下のよう
に記録している。

光義（用人伊地知豊前介）出殿言上。其儀、細川越中守家来、過日ヨリ上京之田中八郎
兵衛来、越中守ヨリ被申上口状書、為念改テ書付差出。

今度御内勅之御儀、於越中守様冥加至極難有被思召候段は、御請被仰上候通御座候。
就ては、薩州・長州御同様御上京被仰出候御事に可有御座哉。差懸外夷御拒絶之叡慮
に被為在候得共、何時干戈之萌有之、御出馬或は人数御差出も難測、左候へは、兼て
御手当は有之候得共、御家督後日浅く新政之折柄にも有之、一際士気を被為振、軍用
之御手配等可相成は、御在国にて被成置度、此段左府様迄御内願被成度、尤、御上京
と申儀に相成候へは、関東御伺済も不被為在ては、其儀難被為出来事にて、前条之通
之御心得にて、御在国被成度との御儀に御座候事。

閏八月

田中八郎兵衛¹⁹

八月二十二日の着京以来、田中は藩主の請書を伝えるなどして一条家の関係者と頻繁に
会っていた。ところが、在京しておよそ二十日も経った時点で、ようやく口上書を提出した
のである。このように口上書の提出が滞った背景には、藩主から田中に対して、京都の情勢
を探索した上で臨機応変の処置を取るようとの指令があったことが考えられる²⁰。指令に
は、状況に対応すべく幾つかの方策が用意されていたはずである。そしてその中には上京を
回避する案も含まれていたであろう。やがて田中は、藩主上京回避運動に着手することにし
たのである。

¹⁸ 八月二十九日付国許家老・中老宛て青地・田中書簡（『国事史料』3、220頁）。

¹⁹ 『一条忠香日記抄』287-288頁。

²⁰ 「御内勅ニ付而ハ、不取敢御受、御使者被差立候処、御使者、折より、豫御内命を受、御周旋
筋伺候末」（同年十月作成の家老小笠原備前の自筆書。『国事史料』3、357頁）。

口上書の文面から注目される部分は、「薩州・長州御同様、御上京被仰出候御事に可有御座哉」と、内勅が慶順の上京を明記しなかったことを逆手にとって、在国のまま薩長同様の国事周旋に努める余地を見出そうとしたことである。そして、続いて「外夷」との戦争が切迫しているとして、藩主の上京を見合わせざるを得ない事情を釈明していく。すなわち、家督を相続して日が浅く、国許の行政・軍制を整える必要があると託け、国許を離れないことを希望したのである。さらに、幕府の許可を取らずに上京することはできないと述べている。幕府を無視してまで内勅に随従する意思はないことを明確にしたといえる。

田中・青地の二人は、閏八月十四日、国許に書簡を宛て、藩主の口上書を提出したことを報告するとともに今後の見込みについて述べた。

- ①然は、一条様え御使向相勤御書差上、御用人伊地知豊前介を以、御内願之趣委細申上、其後内々相親申候処、一条様え茂被成御配慮、御内勅ハ御請迄ニ而御首尾能御取扱ニ相成可申との趣ニ御座候得共、表向御模様被仰聞無之内ハ、重畳不安心ニ有之、当時堂上之御振合、外様之列侯方を御手近被召置、関東え御威光を被為示候思召之様被奉窺、
- ②既ニ、土州様坏、御国御立砌迄ハ、京都御立寄直ニ御東行之御積ニ而、其処ニおゐてハ御手をも被附置候御模様ニ御座候処、打変、久々大坂え御滞、…いつ迄御滞京被為在候哉難計、御若年之御方ニ茂有之、素より何之御周旋茂不被為出来、空敷寺院之御住居、上下殊ニ困窮之様子ニ相聞、根元、右之通成行候茂、堂上方之内、御近親之御方有之、其御方より却而御手を被廻、右之次第ニ候由、六条太夫様より御内話承申候。
- ③忽而当時之形勢、皇威強被為在、変化茂難計処を以相考候得は、乍恐、此方様方え茂、是非御上京不被遊候而難叶筋を被為附候哉茂難奉窺儀と恐縮仕、御連枝様又ハ御重役方之御内御出京と申儀ニ至候而も、矢張御煩敷ハ御同様ニ而、何之御詮茂不被為在御時節と奉察、
- ④種々心配仕、大夫様且豊前介え茂罷越、右之趣を以頼談仕候処、一条様深御汲取、大夫様え茂同様ニ而、可然御向々え委敷御申入有之候故、近来之所ハ弥以御模様宜、先ハ御内願之通相整可申哉と奉恐察候。若近々御呼出御用済之儀被仰渡候ハ、八郎兵衛儀急速罷下、委曲言上可仕と奉存候。²¹

一条は慶順に同情的な態度を見せており、内願どおり慶順が上京せずに事が済むように協力しようとした。しかし、朝廷内には「外様之列侯方を御手近被召置、関東え御威光を被為示候」との策略を企てる公卿がいた（①）。この記述からは、今回の内勅降下の政治的意図が窺える。独自の軍事力を保有しない朝廷は、大名の動員とくに幕政から疎外されてきた外様大名を自分の膝下に置こうとしたのである。それは、幕府との武力対決を想定しての処置だったとは思えないが、幕府に政治的圧力を掛けるには有効な方策になりうるとの計算はあったのであろう。

当時、朝廷の狙い通り、土佐は不本意ながらも滞京を強いられていた（②）。田中・青地は、肥後が土佐の前轍を踏むことがないように、藩主はもちろん藩主兄弟や重役の上京（「御連枝様、又ハ御重役方之御内御出京」）をも避けるべきであると説いた（③）。藩主上京は、肥後が公武対立に巻き込まれることを意味した。朝廷と幕府の間で二者択一を余儀なくさ

²¹ 『国事史料』3、238頁。

れた場合、朝廷であれ、幕府であれ、片方とは対立関係となるのは自明なことであった。そこで、京都藩邸は慶順の内願が朝廷に受け入れられるよう、専ら諸公卿に働きかけることを心掛けた。書簡の最後の部分では、それが実現する成り行きとなったと今後の見通しを報告している（④）。

現に事は二人の見通しどおりとなった。朝廷は慶順の在国を許容した。一条忠香日記の閏八月十五日条には、次のような記録がある。

今朝辰刻比、中山家へ豊前介罷出、去日細川家ヨリ被願候書付一包持参為見候処、去日予ヨリ申入置候細川家願之儀ニ付、先日以来、忠能卿一人之取計ニテモ心配候儘、関白忠熙公へ一応御相談申入候後、今日返答之事。其儀ハ、今度御内勅之御趣、細川家御請被申上候ニ付テハ、薩州長州同様ニ細川家モ滞京被仰出候儀ハ無御座候間、国方ニ於テ万事手配用意御座候テ可然事と存候。尤、此度御改革御取締に付、一橋殿御後見、越前殿総裁職被蒙仰候儀、薩州・長州滞京専周旋之事に候間、細川家ニハ出京無之候得共、周旋可在御座候様、且又將軍家上洛被仰出候得共、先夫迄ニ越前殿上京ニテ叡慮伺之上ナラテハ、將軍家上洛ハ無御座候旨、猶追テ外夷打払之御相談モ可有御座旁、専周旋御座候様トノ返答ニ有之候事。²²

内心は慶順の上京を望んでいたはずの関白及び朝廷だが、対外戦争に備えることを理由に在国を申し出、また幕府の許可を得ずに内勅のみに従って上京することはできないと明示してきた肥後側を説得し翻意させるのは困難であっただろう。

下線部にあるように、朝廷としては、もともと内勅には肥後藩主に上京を求める意図はなく、内勅の趣旨に同意する旨が確認できた以上、今後とも国許において国事周旋するようにと、慶順の内願を受容するしかなかった。事実上、上京を拒否した肥後の行為を糺すようなことは全くなかった。

一条忠香は閏八月十六日、上記の内容を慶順に取り次いだ。一条の書簡は二十七日に熊本へ着いた²³。これに対し、慶順は「何茂尊諭之通相心得候様可仕候。重畳奉懸御高配候段、恐懼之至奉存候」と返信した²⁴。

田中は京都での任務を終え、閏八月二十八日、帰郷の途についた²⁵。肥後は藩主上京を回避し、しばらく中央政局へ参入せず大勢を観望することに一応成功した。

（３）藩主上京回避後の政治方針

藩主の在国が許されたことを受け、肥後藩政府は答礼使を京都に遣わす計画を立てる。九月二十五日、一門の長岡刑部（興昌）に上京が命じられた²⁶。その際、「刑部殿出京之上、若其御筋より御国議御尋も有之節、返答之大趣意」が定められた。結果からみると、長岡刑部

²² 『一条忠香日記抄』289頁。

²³ 『国事史料』3、241頁。

²⁴ 『国事史料』3、343-344頁。九月二十一日作成、十月九日発送。

²⁵ 『国事史料』3、274頁。

²⁶ 『国事史料』3、303頁。

の出京は実行されず、彼がその趣意書に基づいて国事周旋を行なうこともなかった²⁷。ここでは、藩主上京を回避した後、肥後が中央政局に如何なる姿勢で臨もうとしたのかを確認するため、趣意書の内容を検討しておきたい。

一、両三年ハ世上、別而不穩不容易事件も有之、殊ニ当六月朔日、見込之趣ハ不憚忌諱申出候様、公義より御達之趣も有之候付、不殘心底建白可仕と心算仕居候処、依叡慮、一橋様・春岳様其外御役々御登用被為在、諸侯伯之參勤割合、在府之女子国居住を初、非常之御沙汰有之、加之、二百年来廢典ニ相成居候御上洛も被仰出候付而は、公武御合体之御趣意相頭候而已ならず、富国強兵之基本相立、誠ニ習弊一新之御大挙、只管奉感佩、此上普通之管見致言上候程之儀無之候。

一、外夷御掃攘之勅意、いまた公義より御請無之由、此一条ハ猶更重大之御事柄ニ而深勘考仕候へは、於関東も今般、天朝之御趣意を被奉、非常之大変革有之候付而は、◆天朝幕府は真之御合体ニ而間ニ髪を不容様相成、下侯伯臣民ハ食足力強真面目ニ奮立可申、加是御国勢ニ相成候ハ、癸丑已前之鎖国も万国圧倒之開国も、我より彼を制候釣合ニ而、御自在ニ可有之、尤、開鎖とも、大ニ輕重深淺之差等有之、又實際ニ御手を被下候ニハ、寛急前後之機会、勿論之事に付、夫等之境得斗御洞見之上、何れ共皇国之御為ニ相成候様、公武御誠意を以御評決可被為在筋と奉恐察候へハ、海外万国之形勢、御国内列藩之事情をも不案内にてハ、只今よりヶ様と申実見ハ付兼申候。

一、自国之儀は、今般御内勅、且公義より御改革之御趣意も有之候付、禁門御警衛ハ申ニ不及、外夷御掃攘之御触有之候とも、何時出陣も聊差支●無之様、覚悟筋之儀、上下一致ニ而心配仕居候事ニ御座候。²⁸

肥後は、幕府による一橋慶喜・松平春嶽の登用、參勤交代の緩和、將軍上洛の公表などの諸政策を挙げ、「公武御合体之御趣意相頭候而已ならず、富国強兵之基本相立、誠ニ習弊一新之御大挙、只管奉感佩」と称えた。そして、六月一日の幕府諮問に答申しようとした計画を撤回し、幕府の改革政策を全面承認する態度を取った。

對外政策については、先改革・後開鎖決定の路線で「寛急前後」を考慮した上で、公武が最終決定を行なうべきであるとの見解を持っていた。さらに、公武合意での命令があれば、それが如何なるものであっても（「外夷御掃攘之御触有之候とも」）、藩を挙げてそれに従う覚悟を明確化した。

²⁷ 『国事史料』3、304頁。なお、「既ニ御一門衆へ被仰付置候儀ニ付、其儘ニ而上京有之候へは可宜と相考居候内、刑部殿病氣ニ而御断被申上候付而ハ、病氣之儀願通被仰付候外有之間敷哉」（同年十月作成の家老小笠原備前の自筆書。『国事史料』3、358頁）とあり、長岡刑部自身が上京を逃れようとした様子が窺える。

²⁸ 『国事史料』3、303-304頁。なお、◆のところに、「備前殿聞付紙也。本文公義より御請無之とは難申可有之哉、尤、いまた御触面等ニハ其稜相見不申候へ共、既大御変革ハ全被奉勅意候より之事と相聞候付、『外夷御掃攘之儀は、重大之御事柄に而一』、右之通ニてハ如何」とあり、●のところに、「禁門一より候とも迄省候而ハ如何」との書付が付してある。

第二節 内勅の再降下と藩主上京の決定

(1) 三条実美の藩主上京要求

中央政局から距離を保とうとした肥後に藩主上京を求める公卿が登場した。尊攘過激派の中心にいた三条実美である²⁹。三条は細川慶順の正室峯の実兄であったので、三条家と細川家は姻戚関係になる。一条忠香が慶順に同情的だったのに対し、三条実美は慶順の意向に反して上京を強く促した。

三条が京都藩邸に藩主上京を要求してきたのは九月上旬である。その際、肥後側では橋本喜弥太が、三条側では高松保実が交渉役を担当した。九月八日、高松が肥後側のところを訪ねてきた。橋本は高松の発言を次のように記録している。

一、此方様え周旋御内勅被仰出候後、御国許之御模様相分不申、又御家老衆ニも別段上京通も無之、折柄近日、乍恐叡慮ニ細川家は未タ出京せぬかと頻々御沙汰被為在候旨、関白様迄御聞込之由ニ付而は、誠御家様を御頼敷被思召上候。右は攘夷之儀ニ付、格別之周旋御尊慮も可被為在哉との思召ニは奉恐察、実ニ難有御事ニ御座候。其上、御家様之儀、御先祖様ニは格別歌道之御訳柄茂被為在候ニ付、何分此砌之事ニ付、御出京ニ相成不申候而は、朝議之表被相済兼候趣ニ付、近日表向御出京被遊候様ニと勅諭被仰出候御模様ニ付、内実三条様ニも御縁辺之御訳柄ニ而、大ニ御心配被為在候間、左之趣早々御家様え及御内話候ハ、於御国茂御心附之儀も可被為在哉と之三条様方思召ニ而、態々高松様を以高樹院え御光駕被遊御直話ニ相成申候。³⁰

三条の意を受けた高松は、慶順の上京を望む叡慮を伝えたあと、下線部のように「御先祖様」云々と説得を続けた。「御先祖様」とは、肥後細川家の始祖である藤孝（1534-1610）のことを指す。幽斎という雅号を持つ藤孝は、公家の三条西実枝より『古今和歌集』の秘訣を伝授し、二条流歌学の正統を受け継いだ人物として知られている³¹。関ヶ原の戦いの際に、徳川家康に仕えた藤孝は西軍に包囲され丹後田辺城で籠城戦を強いられていたが、当時の後陽成天皇は古今伝授の道統が絶えることを惜しみ、西軍側と藤孝側の双方に勅使を遣わして講和の叡旨を下した。結局、講和が結ばれ藤孝は討死を免れた。その背後には、後陽成天皇の弟で藤孝の弟子であった八条宮智仁親王の働きかけがあったという³²。高松は、肥後

²⁹ 同時期の三条実美の動向については、内藤一成『三条実美—維新政権の「有徳の為政者」』中公新書、2019年、第二章を参照。なお、肥後藩主の上京を推進した公卿は、三条実美の他、正親町三条実愛がいる。議奏の正親町三条は長州を通じて肥後説得を図った（『防長回天史』上、373-375頁）。もっとも、本稿においては、正親町三条と肥後側の間で直接な交渉がなかったこと、長州が肥後説得に積極的に乗り出すのは肥後が内勅への対応策を確定したあとであったことを勘案して、正親町三条のことは取り扱わないことにした。

³⁰ 『国事史料』3、276-277頁。

³¹ 細川藤孝（幽斎）の文化人としての側面を考察した研究には、森正人・鈴木元編『細川幽斎—戦塵の中の学芸』笠間書院、2010年がある。

³² 小川剛生「細川幽斎一人と時代」森正人・鈴木元編集前掲『細川幽斎—戦塵の中の学芸』22-

細川家が天皇家と緊密な関わりを持つ由緒深い家柄であることを強調し、天皇の期待に応じるよう求めたのである。さらに、そのうち慶順への上京命令が表向きにされることを示唆した。こうなった以上、肥後側に逃れようがないだろうと、更に圧力を掛けたのである。

翌日の九日、今度は三条実美みずから肥後藩士を呼び出した。肥後側の記録によると、三条は「続柄之事ニ候へは、尚更、於此方（細川慶順）御国より御上京之程御待申上候」、「是非とも御上京之儀、急ニ被仰上越候様」との旨を示しながら慶順の上京を督促したという³³。

三条の督促は続く。十一日には、「御国之形勢何程ニ有之候哉、太守様御出京は如何程ニ被為在候哉、是ハ御自身御一己之御心得ニ而被成候事、且御連枝様之御内御出京ニ相成、御周旋被遊候様には参不申哉」³⁴と、圧迫を強めながら次善策も廻らした。藩主兄弟の上京について肥後側の意向を打診してきたのである。三条は明言しなかったが、当時の中央政界で名が知られていた藩主末弟の長岡良之助による上京を念頭に置いていたと推測される。

三条は次善策がより実現しやすいと判断してか、連枝上京の方に説得の重みを移した。十三日、高松は、「太守様御出京等之儀は御大國之御事ニ付、年内早速御上京と申御場合ニは相成間敷と三条様共申談」、「御名代として御連枝様之内へも周旋被仰出、急速御沙汰被為在候ハ、御速ニ御上京ニも可相成哉」と話してきた³⁵。また、三条も十四日、「御連枝様えも周旋被仰出候御模様ニ付而は、御出京等之儀被仰出候ハ、太守様とは惣躰之御振合も御手輕ニ被為在候哉。就而は、御出京も御速ニ可有御座哉」³⁶と連枝上京を要請した。

同時に、三条は、姻戚関係という名目をつけて慶順への直接説得にも努めた。九月十五日付の慶順宛て直書で、「格別之御間柄」を強調しつつ、「貴君御儀、御尽力御忠勤、朝廷御翼衛、被安叡慮候様御周旋も被為有候ハ、叡感之御儀と愚察仕候」と、上京の意思を問うている³⁷。このように三条の攻勢が強まる中で、京都藩邸は国許の決断を仰ぎつつ防禦を続けるしかなかった³⁸。

（２）内勅の再降下

そうした中、九月下旬、肥後に再び内勅が降下される。同時期、朝廷では破約攘夷の勅諭を幕府に伝達するため、別勅使の東下が図られていた。九月二十一日、朝廷は三条実美を勅使、姉小路公知を副使に任命した。また、土佐藩主の山内豊範に勅使随従を命じた。朝廷内の尊攘熱は高かった。

23 頁。

³³ 『国事史料』3、277 頁。

³⁴ 『国事史料』3、278 頁。

³⁵ 『国事史料』3、279 頁。

³⁶ 『国事史料』3、279 頁。

³⁷ 『国事史料』3、282 頁。

³⁸ 京都藩邸の対応振りは次のようであった。「当年之處ハ格別御所ニも御用不被為在御模様ニ付、御出京ニ及不申、一条様より御内沙汰も被為在候間、其通被成御心得候」（『国事史料』3、278 頁）。「御連枝様え御上京被仰出候御模様ニ御座候ハ、此砌之御事柄に付、国元之人氣、弥以動搖可仕哉と相考申候」（『国事史料』3、279 頁）。「今度別段御家様ニ限、表向勅諭被仰出候而も、関東御合躰之上周旋と申御模様ニ奉承知居候付、右等之次第も有之、来春ニも相成可申哉、左候ハ、急速御上京と申事、見込も付兼申候」（『国事史料』3、280 頁）。

今回の内勅を取り次いだのは、三条実美である。九月二十八日、三条は内勅降下を伝える細川慶順宛て書簡を京都藩邸に渡した。この日は、朝廷が翌月十二日の別勅使東下を公表した日でもある。三条経由の内勅は十月六日に熊本へ到着した³⁹。まず三条書簡には、

今度、更勅詔被仰下、則今日御家臣え相渡申候。御上京御周旋茂被為有候ハ、於叡慮御満足之義と恭察仕候。万一貴君早速御上京御差支之筋茂被為有候ハ、御連枝御一門之中ニ而茂急ニ御差登ニ相成候ハ、至極都合可宜奉存候。…

九月廿八日

三条中納言⁴⁰

とあり、別紙には下記の内勅（「勅詔」）が付されていた。

先達而、細川越中守、御内沙汰之儀御請有之、御満足候。右使上京之節、今御用無之旨申達相成候得共、方今、事體、猶亦、上京、朝廷ヲ輔翼之儀、幹旋有之候様被遊度、更内々御沙汰候事。

九月⁴¹

再降下された内勅には慶順に上京を求める旨が明記されている。薩長同様の国事周旋を行うようになどとの言い回しはみえない。肥後に藩主上京を回避しうる余地を与えないためであったと思われる。

ところで、三条の書簡をみれば、内勅にはない名代上京案が記されていることがわかる。これは肥後が内勅降下への対応を決定する際に非常に重要な変数となっていく。以下で詳しく検討しておきたい。

内勅書と三条書簡が肥後側に伝達された九月二十八日とその前日、三条は青地と内談している。その際の三条の発言を、青地は九月二十八日付の国許宛て報告書で次のように伝えている。

①昨廿七日、三条様より御呼入ニ付、罷出申候処、被召出御懇之御談御坐候而、此節別段御内勅被為在候。右御書取、明日被成御渡筈ニ御座候由。然処、先頃は一条様より被成御内達候得共、此度は御自身様より御直ニ御渡相成候様、議奏衆より今朝被仰達候由。左候へは、諸事御直談被為在、御都合も宜敷、左府公方（一条忠香）は御官階茂違、御直談等茂可被為在候得共、臆功ニ而、中取次勝ニ可有之、且又、伝奏衆・議奏衆之内ニ御渡之儀、御取計茂可被成候得共、御続柄も不被為在候得は、御談筋之都合、彼是ニ以、中取次有之、充分源右衛門存意申達候共、貫通いたし兼候稜も可有之、太切之御事柄談懸り、自然間違有之候而は難相成、仍而、御自身様より被成御渡候得は、内外共ニ相互ニ御申述、決而中御取次は御加へ不被成候間、私差支等之節は、櫻田覚助ニ而茂御呼出之御含ニ被為居、右之趣は殿下より茂御心添之儀御坐候由、御懇切ニ御談御坐候間、其旨御請申上候。

³⁹ 『国事史料』3、315頁。

⁴⁰ 『国事史料』3、313頁。

⁴¹ 『国事史料』3、313頁。

②畢而、此度尚又御内勅被仰出候付而は、太守様早々被遊御上京候ハ、無此上も御事ニ被為在候得とも、御新政之御折柄、御迷惑之御事ニも可被為在哉。右之御様子も粗頃日来御承知ニも候間、至急之御上京、何程之御模様ニ候哉。御手数彼是御手間も相懸り、且は明春御上洛ニ付而も、是非御豫參可被為在、自然御所勞等之御気味も候ハ、為御名代御連枝様又は御一門衆之御内、早々御上京御内勅之御請被仰上候ハ、朝廷御尊崇之御稜、速ニ相知レ、萬端御都合御宜敷可有御座と思召候由。尤、此儀は御役人様方より御心添之儀ニは無御座、御自身様之御見込ニ候旨、併、此趣は程能私より御国許え言上仕候様、御内話ニ御座候事。⁴²

三条が内勅の取次ぎを任されたことには、三条本人の意思が大いに反映されていた。一条も両役（武家伝奏・議奏）も排除しようとはかり、結局それを実現させたのである⁴³。その過程で三条は細川家との姻戚関係（「御続柄」）を生かすと同時に、一条忠香より低い「官階」を活用した（①）。公家と大名役人間の交渉には煩雑な手続きが必要であり、その中には官位によって程度の差があった。三条はそうした政治慣習を利用したのである。当時、一条は従一位であり、三条は従三位に昇叙したばかりであった。

三条が次善策として連枝上京を提案していたことは既述したとおりである。今回の処置は、その延長線上で行なわれたものであった。さらに「御一門衆」上京案がもう一つの選択肢として付け加えられた。藩主→連枝→一門へと段々肥後の政治的負担を軽減する案を提示したことになる（②）。上京に伴う随従などの用意が簡略化するほど、肥後を代表する人物が上京を果たす時期が早まるとの計算があったのであろう。

十月十二日、三条は予定どおり別勅使として京都を立った。同日、慶順にまたもや内勅が降下された。そして、二日後にも内勅が下された。内勅二通は一条忠香によって慶順に伝えられた。内勅の文面をみると、まず十二日のものには、

細川越中守、先達御内沙汰之儀御請、御満足思召候。其節、先、不及上京御時宜ニ付、其由申入候処、其後、従三条中納言掛合之儀茂有之、且又、今般以勅使攘夷之事被仰出候ニ付而者、諸蛮え漏聞難計、帝都非常之御備無之候而者、御不安心之儀ニ付、御備之儀、同関東え被仰出候。右等之御時節ニ付、上京、朝廷ヲ輔翼之儀、幹旋有之候様、更内々御沙汰候事。⁴⁴

⁴² 『国事史料』3、314-315 頁。

⁴³ 九月二十七日の三条発言を記した肥後側の別の記録には、「御内勅御書取、三条様より御渡相成候様、従御所被仰出候由ニ付、先月（九月）廿七日、御同方様より役頭被為召、御内話之趣ニハ、以前之御内勅者、一条様より被仰上、此節は当家よりと申候而者、何程ニ可有之哉、矢張以前之通、一条様より御渡相成不申候而は、御都合不宜儀有之候得者、右之趣、関白様え相達可申、併、当家より御渡申候様被仰付候上、御国許とハ御続柄之事ニも候得者、是非一条様より御渡ニ相成不申とも宜敷儀ニ候ハ、明日御書取相渡可申との御内話」（『国事史料』3、316 頁）とある。三条は、一条にかわって自分が肥後と結びたいとの旨を述べたのである。

⁴⁴ 十月十三日付細川慶順宛て一条忠香書簡の別紙（『国事史料』3、350 頁）。なお、朝廷よりの内勅降下は前日の十二日であった。

とあり、十四日の内勅は、

攘夷之儀、累年叡念不被為絶候処、方今人民同冀望候攘夷ニ決定無之而者、人心一致ニ難到、且此儘ニ而者邦内混淆之程深、以て被悩叡慮候間、於幕府弥攘夷ニ決定候而、速ニ諸大名え致布告、且策略之次第、拒絶之期限等、衆議相立奏聞可有之、今度以勅使被仰遣候。此旨相心得、叡念徹底候様周旋、猶又、報国尽忠可相励、内々御沙汰候事。⁴⁵

となっている。両方とも別勅使東下に触れ、それが朝廷の攘夷決定によるものであったと告げている。前者は慶順が上京して京都防衛に勤めることを、後者は攘夷勅諭の内容を示した上で「叡念徹底候様周旋」することを命じたものである。

なお、一条は、「当節ニ而者、列藩上京之由ニ候間、御趣意相建候様可然存候」と記し、慶順に上京を勧めた⁴⁶。一条が慶順の上京を望んだ以上、肥後が藩主在国の方針をもって国事周旋を図ることは難しくなった。内勅二通は、十月二十二日に熊本へ届いた⁴⁷。

(3) 家老小笠原の良之助先発上京論

諸状況は肥後に決断を迫った。ついに藩論は藩主上京へと傾いた。十月中旬、家老小笠原は藩論の収斂を図った。その時に彼が残した記録を以下に引用する。

此節之再御内勅之處ニ而は、御礼御受迄ニ無之、若ハ京地ニ御懸留歟、御周旋之筋ニも至可申勢歟と被考、…彼是奉考候へハ、迎も太守様御出京、夫とて関東え被遊御出候得は、無此上御儀ニ御坐候処、未タ御国之御取締筋等も御形も付不申候得は、尊慮も何程ニ可被為在哉、因而、三条様御内話之趣ニ被任候へハ、来年は御豫参も被為在趣ニ御坐候間、乍恐、此節ハ御病氣被仰立、殊更、今より江戸御伺等ニ而は、御手間も取レ、旁御連枝様ニ被為在候へハ、御届迄位歟ニ而被為済候様ニも有之、御出懸、京地御立寄と申処に而相済候哉ニ承り、差寄、既ニ良之助様え被仰付、先御延引と申ニ相成居、旁至急ニ御用意ニ而御出京、叡慮御伺取ニ而、江戸え御出、幕府之御模様御伺取ニ而、其御模様ニ被応、御建白も被為在候ハ、公義え御礼之御意味も相加、実ニ東西を被重候御忠節之筋ニも被為慥、一統之懇願も相立、人氣も治り、第一京地之御都合ニも御宜可被為在哉。…御衆評仰申候。

但、澄之助様被差置、良之助様被仰付候儀ハ如何哉と申候者も為有之哉ニ候へ共、一旦被仰付置候末ニも有之、本文之通、尤、尊慮次第之御儀と奉存候。⁴⁸

文面には「御衆評仰申候」とあり、小笠原が他の重役たちに藩論の決定を求めたことがわかる。小笠原は同年四月に良之助出府問題が起った際、江戸において反対論を主張した人物

⁴⁵ 十月十四日付細川慶順宛て一条忠香書簡の別紙（『国事史料』3、354頁）。

⁴⁶ 十月十三日付細川慶順宛て一条忠香書簡（『国事史料』3、350頁）。

⁴⁷ 『国事史料』3、354頁。

⁴⁸ 『国事史料』3、359-360頁。小笠原の自筆書は、その文面から、三条経由の内勅が熊本に到着した十月六日から別勅使東下後の内勅が着く同月二十二日の間に作成されたものと推定できる。

である⁴⁹。その小笠原が、今度は藩主上京及び良之助先発上京を持ち出したことになる。

小笠原は、昨今の京都情勢を、肥後が中央政治への参加を余儀なくされる状況（「京地ニ御懸留歟、御周旋之筋ニも至可申勢」）として認識した。藩主の上京が必要であるが、京都への深入りを避けるには、三条が提案した次善策を使うしかない。つまり、良之助が先発上京を行ない、慶順の上京を見合わせる戦略を立てたのである。なお、但し書きで兄澄之助を上京させない理由を説明しているが、未だ撤回されずに滞っていた良之助出府計画をその根拠としている。中央政局への進出に意欲的な姿勢をみせていた良之助に国事周旋を任せることにしたのである。

良之助先発上京案には、出府して幕府に建白を行なう構想も含まれた。これは良之助上京後の様子次第によるものであったが、前もって明示したのには理由があった。つまり、それは公武周旋への釣合（「東西を被重候御忠節之筋」）をとるためであった。

一方で、藩指導部は中央政局への参入に際して「御国之御取締筋」を整えることにも注意を払った。尊攘論者への配慮である。史料の下線部には、藩政府が「一統之懇願」、「人気」を意識した様子が現れている。

同自筆書は、その頃尊攘論者らが藩政府に提出した上書の内容を記している。

住江・魚住等上書も有之、…申出之主義は、詰ル処、御国議相定、御事実ニ被為顕度、当表御評定之処ハ、東西へ御忠節を被遊、天下之事至当ニ帰候様と之儀は、従来之御主意と奉伺、固より京都ハ君上タル儀ハ粲然たる御儀と奉伺候処、方今、既ニ不容易時勢ニ而、既ニ干戈ニ及候而ハ御忠節之御本意ニも不被為慚、況哉、大君上より関東ニ而も叡慮御受有之候ニ付、事実速ニ被行候様、薩長御同様御周旋被遊御依頼候と之御儀ニ御坐候へは、一刻も至急ニ叡慮御尊奉ニ而、御事実不被為顕候而ハ、千歳一度之御機会御忠節何処ニ可被為立哉。仮令御内勅無之候共、従来之御本意、乍恐御周旋可被遊御場と奉存候。…一刻も御国議堅、御事実被為顕候様奉懇願候と之趣⁵⁰

住江・魚住ら尊攘論者は、藩主の上京を要求しながら藩政府に圧迫を掛けた。興味深いことに、立論の根拠として〈藩是〉が提示されている。藩を挙げて尊攘運動に加わろうとした試みが失敗した後、尊攘論者らは〈藩是〉確定という現実を受けて、その上で当面の政治運動を推し進める戦略を取ったのである。実際に彼らが強調したのは朝廷への忠節のみであったが、その時に掲げた大義は「東西へ御忠節」、つまり〈藩是〉であった。藩政府としても、尊攘論者の主張を否定することは難しかったであろう。

さて、小笠原の意見は、家老有吉将監の賛同を得るなど、有力案となっていた⁵¹。

（４） 藩主上京及び良之助先発上京の決定

十月二十四日夜、藩主臨席のもとで御前会議が開かれた⁵²。別勅使東下後の内勅二通が熊

⁴⁹ 本稿の第二章・第三節・（３）を参照。小笠原は在府勤務を終え、文久二年六月に国許へ帰ってきた（「本藩政府要路者一覧」『国事史料』10、902-903頁）。

⁵⁰ 『国事史料』3、357-358頁。

⁵¹ 『国事史料』3、360頁。

⁵² 『国事史料』3、366頁。

本に着いて二日後のことである。会議の内容を記録した史料をみると、「家老衆よりハ、度々之御内勅ニ付、太守様被遊御上京方と被奉存候由被申上、太守様・御方々様ニは御用意彼是御手間も被為懸候間、先御一門長岡内膳殿上京被仰付方と被思召旨、被仰出候処、内膳殿御請被申上候ハ、其通可然旨ニ而、其夜之御評議は被為済候」⁵³とある。まず、一門の長岡内膳（忠顕）を京都での国事周旋に当たらせることが決定した。藩政府は、三条が提案した名代上京案の中で最も政治的負担が少ない方を選択したのである。

しかし、忠顕は病気などを理由に出京を断った⁵⁴。そこで、結局、二十六日、「必多物及遅延、京都之御首尾、甚無心元、猶此上御催促など参候様ニても成行候而者、以之外之事と申場合ニ至候付、先御請御礼として良之助様御上京、太守様ニ者御用意被為済次第、被遊御発駕方、御治定ニ相成」と良之助の先発上京が決定するに至る⁵⁵。

その決定は、翌日の二十七日、家中に達せられた⁵⁶。次いで、二十八日、藩政府は江戸藩邸に書簡を送って「良之助殿えは来月十二日比御発途之御模様御座候」と通告し、この件について幕府から了解を得るために活動することを命じた⁵⁷。一方、慶順は、十一月二日、一条忠香と三条実美にそれぞれ書簡を宛て、良之助先発上京の藩議を伝えた⁵⁸。

第三節 良之助先発上京と国事周旋

（１）良之助の国事周旋

十一月十三日に熊本を出立した良之助は、翌月五日に着京し、国事周旋に着手した⁵⁹。以下では、良之助が十二月中に国許へ送った四通の書簡⁶⁰を取り上げ、彼の言動を分析する。

まず、十五日付の書簡をみよう。良之助は京都の情勢について、「当時之形勢、漸々差迫候得共、御運筋は却而宜敷、夷人參不申内は平穩と相考申候。尤、夷人御扱は上ニは屹度思

⁵³ 『国事史料』3、366頁。

⁵⁴ 「内膳殿え御内意有之候処、乍病氣御請は可被申上趣ニ候得共、外ニ存念之筋も被有之、廉々被奉伺答之由、又用意等も速ニは出来兼候様子」（『国事史料』3、366頁）。

⁵⁵ 『国事史料』3、366-367頁。

⁵⁶ 『国事史料』3、379頁。

⁵⁷ 十月二十八日付在府家老・奉行宛て国許家老・中老書簡（『国事史料』3、375頁）。江戸藩邸は、十一月十三日、幕府に届書を提出した。その文面は以下のとおりである。「再々至急之蒙御沙汰居候内、遠国数百里之所より江戸え奉伺候段申上、御猶豫之儀申立奉辭み候様ニ共相聞候而は、公武御榮久御機会之折柄、却而御不都合之筋ニ茂被為至候而は、奉恐入候儀ニ付、無是非、此砌、上京之儀、御届申上候間、彼は無據事情、御賢察被成下候様仕度、此段申上候様越中守申付候」（『国事史料』3、423頁）。

⁵⁸ 『国事史料』3、396-399頁。

⁵⁹ 『国事史料』3、467頁。

⁶⁰ 十五日・十九日・二十一日・二十三日付書簡。なお、引用には『国事史料』を定本とし、長岡護孝編著『長岡雲海公伝』民友社、1914年を異本とする。意味上、異本の字句を付け加える必要があると判断した場合は、（イ）と表記し傍注を付す。

召有之候事」⁶¹と記した。直ちに攘夷戦争が起る可能性はないというのである。慶順の上京に関わる記述も見受けられる。藩政府は十二月三日、同月十五日をもって慶順が出発する予定であることを家中に達したが⁶²、翌日、その期日を二十三日に延期している。慶順が疝積を発病したためであった⁶³。慶順上京の日程が決定したことを受け、良之助は自分の意見を次のように書き送った。

一、御周旋之筋は諸藩え被仰付候而も、小子忤は忤も無之由申上候。御喜悅之御様子ニ而、成程上より之捌と御沙汰有之候。其夕御内勅、御警衛迄被仰付候。右御請、少子直ニ申上候処、対御国恐入候得共、初之御趣意と相変不申義ニ付、御請奉申上候。…右躰之時節ニ付、御上京は差寄御入不被為在と考、且又無用之御失費ニ付、又々参殿仕、越中守儀は無余儀、国政多端ニ而、暫延引可仕、御守衛と申候得は、先監物呼上、越中守ニは国政取固、来春罷出候而も差寄御急用は被為在間敷と奉伺候処、御返答ニ最之事ニ候。忤も国政取固候上ナラテハ、上京之甲斐も無之事ニ付、先人数引連、監物上京仕候ハ、御警衛之御為至極之義と被仰、其夕、議奏衆より御達之勅、伝左衛門え渡置申候。…内々関白様え三郎殿（島津久光）出藩之様子奉伺候処、来早春出京、修理大夫様（島津忠義）は御延引と申由ニ御座候。近々夷人摂海え乗込候節、万一太守様御出京有之候而は大事ニ候間、不顧憚奉言上候。小子も内存は監物交代之心得ニ御座候。三郎殿腹中は激論無之由、小子と熟和可有之と御話奉伺候。薩之隣好は御安心可被下候。⁶⁴

着京後まもなく朝廷から「暫滞在、御警衛有之候様」との勅旨を与えられた良之助は、すぐ請書を提出し、その旨に従うことを上申した⁶⁵。七月以来、肥後藩主に上京を求めてきた朝廷は、名代の良之助を滞京させることで所期の成果を収めたのである。

良之助は先発隊という名目で上京したわけであったが、自分が京都にいる以上、直ちに藩主が上京する必要はないと考えた。その理由としては、まず、藩主上京に伴う財政負担（「無用之御失費」）への心配があった。国許の経済が整っていない中、藩主が中央政治に乗り出すことなど考えられないという認識であった。一方、朝廷に対しては、肥後内部の都合を明かすことなく、国許の政治懸案（「国政多端」）への対処のため藩主上京は見合わせざるを得ないと説明した。朝廷は良之助の意見に同意し、慶順の上京が遅延するのであればその代わりに家老長岡監物（是豪）が「御警衛」に当たることを命じる勅書を発行した⁶⁶。

⁶¹ 『国事史料』3、499頁。

⁶² 「今度御上京、来ル十五日五半時之御供揃ニ而、被遊御發駕旨被仰出候段、御用人より達有之候事。十二月十三日」（『国事史料』3、460頁）。

⁶³ 『国事史料』3、463頁。

⁶⁴ 『国事史料』3、499-500頁。長岡護孝編著前掲『長岡雲海公伝』79-81頁。

⁶⁵ 勅書を与えられたのは十一日、請書の提出はその翌日であった。勅書の全文は次のとおりである。「今般以勅使、攘夷之事被仰出候ニ付而者、諸蠻え漏聞難計、帝都非常之御備無之候而者、御不安心之儀ニ付、関東え被仰出候。右等之御時節ニ付、暫滞在、御警衛有之候様、被遊度思食候事。十二月」（国事史料）3、478頁）。そして請書は、「私儀、暫滞在、御警衛仕候様、御沙汰之趣、奉畏難有仕合奉存候。右御請申上候」とある（『国事史料』3、481頁）。

⁶⁶ 十二月十四日発行。「細川越中守上京之節、長岡監物随従上京之趣候得共、此頃攝海辺異船渡

藩主の上京を遅らせようとしたことには、もう一つの理由があった。下線部の記述である。只今摂海で攘夷戦争が起る可能性はないと前記した良之助だが、さすが今後の展開には不確かさを感じた。つまり、慶順在京時に攘夷戦争が勃発した場合、「大事」になるという懸念であった。「大事」とは、朝廷の命令に従って藩を挙げて戦争に臨むことを余儀なくされる事態を意味すると思われる。肥後が政治的決断に追い込まれることを回避するためにも、藩主上京は延期すべきであった。良之助の主張は、さしあたり藩主が中央政局に参入することを防ごうというものであった。

藩主上京に慎重論を唱えた良之助は、他方、国事周旋には積極的に取り組んでいた。十九日付書簡から、良之助の現状認識及び国事周旋の模様を検討する。

その頃、良之助は、摂海防禦に関する意見を関白・中川宮に具申していた。朝廷は十二日に諸藩役人を学習院に召出して摂海防禦の策略について諮問を行なった。肥後では良之助が答申に当たった⁶⁷。良之助は具申の内容を次のように記した。

一、摂海之事ニ付、小子より宮様（中川宮）え申上候大意、陽明家（近衛忠熙）も同様、左ニ記す。小子事、此節越中守より大事之御用被致委任、不^果志^{（イ）}之身分奉恐入候得共、全躰只今迄、薩長土三藩周旋仕候得共、未タ一致ト申ニも至兼候。小子趣意者、決而互之爭功躰之私心者無之、天朝之御趣意を奉し可申、尤、乍恐、上ニ茂此以後御公平之筋御取扱有之候は、列藩何れ茂程能承知可仕、又小子ニ周旋被仰付候而も、上ニ御筋有之候而、御手限之御錠ニ候得は、逆茂一致者不可致、且又、防禦躰之事は、名々持場々々策略被仰付候は、武門之面目ニも成行、一統敬服可奉仰候。尤、地理等之儀は、逆茂小子初而出京不案内ニ付、攝海京師之模様実用可奉申上訳無之、先、家来中差越、吟味之上、実用可申上候。尤、他藩御請場ハ御断申上候。⁶⁸

薩摩・長州・土佐の政治運動は三藩の中で互いにコンセンサスを得ていないものであるという認識が記されている。続いて「小子趣意者、決而互之爭功躰之私心者無之、天朝之御趣意を奉し可申」とあり、朝廷尊崇において他藩と功勲を争うような私心はない旨を示した。この発言には、薩長土が私欲を満たす目的で朝廷の歓心を買おうとしているという現状認

来、風聞頻ニ有之候間、自然、越中守自国之用向有之、上京ニ日間茂有之候者、先長岡監物ニは御警衛積リニ而、早々上京、良之助と申合、御警衛可有之御沙汰候事」（『国事史料』3、486頁）。

⁶⁷ 「攝海防禦、兼而勤仕之儀有之候処、攘夷御一決之上者、蠻夷渡来之風聞、頻ニ有之候。弥御守衛等行届、帝都御氣遣之筋無之哉、御尋被為在候」との旨の諮問が、薩摩・長州・土佐・肥後・肥前・筑前・久留米・安芸・因幡・阿波・備前・岡山の十二藩に下った（『国事史料』3、479-480頁）。なお、「諸家様御家来申談、防禦筋之儀、御一統被仰談、一筋決定之上、一同ニ御建白ニ相成可申哉、又々御銘々御見込之所、御建白ニ相成可申哉之儀、相伺候処、御一統一筋ニ相成候所を御建白と申候而者、急ニハ相究申間敷、先御銘々御存寄之趣、早々御建白ニ相成候様、尤、此許限、御建白ニ相成居、御国許之評議相替り、猶其段御建白ニ相成候共、御差支無之旨被仰聞候由」（『国事史料』3、479頁）とあり、答申方法において迅速さが最優先視されたことがわかる。それ故、良之助の答申には本人の意思がかなり反映される余地があったことにも注意する必要がある。

⁶⁸ 『国事史料』3、508頁。長岡護孝編著前掲『長岡雲海公伝』84頁。

識と、そういう現状への批判が秘められていたといえる。次いで、天皇が「此以後御公平之筋御取扱」を施せば「列藩何れ茂程能承知可仕」と述べ、薩長土の政治運動に振り回されている朝廷の現状を打開するためには、天皇が薩長土以外の諸藩にも国事周旋を担当させるほかないという見解を表わした。

摂海防禦問題においても、諸藩への「御公平之筋御取扱」を求める旨が窺える。「名々持場々々策略被仰付候は、武門之面目ニも成行、一統敬服可奉仰候」。つまり、諸藩にそれぞれ担当区域を割り当てた上で、全権を委任すべきであるという主張である。この提案の裏には、薩長土以外の諸藩にも朝廷尊崇の機会を与えるべきであるとの見解があったと思われる。諸藩が各々朝廷警衛の一翼を担当するようになれば、天皇・朝廷の待遇も変わるとの計算があったであろう。最初から肥後への特別扱いを求めるのではなく、諸藩への公平な扱いを朝廷に求める戦略を取ったことが窺える。中央政界の新参者たる良之助は、薩長土主導の政治状況が変わらない限り、自分が中央政界で発言権を得ることは不可能であると考え、既存の枠組みに亀裂を入れようとしたのである。

次に、二十一日付の書簡を検討する。同書簡には、慶順上京に関する意見と在京諸藩の情勢が記されている。まず、慶順上京に関する意見をみると、

一、太守様御出京後は、策略期限而已、御国議御持出、直ニ御決議、御引返被遊候ハ、御国力も宜敷、御名義も宜敷、誠至極之御運と奉考候。

一、夷人摂海え乗込候風聞も頻ニ有之、是は英仏と考申候得共、未流言も難計、乍然御覚悟は参候処と申物ニ候得者、其御為ニも御見合、来春春嶽様、正月中旬御発足之末、御上洛前ニは、御扱も定可申、其以後御出京被遊候ハ、可然奉存上候。⁶⁹

とある。公武関係に一定の目途が付くことを見極めた後に慶順が出京することを勧めている。公武不和の内に慶順が中央政界に参入することを、依然として懸念していたのである。

また、慶順が在京時になすべきことは「策略期限而已」と提言した。「銘々之策略被為聞度被思食候間、見込巨細相認、来二月御上洛前迄ニ早々可被差出候」⁷⁰との幕府の諮問に対し、慶順が中央政局の動向を鑑みた上、答申の内容を定めることを国事周旋の課題として挙げたのである。慶順の政治行動を最小限にとどめ、肥後が中央政局に深く介入しないことを企てた様子が窺える。

同書簡は因州・長州・薩摩など在京諸藩の情勢を記している。その中で肥前の前藩主鍋島閑叟に関する記述が目につく。

一、肥前老公、今日御立、江戸え御出ニ相成申候。…

一、肥前老公、天朝之向茂格別不宜、諸藩茂獨立を忌申候。

⁶⁹ 『国事史料』3、532頁。

⁷⁰ 十二月十三日発行の幕府老中演達書。「此度、攘夷之儀、勅書之通被仰出候ニ付而者、銘々之策略被為聞度被思食候間、見込巨細相認、来二月御上洛前迄ニ早々可被差出候。依而者、御国内之人心一致ニ無之候而者難相成儀ニ付、兼而も申達置候得共、尚此上、別而入念、武備嚴重相整候様可被心掛候。尤、委細之儀ハ、衆議之上、叡慮御伺ニ相成候間、方今無謀之所行無之様、銘々家来下々へも屹度可被申付置候事。十二月」(『国事史料』3、484-485頁)。

一、…肥前老公御申立は、京師之御警衛、自身一人ニ被仰付候ハヽ、御用可相勤、左無くハ御用不相勤、長崎御堅御免被仰付候様被仰上候得共、幕府御相談相済不申と申御返答ニ而、御警衛も不被仰付、関東御周旋被仰付、京師御ハヅシ被遊候と奉伺候。右陽明家御話。

内々。御家御周旋之苦勞ハ、暗ニ他えユヅリ候トテ、手ヲタヽキ申候。此御論ハ一
(門カママ)
フ 流之頂上ニテ、京師一統ソシリ申候。⁷¹

鍋島閑叟は京都警衛を一人で受け持つことを朝廷に申出た。良之助が朝廷に対して諸藩への公平な待遇を求めながら自分の発言権を確保していこうとしたのに対して、閑叟は朝廷周旋を独占することで中央政界で自分の存在感を高めようとした。上記の史料から閑叟の心底を探ることはできないが、閑叟の行動が独断に過ぎるものとしてみなされ、結局、朝廷の機嫌を損ねる（「京師御ハヅシ」）結果となったのは確かである⁷²。言うまでもなく、諸藩の賛同を得ることもなかった。閑叟の事例は、独自の国事周旋にはそれだけの政治的リスクが伴うということを明らかにした。支持者を持たない国事周旋は、もはや中央政界で通用しないとの認識を諸藩に与えたのであろう。閑叟の中央政局への関わり方は、良之助には反面教師として映っていたに違いない。

最後に検討する書簡は、二十三日付のものである。そこには良之助と議奏の中山・正親町三条が交わした対話が記録されている。「列藩一致者、如何ニ而可致哉と御尋ニ付」、良之助は下記のように答えたと記した。

夫者、迎も下より申上候形ニ而者、一和者仕間敷、何様小子共御相談は申上候得共、すへ而叡旨ニ無之而者難相成、小子見込者、只列侯御呼寄よりも、第一夷人近来入海之話も有之候得は、御警衛之人数を急ニ被呼上、持場々々を、心之及丈国力を量り堅仰付候ハヽ、列藩無用之失費ニ而上京も無之、迎も相集候へは、議論紛然、内乱眼前ニ有之候而^(イ)、攘夷之実も何事も無ニ相成可申、御相談は迎ても幕府之間ニ可有之、自然幕府因循之節は、諸侯もユルシ申間敷候得共^{者(イ)}、夫迄者、公武之御相談ニ而、無用之失費、国議紛然タルよりは、一統可奉敬承哉と申上候⁷³

良之助は「列藩一致」ではなく公武一和を先決課題に取り上げた。そして、公武一和を成し遂げるには、「公武之御相談」、つまり朝廷と幕府が直接に談判を行なうべきであると提言した。朝廷が諸藩の言動に振り回されることなく、確固たる意思を持する政治主体として幕府との交渉に臨むことを促したのである。

諸侯に上京を求める朝廷の態度を批判した部分も見受けられる。諸侯の上京は、「無用之

⁷¹ 『国事史料』3、532-533 頁。

⁷² この件について宇和島伊達家の史料『鶴鳴餘韻』は次のように記述している。「何故に閑叟公が急ぎ江戸に赴かる、かといふに、閑叟公は、窃に京都守護職を命せられたき旨、近衛公迄申出られたれ共、御承知なく、而も島津侯よりも守護職を請ひ望まれしかば、甚た京都には居づらき次第となりて、公武の御間に命令の二途に出ざるやう取計らへとの名義の下に至急出立の命下りたるなり」（『国事史料』3、531-532 頁）。

⁷³ 『国事史料』3、541 頁。長岡護孝編著前掲『長岡雲海公伝』92 頁。

失費」・「議論紛然」を招きかねない。すなわち諸藩の財政を悪化させるのみならず、大名同士では議論がまとまらないため、結局は「公武之御相談」に妨げとなるというのである。朝廷の召集命令は、国内政治を混迷に陥れるのみであるというのが、良之助の考えにほかならなかった。一方、諸侯の果たすべき役割は、良之助が思うに、国事周旋に直接関わるのではなく、「公武之御相談」で「自然、幕府因循之節」に幕府を牽制することであった。公武間の議論が合わなくなったら介入するが、それまでは不介入の立場を取るべきだという主張である。

以上、良之助の国許宛て書簡四通の内容を通して、彼の現状認識と中央政局に関する見解を検討した。彼は中央政界の新参者たる自分の立場を自覚し、朝廷の諸藩待遇に公平さを求めることで自分の政治的発言権を確保することに努めた。また、その発言権を利用して、中央政局に対する自らの見解を朝廷に披瀝する役目を務めた。政治上の先決課題として公武一和を挙げ、朝廷が主体性をもって幕府と交渉していくことを朝廷に提言した。また、肥後自身を含む諸藩が公武交渉に介入することに否定的な態度をみせた。

（２） 肥後・宇和島・因州連名の建白書

十二月二十六日、長岡良之助・宇和島藩主伊達宗城⁷⁴・因州藩主池田慶徳⁷⁵は、関白近衛忠熙を訪ね、三人連署の建白書を提出した⁷⁶。良之助は慶順の上京を前に、自分の国事周旋に一段落をつけようとしたのだろう。建白書は主に公武一和への見込みと国事周旋における諸藩の位置づけについて言及している。

まず、公武関係に関する記述をみよう。

先年外夷渡来以後、天下の事体日々逡巡姑息に陥り、公武の御間さへ幕吏奸曲の為に御隔絶に相成候次第、恐入奉存候。…近年来、幕吏奸曲暴虐の処置、所謂神怒人怨と申勢に御座候へは、於朝廷も最早関東御見放し可被遊儀と奉恐察候処、格別の御仁慈を以て、幕府御回護被為在、勅使御指下、叡慮御懇諭に相成、且一橋中納言後見、春嶽総裁被仰付、其辺早々御請有之、先つ公武御合体に被為赴候へ共、積久因循の後、速に遵奉の実被行兼、叡慮貫徹不仕、依之、再勅使御指下、猶尊攘の決を被為取候共、既に松平春嶽・松平容堂・薩長両藩共、一方ならず周旋御座候に付、一同決議遵奉の事実御請有之、速に叡慮貫徹仕り、其趣勅答相成、恐悦の至奉存候。此頃東武諸有司の情態、熟々愚察仕候処、以前とは相違いたし、大樹誠実の意を請け、叡慮感戴、一同奉行の志、実心に出候様子に相見候。左候は、公武は真の御合体に相違無御座、且後見・総裁及諸有司、不日追々上京仕、事実相立候段、実以て天下の大幸に御座候。⁷⁷

対外政策における「幕吏奸曲暴虐の処置」が公武不和（「隔絶」）をもたらした。ところが、朝廷が「御仁慈」の処置を施して幕府を「御回護」し、二度にわたる勅使東下を経て、よう

⁷⁴ 十二月十八日に着京。

⁷⁵ 十二月十九日に着京。

⁷⁶ 『国事史料』3、546頁。なお、三人が意気投合ようになった経緯を調べる必要があるが、本稿では触れることができなかった。今後の課題にしたい。

⁷⁷ 『国事史料』3、547頁。

やく公武一和の兆しが見えてきた。建白書が語る公武関係の経緯である。そして、今後の公武関係については、「公武は真の御合体に相違無御座」と断言している。一橋慶喜・松平春嶽など幕府指導部が近々上京して関係回復に尽力すれば、公武一和の実現は自明であるという見通しであった。

次いで、建白書は公武周旋における諸藩のあるべき姿勢について述べていく。

- ①全体無議の侯伯、重き大政に預り候儀は御大法にも相触れ、不容易儀に御座候へ共、近來の事変に就ては皇国の存亡に関係仕候儀故、何れも傍觀座視仕兼候段、臣子の分に於て不忍処に御座候。公武御間に立、周旋仕候儀も不得已勢に御座候。…
- ②然る処、外臣共、此餘、大樹上洛迄とか、又、後見・総裁始め上京仕候迄滞在、天下の結局相付候上、帰国可仕様にも可被仰出哉にも薄々奉伺、甚以て恐惶不自安奉存候。…
- ③然る処、其職にも無之外臣共、矢張叡慮を奉し滞京、其間に周旋仕候ては、宿昔の御疑念も不被為晴姿にも相成、幕府心中に於ても甚疑念仕候訳柄に付、却て真実の御合体にも関係仕候半哉、此辺深く心配仕候間、奉言上候。…
- ④諸藩へは一同本職専務に心掛け、安叡慮、防禦の任に勝へ候様被下勅命、各兼て蒙命居候請場所の守衛相整候様被仰出、御政の儀は、公武御熟談の上被為行、近畿御守衛の儀は如何程にも嚴備相成候様、大樹へ委任被為在候様奉願上候。⁷⁸

諸大名のことが「全体無議の侯伯」・「外臣共」として定義されている。元来、「外臣」という語には、「朝廷の臣下で、上位の近侍の臣でない者」⁷⁹という意味合いがある。建白書は、朝廷を頂点とする上下関係の中に諸藩を位置づけようとしたことになる。これは、もともと中央政治に携わる立場でないという自己規定でもあった。すなわち、上記史料における「外臣」という概念には、幕府の政策決定過程に加わってこなかった外様大大名の自己規定が含まれていたのである⁸⁰。

文久元年以来、長州・薩摩を皮切りに諸藩が公武周旋に乗り出したのは、「皇国の存亡」という重大な危機に面しての「不得已勢」による出来事であったという（①）。すなわち有時に発生した非常処置であったのである。朝廷は、將軍上洛あるいは一橋慶喜・松平春嶽の上京まで諸侯の滞京を望んでおり（②）、諸藩に依存する姿勢を捨てていなかった。建白書は、朝廷がその方針を見直すことを求めた。諸藩が国事周旋を続けると、幕府が「疑念」を抱くようになり、むしろ「真実の御合体にも関係仕候」ためであった（③）。諸藩の中央政治への参加という非常処置が続くならば、幕府の政局運営に悪影響を与えかねないという認識が窺える。

今後朝廷が取るべき政治行動について語った部分には、「御政の儀は、公武御熟談の上」、朝廷守衛などを將軍に委任すべきであるとの提言がある（④）。国事周旋における諸藩の役

⁷⁸ 『国事史料』3、547-548 頁。

⁷⁹ 『日本国語大辞典（小学館）』の「外臣」項目を参考にした。

⁸⁰ 外様に限らず、幕府の政策決定過程から排除されてきた点においては、越前のような家門も同様であった。三谷博によると外様と家門のなかの大大名が老中になった例はほとんどない（三谷博『維新史再考—公議・王政から集権・脱身分化へ』NHK 出版、2017 年、62 頁）。

目はもはや果たされたので、後は公武間の直接交渉を通じて公武一和を完結させるべきであるとの指摘である。公武一和の上、幕府が主導権をもって日本の政治問題を統括し、諸藩は国許の守衛（「本職」）に専念するという政治構想であった。

長岡良之助・伊達宗城・池田慶徳は、自らを含めた諸藩が中央政治に介入することを食い止めようとした。また、朝廷に主体的な政治行動を促し、公武間の直接交渉による公武一和を希望した。以上の主張は、良之助が着京後に唱えてきた主張と合致するものであることが読み取れる。

建白書提出以降、良之助は、近衛・三条・中川宮ら公卿や宗城・慶徳ら諸大名と交流を続けたが、表向きの政治活動は行なわなかった。慶順上京後の翌年正月二十七日に滞京警衛の任務から解かれ、二月二十四日に帰国の途につくまで、その様子は変わらなかった。以後、国事周旋を担当したのは、いうまでもなく藩主の慶順であった。

細川慶順が上京してからも肥後は公武間の交渉過程を見極める姿勢を続けた。尊攘急進論には一貫して反対したが、現状打開のための政治運動を図るようなことはなかった。将軍上洛時には公武一和を求める建白を行なったが、積極的な意思表示は避けた。慶順の国事周旋については、次章の第一節で詳しく取り扱うことにする。

第四章 諸藩連合運動の展開 (文久二年十二月～文久三年八月)

文久三（一八六三）年の夏、肥後は主導権を取って九州諸藩の連合を試みた。これは、九州諸藩および越前によって展開した諸藩連合の動きと連動したものであった。同時期の諸藩連合に関する先行研究を見ると、個別藩を対象とする諸藩研究すなわち薩摩¹・筑前²・越前³・肥後⁴などの政治動向を分析する研究の中で若干言及されるか、横井小楠の政治思想を考察する研究⁵などで触れられる程度である。いずれも時系列に沿った歴史的な分析とは言えない。また個別藩を乗り越えたレベルでの諸藩間の相互作用の有り様を究明したものとも思われない。それ故、同じ藩の諸藩連合運動について異なる解釈が提示された場合にも、論証において説得力を欠くものが見受けられる⁶。文久三年における九州諸藩連合の歴史的意義の理解を高めるためには、基礎を固める意味で、まずは丹念に史実を追究していく実証研究が求められる。以上のような先行研究の現状を踏まえた上で、本章では、肥後に基軸を置きつつ、できる限り関係諸藩の政治動向にも目を配って議論していきたい。

なお、肥後主導の諸藩連合を指し示す「九州諸藩合従」という言葉（概念）について断っておく。これは、史料上の表現を一部借りたものである。肥後の首脳部は、他藩との連合を

¹ 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、2004年。原口清「幕末政局の一考察—文久・元治期について」明治維新史学会編『明治維新史研究』第1号、2004年12月、3-33頁（のち、原口清著作集編集委員会編『幕末中央政局の動向』原口清著作集1、岩田書院、2007年、83-138頁）。町田明弘『幕末文久期の国家政略と薩摩藩—島津久光と皇政回復』岩田書院、2010年。なお、原口清は、文久三年八月十八日の政変に至る政治過程の一側面として、九州諸藩・越前の連合や薩摩・幕府の提携を有機的に考察しており、九州諸藩連合の動きを中央政局と絡めて広い視野で捉えている点で注目される。ただ、全体に亘って概略的な叙述になっていることは否めない。

² 小野正雄『幕藩権力解体過程の研究』歴史科学叢書、校倉書房、1993年。梶原良則「文久期における福岡藩の政治動向」『福岡大学人文論叢』25（3）、1993年、1403-1431頁。そして、『従二位黒田長溥公伝』上、川添昭二／福岡古文書を読む会校訂『新訂黒田家譜』第6巻、文献出版、1983年は、筑前中心史観が窺えるものの、「薩肥筑三藩の聯合」の成立を基軸にして文久期筑前の政治動向を叙述することに徹しており、時系列に沿った分析の体裁をなしている。

³ 高木不二「幕末文久期の中央政局と越前藩」『近代日本研究』Vol. 14、慶應義塾福沢研究センター、1998年、31-77頁。高木不二『横井小楠と松平春嶽』吉川弘文館、2005年。

⁴ 森田誠一「幕末・維新时期における肥後熊本藩—特に明治維新への参加をめぐる」大久保利謙監修『明治維新と九州』平凡社、1973年、270-271頁。

⁵ 三上一夫『横井小楠の新政治社会像—幕末維新変革の軌跡』思文閣出版、1996年。松浦玲『横井小楠—儒教的正義とは何か』（増補版）、朝日新聞社、2000年。山崎正董『横井小楠伝』（復刻）、マツノ書店、2006年。

⁶ たとえば、梶原良則前掲「文久期における福岡藩の政治動向」は、『従二位黒田長溥公伝』上の「薩肥筑三藩の聯合」を全面否定しているが、史料に基づいた反論ではない。また、高木不二前掲「幕末文久期の中央政局と越前藩」と三上一夫前掲『横井小楠の新政治社会像』は、越前藩士の肥後・薩摩での外交交渉の結果について、連合成立と連合失敗という正反対の解釈を下しているが、両者とも短絡的な分析に留まっており、議論が噛み合っていないように思われる。

構想する際に、中国の戦国時代の外交政略であった「合従連衡」を歴史的参照枠として念頭に置いていたと思われる。

第一節 肥後藩主の国事周旋

(1) 国議決定

文久二年十二月、藩政府は藩主細川慶順の上京を目前に控えて「国議」（藩議）を決定した⁷。冒頭には基本方針が記されている。

一、公武え御忠節を可被尽、東西愈御合体ニて天下之事至当ニ帰候様被遊度は、従来之御本意ニて、攘夷之叡慮は固より御遵奉、御国（肥後）ニ取候ては愈武備充実之御覚悟を可被尽御議定ニ候事。

最初の部分は「公武え御忠節」を尽くすべしと述べており、藩主上京の理由が公武への忠節を表すことにありと示唆している。藩政府は、文久二年四月、藩内の尊攘論が高揚する中、それに対応するために「天朝公義え之御忠節」を掲げた〈藩是〉を定めていた⁸。ここではその〈藩是〉を再確認しつつ公武（「東西」）合体を目指すことは「従来之御本意」であるとして、藩主上京での公武周旋を正当化している。次いで、攘夷の叡慮を遵奉し、いざという時に備え、藩を挙げて武備充実に務めていく覚悟も示している。以上が、藩主が中央政局に参入するに当たっての肥後としての基本方針であった。

続いて、対外政策に関する見解を、次のように記している。

一、攘夷之策略期限之事

今度、以勅使、右は武将之任ニ付、関東え御任之旨、一条様（左大臣一条忠香）より御伝達も有之、兼て諸藩之御政事向を関東え被托置候御儀、関東ニても叡慮御遵奉之趣ニ候えは、江戸命令を被為奉候外無之、其上攘夷之策略と申至ては、彼を知、己を知、其機を察、其図ニ投し、人意之表ニ出不申候ては難得、功将之方寸ニ可有之、猥ニ可議筋ニは無之、乍然、天下之公論を以被決事ニて御尋も候ハ、其節ニ臨可被仰立候。其大綱を申候えは、公平至誠、道理之当然を以、御論ニ相成候ハ、彼等不腹事も有之間敷、若、否み候て無礼を為ニ至候ハ、不得止、干戈を被用外有之間敷候。扱、其期限之儀は、皇國中一致ニ興起、国力武備整、実勢、機を発ルニ足を見て、御処置可有之、其内、彼を待ニ柔を以シ、暫此儘被差置、且、列藩を誘掖、督責褒貶せられ候て、其力を養、

⁷ 『国事史料』3、534-535頁。当該史料には、「太守様御出京前、備前殿御しらへ之国議也」とある。「太守様」は藩主細川慶順、「備前殿」は家老小笠原備前。

⁸ 本稿の第一章・第三節を参照。ただ、以前の「天朝公義」という表現が「公武」へと変わっており、「徳川家＝公儀」という認識は消え去った。これは、幕府の政権独占が崩壊した現状を既定事実として受け止めたことの傍証であろう。肥後藩政府が朝廷と徳川家とを併称する際、「天朝公義」の代わりに「公武」を使うようになった起点は不明であるが、文久二年十二月時点での幕府に対する認識の変化が見受けられる。

其備を整へしめられ候儀、肝要ニ付、予其期限を被定候儀は不然候事。

一、開鎖之事。攘夷之御処置相立、権、我ニ有之、御国体、既ニ相立候時は、開鎖は、一定之議を不被立、時宜ニ從可被処候。

ここでは攘夷と開鎖の問題を段階的かつ連続的に捉えていることが特徴である。まず、当時の最重要懸案である攘夷策略及び期限をめぐる問題について、奉勅攘夷体制を前提として将軍に委任すべきであると述べている。それは、幕府の命令に従うことによって朝廷尊崇を果たしうるという論理に帰結する。ところが、もし「天下之公論」に基づいて諮問があった場合には、現状維持の上、諸藩が武備充実に努めることを優先し、攘夷実行日を予め定めることは望ましくないと答申する予定であった。建前は攘夷方針を受け入れるが、実際は期限を先延ばしにすることで当面の攘夷実行を拒否しようとしたのである。

開鎖問題については、攘夷の方法や時期が固まって挙国一致でそれが遂行される中、「御国体」すなわち日本国の体面が立てば、事前に選択の幅を自ら狭めることなく、「時宜」に従って対処した方がいいと見ていた。肥後の認識からは、基本的に奉勅攘夷・将軍への委任を是とし、具体的には先武備充実・後対外政策確定という政治構想が読み取れる。

（２）藩主滞京中の国事周旋

文久三年正月十七日に入京した細川慶順は、二七日に京都警衛の朝命を受けた。藩主在京の下で、肥後の公武周旋が本格化していく。以下、幕府と朝廷に呈された建白書を取り上げ、肥後の政局認識及び政治主張を分析する。

まず、二月中に幕府に提出された建白書⁹の内容を見てみたい。攘夷策略について意見を求められたことに対する答申であるが、ひたすら意思表示を避けているのが特徴である。つまり、攘夷実行は「神州安危存亡之所係、重大之事件」であり、「一国之管見」を開陳することはできないとし、将軍の「必勝之御明算」に委ねる旨を示している。将軍が上洛し明確な策略を以って朝廷と交渉を行い、その上で「叡慮台旨御一致」つまり公武一致の命令が降りれば、それに従って「藩鎮之任」に当たるといふ。公武合体をめぐって、諸藩による主体的な政治運動の余地を認めることなく、全てを幕府と朝廷の手に委ねたいという意向にほかならない。最後には「天朝幕府え之忠勤」を掲げつつ、公武の決定に服従することを誓って建白書を締めくくった。

このような差障りのない建白を行った背景には、尊攘急進派が勢いを増す一方の京都の不穏な情勢があった。在京重役は国許宛て書簡¹⁰で、肥後が自らの見解を表明することを躊躇せざるを得ない理由を説明している。つまり、公卿の中には「攘夷之期限、今日と申御説」を唱える者まで現れており、薩摩・長州・土佐はもとより他の諸藩からも尊攘急進論に賛同する向きがある。そうした中、在京諸侯は誰であれ、現状打開のために進んで中央政局に関わろうとしない。朝廷尊崇に反すると目されることへの恐怖が、諸侯をして傍観主義に向わせたというのである。そこで、肥後は大勢を見極めることにした。ややもすれば孤立（「一本立」）しかねないと判断したためである。着京後、京都の情勢を自分の目で確認した藩主及び首脳部は、「公武御合体、御熟談之上、断然と被仰出、何も御差図次第可被遊御心得と

⁹ 『国事史料』3、590頁。

¹⁰ 文久三年二月六日付国許大目付宛て在京家老書簡（『国事史料』3、589-590頁）。

の御趣意」を建白しておいて、中央政局に深く関わらない態度を取ることにした。将軍上洛による公武間の直接の熟談で公武一和に決着が付くまで、自らの政治運動を控える方針を決め込んだのである。これは、肥後をして独自の国事周旋がどれほど至難なものであるかを思い知らせるきっかけになったと言える。

三月四日、将軍徳川家茂が入京した。肥後は公武一和に期待を寄せた。ところが、実際の政治状況はその期待を裏切る方向へと展開した。将軍に先立って上京していた将軍後見職一橋慶喜などが根回しを行った結果、朝廷より攘夷を一任する勅書が下されたものの、幕府側が尊攘急進派の攻勢を巻き返すことはできなかったのである。

そうした中、三月二八日、細川慶順は朝廷に建白書を呈する。そこには、「尊王攘夷」「公武合体」「大政委任」「政令一致」など、幕末政治を貫通する主要概念が網羅されていて、非常に興味深い内容となっている。

方今之時勢切迫、人心不和ニ付ては、御憂慮之余、朝廷より追々御沙汰之旨も被為在、将軍家ニも事々御指揮有之候処、人心紛乱之折柄、乍恐、右様御政令二致ニ相成候ては、人心益以疑懼を生し可申哉と奉恐入候。然処、今度、将軍職御委任、万端御指揮有之候様との思召ニ被為在候上は、天下之御政令一致ニ相成、人心安定可仕と難有奉存候。向後、弥以御実意之御委任被為在、巨細之御政事、将軍家え御沙汰被為在、将軍家、勅諭を以、天下ニ御指揮有之候えは、紀綱相立、公平正大之御政道、人心安堵、可奉感戴と奉存候処、万一御委任被仰出置、猶朝廷よりも数々御沙汰被為在候ては、御政令二致ニ相成、乍恐、上は朝廷之御威厳を被損、中は将軍家之御指揮も御不行届ニ相成、下は人心之疑惑を生し、将軍家如何ニ御滞京有之候ても、其御詮も有御座間敷と恐入奉存候。君臣真之御合体より御政令一致ニ出候ハ、縦令東西御離隔被為在候ても、御誠意貫通、紀綱凜然、乍恐御憂念も被為在間敷哉と奉存候。…然処、攘夷之基本相立、人心安堵之場合ニ至候様との叡慮ニ被為在、誠以有難思召ニて、人々尊王之精神徹底仕候儀、則攘夷之基本にて、士気振、国力充、各国全州之守備一般ニ相成候儀、則万全之御勝算と奉存候。…乍恐、自然御委任之御名義迄ニて、右申上候通、真実之御委任ニて無御座候えは、将軍家ニも御差入御請も被出来間敷、於越中守（細川慶順）も重畳奉恐入候え共、何分周旋難仕、当惑至極深奉恐入候。仰願日は、向後、御合体之御誠意、始終御貫通被遊、切々御参内被仰付、乍恐、股肱水魚之御親ニて、君臣之御間靄然たる御誠意、一毫之御間隙不被為在、天下之事万つ将軍家ニ御委任被遊、益以儼然之体、深穆之徳を以、御鎮静被遊候ハ、将軍家ニは鋭意励精、叡慮を奉して、天下ニ御指揮可被為在、左候えは、朝廷森嚴、政令一致、天下之人民仰感俯服、今日切迫之時世、忽に興隆之御創業と相成、全国振起、外夷畏服、始て宸襟を被奉安、皇国生民之大幸不過之と奉存候。¹¹

公武は君臣関係を明確にした上で合体すべきである。君主たる朝廷の「御沙汰」と臣下たる幕府の「御指揮」とが合致した状態が「政令一致」であり、その端緒を三月五日の勅書に求めている。公武合体と政令一致の成立は、朝廷と幕府が「君臣」の名分を正すことで可能になるという認識がここに読み取れる。それを前提にした上で大政委任の中身を見てみると、肥後の立場がよく理解できる。すなわち「御実意之御委任」とは、「巨細之御政事、将

¹¹ 『国事史料』3、684-685 頁。引用の際、傍注形式で付してある異本の字句を反映させた。

軍家え御沙汰被為在、將軍家、勅諭を以、天下ニ御指揮有之候」とあるように、朝廷が日本政治に関する「御沙汰」を幕府に下し、それを受けた幕府が諸藩に具体的な「御指揮」を出して実行に移すということである。これが、「天下之事万つ將軍家ニ御委任」のあり方に他ならない。例えば攘夷問題の場合、朝廷が攘夷の叡慮を表明すると、幕府は叡慮を尊崇し諸大名を率いて攘夷実行を陣頭指揮する。その際の具体的な政策は幕府が決定する。幕府は朝廷尊崇の上、裁量権を発揮することができるが、叡慮を無視することはできない。これは、公武の間に一定の緊張関係が保たれる政治体制であると言える。そして諸藩は、幕府の指揮に沿って行動する。肥後が文久期に堅持した大政委任論は、以上のような論理構造を持っていたのである。

建白提出の翌日、慶順は朝廷に御暇願いを提出した。帰国理由の弁には、国許の海岸防備を挙げている¹²。在京重役は、とにかく藩主帰国を実現するために「可致様無之、誠之御窮策」を用いたと語っている¹³。四月三日、朝廷は「自国海岸防禦筋」につとめるようにと帰国を許した¹⁴。

出京を目前にした四月四日、慶順は公武それぞれに建白書を提出した。それは新しく作られたものではなく、三月に作成してから將軍東帰の延期によって提出を見合わせていたものである。肥後は藩主の京都周旋を一段落させる意味で、「最前之御主意を以、御建白被為在候方、御都合可宜御模様ニ付、公武御双方ニ」建白書を呈したのである¹⁵。

四月六日、慶順は約三ヶ月間の滞京を終え、帰国の途についた。そして、国許到着後、海防強化に取り組みながら、暫く中央政局から距離を置く傍觀主義を貫いていく。

第二節 九州諸藩合従論の登場

(1) 肥後・小倉・長州

六月下旬、肥後は小倉と長州から使者を迎え入れた。その際、攘夷実行に対する両藩の態度を確認した上で、問題の本質は公武対立による「政令二致」にあるとの認識に立って対応した。そして中央政治における肥後の果たすべき政治的役割を明らかにした。

六月二十八日、小倉使者¹⁶は長州との武力衝突を極力回避してきた経緯を説明して助けを求めた¹⁷。それに対し、七月五日に肥後は、こう返答した。

直様、長州侯え御使者被指越、御取扱之品も可有之哉之处、彼表之都合ニては暴挙之次第、仮令御手を被着候ても、貫徹之程無覚束、当春越中守様御滞京中、公武え御建白筋被成置候儀有之、此節切迫之事体相成候付てハ、猶又御存意之趣被仰立、天下之御政道

¹² 『国事史料』3、692 頁。

¹³ 『国事史料』3、704-705 頁。

¹⁴ 『国事史料』3、703-704 頁。

¹⁵ 『国事史料』3、707 頁。

¹⁶ 小倉使者とは、小倉藩士の使者。以下本稿では、他藩の場合も「藩名+使者」とのみ記す。

¹⁷ 『国事史料』3、942 頁。なお、町田明弘「政令二途を巡る長州藩と小倉藩の確執について」『山口県地方史研究』94、2005 年を参照。

一途二出、各国之人心致一定候様成丈被成御尽力筈御座候間、万一御採用ニも相成候ハ、御配慮筋等御一和之場ニも至可申歟、何様是迄之通、幕府え御伺、被成御処置候方、御至当と存候。¹⁸

肥後として小倉を窮地から救い出し、長州の「暴挙」を抑えるためには、藩主細川慶順が従来の主張に基づいて公武に直接訴えるはずである。しかしその採用までは引き続き幕府の指示に従って穏便に行動するようにと勧めていることがわかる。

一方、七月二日、長州使者が攘夷実行への援助を要望してきた¹⁹。肥後は九日に長州使者に対して次のように表明した。

方今攘夷筋付ても、御内達等、先は二筋ニ相成、上下疑惑を懷キ、此末如何成行可申哉、重畳御不安意ニ思召、御家中一統よりハ、猶又其趣申出候間、旁右御不安意之次第、朝廷幕府え被仰立御伺之筈ニ御座候間、其御模様相分候迄は、乍心外、右御応援之儀、如何様共難被及御返答、尤大非常之事件ニ及候ハ、臨時之御覚悟、勿論之事ニ候条、彼是不惡御聞取被下候様²⁰

公武の意思を確認せず攘夷実行に加勢することは留保したいと述べ、長州の「応援」要求を退けている。長州が「叡慮御遵奉幕議御随順」を名分としていることを逆手にとって、公武への「御伺」を正当化しようとしたものと思われる。肥後は、自藩が国事周旋に乗り出すことが中央政局、特に当時の朝議を左右している攘夷急進派に知られる結果を念頭に置いていたに違いない。長州使者への返信は、攘夷急進派への意思表示でもあった。ちなみに、有事にそれ相応の処置を取る覚悟を示したのは、本意はさておき、外交上の方便として理解すべきであろう。

(2) 肥後・薩摩

七月九日、肥後使者が薩摩に向けて出立した。使節のメンバーは、長谷川仁右衛門・嘉悦市之進（氏房）・山形典次郎などである。薩英戦争の「勝利」に対するお見舞いが名目であったが²¹、それだけではなかった。藩政府は使者に託すべき国事周旋の方針及び政策を定めていた²²。その詳細がわかる史料は不明であるが、八月十四日に薩摩使者が熊本を訪れて長谷川仁右衛門に伝えた「口演書」から内容を窺うことができる。

¹⁸ 『国事史料』3、986頁。引用の際、傍注形式で付してある異本の字句を反映させた。

¹⁹ 『国事史料』3、963頁。

²⁰ 『国事史料』3、992頁。

²¹ 『国事史料』3、994頁。

²² 越前の側用人酒井十之丞は、七月二十日付の国許同役宛て書簡で、肥後藩士徳富太多助（一敬）から得た情報を元に、「熊本も案外之事態、薩之戦争にて、御隣国之事故、御使者も被相立候由。其御使者被相立候ニ付、御国論相立、御論議も一定ニ相成候由。熊本之方ハ大きニ御国之論と同論之運び、併手合之上ならてハ如何とも難申上候」（日本史籍協会編『続再夢紀事』2（復刻）、東京大学出版会、1974年、81-82頁）と書き送った。

方今皇国之形勢、日増相迫、公武之御間、判然御確執之姿に相成、此末之処、不容易御大事と、越中守様（細川慶順）深御心痛被為在、不被堪御傍觀、有志之諸藩合従いたし御上京之上、一層之御尽力被成度被仰進候趣、修理大夫様（薩摩藩主島津茂久）・三郎様（島津久光）御同意至極に被思召、期日御一定之上は御一門方重役之内より上京、可被添御微志被仰進置候え共²³

実線部は肥後使者が伝えた肥後の決意であり、波線部はそれに対する薩摩の返答であったと見ていいだろう。肥後は有志諸藩合従・同時上京の上、諸侯と共に国事周旋を行う計画を打ち出し、薩摩はそれに賛同を表明して期日指定の上、一門あるいは重役を上京させることを約束したことが読み取れる²⁴。次にみるように、肥後藩政府が七月十八日に正式に確定する九州諸藩合従論は、薩摩への使者派遣を前に、その構想が整っていたことがわかる。使者の任務を終えた長谷川仁右衛門らは、七月二十八日に帰国、翌日に復命した。

（３）九州諸藩合従論の確定

それでは、九州諸藩合従論について見ていきたい。七月十八日に御前会議で確定した国議の内容は、「七月十八日 奉伺相決候書附」²⁵という史料から確認できる。ここで、その全文を引用する。

①天朝幕府之御沙汰、表裏ニ出、御政道二筋ニ相成候付而は、列藩之人心、疑惑紛乱仕、外夷拒絶之儀、未申渡無之内、長州は朝廷之御趣意を奉候由ニ而、外夷攘斥いたし、其末、小倉方応援無之を憤り、不法之仕形ニ及、小倉は幕府之御指図を守、一切不相応、双方之御覚悟違却いたし、殆戦争を引起候様之勢ニ成行居、長州え御下リニ相成居候正親町^(マア)三条様、九州えも御下リ、応援之儀、御督責之御模様ニ相聞、又征夷將軍ニ可被為立哉之風評も仕、且薩州ニ而も兵端相開、愈以人心紛乱ニ至申候。

②ケ様之事体ニ成行候而は、外夷ハ押置、皇国中之争乱無覚束、切迫之世上ニ罷成、既ニ薩州えハ御使者長谷川仁右衛門え、公武真之御一和ニ而、天下之御政道御一致ニ帰候様被遊御尽力旨、兼而御覚悟之次第御含被差越、長州・小倉・筑前より之御使者えも、右御覚悟筋は御返答ニ相成、肥・筑・久留米ハ、疾ニ公武御合体之儀を御建白之被仰談も相整居候由、御使者方も申出、御家中之面々ハ、此砌如何様之御覚悟ニ可被為在哉と、一統も不案意ニ奉存候間、此節、上京被仰付候面々方ハ稜々伺出も有之、最早此儘被為居候而ハ、御外聞御実義不被為済、御拔差不成御場合ニ相成申候。

③依之、一刻も、兼而之御覚悟を実地ニ御運出被為在度、尤、將軍家を初、一橋公・春嶽公方、種々被仰上候末ニ而、此方様御一封之御諫言迄ニ而御採用ニ可相成様も無之候間、右之趣を以、薩州・肥・筑・久留米・柳川杯被仰談、御建言被差上候様之御都合、引続御上京之御比合等も大概御一同程ニ被為在、九州挙而、皇国之ため何処々々

²³ 『国事史料』4、76頁。なお、「口演書」の後半部分については第四節で検討する。

²⁴ なお、在府藩士牛島五一郎（実学党）が熊本の中へ送った九月十一日付書簡の文面には、「薩えは御人撰ニて嘉悦君被差越候由。御説も通り薩も同意ニて、極々都合も宜敷由。大悦之至ニ御座候」とある（『国事史料』4、264頁）。「嘉悦君」は嘉悦市之進。

²⁵ 『国事史料』4、9頁。

迄も御周旋と申ニ相成候ハ、其響ニ而心得違之族半ハ畏縮仕候而已ならず、列藩、朝命を奉厭候折柄、山陰・山陽・東北国之諸大名も此筋ニ御落合候は必然ニ而、究而御成功可被為在、左候ハ、先ツ以御使者御建白被仰上、従是注進次第、直様御出京と御土台を被遊御居へ、御隣国之御方々御同意之段相分り候上は、御供をも被仰付置度奉存候。此御趣意、御家中何れも奉窺候ハ、末々迄も憤起いたし、物議も自然と相止可申候事。

④ 但、三条様は御間柄にて、専、浮浪有志之言を御主張被成候由ニ付、御懇切之御督責被為在度、其儀ハ迫て取調べ可奉伺候事。

肥後の現状認識を貫くキーワードは「政道二筋」である。長州と小倉は、「朝廷之御趣意」と「幕府之御指図」を根拠に対峙している。朝廷が公家を「征夷将軍」にするとの風聞まで流れている（なお、引用史料中には「正親町三条様」とあるが、攘夷監察使として長州に来ていたのは正親町公董^{きんたか}である）。そこに薩英戦争の勃発が重なり、攘夷実行をめぐる混乱は高まる一方である。肥後は「政道二筋」の余波が人心疑惑をもたらす現状を憂慮していた（①）。

政治情勢が切迫するにつれ、諸藩間の使者往来すなわち外交活動が活発化した。肥後は、薩摩・長州・小倉・筑前・肥前・久留米などと情報を交換しつつ政局を議論した。まさに外交的手腕の発揮のしどころである。その際、肥後は「公武一和」「政道一致」への回復を繰返し唱えた。一方、肥後が威信（「御外聞」）を損なうという家中の不安を防止する必要性もあった（②）。

やがて藩政府は挙藩一致で国事周旋に乗りだすことを決意した。しかし将軍上洛時の幕府首脳による朝廷工作の失敗もあり、肥後単独の周旋が功を奏する可能性はないと判断した。おそらく藩主滞京時に自己主張を抑えざるを得なかった経験も反映したであろう。そこで肥後は、薩摩・肥前・筑前・久留米・柳川など近隣諸藩と連合する政治構想を確定した。「九州諸藩合従論」である。同論のプログラムは、諸藩協議の上、建白提出及び同時上京を果たし、その勢いで攘夷急進派が主導する朝議を動かして新しい朝命を引き出す、というものであった。一連の政治運動の最終目的は、日本政治における秩序回復であったと言える。肥後は九州諸藩合従論の主張者として陣頭に立つ必要があった。使者を以て諸藩に先駆け公武に建白を行うことである。そこには藩主上京の朝命を引き出すなど、国事周旋の名分を確保しようとした意図もあったと思われる。これで公武への建白は九州諸藩合従と連動することになった（③）。

最後の但し書きは、三条実美について言及している。朝廷工作を容易に運ぶためには、有力公家の後押しが欠かせなかった。細川家と三条家は縁戚関係にある²⁶。しかし当時の肥後は、攘夷急進派の先鋒であった三条を「督責」しようと意図したが、その妙案は持っていなかったように見える（④）。以上が、肥後の現状認識及び九州諸藩合従論を軸とする国事周旋構想の内容であった。

²⁶ 細川慶順の正室・峯は一条忠香の養女で三条実万（1802-59）の四女、三条実美の妹である。なお、弟に長岡澄之助（護久）と良之助（護美）がおり、妹の勇姫の夫である松平春嶽は義弟に当たる。霞会館諸家資料調査委員会編纂『昭和重修華族家系大成』上・下巻、霞会館、1982-1984年のうち、上巻 139・645 頁、下巻 442・551 頁。

(4) 〈藩是〉の再確認

七月二十六日、国許家老・中老は、在京重役に書簡を送って、「御国議一定之上、御家中上下一致ニ尽力可仕」と、挙藩一致での国事周旋の方針を告げた²⁷。同書簡には、上記の「七月十八日 奉伺相決候書附」とともに、「御備頭等え相渡筈之書付写」が添付されている。これは、当時、京都警衛のため上京する予定であった御備頭・坂崎忠左衛門への書付の写本である²⁸。そこには、国事周旋に当たって家中の持つべき心得が記されている。全文は以下の通りである。

天朝幕府え御忠節を被尽、天下之事至当ニ帰候様被遊御取扱度儀、從來之御本意ニて、既ニ御滞京中、公武真之御一和、真之御委任ニ至不申候ては、万般之混雜此筋より醸成候間、右御基本被為立度、御双方え被仰立候え共、今以凡之御政道、先ハ二筋ニ相成、各国之人心、日を逐紛乱いたし、益切迫之事体ニ及候ては、愈以右之御主意実地ニ不被為在御周旋候ては難相成、依之天朝ニても幕府ニても、不可然御処置筋ハ、無御遠慮被遊御諫諍候儀勿論ニて、時宜次第、御登京御出府も被為在、皇国之ため御丹誠を可被抽と被遊御決心候付、其趣を以、先御隣国諸侯方え被仰合、御同心ニ候ハ、共々御力を被為尽御覚悟ニ候事。²⁹

肥後の〈藩是〉すなわち「天朝幕府え御忠節」を「從來之御本意」として再確認し、隣接諸藩と共に国事周旋に乗り出す藩主の決断を正当化している。肥後の〈藩是〉は、このように既定指針として繰り返し引用され、まさに既定指針であったが故に、紛議を呼ぶことなく、藩政府の政治決断を正当化する根拠として働き得た。

政令一致を目指して公武に「諫諍」を行う決意の裏には、公武に忠節を尽くすことを至上課題とする〈藩是〉と、忠節の対象である公武の間における対立がもたらした「政令二致」「政道二筋」の現状との矛盾があった。その矛盾を解消すべき今こそ、「公武真之御一和、真之御委任」を目指して挙藩一致で主体的な政治運動を起こさねばならなかったのである。

(5) 公武への建白書

同じ日の七月二十六日、藩政府は京都留守居に朝廷工作の指令を下した³⁰。公武に提出する建白書の写本を添え、建白が都合よく運ばれるよう、三条実美または関白鷹司輔熙への工作を指示したのである。その指令の文中には、建白をめぐって「都テ御家老衆ノ方ニテ取調ニ相成」とあり、家老が専権を行使したことを窺わせる³¹。

²⁷ 『国事史料』4、8頁。

²⁸ 朝廷は五月七日、良之助に親兵の「世話役」を任せるという名目で上京を命じたが、長州の攘夷実行（五月十日）や姉小路公知暗殺事件（五月二十日）などを受け、京都の警衛体制を強化する必要性が高まると、六月七日、良之助上京を猶予し、その代わりに藩兵派遣を求めた（『国事史料』3、775・800・895頁）。なお、藩政府の兵力運用をめぐる議論については、『国事史料』4、8・19・50-51・138-139頁など。

²⁹ 『国事史料』4、10頁。

³⁰ 『国事史料』4、25-26頁。

³¹ 文久三年七月の時点で、家老には、長岡帯刀（松井盈之）・長岡監物（米田是豪）・有吉将監（立

さて、朝廷への建白書は次のようなものであった。その全文を引用する。

外夷拒絶期限之事、先達て天下え御布告ニ相成候上は、於列藩夷船攘斥之心得勿論ニ候
処、傍觀ニ打過候藩有之候趣、深被悩宸襟、既於長州兵端相開候就ては、皇国一体之儀
ニ候間、互ニ応援掃攘仕、皇国之御恥辱ニ不相成様、列藩一致決戦尽力、叡慮貫徹致候
様御沙汰之旨奉敬承候。然処、御趣意柄、得と伺取不申事を誤候ては、皇国之御為ニ相
成不申奉恐入候間、不顧憚奉窺候。拒絶期限、五月十日と被仰出、將軍家御請ニ相成候
上は、固より勅諭を被為奉候て、先拒絶之御談判ニ相成、承伏有無ニ從て御処置筋被令、
諸藩其旨ニ随順仕候は、則朝意を奉候儀と心得居申候処、將軍家ニは征夷之御任にて、
未拒絶之談判中、承伏有無をも弁不申、通航碇泊之夷船、或打払、或見遁、銘々之覚悟
区々ニ相成候は、畢竟御命令一途ニ無之処よりの儀にて、人心益疑惑を生し申候。疑惑
は三軍之禍とも承申候処、右様、人心一定不仕、若曲直を誤候ては、却て御国辱を引起
候而已ならず、第一は重キ將軍職御委任之御趣意も立兼、内蕭牆之禍を醸、外諸蛮之寇
を受、遂ニ皇国之大至難ニも及申候ては、乍恐叡慮ニも被為慚問敷、誠に深奉恐入候。
前条御沙汰之趣にては、越中守家中之者共も、甚以疑惑仕居申候間、重疊恐多奉存候え
共、何卒事理明白之御指揮奉仰冀候。以上。³²

ここに見られるのは、六月六日付の御沙汰³³に焦点を当てようとした明確な意図である（下線部）。長州の攘夷実行を称え、諸藩に応援を督促する朝命に対し、疑念を露にして見直しを求めている。現状打開を試みる政治運動は、争点の選択と集中が有効に働く。肥後は特定の朝命を取り上げることで、政令二致を解消する糸口を捉えようとした。その口調は烈しいもので、朝廷に「事理明白之御指揮」を仰いでいる。それは、言い換えれば、朝命が「理事明白」でないとの意思表示であった。肥後が求める「命令一途」のあるべき姿は、持論の大政委任であった。つまり、攘夷実行の命令系統を朝廷 → 幕府 → 諸藩に一元化した上、幕府が奉勅攘夷に基づいて鎖港交渉を行い、結果次第で諸藩に命令を下すことである。肥後は建白書を以って、攘夷親征を唱える尊攘急進派を批判し、秩序回復の要望を示そうとしたのである。

次に、幕府に提出しようとした建白書の全文は、以下のようである。

外夷拒絶期限之儀、先般御請も被為済候付ては、素より勅意御遵奉、先拒絶之御談判ニ
相成、承伏有無ニ從て御処置筋之儀、猶御差図可被為在、列藩其旨を奉し一同尽力仕候
儀、当然之筋と相心得居申候処、既於長州兵端相開候就ては、皇国一体之儀ニ付、互ニ

愛）・小笠原備前（美濃長洪）・松野亘の五人が在職し、全員が国許に滞在している（「本藩政府要路者一覧」『国事史料』10、904頁。松本雅明監修『肥後読史総覧』上巻、鶴屋百貨店、1983年、263頁）。その中で、政治的リーダーシップが目立ったのは小笠原備前である。なお、肥後の主要役職など支配機構の詳細については、森田誠一編『肥後細川藩の研究』名著出版、1974年、第1章を参照。

³² 『国事史料』4、27頁。

³³ 宮内庁先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』4、平安神宮、1981年、691頁。『国事史料』3、898頁。

応援掃攘、皇国之御恥辱ニ不相成様との趣、猶又、從朝廷御沙汰被為在候。然処、右拒絶之御処置中、列藩其御模様をも不奉窺、通航碇泊之夷船、或打払、或見遁し、区々之覚悟ニ相成候は、畢竟御命令一定不仕処より之儀ニて、人心紛乱、適從する所を不知、若理非曲直を誤候ては、却て御国体立兼候而已ならず、内蕭牆之禍を醸、外蛮夷之^(侮カママ)悔を被為受、約ル処、皇国之至難ニも及申候ては、再御挽回之期は有御座間敷、誠以深奉恐入候。前条之次第、越中守家中之者共も、甚以疑惑痛心罷在候付、京都えも奉伺置候事ニ御座候。乍恐、於公辺は如何様之御見亘ニ可被為在哉、願は御評議之趣等、御懇切ニ被仰立、叡慮之御深旨をも御窺取、一定之御指揮奉仰冀候。以上。³⁴

朝廷への建白書同様、六月六日付の御沙汰の不当性を指摘し、幕府の外交交渉を優先すべしと主張している。一見、幕府を擁護する姿勢が読み取れるが、現在の幕府政治を全面肯定しているわけではない。幕府が時宜を失して取り返しのつかない事態を招いてはいけないと明言し、公武一致での「一定之御指揮」を実現するため、今後の見通しを諸藩と共有すること、天皇の意思を尊崇することなど、現状打破に積極的な態度で取り組むことを催促しているのである。

以上、公武への建白書の内容は、まさに藩政府が「天朝ニても幕府ニても、不可然御処置筋ハ、無御遠慮被遊御諫諍候儀勿論」³⁵と家中に示した方針どおりのものであった。

この建白書の文案は、八月三日夜、京都藩邸に届いた。かつて在京重役は京都の不穏な情勢を考慮し、建白計画そのものの中止を強く懇請していた³⁶。彼らは、建白書の文案を確認するやいなや、直ちに朝廷工作を見合わせることを決議した³⁷。これは、建白書の提出を呼び水にして九州諸藩合従の流れを加速しようとした国許指導部の計画に、思いがけない支障をきたすものであった。

ところが、京都藩邸が慎重論を持ち続ける中、中央政局を急転させる出来事が起こる。八月十八日の政変である。それを受け、建白問題は自ずと消滅することになる。一方、その間、国許では九州諸藩合従運動が活発に展開していった。次節では、その政治過程を追究することにしよう。

³⁴ 『国事史料』4、27-28頁。

³⁵ 前注29で引用の「御備頭等え相渡筈之書付写」。

³⁶ 大目付沼田勘解由は八月二日付の国許家老・中老宛て書簡で、直前の七月二十七日に発生した高台寺放火事件に触れ、「公武御合体等之事ハ、只今先可被仰立哉之場合ニ無之、無是非次第ニ御座候」とし、建白計画を「先ツ押付置候て、爰許之事情御取遣仕、東西御一致之上、被仰立候様之御運ニて無御座候てハ、宜カル間敷哉」と力説した（『国事史料』4、50-51頁）。松平春嶽上京説が流れる中、その宿所となる高台寺が尊攘急進派の浪士によって焼き払われた事件を受け、藩政府に建白方針の再考を求めたのである。なお、国事周旋の推進には、国許と京都藩邸の間の「東西御一致」が不可欠であった事情が窺える。

³⁷ 八月五日、大目付沼田勘解由は在府重役宛て書簡で、「外夷拒絶之儀ニ付、公武え御窺書相達候処、爰許之事体と御趣意喰違居候様被考」と述べ、自ら熊本に行つて藩政府と相談すべく、江戸藩邸は周旋に着手しないよう求めた（『国事史料』4、28頁）。

第三節 九州諸藩合従運動の展開

(1) 筑前・肥後・薩摩

筑前³⁸は、世子上京での国事周旋を実現するため、朝廷工作与諸藩連合運動を並行して進めていた。朝廷工作において、縁戚関係の右大臣二条齐敬と連絡を取り合って朝議の現状を把握し、七月二十二日に武家伝奏を通じて内奏を提出する運びとなり、八月六日に「神妙ニ思喰候間、上京有之候様御沙汰候事」との朝命を受けた³⁹。朝命降下の報は八月中旬に国許に到着し、以降、藩内外に国事周旋の正当性を訴える材料となる⁴⁰。

一方、諸藩連合においては、肥前・平戸・肥後・薩摩などが対象であった⁴¹。使者外交の一環として、七月二十八日、筑前藩主黒田斉溥の旨を記した「御口上手扣」と「演述書」が肥後に提出された。まず、「御口上手扣」には、

方今、皇国之勢、日ニ増、切迫之事情ニ押移、唯今之形勢ニては、外寇内憂一時差湊ひ、益被悩宸襟候は必然之御儀ニて、皇国之御安危、爰ニ迫候様御考、御心痛御悲歎之至御座候。就てハ弥以公武御心実之御和合ニ相成、攘夷一徹之御所置ニ出、四民安堵之御基本不被為立候ては、決て難被相済御儀と思召候。依之、此度、御上京、叡慮猶又御窺、御為筋御周旋被成候所ニ御決心、不日御上京可被成之处、夏以来御持病之御疝邪、今以御甘不被成、差向御旅行難被成、時日御延引被成候てハ、弥増時勢も差詰り候付、為御名代下野守様（世子黒田慶賛）え御含、御家老共御添、近々被成御登京御儀ニ御座候。此段、以御使者被仰進候由。⁴²

とある。筑前藩主は、「外寇内憂」による「皇国」安危の境目に際し、公武が和合の上、攘夷政策を確定して四民安堵を図るべきであり、病身の自分の代わりに世子慶賛が上京周旋に当たる旨を告げている。公武和合を攘夷実行のための先決問題として位置づけている点を確認できる。

次いで、「演述書」の内容は、

別紙、御口上被仰進候趣は、皇国御為筋とは申なから、不容易御事件ニ付、御微力之可被為及儀は無之候え共、斯切迫之時勢ニ臨、御傍觀被成候ては、被对公武御不忠至極、御累代被為蒙御高恩、御藩屏之任ニ御備り候栓も無御座、御不本意至極ニ付、御心力之及ひ御周旋御成、御深慮御感服被成候ハ、各別左も無御座ニおゐては、幾重ニも公武御合体之御根軸相立候様御勤被成候御心得ニ御座候。御近国殊御由緒柄、御同心も於被成進は、御互ニ御力を被合、公武御安心之道ニ致し被上度思召候間、不被閣御心情候処、被仰進候。猶、御賢孝御存念ニ付、無御覆蔵被仰進可被下候。委細は御家来之者え御含

³⁸ 文久期の筑前については、梶原良則前掲「文久期における福岡藩の政治動向」。

³⁹ 『従二位黒田長溥公伝』上、326・348頁。

⁴⁰ 『従二位黒田長溥公伝』上、353・360-361頁。

⁴¹ 『従二位黒田長溥公伝』上、372頁。

⁴² 『国事史料』4、32頁。

被成候条、事々御聞取可被下候由。⁴³

というものであった。日本の危機を傍観しては公武に対する「不忠」になるとし、代々藩主が「高恩」を被って「藩屏之任」に当たってきた歴史を強調している。筑前にとって公武に忠誠を尽くすということは、第一に長崎守衛の責任を完遂することを意味した。ところが、公武和合で攘夷政策が確定しない限り、「藩屏」の任務を果たすことはできなかったのである⁴⁴。このように国事周旋の意思と理由を説明した後、近国関係の「由緒」を想起させて協力を求めた。

これに対し、肥後は正式な返答を延ばしたようである。その間、二十九日、薩摩から帰国した使者が復命し、三十日には越前使者が藩主細川慶順に謁見している⁴⁵。一旦、筑前使者は薩摩に移動して同様の外交活動を行った。その際、島津久光から同意の旨を得ている⁴⁶。八

⁴³ 『国事史料』4、32頁。

⁴⁴ 筑前の国事周旋における目的の一つが長崎守衛をめぐる混乱の解消であったことは、これまであまり強調されてこなかったように思われる。以下、二つの史料を長文ながら紹介しておく所以である。

①八月中に黒田斉漣が幕府に世子上京を届け出た上書に、「攘夷之儀ニ付、叡慮之趣、於京都、伝奏衆より追々御厳達有之候え共、公辺被仰出之御趣意ニ齟齬仕、甚以当惑仕候。於私家ハ、二百余年、長崎御番被仰付置、従来之御規則も有之儀ニて、当節之儀も公辺御決議之御達承知仕候迄ハ、是より兵端を不開、本より外夷襲来及侵掠候ハ、無二念打払候覚悟ニ罷在事ニ候。斯之通、公武之被仰出、表裏仕候ては、人心疑惑を生し、列藩之心得方も区々ニ相成、必勝之見込、更ニ無御坐候」（『従二位黒田斉漣公伝』上、346頁）とある。

②同じ八月中に黒田斉漣が右大臣二条斉敬に送った書簡には、「隣国ニて、外夷及戦争候節ハ、早々応援仕度儀ニ候え共、私家之儀ハ御存相成候通、旧来長崎表守衛請持ニて、今年ハ当番中、殊ニ当時勢之儀ニ付、余分之人數差越居申、自領海岸も手広ニ有之、警衛手配も存分ニ行居兼、大ニ心配仕居申、其上隣国及戦之時ハ、領海最油断難相成、弥以守衛向敵敷申附候儀ニ付、何分他方為援助人数分配難行届、将又長崎表不相替各国之船々日々出入碇泊仕、平穩之趣ニ付、幕府之命令奉行所より相伝へ、是より兵端相開候儀ハ、当時見合、彼より不法及所業候えハ、直ニ打払候覚悟仕、自国海岸も右ニ準相心得居申候。然ニ御達之通、隣国応援仕候えハ、長崎表之取計とハ表裏ニて、一国両端之処置ニ相成、国中之人心疑惑を生し、勝算更ニ見込難相立、万一不束之及始末候時ハ、一国之恥辱ハ則皇国之御瑕瑾ニて、重大之事件と甚以奉恐入候」（『従二位黒田斉漣公伝』上、358-359頁）とある。

⁴⁵ 越前使者は七月二十七日、肥後家老小笠原備前に対し、一時でも早く藩主に謁見して相談したい旨を伝えたが、小笠原は「近比若君様御死去ニ付、御法事中ニて御事多之由、付ては晦日ニ被召出候御沙汰之由」を返信した（「心志録日記」福井市編『福井市史』資料編5、近世3、福井市、1990年、765頁）。「心志録日記」は、酒井十之丞の日記。

⁴⁶ 筑前使者の薩摩での足跡を確認できる史料は管見の限り不明である。ただ次の史料から薩摩の態度を窺うことができる。八月十二日、家老小松帯刀が越前使者に語った内容に、「筑前侯ニは当月中にも御上京可被成旨御使ニて申来ル。此方より被仰上候儀ハ、同クナラハ此方様御上京之節比ニ御出京被成候様被仰進候旨、三郎様ニは来月中旬比御上京被成候御積リニて、当時御仕出之御詞ナリ」（「心志録日記」『福井市史』資料編5、779頁）とあり、久光は筑前に同時上京を

月八日、再び熊本に来て返答を「催促」する筑前使者に対し、藩政府は十日に次の返答を渡した。

（筑前藩主の意見に）越中守様被成御承知、既於此御方も其思食立ニ御座候段は、粗御案内之通ニて、不計も御主意暗合いたし、別て御太慶之御事ニ御座候。就ては、不取敢御上京可有之处、先御存意之大趣意、重役を以被仰立、無程御発途之筈ニ御座候。委細之儀は、従是も御使者を以、猶可被仰進候。⁴⁷

肥後は、「不計も御主意暗合」とあるように、筑前の問題意識に共鳴する意思を示した。そして、既定の政治運動、すなわち重役による建白提出及び藩主上京の計画を明らかにした。九州諸藩合従についての言及はないが、おそらく口頭で筑前使者に伝えていたであろう。筑前と肥後は公武合体の政治目的を共有し、大枠で国事周旋に提携することで一致した。少なくとも相手の政治運動を否定あるいは妨害する意向がなかったことは間違いない。両藩には緩やかな連合が成立したと言える。

また、筑前と薩摩の間にも緩やかな連合が整っていたものと思われる。そして、前節で見たように、肥後と薩摩の関係においても同様のことが言えるだろう。以上のことを踏まえると、肥後の推し進めた九州諸藩合従は、肥後・薩摩・筑前がそれぞれ二藩間の緩やかな連合を形成する中で展開しつつ、機が熟するのを待っていたと考えられる。

（２）越前・肥後

越前の国事周旋は、前藩主松平春嶽と彼の政治顧問で肥後藩士の横井小楠によって形作られていた⁴⁸。文久三年三月、政事総裁職を辞任し無断で帰国した春嶽は、政治的立場の挽回と中央政局の刷新を模索する中、六月一日、いわゆる「拳藩上洛」の政治方針を家中に公表し、以降、上京の時期を調整していく⁴⁹。

その間、藩論の策定に深く関わっていた横井小楠は、熊本の社中に越前の政治動向と自分の見解を書き送っている。その書簡の中で諸藩連合について触れた部分を見ると、

尤も此議御決定に相成候へは、隣国にては（割注略）加賀・御国（肥後）・薩州等、御使者被差立被仰談、可成丈は三四藩も一致の上、一同に御上京の上、被仰上候へば、必定治平可致事情に有之候。⁵⁰

提案していたことがわかる。

⁴⁷ 『国事史料』4、62頁。

⁴⁸ ちなみに、諸藩外交において横井門下及び実学党の活躍は至る所で確認される。例えば、横井門下と熊本滞在中の越前使者との頻繁な交流は、「心志録日記」（『福井市史』資料編5）から窺える。なお、本稿で名前が登場する人物を挙げると、徳富太多助・長谷川仁右衛門・嘉悦市之進・山形典次郎・元田八右衛門（永孚）・三岡八郎（由利公正）など。

⁴⁹ 三上一夫前掲『横井小楠の新政治社会像一幕末維新変革の軌跡』第6章。高木不二前掲「幕末文久期の中央政局と越前藩」。

⁵⁰ 五月二十四日付書簡（山崎正董編『横井小楠遺稿』（再版）日新書院、1943年、417頁）。

尚々本行之通り既に決定之上は、更又所置も可有之、第一是迄相交候列藩へは申談無之ては不相済との評議にて、村田巳三郎（氏寿）・青山小三郎杯、急に上京被命候。其列藩と御国の御間柄は申迄も無之、去年来は格別御親睦万事御申合せ有之事にて、沼田大監（大目付沼田勘解由）・元田（京都留守居元田八右衛門）へ被談合候筈。其他、薩州・加州・尾州・会津等なり⁵¹

などと書かれている。横井小楠は、諸藩連合・同時上京の必要性を認めており、越前藩政府は「評議」を経て、肥後・薩摩・加賀・尾張・会津などに国事周旋への協力を求める方針を決定していた。越前藩士は諸藩の在京重役と相談して使者派遣の根回しを行うことになる。

六月十三日、越前の村田巳三郎が肥後の京都藩邸を訪ねてきた。村田による具体的な相談の内容は、越前の政治運動に加勢する形で、肥後藩主の末弟長岡良之助が上京して三条実美ら公家に周旋を行うことであった⁵²。越前の持ち掛けた外交交渉の内容は明確なものであった。両方の協議は数回に亘って行われた。肥後の京都留守居元田八右衛門の記録によると、越前の「御国議之大要」は、次の二点であった。①「朝廷幕府内藩外藩大小名之御差別なく名賢を御登用」して「皇国御政道を御扶植」させること、② 諸名賢が「集議を凝し至理至当之論を以、外国と御応接ニ相成、幾度も御談判ニ相成候て、皇国世界天理之至当」に基づいて攘夷か開港かに決着をつけることである⁵³。人材登用を核心とする政体改革と対外政策をめぐる国論統合とを組み合わせた構想であると言える。

七月五日、越前使者（家老岡部豊後、側用人酒井十之丞、奉行三岡八郎）は肥後・薩摩に向かった。七月二十三日に越前藩政府は藩論を覆し、挙藩上洛計画は頓挫してしまったが、彼らはその情報を八月二十一日まで知らず、外交活動を続けた⁵⁴。

七月三十日、越前使者は肥後藩主に謁見し、越前父子の肥後兄弟（細川慶順・長岡良之助）宛て親書を呈した⁵⁵。親書は突然の將軍東帰、攘夷実行をめぐる騒乱、姉小路公知暗殺事件、中川宮の朝廷内の孤立などを挙げつつ、「皇国治乱之境」を傍観できず、京都の情勢が急迫すると上京する覚悟を示した上、肥後兄弟も上京して共に国事に尽力してほしいと提携を求めている。

藩主以下による親書回覧が終わり、越前使者と家老小笠原備前の間で約一時間（「半時斗り」）に亘って議論が交わされた。話し合いの途中に小笠原は議論を切り上げようとし、藩主の「彼は六ヶ敷ものとの御意」を受け、越前使者が「御詰問」を要望したが、そのまま藩主謁見は終了となった⁵⁶。なぜ肥後側はこれほど冷たい反応を見せたのか。それはおそらく、越前使者が朝廷の中央政府化⁵⁷など、肥後の大政委任論の筋と背反する政治構想を唱えたた

⁵¹ 五月二十六日付書簡（『横井小楠遺稿』422-423頁）。

⁵² 『続再夢紀事』2、53-54頁。

⁵³ 元田は六月二十六日に帰国の途に立ち、二十八日には藩政府に提出する報告書として「越前藩士牧野主殿介村田巳三郎話合之大意」（『国事史料』3、944-948頁）を記した。

⁵⁴ 「心志録日記」八月二十一日条に「御国之変動始て知る」とある（『福井市史』資料編5、784頁）。

⁵⁵ 『国事史料』4、44-45頁。

⁵⁶ 「心志録日記」七月三十日条（『福井市史』資料編5、768頁）。

⁵⁷ 三谷博によれば、越前の藩論は「天皇の下に公議政体を樹立しようという大胆な構想」にほ

めであろう。

両藩の間で転機が訪れたのは、八月二日、家老長岡監物宅で開かれた肥後重役と越前使者が集会した場においてであった。肥後家老小笠原が天下のために尽力する決意を示すと、越前使者は共感する旨を答えた。小笠原はそれを聞き、「大ニ心ニハマリ候様子」で両藩が提携することを約束したのである。越前使者が説いた言葉とは、「外々事業ニ付テ之事ハ、銘々相違ハ可有之筈、譬へハ戦闘ニヤリ之働、刀之働、各一得道具ヲ以御用ニ相立ト同事ニて、御当家之興起之運ひ、且御国力之次第、且西より尽スモ東より尽スモ同事ニて、源頭之所之御趣意サへ齟齬無之時ハ御同論ト申もの」であった⁵⁸。肥後と越前が従来の政治運動を堅持しつつも、中央政局の現状打開という大枠での政治目標を共有して協力する必要性を力説したのである。

そして八月七日、肥後兄弟は越前父子の親書に対する返答を書き送った。その返答書の中には、次のように記されている。

当方ニても危急之形勢、昼夜憂念ニ堪不申候間、先般滞京中、公武え言上仕置候趣意を継、乍不束皇国之御為筋と心得候儀ハ、何処々々迄も周旋仕度存立候へ共、御在職中重畳御丹誠有之候ても難相整程之御事柄、中々微力之及処ニ無御座、依之、薩・筑を初、近隣之諸大名存意之趣等承合候折柄、前文御懇篤之預貴教、不斗も御覚悟筋ニ致暗合、大慶仕候而已ならず、甚以心強奉依頼候条、出京之上ハ猶更無御伏藏御差図被下度、幾重ニも奉願候。⁵⁹

書簡は、九州諸藩合従の動きと越前の挙藩上洛計画の親和性を認めた上で、国事周旋における提携を約束している。九州諸藩合従が越前の挙藩上洛と結合する形で相乗効果を生み出すことに期待を寄せたのである⁶⁰。

第四節 九州諸藩合従運動の終焉

(1) 薩摩・越前・肥後

越前使者の外交活動は薩摩で続く⁶¹。薩摩藩士村山才助は、上京途中の八月六日、肥後領

かならなかった（三谷博『明治維新とナショナリズム―幕末の外交と政治変動』山川出版社、1997年、257頁）。

⁵⁸ 「心志録日記」八月二日条（『福井市史』資料編5、770-771頁）。

⁵⁹ 『国事史料』4、57頁。

⁶⁰ 同日、小笠原は酒井に対し、「過日より御内話申上候通りニて、御傍觀難被成候儀ハ御同意千万、御上京之儀も御同意ニて候え共、御出方ニ相成候機期ハ未御定も不被成次第、いつれ機会次第御出京之思召ニ候」と補足説明している（「心志録日記」八月七日条、『福井市史』資料編5、775頁）。進行中の九州諸藩合従運動の経過を見届けた上で、藩主上京の期日を確定するつもりであったと思われる。

⁶¹ 越前使者は熊本滞在中、長谷川仁右衛門・嘉悦市之進などから薩摩の事情を聞いていた（「心志録日記」八月三日・六日条、『福井市史』資料編5、772・774頁）。肥後・薩摩間の緩やかな連

内で徳富太多助の取り次ぎで越前使者三岡八郎と三人で会談しており、その内容を八月九日に国許の大久保一蔵（利通）に書き送った。以下、抜粋して引用する。

越・肥之論、大抵同様之説ニテ、ツマル所ハ開港之説ニ落可申歟、乍然夫ハ先兎モ角モ跡之事ニテ、イツレ只今ノ所ニテハ、同盟申談、速ニ恢復ニ相成候方可然歟、然ルニ春嶽公京都之氣受極々不宜、出京ニ相成候ハ、早速騒動可仕事モトヨリニ御座候えハ、何分ニモ此節ハ戦闘ニ可及ハ必定ニ御座候。…肥藩ハ小笠原備前一人ニテ建議之由、尤一藩異論ハ無之候由御座候。諸藩一同之儀ニ相成候えハ、イツレ前以京師へ相知レ可申候間、可成丈早日ニ御決策可然奉存候。⁶²

村山は、越前・肥後が「同盟」して、日本政治の秩序回復のために共闘することで一致したと報告している。諸藩連合の動向がいずれ中央政局に知れ渡ることは必至であり、迅速な「御決策」を要望していることも見て取れる。この書簡は、薩摩藩政府の対応に影響を与えたであろう。

八月十二日、越前使者は薩摩の家老小松帯刀に面会した。小松は、「此方様ニも決て御傍觀之御主意決て無之、…則筑前・肥前公^(マア)へも右同様之御論儀被仰上候処、是又御同意ニて御尽力可被成との事」⁶³などと語った。薩摩は、越前の国事周旋に賛同する方針を持っていたのである。十三日、島津久光に越前父子の親書が呈され、外交交渉も都合よく済まされた。翌日、越前使者に薩摩父子の直書が渡された。

小子等ニも実ニ不堪傍觀、挽回之策略、勘考之央ニて、御趣意一々異論無之、別て大幸奉存候。⁶⁴

今般御使被差下、預御相談候儀、扨躍之至ニ御座候。目前之国難も有之候え共、皇国之御為、東西一時ニ上京、抛身命周旋仕度含ニ御座候。尚、細事御家臣へ申述置候間、御聞取被下度奉存候。書余は奉期拝眉之時候。⁶⁵

薩英戦争（「目前之国難」）の余燼がくすぶる中であるにもかかわらず、それを押して「東西一時ニ上京」の上、国事周旋に尽力する意向を示している。薩摩は、越前と二頭体制で、中央政局の「挽回」に乗り出す方針を闡明したのである。

久光が越前使者に直書を渡したその日、小松は家中への「御触達」のため奔走していた。それは八月十三日付で布達されたもので、以下のように書いてあった。

合の成立を知らされたのであろう。

⁶² 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料』2、鹿児島県、1975年、761-762頁（史料番号512）。

⁶³ 「心志録日記」『福井市史』資料編5、779頁。発言中に「筑前・肥前公」云々とあるが、事實は「筑前・肥後公」ではなかったかと思われる。課題として残しておく。

⁶⁴ 八月十四日付越前父子宛て薩摩父子書簡（『続再夢紀事』2、124頁）。

⁶⁵ 八月十四日付松平春嶽宛て島津久光書簡（『続再夢紀事』2、125頁）。

三郎様御儀被遊御上京候様被為蒙勅命候処、今般英夷掃攘ニ付テハ不容易御国難ニテ、夫形御上京被遊カタク御時宜合候間、一応島津図書殿（家老）為御名代、上京被仰付置候へ共、何分皇国御大事之御時節、御直御上京御奉命不被為在候テハ、不被為濟御儀ト被思召候。然処、松平春岳様・細川越中守様（細川慶順）・松平美濃守様（黒田斉溥）・有馬中務大輔様（有馬慶頼）等ヨリ追々御使者ヲ以、御相談被仰進候趣有之、御国内之儀深御配慮之御事ニテハ候え共、旁機会御到来ニテ、軽重御斟酌之上、来月中旬御発駕御上京可被遊御決定之段被仰出候。⁶⁶

薩摩は、久光上京における諸藩連合の対象として越前・肥後・筑前・久留米などを挙げている。肥後の九州諸藩合従、筑前の筑前・肥後・薩摩を中心とする九州諸藩連合、越前の越前・肥後・薩摩を中心とする挙藩上洛など、諸藩連合の機運が高まる現状を踏まえ、「東西」連合を図ることを決断したのである。この達しは、家中に挙藩一致の決意を心得させるものであると同時に、薩摩が諸藩を率いて国事周旋に乗り出す意志を明らかにした諸藩へのメッセージでもあったと言えよう。

薩摩藩政府は十三日、使者として藤井良蔵・海江田武次を肥後・筑前・肥前に遣わした。十四日、藤井らが肥後で長谷川仁右衛門に会って提出した「口演書」は、以下のことを述べている。

朝廷頃日之形勢、弥増御危急、被為悩宸襟候段、御内々被成御承知、実に御大事、此に窮候儀と被思召、御黙止難被成候間、三郎様御上京、平日之御趣意通、公武御一和之基本、十分御尽力被成度御決心に付、猶又御話合、期日等御一定之ため、御使者を以被仰進候也。⁶⁷

久光上京の前に改めて公武合体の政治目標を確認し合い、同時上京のための日程調整を行うことを提案したのである。これに対し、肥後は即答しなかったようである。

薩摩使者は、筑前に足を伸ばし、同様の外交交渉を行った⁶⁸。筑前は十八日、「美濃守様（藩主）・下野守様（世子）、御承知被成、愈以御一致之思召、深御大慶之御事候。何様、無程京師ニおゐて御面談御一同御尽力可被成思召候」と返書を渡した⁶⁹。一方、肥前への使者派遣は、その趣旨が異なった。二十日に、前藩主鍋島閑叟（直正）の側近と面会して、久光上京に合わせて閑叟上京を促したほかに、「且つ船艦借用方につきて懇願」している。肥前の答は「余艦なきを以て、船艦貸与は之を辞し、唯周旋同意の事には快諾を表せられたりき」⁷⁰というものであった。薩摩使者は一応三藩への外交活動を終え、肥後の返答を得るため再び熊本に向かった。

⁶⁶ 『忠義公史料』2、767頁（史料番号521）。朱書は省略した。

⁶⁷ 『国事史料』4、76頁。前略部分については第二節で検討した。

⁶⁸ 『従二位黒田長溥公伝』上、326・348頁。

⁶⁹ 「隣国使者往復」『大日本維新史料稿本』東京大学史料編纂所蔵、文久三年七月二十六日条所収。

⁷⁰ 久米邦武執筆編述・中野禮四郎編纂『鍋島直正公傳』5、侯爵鍋島家編纂所、1920年、324頁。なお、薩摩は幕府・越前・筑前から蒸気船を借り入れることになる。

(2) 九州諸藩合従運動の終焉

その間肥後では、八月十五日、藩主が長岡澄之助に国事周旋を委任する命令を下した⁷¹。また同日、肥後藩主は越前父子に対して以下の書簡を発送した。

私儀、乍不及早々上京いたし、成丈尽力可仕処、既ニ於隣藩兵端相開、又候外寇必定ニ可有之、此砌領内人気之動揺、海岸ハ勿論、天草表之手当等、多端之指揮筋も有之、藩屏之任、何分^(か)迦出来兼候間、弟長岡澄之助儀為名代、近々出京仕せ周旋筋等都て委任申付候間、御会同之上ハ、万端被添御心被下候様、伏て奉願候。且又、最前良之助えも致出京候様被仰下候え共、此節ハ澄之助念願之趣も有之、前条之通候間、是又不惡御汲取可被下候。⁷²

海防強化などを理由に藩主上京を、「澄之助念願之趣」を理由に良之助上京を、共に断念せざるを得なかったと釈明している。澄之助は国事周旋の経験がなく、中央政局で知られていない人物であった。越前父子に「万端被添御心被下候様」と要望していることも頷ける。澄之助上京という決定の裏面には、藩主・良之助「不」上京の意味合いがあった。

次いで八月二十四日、肥後は再来した薩摩使者に久光への返答を伝えた。

越中守様、初発より御登京之御存念は、御案内之通ニ候処、藩屏之御覚悟筋を初、軍旅万般之御手当一時ニ相集、第一ハ近日ニ至、人気之動揺甚無御心元、如何体ニも御^(おとぎ)迦出来兼候間、御舎弟長岡澄之助様御名代として御差登、御周旋筋等委敷御申含被置事ニ候条、三郎様御会同之上ハ、不御伏蔵御添心被下候様、深御依頼被成候。期日之儀は、川尻駅え被備置候御船々、来ル二十八日出帆いたし、豊後鶴崎え着岸之注進有之候上、早速御発途之都合ニて、毎も右乗船之日数、大概二十日程も懸り候付、来月中旬後ニも可相成哉。依之、予幾日とは難相定、其辺之儀は、猶追々御懸合ニ可相成、先此段御答被仰進候。⁷³

海防強化など藩内事情のため止むを得ず藩主在国および澄之助上京を決定したこと、京都で久光の心添えを要望することなど、越前父子宛て親書同様の内容である。他に、出立は来月中旬以後を予定しているが、明言はできないと述べている。如何にも消極的で曖昧な態度である。

⁷¹ 「小笠原備前日録」八月十五日条に、「此回上京之事、今日公然、臺下直命澄公子委任」とある（『国事史料』4、78頁）。「臺下」は藩主を指す。なお、藩政府が藩主在国・澄之助上京を家中に布達したのは十八日である（『国事史料』4、137頁）。

⁷² 『国事史料』4、78頁。なお、『続再夢紀事』2（134頁）は同史料の日付を八月二十九日としているが、文面を検討した限りでは、八月一五日が正しいと思われる。

⁷³ 『国事史料』4、159頁。「川尻」は現在の熊本市南区の川尻地区。肥後藩政府が指定した五カ町の一つであり、「中世以来の河港で、藩の御船手がおかれ、江戸中期には町奉行・船頭頭・作事奉行・船方作事方目付・船頭・水主など三七〇人がつめていた」という（松本寿三郎・板楠和子・工藤敬一・猪飼隆明『熊本県の歴史』県史43、山川出版社、1999年、179頁）。「鶴崎」は現在の大分市東部の鶴崎地区。肥後の飛び地として瀬戸内海への航路の拠点であった。

上に引用した二つの史料の内容から見るに、久光上京とそれに連動する薩摩・越前の主導による東西連合の動きを受け、肥後は九州諸藩合従で主導権を握っていくことに限界を感じたように考えられる。中央政局における勢力挽回に向け、ただならぬ決意を以って乗り出そうとする薩摩・越前による二頭体制の下で自藩の役割を見直した結果、導き出した次善策が澄之助上京であった。肥後は自藩を脇役に位置付けることにしたのである。これ以降、諸藩連合を通じた現状打破という枠組みは放棄しないものの、澄之助上京を前提とした国事周旋の在り方を模索していくことになる⁷⁴。

島津久光・松平春嶽による東西連合が肥後主導の九州諸藩合従運動に終焉をもたらす決定的な契機となったことは、肥後藩政府が薩摩使者の訪問直前まで、公武への建白と藩主上京の方針を堅持していた事実からも裏付けられる。すなわち、八月十二日、肥後は肥前使者に国事周旋の意思を次のように表明していた。

最前御使者被差立候後、京師を初長州小倉其余一体之事情、種々相聞候趣有之、何も切迫ニ差臨候と申内、最京都表之形勢、重疊御案勞之筋有之、片時も御傍觀之成候ては屹ト難相済旨、御家中一統より申出、於越中守様も、從來右之御趣意ニて、何分御猶予之場合ニ無之候間、先重役を以、御存意之大趣意、公武え被仰立、追て御登京、叡慮之御深旨御窺之上、御模様ニ応、関東えも御越可被成処、猶往々可被仰合候条、乍此上万端無御伏蔵御心添被進候様思召候。⁷⁵

この時点で肥後に方針変更などの兆しは全くなかったと言える。ところが、翌日の十三日に薩摩使者が熊本に到着し、十四日に久光上京を知らせると動静は急変した。早速、十五日に藩主名代として澄之助に上京が命じられたのである。その際、藩政府の中で藩主在国の決定に関わったのは家老などごく一部に限られていたと見られる⁷⁶。

⁷⁴ 八月十八日付在京重役宛て国許家老・中老書簡に、「薩・肥・筑、御使者往来、越前より之御使者も此間参着、先いつ方も御同様之御事ニて、被仰談も不遠相堅可申候。…此節も太守様（細川慶順）可被遊御上京処、御藩屏之御任被為在候付、為御名代澄之助殿御差登被仰立之筋、其外共被遊御委任旨、今日被仰出、直様御供しらへ等も被仰付、前条御堅も付候ハ、不遠御発途ニ相成可申、其以前、先公武え御建白被遊御差出と申御運ニ相成居申候」とある（『国事史料』4、136頁）。

⁷⁵ 『国事史料』4、69頁。ここで、肥後と肥前の間で行われた外交交渉について簡単にまとめておきたい。肥後は七月下旬、肥前に使者を送って国事周旋の意向を伝えと同時に、「至密御国議之程も御伺、御教示も御請被成度、御相談旁被仰進候」と協力を打診した（『国事史料』4、23-25頁）。それに対して肥前は、答使として中野数馬を熊本に遣わす。八月五日、中野は、「関東え御委任之儀、京都表御建白と申儀、何分可有御座哉、御申立振ニ寄り、却て公武御一和之御妨とも相成候ては、寔以被為恐入儀候」と述べ、肥後の国事周旋への懸念を明らかにした（『国事史料』4、54-55頁）。これを受けて、肥後は八月十二日、既存方針を力説したのである。

⁷⁶ 「小笠原備前日録」八月十四日条に、「長谷川仁右衛門来、以応対薩使、粗問其話說之事。…薩使所出之口述書、米田氏呈之於臺下、暫て以大木下賜之。○退朝、予携右之書、呈両公子而帰、此回之事、限人話之、欲密之」とある（『国事史料』4、76頁）。「米田氏」は家老米田是豪（長岡監物）、「大木」は用人大木織部。

(3) 八月十八日の政変と澄之助・良之助上京

肥後の九州諸藩合従運動は、未熟のまま終わってしまった。ところが、八月十八日に京都で政変が起こり、中央政局に秩序再建という新しい課題が浮上すると、肥後もそれに対応せざるを得なくなった。十九日、良之助に上京を求める朝命が降下される⁷⁷。それを受け藩政府は二十六日、良之助も上京することを決定し、翌日、それを家中に布達した⁷⁸。次いで、薩摩・筑前・小倉・久留米・肥前・竹田（岡中川家）に使者を遣わし、澄之助・良之助上京を知らせるとともに協力を求めた⁷⁹。

そして九月十一日、澄之助・良之助は熊本を出立する。その際、国事周旋の基本方針が改めて定められた⁸⁰。その「綱領」には、「御国議は、昨年被仰出候通、公武真之御一和、真之御委任にて、天下之御政道至当ニ帰候様、可被遊御周旋候事」とあり、公武合体・大政委任の政治方針を再確認している。次いで、十一項に亘る「節目」は、「薩州を初御同志之列侯」と協力して国事周旋に尽力することや、対外政策・長州処分問題についての見解を記している。ここにある基本方針に基づいて、澄之助・良之助は、諸侯の上京が相次ぐ中、元治元（一八六四）年四月まで中央政局で政治運動を展開していく。その際の諸藩交渉による相互作用の政治過程については、改めて、次章で検討する。

⁷⁷ 『国事史料』4、140 頁。その文面には、「追々切迫、不容易時節ニ付、急速御用被為在候間、上京有之候様、御沙汰事」とある。同日、加賀（世子）・筑前（世子）・久留米（藩主）にも上京が命じられた。

⁷⁸ 『国事史料』4、137 頁。

⁷⁹ 『国事史料』4、186-188 頁。

⁸⁰ 「御方々様御出京之砌出来之書付」（『国事史料』4、251-256 頁）。

第五章 肥後兄弟と「参与諸侯」 (文久三年九月～元治元年五月)

第一節 肥後兄弟の上京

(1) 国事周旋の「綱領」

文久三(一八六三)年八月十八日の政変を受けて、肥後指導部は「御挽回之御萌相顕恐悦」¹と捉えつつ、藩主名代による国事周旋を推進した。九月十一日、藩主弟の長岡澄之助・長岡良之助が京都に向けて熊本を出立した。その際、藩政府は国事周旋の基調や詳細を改めて確定していた。その内容は「御方々様御出京之砌出来之書付」²から確認できる。冒頭の「綱領」(大綱)と、十二カ条の「節目」(細目)からなっている文書である。

まず「綱領」には、

御国議は昨年被仰出候通、公武真之御一和、真之御委任ニ而、天下之御政道至当ニ帰候様、可被遊御周旋候事

とある。前年の文久二年以来、肥後は公武一和・大政委任の体制が日本政治の至当な姿であると主張しており、その体制を実現するために藩主名代の二人はこの度の国事周旋に尽力すべきであるというのである。

ここで示された公武合体・大政委任は、八月十八日の政変後に朝廷と幕府、そして秩序再建に関わった諸藩がそれぞれ目指した政治構想の最大公約数であったといえる。肝心な問題となるのは、そういう政治体制を運営する政権担当者の範囲を如何に設定するか、言い換えれば諸侯の政権参加を容認するか否かであった。

(2) 国事周旋の「節目」

抽象的な政治目標を掲げた「綱領」に続いて、国事周旋の具体的な内容を定めた「節目」が記されている。まず国事周旋の方式が次のように提示された。

一、鷹司様、又ハ一条様、其余可然御向え被仰入、先ツ叡慮之御深旨を御伺取、其御旨ニ応、薩州を初御同志之列侯方被仰談、御一決之上、御処置筋何処々々迄茂可被遊御尽力候事。

関白鷹司輔熙や左大臣一条忠香など朝廷人脈を通じて天皇の真意(「叡慮之御深旨」)を確

¹ 九月三日付越前家老宛て肥後家老書簡(日本史籍協会編『続再夢紀事』2(復刻)、東京大学出版会、1974年、145-146頁)。

² 『国事史料』4、251-253頁。同史料には「坂本彦兵衛執筆」とある。坂本は儒者で奉行所^き佐役(角田政治『肥後人名辞書』青潮社、1973年)。佐役とは、「秘書的な官房組織に相当する」役職のことをいう(鎌田浩「熊本藩の支配機構」森田誠一編『肥後細川藩の研究』名著出版、1974年、50頁)。おそらく、幕府の奥右筆や長州の手元役に類似する役職だったと思われる。

認する。それに応じて、薩摩をはじめ「同志」の諸侯と一致団結して懸案の解決に尽力する。朝廷尊崇を表明して国事周旋を正当化しつつ、島津久光など信頼できる諸侯との協力関係を基盤に政治問題に取り組んでいこうとしたのである。諸藩連合の観点からすれば、久光の政局主導を見込んで、それに歩調を合わせる形で中央政界に関わろうとしたものといえる。

上記以外にも、「節目」には国事周旋の詳細な事項が列挙されている。その内容をみると、①公武合体・大政委任、②長州処置、③對外政策、④幕府改革の四つの議題に言及していることがわかる。以下、該当部分を引用しながら考察していく。なお、史料上の文章表現の特徴について指摘しておきたい。各文章は朝廷あるいは幕府に対する提言の形式となっている。そのため、述語に対応する主語が省略されている場合、適宜、朝廷あるいは幕府を主語として補うと意味が明確になることがある。

第一は、公武合体・大政委任に関わる部分である。

一、参政国事懸等、新規之朝官は、悉ク被差止、万機之御政道、一事一物大小之無差別、將軍家え被仰付、御政令一致ニ相成候様、御周旋、肝要候事。

一、関東之御処置不可然儀は、聊無遠慮、幾度茂御教示可被為在候得共、始末、御扶助且御取立之御趣意ニ而、被遊御抑揚度候事。

一、皇国之危急茂、生靈之塗炭茂、都而公武之御間ニ間隔出来いたし候一条より釀成候処、右之間隔は、過半、功業名利を貪候浮浪のもの共、所為ニ相違無之候間、向後、愈以、右躰之者とも不被遊御近候様被為在度候事。

一、公武真之御合体ニ而、天下之御政道一致ニ帰、天下之人心一轍ニ相成候ハ、外醜夷を挫候も、内禁闕を奉守護候も、悉天子之御親兵ニ而、列藩より被募置候選士ハ、一刻も御解放ニ相成、京師之御警衛筋は、猶此上、將軍家え被仰付度候事。

一 先年、於関東、外国仮条約有之候儀は、全違勅之筋ニ而、其罪不輕候へ共、昨年来、重畳御悔悟有之、何事も叡慮御遵奉ニて、閣老以下心得違之御役方、御貶謫を初、非常之御改革有之、剩、二百年来廃典之上洛も有之候程之事ニ付、右之御罪状は、無残処断然と御有怨被為在度候事。但、最前関東之御心得違、毛頭茂叡慮ニ残居候而は、万端之御都合ニ差障可申事。

一、御上洛中、攘夷之期限迄も御請被遊候議ハ、如何様之御見亘ニ有之たる哉。現実不被行筋者、幾度も御願不被仰上候而者、御不忠之訳ニ相成候得共、必竟、勅命之重キ御憚有之、無余義御都合ニ茂可有御座。左候ハ、猶又、早々御上洛有之、寛急之境等、事実有筋之姿を以、委敷御願被仰入、且又此節之變動は、公武御一和之御基本ニ可相成。仰願は、両三年之処、其儘大阪又者二条ニ御在城有之、弥以御居合之儀、御尽力被為在度候事。

一、禁裏御用途ハ申ニ不及、公家方え御贈進茂、向後屹ト御加増被為在、諸侯方、関東え述職前後、天機為御伺出京被仰付、朝廷御尊崇之御事跡、屹ト相頭候様有之度候事。

公武合体・大政委任の先決課題として、朝廷をめぐる政治状況の原状回復が主張されている。具体的には、公家の政治的発言権を高めるために設置されていた国事審議機関をすべて廃止すること（実は、政変当日の朝議で国事参政・国事寄人は廃止された）、公武対立の原因となった「功業名利を貪候浮浪のもの共」すなわち英雄願望や私利私欲で行動する浪士らとの交流を禁止すること、親兵を解散して京都警衛を將軍家に専任させることである。いず

れも、尊攘過激派の政局主導がもたらした状況を元に戻す処置である。

また、朝廷の幕府への「御扶助且御取立」を強調すると同時に、幕府が犯した安政五年以来の過失を朝廷が完全に許す（「無残処断然と御宥恕」）必要があると唱えた。これは、朝廷の權威によって幕府政治が支えられること、言い換えれば、朝廷が幕府政治の正当性を担保する仕組みを構築することを意味する。ほかに、将軍が二、三年間京阪に滞在すること、天皇・公卿の待遇を厚くすること、諸侯に天皇伺候を義務付けることなど、幕府の取るべき朝幕融和や組織改革の諸処置を挙げている。それが実行されてはじめて「御政令一致」、つまり政権の幕府への一元化が成立可能となり、公武合体・大政委任の政治体制が実現するという考えである。

第二は、長州処置に関する記述である。ここでは、長州の行為と正統性とを切り離して議論する点が注目される。

一、長州之儀、外夷拒絶談判等之事茂無構、五月十日を攘夷之期限と見究、直様致攘斥候儀、一己不埒のみニ無之、皇国不義之挙動ト相成、全世界中ニ対難相済、且、公義御軍艦を打崩し、御役人を致殺害候様之聞も有之候間、旁一刻も其罪を被督、夫を以、外国え茂可被謝筋ニ可有之候得共、追而、朝廷より監軍使を茂被差下、始末、勅諭尊奉と申訳ニ相成居候へは、皇威茂難相立道理ニ相成候付、重畳被奉恐入候ハ、御宥議を以、如何様卒御取扱有之、外国え茂償金被差出方ニも可有之哉之事。

肥後は当初より即今攘夷に批判的な立場であった。そのため長州の攘夷実行にも加勢しなかった。さらに京都の尊攘過激派に対抗すべく諸藩連合・同時上京を推進したこともある。上記史料でも、長州の攘夷実行に対し、「皇国」や「全世界中」といった上位の第三者的な視点を持ち出して厳しく批判している。ところが、その一方で、長州への宥恕を主張している。なぜなのか。長州が攘夷実行を正当化するために朝廷尊崇（「勅諭尊奉」）の大義名分を掲げていた事実を全面否定することはできないからである。長州への厳罰は朝廷の弾劾となりかねず、朝廷權威の損傷を避けるためにも、長州に寛大な処分を下さねばならないというのである。このような主張は、政変後に長州との対立関係を深めていた薩摩や会津の強硬論とは異なるものであった。

第三は、對外政策に関わる部分である。對外政策については、開鎖論と横浜鎖港問題を取り上げている。前者は朝廷、後者は幕府に向けられた。

一、開国鎖国之説、両岐と相成、全開国ニ片付候ハ、方今世界中之時情ニは相叶可申候へ共、忽士氣廢壞いたし、婦女子も同様ニ相成、何茂歟も被制、神州之神州たる処は地を払而消散いたし、終ニは醜夷之有とも相成可申。夫ニ引替、鎖国と相決、直様其方ニ御手を被付候ハ、如是人心恟々之折柄、自ら滅亡を招候筋ニ相成可申。然処、攘夷之一条は、今以叡慮不被為絶、既ニ將軍家を初、列侯茂都而御遵奉有之候事ニ付、旁攘夷之二字者、神州之国是と相究、上下之無差別、右之覚悟を心胆ニ挟み、彼ニ不埒有之節は、聊無頓着、是を督し、我ニ非分致出来候ハ、少しも無嗇惜、是を謝し、万事義理を以、御処置有之度。左候ハ、彼を制候勢ニ而、開も鎖も追而之叡慮次第、如何様ニも相成可申候事。

一、外夷拒絶之儀、寛急之境は、屹ト御処置可有之候得共、とても是迄之有様ニ而者、

実ニ叡慮ニも被為叶間敷候間、御国内之人心、不得止訳を以、長崎箱館之二港ニ被仰付歟、又無余儀横浜も其儘被差置候ハ、江戸内遊歩等者御断ニ相成度、且又貿易之品柄も、無用之物を以、有用之品ニ被替候様有御座度候事。

まず開鎖問題に関する内容をみると、開国論（消極的開国論）も鎖国論も否定したことが注目される。開国論については、「世界中之時情」と「神州之神州たる処」との兼ね合いを問題化したあと、世界情勢に追従するだけでは国内が弛緩してしまい、ついには西洋の植民地（「醜夷之有」）になると断言している。一方、鎖国論については、鎖国を本気に行うに実行すれば自滅を招くだけであるとみた。そこで進退両難の二者択一から脱するために提示したのが、「攘夷之二字」を「神州之国是」としながら事実として現状維持を図ることであった。ここで「攘夷」という言葉（観念）には、叡慮であり将軍・諸侯が遵奉しているという挙国一致の意味が与えられている。その「攘夷」を「国是」とした上で、日本が諸外国に対して「義理」に基づいた主体的立場をとにかく確保していく。開国か鎖国かはその後決定すればいい。これは、「攘夷」の言説を打ち出して開鎖問題の行き詰まり状態を打破しようとした策略であったといえる。

次いで、「外夷拒絶之儀」で始まる文章では、攘夷本来の意味、つまり実践としての攘夷について、諸外国の更なる日本進出を抑えることに焦点を当てて論じている。開港以来、西洋の経済的・社会的進出がなし崩し的に容認されてきた状況を踏まえて、肥後は、幕府が取るべき外交政策を提言しようとした。最善策は横浜鎖港の実現である。しかし、たとえそれが無理であっても、外国人に対する江戸内遊歩の禁止や貿易品目の制限などを通じて、関係の縮小に努めなければならないと見ていたのである。特に、貿易については、貿易そのものを否定せずに、如何に日本の損失を減らすかを課題に挙げている。いずれにせよ、全体として、「攘夷」のタテマエを確認しつつ「寛急」をつけることで、対外政策における矛盾を何とかしのごうとした発想が目立つ。

第四は、幕府改革にかかわる問題である。

一、関東之御政事、近来ニ至リ候而者、猶更御紀綱相立不申、御失体之御事柄不少、必竟、夫等之処より朝廷と御間隔之筋ニ茂成行、乍恐、今分ニ而は、往々天下之御抑揚、何程ニ可有之哉。其根元を尋候得者、公義流之一病ニ可有之、たとへは、如是相成候而ハ公義之御威光難相立、如是御取扱ハ公義之御家格ニ無之杯と申様なる処より、必、多物、尊王之御趣意ニも致齟齬、何様右之習弊、判然と御一洗無之候而者、迺も御氣運御挽回ハ六ヶ敷、夫ト申も御人次第之事ニ而、願曰、親藩外藩之無差別、天下之賢明を被挙、公平正大之御政被為在度候事。

公武対立の原因は幕府政治の失態にある。こういう認識から、幕府内部を改革すること（「公義流之一病」、「習弊」の「御一洗」）を、公武合体を実現するための必要条件と位置付けている。その改革の要とされたのは人材登用である。幕府政治に家門と外様大名を新たに参与させることを主張したのである。これは、政変後の薩摩が推し進めた「政体一新」の構想と一致するもので、注目に値する³。ただ、ここでは、「天下之賢明」とは誰なのか、如何

³ 三谷博『明治維新とナショナリズム—幕末の外交と政治変動』山川出版社、1997年、第七章

にして家門と外様大名の意思を政権に反映させるのかなどについて記されていない。

以上が「綱領」と「節目」の内容である。なお、同文書の最後には、「右之稜々は概略之見渡ニ而、御上京之上、得斗公武之御趣旨、御窺ニ相成、列侯方重疊御咄合ニ而、御処置可被為在候事」とある。いざ実際の国事周旋に際しては、朝廷・幕府・諸侯との相互関係の中で臨機応変の処置を取る必要性を示したものといえる。

このような基本方針を持って、肥後兄弟は、九月二十八日、京都に到着した。召命を受けた諸藩の中で、前尾張藩主徳川慶勝に次ぐ二番手での入京であった。

第二節 将軍上洛問題と肥後

(1) 将軍再上洛をめぐって：肥後・会津・薩摩の提携

八月十八日の政変後、中央政局で浮上した課題として将軍上洛問題があった。朝廷・幕府・諸藩において、秩序再建と公武合体のために将軍が再び上京すべきであるとの声は高かった⁴。将軍上洛は日本政治を安定させる必須条件と認識されたのである。諸藩側では、主として会津と薩摩が将軍上洛運動を展開しており、その中で肥後は両藩の仲介役として関わった。

十月十一日、朝廷は将軍上洛の勅命を下し、京都守護職の会津に対して幕府への伝達を命じた⁵。翌日の十二日、会津の京都留守居鈴木多門が肥後京都藩邸を訪れた。勅命の写しを渡した鈴木は、肥後側の記録によれば、「右は畢竟、此方様（肥後）より薩州え被仰合、厚御周旋被成下候処より之御儀と、於肥後守様（松平容保）茂難有被思召旨、御懇篤之御挨拶申述候由」⁶とあるように藩主松平容保の意向を伝えている。肥後が会津の依頼を受け入れて薩摩に周旋活動を行ったことを謝する内容である⁷。肥後が将軍上洛の件について何らか

を参照。

⁴ 家近良樹『徳川慶喜』吉川弘文館、2014年、65頁。

⁵ 山川浩著・遠山茂樹校注・金子光晴訳『京都守護職始末』1、平凡社・東洋文庫、1966年、213頁。松平容保は家臣の小室当節（金吾）を江戸に派遣した。

⁶ 十月十二日付国許家老・中老宛て在京重役書簡（『国事史料』4、371-372頁）。同書簡に添付された、鈴木多門から受け取った勅命の写しは次のとおりである。「過日横浜鎖港取掛之旨言上に付、委曲被聞食度候間、一橋中納言可有登京被仰出有之候得共、猶亦、大樹ニ茂被尋仰度思召候ニ付、引続早々上洛有之候様被遊度旨御沙汰候事。／十月十一日／最、過日御沙汰之通、一橋中納言ニ茂可有上京事」。

⁷ 会津藩主松平容保は肥後兄弟の入京直後から肥後との協力関係を築こうと積極的に行動した。肥後側の十月四日付国許家老・中老宛て在京重役書簡の中には、「去ル二日（十月二日）、良之助殿御当番之節、会津侯え初而御面会有之候処、御同方様不怪御太慶ニ而、何之御打置之御咄有之、当御職御一人ニ而御交代之期茂相見不申、甚御迷惑之由を茂御噂御座候由。且下方ニ而茂御二方様御出京之上は、守護職可被蒙仰忝と相唱候由。外藩え右様之儀可有之様茂無之候得共、御避之工夫ハ為念重疊咄合居候事ニ御座候」（『国事史料』4、339頁）とある。松平容保は守護職を二人役にして負担軽減を考えており、同役に肥後兄弟を念頭に置いていると打ち明けたのである。他方、肥後側では松平容保の破格的な発言に困惑しつつ慎重に対応していくが、結果として、藩

の形で会津と薩摩とを仲介していた事情を窺わせる。

他方、薩摩の島津久光は上京直後、肥後側に「薩肥両藩、夫に会津・土州等、三四藩、腰を据エ一致ニ乗出候ハ、必定御誠道相貫可申との趣」⁸を表明していた。肥後を協力相手として見なしていたことがわかる。以上からみると、将軍上洛の勅命降下をもたらした一因には、肥後を媒介とした会津と薩摩の協力があつたことが推定される。

この頃、肥後側で他藩交渉の実務に当たったのは、「国事筋参謀且他国応接周旋方」の長谷川仁右衛門である⁹。長谷川は、十月初旬に薩摩の小松帯刀や会津の小室金吾などと会談しており、その場で将軍上洛問題が議論されたものと推測される。

それでは、肥後が会津と薩摩の間で仲介を任じた背景は如何なるものであつたのか。ここでは会津と薩摩の関係が焦点となるが、このことを考える上で、肥後藩士による次のような認識が参考になる。つまり、「会藩・薩藩、不相変深親睦、何事も事を致し候ニ一同ニ謀議いたし候模様ニ御座候。此儀、愚察仕候ニ、両藩、事は一同ニ仕り候へ共、薩方も貯居候丈ケ之存念不残は吐露仕間敷、会方茂少々遠慮仕候と被見受申候」¹⁰とある。会津と薩摩の両藩は将軍上洛運動で協力しながらも完全な信頼関係には至らなかった事情が見受けられる。ここで、「薩方も貯居候丈ケ之存念」云々とは、薩摩の「政体一新」構想、すなわち大大名による公議政体樹立の構想にほかならない¹¹。他方、当時の会津は大大名の政権参加を否定しており、薩摩と会津は政治改革をめぐる正反対の立場を持っていたのである¹²。

さて、将軍上洛の勅命が発せられたことを受けて、諸藩の動きは活発になった。十月十五日、薩摩の島津久光は、大久保一蔵（利通）を江戸に遣わして、将軍上洛を促す幕閣工作に当たらせた。同十八日、肥後の在京指導部は、奉行道家角左衛門を江戸に派遣して老中への周旋を図った。前日の十七日、肥後兄弟は島津久光を訪ねて「種々談話」を交わしたのだが、使者派遣について相談があつたものと推測される¹³。薩摩と肥後は、将軍上洛の実現に向けて共同行動に出たことになる。道家は二十三日に江戸へ到着、二十五日には幕府の要人と面会している¹⁴。

主のみに資格があつた守護職の候補に肥後兄弟の名前が挙がった形跡は管見の限り確認できない。

⁸ 十月四日付国許家老・中老宛て在京重役書簡（『国事史料』4、344頁）。

⁹ 幕末期における諸藩「周旋方」の情報収集・政治活動については、近年の業績として、友田昌宏『東北の幕末維新—米沢藩士の情報・交流・思想』吉川弘文館、2018年や、天野真志『幕末の学問・思想と政治運動—気吹舎の学事と周旋』吉川弘文館、2021年などを参照。

¹⁰ 十月十一日付横井小楠宛て在京実学党書簡（『国事史料』4、373頁）。

¹¹ 『続再夢紀事』2、181-182頁。十月十七日、薩摩家老小松帯刀の松平春嶽への発言。この発言の詳細については本文で後述する。

¹² 三谷博前掲『明治維新とナショナリズム—幕末の外交と政治変動』第七章。

¹³ 「久光公上京日録」鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』2、鹿児島県、1993年、728頁。

¹⁴ 『国事史料』4、429頁。肥後藩士が江戸で得た情報には、「道家角左衛門、江戸へ被差立候時分、薩州・会津辺よりも其一兩日前被差立、此方ハ甚以後れ候処、於江戸、一橋公・総裁松平大和守等御目見仕候処、此方之御使者ニ而甚御安心之旨被仰出候由。其子細は、薩州は甚不油断、会藩は大ニ衰弱し御上洛を催し自分ハ早々下度との内存之由故、何れも大ニ信用ハ難成、定而此

十一月五日、幕府は、将軍が十二月初めに海路で上洛する予定であると布告した。同様の旨は、老中による同日付の松平容保宛て書簡を通じて京都へ伝えられた。その書簡には、将軍上洛を催促する十月二十九日発行の朝命が前日に江戸へ到着したこと、それを受けて早速評議が開かれたこと、評議で将軍上洛の方針が決定しそれが将軍の「英断」を以って確定したことなどが示されている¹⁵。なお、布告の前、老中は個別に道家を呼び出して将軍上洛の件で肥後兄弟に国事周旋を依頼する旨を伝えていた¹⁶。

(2) 江戸城火災と在京諸侯の対応

将軍上洛の布告から十日後の十一月十五日、江戸城が火災に遭う事件が発生した。その情報が十九日に京都へ届くと、将軍上洛の猶予を憂慮する雰囲気が出てきた。早速、同日、島津久光・松平春嶽・伊達宗城・松平容保が会津邸に集会した。京都所司代稲葉正邦と町奉行永井主水正（尚志）が呼び出された。会議の結果、永井主水正を江戸に派遣することが決定した¹⁷。将軍上洛の延期を防ぐため、永井を通じて在京諸侯の総意を幕閣に示すことにしたのである。なお、事案の緊急性に鑑み、このとき大阪にいた一橋慶喜の了解を得て幕府の蒸気船・順動丸を移動手段にすることにした。

会議に参加していない肥後兄弟は、翌日の二十日、越前と会津から通知を受けた¹⁸。会津が肥後に伝えたところによると、諸侯は使者に対して「今度御本丸御焼失ニ付、万一御延引と申事ニ茂相成候而ハ、屹と難相済、一刻茂御発艦差寄、大坂御城え被為入候度との趣」¹⁹を含ませていた。

同じく二十日、薩摩は諸藩士の江戸派遣を提案した。各藩からも使者を出して幕府に建白を行なうことで、永井の活動を支援すべきであるということであった。当初は会津藩士だけが永井に同行する予定だったが、島津久光はそれを諸藩に拡大しようとしたのである。それに対し、「各藩すべて異議なく」ということで、二十一日、会津のほか薩摩・越前・宇和島・肥後・筑前の藩士らが京都を出立することになった²⁰。これは、肥後からすれば、中央政局を主導する在京諸藩グループの一員になったことを意味する。

ところが、在京諸侯の心配は杞憂となった。幕府は、十一月二十七日、将軍が翌月下旬に出発することを諸藩に知らせた。その決定は、早期の上洛を希望する将軍徳川家茂の意志を反映したものであった²¹。

方之御使者可来と諸閣老へも御待之处ニ而、大ニ御悦之由」とある（『国事史料』4、431頁）。

¹⁵ 『京都守護職始末』1、217-218頁。

¹⁶ 十一月六日付国許重役宛て在京重役書簡（『国事史料』4、431頁）。

¹⁷ 『続再夢紀事』2、239頁。日本史籍協会編『伊達宗城在京日記』（復刻）、東京大学出版会、1972年、235-236頁。「京華日録」、福井市編『福井市史』資料編5 近世3、福井市、1990年、577頁。「京華日録」は、松平春嶽の自筆日記である。

¹⁸ 『続再夢紀事』2、241頁。『国事史料』4、446頁。

¹⁹ 『国事史料』4、446頁。

²⁰ 『続再夢紀事』2、241-242頁。『国事史料』4、446・447頁。『伊達宗城在京日記』237頁。

「久光公上京日録」『玉里島津家史料』2、734頁。肥後では長谷川仁右衛門、薩摩では島津主殿、越前では島田近江、宇和島では井関齋右衛門、筑前では久野一角が選抜されている。

²¹ 十一月二五日付国許重役宛て在京重役書簡の中に、「於將軍様は右炎上等ニは聊無御頓着、

(3) 十二月六日の会議：朝廷・幕府・諸侯

十二日六日、朝廷・幕府・諸藩の関係者が左大臣二条斉敬の邸に集まった²²。将軍上洛をめぐって一刻も早い実現を望む朝廷首脳部が、幕府を圧迫する目的で勅使派遣または勅書降下を内定したあと、最終決定の前に幕府側や諸侯の意見を聞こうとしたのである²³。注目すべきは、出席者の面々である。朝廷側から中川宮・二条斉敬・近衛忠熙・近衛忠房・徳大寺公純（内大臣）、幕府側から一橋慶喜・松平容保・稲葉正邦、諸侯側から島津久光・松平春嶽・伊達宗城・黒田長知（筑前世子）・長岡澄之助・長岡良之助、合計で十四人が一堂に会している。

肥後兄弟としては、これまで国事問題に深く関わってきた錚々たるメンバーに肩を並べたことになる。政治的発言権の強弱はともかく、国事問題を議論・決議する場に参加することができたのである。肥後兄弟が、これを中央政界での地位向上と受け止めたかどうかはわからない。ただ、国事周旋に際しての責任感の増大を感じざるを得なかったことは想像に難くない。

この会議において、議論の末、朝廷側の意見は退けられた。幕府と諸侯は、「昨日江戸より飛脚到着して、本月下旬にハ上途せらるべしと申来れり。扨、今度ハ多分相違あるましく存せらるれハ、此上勅使にもせよ書面にもせよ、御沙汰にハ及ハさるへし。殊に兩度まで御沙汰ありし上、尚又御沙汰ありてハ、関東も勅旨を重んぜざる嫌ひあるへく、朝憲も或ハ輕々しき嫌なきにあらず」²⁴として、自分たちが朝廷側の意向を江戸に伝えて将軍上洛を督促する旨を申し出た。それに対して朝廷側はすんなり了承した。なお、長州処分問題も議題に上がったが、「兎角将軍上洛、公武御一和之基本相立候上、何分御所置可宜旨一同申述候事」²⁵とあるように、将軍上洛後に持ち越された。この会議で、肥後兄弟が如何なる発言をしたのか、政策決定にどれほど関与したのか、こうした問題は重要なことであるが、管見の

弥以急速御上洛之思召ニ被為在候由、閣老方方会津侯へ申来候段、同藩方承申候」とある（『国事史料』4、453頁）。

²² 『続再夢紀事』2、274-275頁。『伊達宗城在京日記』262-263頁。「久光公上京日録」『玉里島津家史料』2、736頁。

²³ 勅使派遣については、肥後兄弟から中川宮に提言があったことを示唆する史料が残っている。伊達宗城は十一月二十一日条の日記に、「長岡兄弟、今朝方尹宮へ出、御上洛若シ御延引ニ至候ハ、勅使被差下候処ニ御決着相成居度由申上候処、尤之義、尚今日参内、此方へ致内話、前殿下ニ而も其処御心得之義申上候様御伝言之由ニ付、勅使杯下向候而ハ、仮令御上洛有之候而も、甚以被対朝廷、大樹公無御申訳、是ハ御互之尽力周施可致事、朝廷へ云々ハ不宜と申置候也」と記している（『伊達宗城在京日記』237-238頁）。他方、肥後側の史料からは、これと相反する内容が確認される。十一月二十三日付国許宛て在京重役書簡の中には、「（将軍上洛のこと）自然列藩之尽力に而茂被行不申候得ハ、勅使御差下ニ可相成由、御二方様江一昨日、中川宮様方御噂被為在候由。左様ニ相成候而ハ、折角之御上洛茂御詮薄、実ニ治乱両岐之御時節、薄氷之心地ニ而、手ニ汗を握居申候」とある（『国事史料』4、450頁）。事の真相は不明であるが、少なくとも肥後兄弟が中川宮と勅使派遣のような重大問題について個別に議論していたことは間違いなく、中川宮の肥後兄弟への信頼を窺わせる。

²⁴ 『続再夢紀事』2、275頁。

²⁵ 「久光公上京日録」『玉里島津家史料』2、736頁。

限り、関連史料は見つからない。

翌日の七日、一橋慶喜は松平春嶽から「昨日上洛催促之書付早々御草稿御調へ可被成候」と求められ、同日に「関東へ建白之書面」を作成して送った²⁶。この時、慶喜は將軍への建白を想定して草稿を書いたのだが、春嶽はそれに「加筆」して返送する際に書式を幕府への進言に修正した。春嶽が八日、伊達宗城に寄せた書簡には次のような記述がある。

右書面者橋公少し心得違被申候哉。大樹公（將軍）へ直ニ上書之体裁ニ認有之候故、僕方申越候処者、橋公ハ後見故御直ニ上書も可然候へ共、我輩ニ至り候而者恐縮之至、且島津双松（久光）・長岡へ対も有之候事ゆへ、御直之儀ハ如何可有之哉。橋公ハ御直ニ、我輩ハ閣老ニ、別ニ同趣意を以差出候而者如何可有之哉、尚橋ニ於而賢考之上宇和島候へも御相談被下候様昨夜申遣候。²⁷

春嶽は、將軍を頂点とする武家政治の秩序に基づいて進言を行なうべきであると考えていた。將軍後見職と諸侯、特に島津久光や長岡兄弟との間には明確な序列が存在することを前提に、慶喜が將軍へ、諸侯が幕閣へ、それぞれ進言することを主張したのである²⁸。春嶽は同じく「我輩」という呼び方をしてはいたが、他の諸侯が前藩主・藩主・世子であるのに対して、島津久光と肥後兄弟はいずれにも当てはまらないことの意味を十分に認識していたといえる。

これを踏まえて、慶喜と春嶽によって進言の形式や内容が確定した。九日、春嶽は代筆した草案を筑前・稲葉・島津・肥後の順に廻達し、同意を得た²⁹。そして、翌日の十日、薩摩・越前・宇和島・会津・筑前・肥後・稲葉の連署で、將軍上洛を催促する朝廷と諸侯の意向を認めた書簡が幕閣に送られた³⁰。

肥後は、將軍上洛問題をめぐって、初期には薩摩と会津の間で仲介役を期待され、その後は朝廷側の要人と相談するなどして、関りを深めていった。その結果、朝廷・幕府・諸藩の

²⁶ 『福井市史』資料編 5、465・521 頁。なお、同日、伊達宗城は一橋慶喜から、松平容保は松平春嶽から、それぞれ草稿を送られている。『伊達宗城在京日記』268 頁。『福井市史』資料編 5、522 頁。

²⁷ 『福井市史』資料編 5、466 頁。

²⁸ 松平春嶽は、建白書に記す諸侯の「名順」を定めるために一定の基準を設けようとした。十一月八日付松平春嶽宛て松平容保書簡には、「名順之處者当主・隠居・役拵（厄介）と被仰下候得共、当主ニ而も官位之一等違候者者跡ニ認メ、同官位之者者当主隠居之上ニ認可然と奉存候処、其辺ハ如何可仕哉。兎も角も当主隠居之上ニ認候思召ニ候哉。少々相分兼申候間島渡相伺候」（『福井市史』資料編 5、522 頁）とある。おそらく当主・隠居・厄介が連署で建白書を提出するにあたって、参考にする先例が見出せなかったのであろう。未曾有の事態に対処せねばならなかった幕末期特有の現象として興味深い。ちなみに、実際の「名順」がわかる史料は、管見の限り不明である。

²⁹ 『福井市史』資料編 5、467 頁。

³⁰ ちなみに、「久光上京日録」は連署した日を「八日」と記しているが、一連の経緯をみると、それは疑わしい。なお、久光は八日から十二日まで「風邪氣ニ付、牀中ニアリ」という状況であって日記を休んでいる。「久光上京日録」『玉里島津家史料』2、736・737 頁。

有力者が集まる国事会議に参加するとともに、薩摩・会津・越前・宇和島・筑前・慶喜などと提携して行動を共にするに至ったのである。

他方、十二月二十七日、将軍は海路で江戸を出発、翌年一月十五日に入京して二条城に入った。

第三節 肥後兄弟と「参与諸侯」

(1) 「賢明諸侯」³¹から「参与諸侯」へ

文久三年十二月初旬の京都では、江戸からの情報をもとに将軍上洛は確実であるとの認識が固まった。在京諸侯の関心は、将軍上洛時の国事周旋の準備へと移った。この時、新たな議題を提示して政局を主導したのは薩摩であった。島津久光は、十二月五日、松平春嶽・一橋慶喜・伊達宗城・松平容保が集会したところへ家老小松帯刀を出席させ、諸侯が朝議に加わって公式的に国事に関与する制度を設けることを提案した。その内容は次のようなものである。

薩摩より御集会の席へ提出ありしハ、公卿方の優柔不断、実に云ふへからず。已に決したる事も容易に実施せられず、斯てハ武家にて如何ほと勇決するも其栓なく、到底大事ハ行はれかたし故に、賢明諸侯を朝廷に召され議奏の内に加へられ然るへしとの事なりしか、衆議これを是とせられければ、武家より申出へき事ならねハ、如何ハすへきとて、尚又衆議を凝されし上、薩侯其周旋を負担せらるゝ事に決せられき。尤、此事行ハるれハ、一日は朝廷に参仕し一日ハ二条城に参仕する事と定め、大樹公御上洛已前、大体ニ関する事項を粗決せらるへしとの計画なりしとぞ³²

久光は、朝廷の「優柔不断」を理由に、「賢明諸侯」が議奏になって朝議に参加すべきことを主張しており、最終的には幕議への参加（「二条城に参仕」）も視野に入れていたことが読み取れる。これは、「賢明諸侯」が主体となって、まず朝廷改革を行ない、その成果を踏まえて将軍上洛時に公武合体・大政委任の政治体制を確立させ、その上で幕府の国政運営に関わっていくといった構想であった。

それでは、久光が「賢明諸侯」として想定していたのは、誰だったのか。このことについて

³¹ 「賢明諸侯」への着目は、三谷博前掲『明治維新とナショナリズム―幕末の外交と政治変動』第七章から示唆を受けた。三谷は次のように説明している。「『賢明諸侯』あるいは『名賢侯』とは、当時の自称であるが、旧一橋党とそれに与する一部の大名（この年には、会津の松平容保、熊本の公子長岡澄之助・良之助、福岡の世子黒田慶賛）に限定して用いられた。限定の理由は、おそらく、安政四・五年、大大名の身で初めて身を挺して国事に当たり、幕譴を受けたという体験の共有にあるのであろう。久光の場合は、斉彬から国事周旋の遺言を受け、旧一橋党の政界復帰に貢献した結果、仲間に加わる資格を得たと思われる」（263 頁）。本稿は、三谷同様、「賢明諸侯」の政治的役割を重視する立場を取るものの、その範囲については異なる見解を持っている。この点は、本文で詳しく考察したい。

³² 『続再夢紀事』2、272-273 頁。

ては、時期を少しさかのぼって検討していきたい。

久光は、政変前、尊攘過激派の政局支配を阻止すべく、上京して国事周旋を行う方針を決定していた。その背景には、薩摩と越前を中軸にして肥後・筑前・久留米などが参加する諸藩連合の成立があった³³。ところが、それが実行される前に京都で政変が発生した。久光は、現状打破ではなく秩序再建を目指して京都に赴くことになった。久光上京の前後の時期に、肥後兄弟と筑前世子が、政変翌日に降った召命に従って上京の途に就いた³⁴。さらに、越前春嶽も召命を受けて上京を果たしている。結果として、諸藩連合・同時上京に同意していた薩摩・肥後・筑前・越前の代表が京都に集まることになった³⁵。一方、久光は、ほかの有力

³³ 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料』2、鹿児島県、1975年、767頁（史料番号 521）。また、八月二十四日に在府薩摩藩士が国許の大久保一蔵（利通）に宛てた報告書の中に、「然は去ル七日御仕出御用封、廿一日長崎表より相届拝見仕候。越前・肥後・久留米諸藩奮起、合従之大策可被行時勢成立候上は、御国事は大体無事ニ而、朝廷江十分尽力被遊度御趣意奉拝聴、誠以為天下国家恐悦之極奉存候」とある（『玉里島津家史料』2、453頁、史料番号 674）。なお、九州諸藩による連合運動については、本稿の第四章で検討したとおりである。

³⁴ ちなみに、同じく召命を受けていた久留米藩主の有馬慶頼は、藩政優先を口実に上京しなかった。結局、彼が入京したのは翌年の三月二十五日である。

³⁵ 実は、政変後においても、諸藩連合・同時上京の枠組みは命脈を保っていた。たとえば、島津久光は、文久三年九月五日付伊達宗城宛て書簡で、「今般御親征御用ニ付、上京仕候様承知仕、尚又肥・筑之両君、公武周旋之談合有之、眼前之夷難も有之候得共、皇国之御為抛身命尽力仕度存詰、来ル十二日発足いたし候義ニ御座候処」と述べており、十月八日付の松平春嶽宛て書簡では「方今朝廷之御模様未伺得不申候得共、正義被為立兼候趣ニ被伺候間、何卒速ニ御登京、御尽力之处奉渴望候。然時は先般御約束之趣も御座候ニ付、随驥尾、周旋仕度所存ニ御座候」と、政変前の「約束」を想起させながら早期上京を要請している。『玉里島津家史料』2、488-489・526頁。

また、このような久光の認識は、久留米に対しても示されていた。

先般御約束申上置候通、皇国安危存亡之堺御座候ニ付、一時ニ上京致、御互ニ尽力之含ニ而、折角と御上京奉待候処、朝廷より御猶予被仰出候由承知致、大ニ力を失候処、此度又々御上京被成候様被仰出、恐悦至極、至小子扑躍候次第奉存候。此上は一日も早く御発途被成候ニ及、万一御遅緩相成候而は、朝廷御不都合は申迄も無之、長州御同意、朝敵之御悪名御遁有之間敷と、別而懸念奉存候間、何卒急速御上京御座候様奉存候。…再伸、…筑世子ニも京着、越老ニも同断、追々上京御座候間、御延引無之様、偏ニ奉渴望候。（十月二十一日付有馬慶頼宛て島津久光書簡。『玉里島津家史料』2、537頁）

これは、再度の召命を受けた久留米藩主有馬慶頼に対して、かつて同時上京を「約束」していた久光が上京を督促したものである。なお、この書簡には宛先がなく、『玉里島津家史料』の編者は、山内容堂への書簡草案と推測しているが、正しくは有馬慶頼宛て書簡である。このことは、有馬慶頼がこの書簡への返書を出していることから裏付けられる。十一月一日付島津久光宛て有馬慶頼書簡には、「又々上京之義被仰出候ニ付而ハ、一日も速ニ出立、若万一遅緩ニ相成候而は、朝廷江之不都合は勿論、長州同様ニ悪名更ニ遁有之間敷、就而は速ニ上京付候様ニ段々之御懇書…致承知候」（『玉里島津家史料』2、578-579頁）と、久光書簡の内容を確認している。ちなみに、同書簡で有馬は上京を見送る意向を明らかにした。

諸侯の結集も図った。伊達宗城・山内容堂に早期上京を繰り返し促しつつ³⁶、一橋慶喜への召命降下にも尽力したのである。

こうして、実際に各諸侯が入京したのは、肥後兄弟が九月二十八日、島津久光が十月三日、松平春嶽が同十八日、筑前世子の黒田長知が同十九日、伊達宗城が十一月三日、一橋慶喜が同二十六日、山内容堂が十二月二十八日である。

(2) 薩摩の諸侯会議論

入京後の島津久光は、十月十七日、上京途中の松平春嶽に家老を派遣して自分の政治構想を次のように伝えさせた。

朝廷ニ於て過般の一變動後、何とか今後の御政体を定めらるへしとの御事なれと、いまた王政に復せらるへしとも、征夷府へ委任せらるへしとも、御一定の御詮議にハ至らさるよし。されハ、今般御召喚ありし一橋公を初、賢明諸侯方、御会同の上ハ、先第一ニ此事を御相談在らせらるゝへし。斯而、此事御相談の上、旧の如く征夷府へ御委任に決せらるゝも、尚此上大樹公にも御上洛在らせられすてハ、公武御合体ニ至り難かるへけれハ、関東ニ於て是非共其御覚悟なかるへからず。又大樹公御上洛ありて公武御合体に至るも、幕府の政権を依然小身の閣老に委ねられてハ、天下の人心、最早其制に服せさるへけれハ、更に大身の諸侯に政権を執らせらるゝの制を創定せられさるへからず。又朝廷にても威権ハ摂家方及び伝議両奏にのみ歸し居る事なるか、是も皇族方に歸する事を希望すとの事なり。³⁷

ここでは、大大名の政権参加を中核とする政体改革案を提示し、その先決課題として有力諸侯による京都會議を挙げている。すなわち、一橋慶喜をはじめ「賢明諸侯」が協議して、朝廷の方針を大政委任の方に確定させる。その上で將軍上洛・公武合体・政体改革といった課題に取り組んでいくという構想である。諸侯会議に基づいた国事周旋を提唱したものであり、従来の諸侯連合運動を活かそうとしたことは確かである。

次いで、十月十九日、久光は着京した春嶽の旅宿をみずから訪ねて、このように話した。

皇国の国是を確定せらるへき一大好機なれハ、第一に一橋公、次ニ春嶽君・容堂君・伊予君等、御集会にて御熟議あり、扨其内朝廷より御下問あらせらるへけれハ、其御熟議ありし次第を以て御上答あらハ、国家の御為には此上なき事と存す。³⁸

諸侯会議のメンバーとして自分以外に一橋慶喜・松平春嶽・山内容堂・伊達宗城の四人を想定し、その諸侯会議でまとまった総意を朝廷に上申することで国事に関与していこうと

³⁶ 島津久光は、十月六日付伊達宗城宛て書簡で、「乍恐、朝廷正義被為立兼候間、御両兄（宗城・容堂）御登京之上は、御互ニ周旋いたし、神州をして盤石之如くならしめんと奉存候間、是非速ニ御発途之处奉希望候」と述べ、宗城・容堂の早期上京を切望した。『玉里島津家史料』2、527頁。

³⁷ 『続再夢紀事』2、181-182頁。

³⁸ 『続再夢紀事』2、185頁。

意欲を示したのである。この時点で、「賢明諸侯」を特定していることが目に付く。こうした基本構想は、概ね、同年の暮れに成立する「朝議参与」制度へと帰結していく。久光の発言は、「朝議参与」制度化の端緒として見なすことができよう。

このような久光の構想について、春嶽は如何に反応したのか。これに関しては、十月下旬に春嶽が山内容堂と伊達宗城にそれぞれ送った二通の書簡が手掛かりになる。まず十月二十二日付容堂宛て書簡から次の記述を引用しよう。

何分、橋公（一橋慶喜）登京、足下（山内容堂）・長面（伊達宗城）、共ニ西上有之、僕（松平春嶽）、已ニ滞京セリ。京兆守護（松平容保）を合せて五名となれり。これと三郎（島津久光）、議して、必、公武之親和、鎖港之朝議を弛めんとする意なるへし。其上、大樹公（将軍徳川家茂）御上洛も可有之、ともかくも何卒不日登京可被成候。³⁹

春嶽は、久光同様、諸侯会議を通じた国事周旋を展望した。そしてそれを容堂に知らせて迅速な上京を求めた。諸侯会議のメンバーは、一橋慶喜・松平春嶽・山内容堂・伊達宗城・島津久光・松平容保とある。新たに松平容保が加えられており、幕府代表として重視された結果と考えられる。これら六人が協議を行って、将軍上洛を前に公武合体の環境整備や朝廷の鎖港論を緩和させることに当たるという計画である。

次にみるのは、春嶽の二十四日付伊達宗城宛て書簡である。諸侯会議に関する部分は以下のようである。

^{十九カ}十八日ニは薩洲嶋津三郎へも面談及数刻、勝麟太郎へも両度斗り接晤費数刻候。薩・麟之大意ハ、第一、橋（一橋慶喜）を始、閣下（伊達宗城）・容堂（山内容堂）・三郎（島津久光）并小子（松平春嶽）等、会集議論之上、為皇国尽力、規則相立、第一公武之親和等之事ニ御座候。…何分、先々之月十八日以来、変動之末、綱紀何分相立兼居、とふか今般者京師之御都合も宜可有之、朝暮之御親睦も相整可申哉与窃ニ不堪恐悦之至、閣下ニも何分早々御登京被為在御尽力之御相談も奉申上度、夫而已屈指奉待候。⁴⁰

島津久光と勝海舟の「大意」は、諸侯の「会集議論」すなわち京都結集・会議開催によって公武合体（「公武之親和」「朝暮之御親睦」）を実現させることにありとて、春嶽は宗城に上京を懇請している。諸侯会議のメンバーは一橋慶喜・伊達宗城・山内容堂・島津久光・松平春嶽の五人となっている。なお、勝海舟のような幕府役人から諸侯会議論が支持を得ていた状況も窺える⁴¹。

ここで話を前述の「賢明諸侯」のことに戻そう。久光が十二月五日に「賢明諸侯」の朝議参加を提案した際、そのメンバーとして念頭に置いていたのは誰だったのかという問題である。そこでの「賢明諸侯」とは、十月十七日に久光から春嶽に示された諸侯会議構想にお

³⁹ 『福井市史』資料編 5、439 頁。

⁴⁰ 『福井市史』資料編 5、440 頁。

⁴¹ 勝海舟の日記によれば、勝は十月十九日と二十三日に松平春嶽を尋ねており、二十三日に春嶽から久光の構想について聞かされている（勝部真長ほか編『勝海舟全集』18〔海舟日記Ⅰ〕、勁草書房、1972 年、114・117 頁）。

ける「賢明諸侯」にほかならず、そのあと明確な形で史料上に登場してくる松平春嶽・山内容堂・伊達宗城に自分を加えた四人のことを指すものと考えられる。久光は、将軍上洛が確実になった段階で、当初の諸侯連合運動の延長上で、あるいはそれを発展させて、諸侯連合体に基づいた政治勢力を朝議に参加させて公式的な国政関与を行っていくことを図るに至ったのではなかろうか。なお、久光の決意の背景には、将軍上洛問題で在京諸侯の共同行動が功を奏したこと、一橋慶喜が薩摩・越前の政権参加に同調する姿勢を見せていたことなどもあったと思われる。

島津久光の提唱で推進された「賢明諸侯」の朝議参加について、朝廷ではその方式や名目をめぐって異論が出たものの、結局、諸侯の要求は受け入れられることになる。大晦日、まず、一橋慶喜・松平容保・松平春嶽・伊達宗城・山内容堂に朝議への参加が命じられた。そして約二週間後の翌年正月十三日、島津久光にも同様の朝命が降った。いわゆる「朝議参与」の制度が成立したのである⁴²。

改めて、参与の面々を確認しておこう。便宜上、年齢順に並べると、島津久光（薩摩藩主の実父・四十七歳）・伊達宗城（前宇和島藩主・四十六歳）・山内容堂（前土佐藩主・三十七歳）・松平春嶽（前越前藩主・三十六歳）・松平容保（会津藩主・京都守護職・二十九歳）・一橋慶喜（一橋家当主・将軍後見職・二十七歳）である⁴³。

それでは、「賢明諸侯」および一橋慶喜を結びつける要因は何だったのか。まず、お互い何らかの依存関係及び同志意識を持っていたことが挙げられよう。その他に、家格・政治的地位・実力といった客観的条件のつり合いも作用したのであろう。また、政変前後における諸侯間の協力・対立の構図も影響した可能性がある。ところが、以上のことを考慮してみても、現実に五人はそれぞれ自分以外の四人との間で複雑な関係性を持っていたはずである。そのため、一筋縄では説明できないと言わざるを得ない。

以上のことを踏まえて、ここでは、島津久光（薩摩）を中軸に他の四人との関係を検討してみたい。まず、久光と慶喜である。慶喜は文久二年七月に久光の工作によって将軍後見職に就任して以来、概ね薩摩と協力関係を保ってきた。彼は政変前に薩摩との提携形成を模索した経緯もある⁴⁴。一方、久光は慶喜に対して、幕府と諸侯の間での調整役を期待していた。次は、久光と春嶽・容堂・宗城との関係である。この三人は、周知のように旧一橋党である。安政五（一八五八）年に将軍継嗣問題で当時の薩摩藩主島津斉彬と組んで一橋慶喜の擁立に尽力した盟友である。実兄斉彬の遺志を受け継いだことを自負する久光からすれば、三人は政治的同志に当たる存在であった。特に春嶽とは政変前に諸藩連合・同時上京を図るほど密接な関係を保っていた。

⁴² 新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史』通史編3 近世I、熊本市、2001年は、「やや後れて長岡護美（肥後藩主末弟）と黒田慶賛（福岡）が追任された」（363頁）と記述している。この記述は、井上光貞・永原慶二・児玉幸多・大久保利謙編『開国と幕末政治』山川出版社、1996年、152頁の注（13）を援用したものであるが、その『開国と幕末政治』においても関連史料は提示されていない。筆者は、長岡・黒田が朝議参与に任命されたことを示す証拠を確認できなかった。今後の課題である。

⁴³ 年齢は、江戸時代の慣例に従い、数え年を記した。

⁴⁴ 原口清「幕末政局の一考察－文久・元治期について」原口清著作集編集委員会編『幕末中央政局の動向 原口清著作集1』岩田書院、2007年。

ちなみに、久光と松平容保との関係についても触れておきたい。薩摩と会津の両藩は、八月十八日の政変を主導した勢力である。尊攘過激派を朝廷から追い出すため提携した経緯は重要である。薩摩にとって、会津は原状回復の協力者であったのである。もともと容保が京都守護職として幕府を代表する地位にあった点も見逃せない。国事問題の焦点のひとつが政変後の秩序再建であった以上、容保が朝議参与に加わることは自然な成り行きだったと見るべきであろう。

朝議参与が制度化した後、「賢明諸侯」の政治的発言権は、天皇の保証を獲得することでより強くなっていく。正月二十一日、参内した將軍家茂に渡された宸翰には、

当時会津中将・越前前中将・伊達前侍従・土佐前侍従・島津少将等ノ如キハ、頗ル忠実純厚、思慮宏遠、以テ国家ノ枢機ヲ任スルニ足ル。朕是ヲ愛スルコト子ノ如シ。願クハ汝是ヲ親ミ与ニ計レヨ⁴⁵

と記されている。参与諸侯に対する信任、及び参与諸侯の幕政参加への期待感が明示されたのである。この宸翰の起草者は、ほかならぬ島津久光であった⁴⁶。

一方、幕府は有力諸侯による政権への割り込みを警戒した。そこで、正月二十四日、徳川一門の松平春嶽に御用部屋入りを許容することで事を鎮めようとした。しかし、むしろ春嶽は諸侯の幕政参加を幕閣に強く求めた。また、朝廷も同様の要求を突き付けた。幕府は、朝廷尊崇の姿勢を示さざるを得なかった。二月十六日、久光・宗城・容堂の三人に対しても御用部屋入りが正式に認められた。これで、「賢明諸侯」の政権参加は表向きには実現をみたのである。

(3) 「賢明諸侯」と肥後兄弟

ここでは、「賢明諸侯」と肥後兄弟の関係について考えてみたい。以下の二つの事例に注目して議論を進めることにする。

まず一つは、島津久光・松平春嶽・伊達宗城が朝廷の諸侯召命に反対した事実である。十一月後半、朝廷では政変後に帰国した因州・肥前など有力諸侯を上京させることを内議した。伊達宗城が薩摩藩士から聞いた話によれば、「尹宮御意ニハ、此度、上洛にて国論決候而も、諸大名中異論之者可有之故、一同被為召候而決評可然との御儀」⁴⁷ということで、朝廷は「国論」確定後の政局安定化を図り、有力諸侯を將軍上洛に合わせて京都に呼び出そうとしたのである。

これに対し、久光・春嶽・宗城は召命不可論を主張した。久光は、この件を報告した家臣に向けて「夫ハ不宜候」と否定的な見解を明らかにした。宗城は、「(諸藩)疲弊之今日にてハ多人数上京ハ混雜仕候而已にて、公武御為にも銘々之為にも不相成」、「無益之人ハ一名にても無之方、混雜無之可然」⁴⁸と断言している。春嶽は宗城の旨を受け、「允当無間然至極之

⁴⁵ 宮内庁先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』5、平安神宮、1981年、28頁。

⁴⁶ 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、2004年、237-240頁。

⁴⁷ 『伊達宗城在京日記』十一月二十二日条、240-241頁。

⁴⁸ 『伊達宗城在京日記』十一月二十一・二二日条、240-241頁。

御同意感服仕候。今日早々前殿下へ被仰上候様致度候」⁴⁹と同意を表しつつ前関白近衛忠熙への工作を約束した。経過は解らないが、結局、久光らの望みどおり、召命は留保となった。

攘夷派を含む有力諸侯の上京をめぐって、久光らは諸藩の財政難や京都での「混雑」発生などを理由に反対したわけであるが、その裏には「賢明諸侯」の勢力結集を図る上で攘夷派諸侯を遠ざけておく必要があるという戦略的判断が潜んでいた。このように考えると、「賢明諸侯」会議構想は排他的性格を持っていた。当時の政治紛争の最大要因は、攘夷論にあったので、攘夷強硬論を主張する諸侯を排除する必要があったわけである。

もう一つの事例は、朝議参与の件が議題となる以前の段階で、すでに在京諸侯による会議が行われていたということある。薩摩・越前・宇和島・会津・肥後・筑前などは、将軍上洛問題を議論する場として諸侯会議を開いた。そこでの合意をもとに共同行動を展開しつつ、朝廷や幕府とも協議していたのである。これを久光主導の諸侯会議構想からみた場合、「賢明諸侯」以外に肥後・筑前が加わったことになる。肥後兄弟と筑前世子が諸侯会議に参加する資格を得た背景には、政変前に薩摩・越前を中心に図られた諸藩連合・同時上京運動の経緯があったと思われる。

しかし、将軍上洛が確実となってからは、肥後と筑前が諸侯会議に参加することはなくなった。当初の「賢明諸侯」のメンバーが「参与諸侯」へと落ち着くことになり、また将軍上洛を機に幕閣・朝廷の首脳部と「賢明諸侯」の三つの勢力の相互作用によって中央政局が展開していったのである。結局、肥後と筑前は「賢明諸侯」への仲間入りを果たせなかったことになる。肥後兄弟と筑前世子は自藩の最高実力者ではなかったことがその理由の一つとして考えられる。以降、両藩はそれぞれ、参与諸侯の周辺に位置しながら、独自に朝廷・幕府・参与諸侯と相互関係を結んでいくことになる。両藩の動向は、「賢明諸侯」の輪郭を考える上で欠かせない要素であるといえよう。

（４）肥後の「公議」制度化構想

肥後兄弟は「賢明諸侯」の周辺的存在としてあった。この点を意識しつつ、長岡良之助及び在京重役が有力諸侯の国事周旋や政権参加についてどのような認識を持っていたのかを明らかにしたい。それは、政治秩序の再建に際して、政治的意思決定の在り方、すなわち朝廷・幕府・諸藩の三者間における権力の在り方を肥後がどのように展望したのかを検討することになる。

長岡良之助は、入京翌月の十一月（日付欠）、在京諸侯に対して国事周旋の所信を表明するため、「御尽力御周旋之稜々、至密袖扣拙意大略」たる書簡草稿を認めておいた⁵⁰。冒頭部

⁴⁹ 十一月二十三日付松平春嶽宛て伊達宗城書簡（『福井市』資料編5、456頁）。

⁵⁰ 『国事史料』4、459-464頁。同史料には「文久三 亥十一月 護美」とあるのみで宛名などは記載されていない。『国事史料』の編者は「長岡護美方今の時務に関する意見書を藩政府に提出す」と、良之助の国許宛て意見書と断定している。しかしその内容をみれば再考の余地がある。同史料で良之助は、「今度、皇国之為御尽力之御儀ニ付、縦令御分外之事たりとも、屹度御研窮積り居不申候而者難相成、大略左之通」と断った上で、「一、将軍御上洛期限之寛急」「一、御上洛之上御一和御委任之御手続」「一、長州并七卿御取扱之是非」「一、外夷之内、長州を憤り候国々御取扱」等々の政治課題に関する自分の見解を詳しく示しており、最後には「右等之稜々、此上重疊御研究、為皇州御尽力御周旋之儀奉願儀候ニ而、諸藩老練之御相談奉渴望候」と記している。

分には、次のような記述がみられる。

稜々、都而、公平正大、義理至当之御処置ニ出候ハ勿論之事ニ付、御尽力屹度可被遊候得共、諸藩之周旋、殊更外藩之趣意方出候様ニ而は、公武之御弊害と茂相成、天下之人心感戴之儀ニも差障候儀ニ付、真之御誠実を以、公武ニ御献言可有之、決而書面ニ而御建白等者被為在間敷儀と奉存候。縦令正義とハ乍申、私之存意を以、上之御趣意と相成候様ニてハ、是迄暴論過激之所業と格別之懸隔も有之間敷、万事真之叡慮台意方発見する様之御都合、専一と奉存候。

良之助は諸藩の国事周旋そのものを否定していない。問題は、外様大名（「外藩」）の企画によって諸藩側の国事周旋が決定付けられることであつた。こういう認識は、諸藩が国事周旋の方式を公武への「御献言」のみに自制すべきであるとの主張を導き出した。次いで、諸藩が私欲（「私之存意」）を満たすため、天皇の権威を傘に政治秩序を乱すような事態が再発してはいけないとして、政治問題に関するすべての決定は朝廷と幕府（「叡慮台意」）が主体となつて行なうべきことを力説した。これは、肥後藩政府が示してきた、公武合体・大政委任を日本政治の至当なあり方とする認識に基づいた主張であつた。

一方、元治元年二月中旬、肥後兄弟の諮問に依じて在京重役が上申書を提出している⁵¹。その上申書は、①朝議参与と幕府、②公武関係、③横浜鎖港問題、④長州処分問題に触れており、別個の付け札には⑤肥後兄弟の帰国、⑥諸侯の政権関与に関する加筆がある。以下、政権運営に関する①②⑥の部分を検討したい。議論展開の便宜上、②①⑥の順にみていくことにする。

まず、②公武関係に関する部分には、「御一和御委任之儀、宸翰之趣、且御請之通ニ候得者、主上（天皇）并大樹公（将軍）之御間者、聊御申分不被為在、左候得は、右之趣、一刻茂公然と天下ニ御布告ニ相成度、夫ニ而、先一統安心仕候訳ニ御座候」とある。二回にわたる将軍の参内と宸翰の降下で公武間の融和ムードが演出されたことを受けて、公武合体・大政委任が実現したと捉えている。このような認識は、肥後だけでなく当時の諸藩が広く共有していたものとみていい。

安政五年以来の公武対立が解消されたあと、政界の関心は政権運営の仕方を決定することに移った。この時、在京肥後重役が課題に挙げたのは、参与諸侯の意見を反映した幕府改革と、諸侯の政権関与を制度化することであつた。これらは、上申書の①と⑥に当たる。

さらに、追伸には「委曲之儀は難尽紙上、伏而期面^(略)語候」ともある。入京後の良之助は国事周旋を本格化するに際して在京諸侯との協議を試みたはずである。そのとき、意見交換の材料として予め自分の見解を周知させておこうとしたものと思われる。あるいは、有力諸侯の入京が相次ぐ中、先駆けて政治的議論の枠組みを提示することで今後の政局で発言権を高めようと図ったのかもしれない。いずれにせよ、同史料は在京諸侯への所信表明のために作成されたものと見るべきである。ただ、これが実際に在京諸侯に送られたかどうかは不明である。今後の言動が制限されることへの懸念から出状しなかった可能性も排除できないが、真相は判らない。

⁵¹ 『国事史料』4、568-571頁。冒頭に「方今之時節ニ付、見込之趣書付、御役々より差上候様、御二方様被仰付候付、御家老中方左之通取調差上候事」とあり、意見書提出までの経緯を窺わせる。

それでは、①からみていこう。参与諸侯と幕府の関係についての記述は次のようである。

御参与之御方ト公義御役人衆方、御一和ニ而御談判と申埒ニ至り兼候由、根元参与之衆方は、此御砌、皇国之御基本、御一和御委任之大綱領を御取堅之御所存ニ候得は、幕府之旧格旧習等者断然と御一新有之、万事公平正大之場ニ落合候様との御趣意と被考候処、右之通ニ而は、自然と公義之御威光相減候訳ニ成行候間、御役人衆方は成丈取合なしの積ともにては無之候哉。如是御都合ニ相成候上は、致方無之、乍恐御威光等之儀は、暫度外ニ被差置、事々物々至当之筋ニ御処置有之候得は、一統奉感戴、御威光茂頓而本ニ復候は当前ニ有之、然を是迄之御格合等強而御持通之御覚悟ニ茂候ハ、却而御威光を害候迄ニ無之、徳川家之御浮沈ニ茂関係いたし候儀勿論ニ候処、御役人衆方如何様之御了簡ニ候哉。何様、参与之衆方は御自国之衰弊ニ茂無御頓着、実ニ神州之為長々御滞京ニ茂相成居候間、閣老方よりは朝暮御論説を被請受、可然筋は夫を以、一々相決、左茂無之事柄は幾重ニ茂御弁白有之、聊無御伏蔵、御相談ニ相成、於参与衆茂、其辺之儀は重畳御心持ニ相成候様、一橋公者申迄茂無之、閣老方其余之御向々え茂、御二方様より精々御周旋被為在度、此儀尤之御急務歟ト奉存候。

ここでは、参与諸侯と幕府役人が対立する原因として幕府改革をめぐる不一致を指摘している。両者への評価は対照的である。すなわち、参与諸侯は自己犠牲を払って公武合体・大政委任に努めてきた反面、幕府役人は自己改革を渋って「御威光」の固持にこだわっているというのである。参与諸侯の政治運動を支持したのは、それが幕府改革への圧力になると考えたためである。これは、参与諸侯（「賢明諸侯」）の幕政関与を主張したものにほかならない。在京重役が肥後兄弟に提言した役割は、両者の対立を第三者的な立場から調整することであった。

ちなみに、「賢明諸侯」と幕府の対立は、二月中旬以降、決定的になり、朝議参与制度の崩壊をもたらした。その原因としては、当初は政体改革に同調的だった一橋慶喜が島津久光に対して猜疑心を抱くようになったこと、参与会議で横浜鎖港をめぐる意見対立が露呈したこと、攘夷を望む天皇が横浜鎖港を掲げる幕府への支持を固めたことなどを挙げることができる⁵²。

次いで、政権運営に関する見解として幕府改革とともに重視された論点は、諸侯の政権関与を如何に制度化するかという問題であった。このことについて、上申書はこう述べる。

今日者皇国治安之土台を御取堅之折柄ニ付、願ク者、将軍様日々程ニ参内有之、朝廷・幕府之無御差別、公家方御役人方及参与之列侯方等御打寄、何方茂御私心を被捨、公平至当之筋ニ御参談有之、相決候分ハ、此御機会且々天下ニ御施行有御座度、若又、公方様容易ニ御参内出来兼候ハ、参与衆者申ニ不及、尽力之ため態々出京之御方々等茂、毎日程ニ登城有之候様被仰付、公方様御座前ニ而、右同様御評定被仰付、其末、宮様、議奏衆方え茂御相談有之度、何様御旧格等ニ無係、非常之御取扱無之候而者、逆茂御成功無覚束而已ならず、差寄一統之気受ニ茂差障、前日より甚敷混雑を生可申、右様之境、其御向々え屹度被仰入、いかにも御採用無之候ハ、委敷御建白ニ茂相成度、何様

⁵² 三谷博前掲『明治維新とナショナリズム―幕末の外交と政治変動』第七章。

彼は御遠慮之御場合ニは有御座間敷奉存候。

政権関与の方法として二つの案を提示している。第一案は、朝廷を政府とする朝廷・幕府・参与諸侯による新政権創設の構想である。従来の三者による非公式な集会を、朝廷を場とする国事会議として公式化・制度化するという考え方である。参与諸侯を除く諸藩が会議に加わることは想定しておらず、「賢明諸侯」の政治的特権を是認したことが見て取れる。

そして次善策である第二案は、武家側で合意を形成した上で公武が直接交渉を通じて国事を議決する制度を新設することである。武家側の意見調整の場として、二条城に將軍臨席のもとで幕閣と在京諸侯が集まる会議機構を設ける。幕府はそこでまとめた総意を持って朝廷と相談し、公武合意を経て最終決定を行うというのである。すべての在京諸侯を武家会議に参加させることは、特定の有力諸藩の政治的特権を相対化し、公議政体への参加者の範囲を拡大した議論として注目される。

第四節 長州処分問題と肥後一朝議参与の解体

(1) 肥後兄弟の建白

文久三年八月十八日の政変の後、中央政局の焦点の一つに長州処分問題があった⁵³。元治元年正月の將軍上洛を機に議論が具体化していく中、二月八日、朝廷・幕府・参与諸侯は長州処分の方法・手続きを内定した。幕府と参与諸侯はそれまで協議してきた内容をまとめて上げて処分案を評決し、その処分案を朝廷側に提示して同意を得たのである。この日、関白二条斉敬の邸に集まったのは、朝廷側では朝彦親王・晃親王・二条斉敬・近衛忠熙（前関白）・近衛忠房（内大臣）・徳大寺公純（右大臣）、幕府側では一橋慶喜（將軍後見職）・松平直克（政事総裁職）・酒井忠積（老中）・水野忠精（老中）・有馬道純（老中）、参与諸侯側では島津久光・松平春嶽・伊達宗城・山内容堂である。非公式ではあるが、国事会議に相当する集会であったといえる。処分案の内容は、長州末家一人と家老一人を大坂に呼出し、閣老が罪状を糾問したあと、七卿の差出を命ずるというものであった⁵⁴。

三日後の二月十一日、幕府は征長軍の部署を関係諸藩に内命した⁵⁵。將軍名代に紀州藩主徳川茂承、副将に松平容保、差添に老中有馬道純、そして打手に徳島・因州・松江・芸州・備前・薩摩・肥後・小倉・龍野・福山の十藩を配置している。親藩・譜代・外様からなるいわば諸藩連合軍である。

実は、征長軍の部署を定めることについて、幕府と参与諸侯はすでに八日の時点でその方

⁵³ 長州処分問題をめぐる朝廷・幕府・諸侯の立場に関しては、佐々木克前掲『幕末政治と薩摩藩』258-264頁、渋沢栄一『徳川慶喜公伝』3、平凡社、1967年、8-9頁を参照。また、参与諸侯による征長態勢構築の動きについては、原口清「禁門の変の一考察」『名城商学』第46巻第2号、1996年、13-21頁（原口清著作集編集委員会編『王政復古への道 原口清著作集2』岩田書院、2007年所収）、三谷博前掲『明治維新とナショナリズム—幕末の外交と政治変動』第七章を参照。

⁵⁴ 『伊達宗城在京日記』327-328頁。『続再夢紀事』2、408-409頁。『国事史料』4、547頁。『伊達宗城在京日記』によると、松平春嶽が長州に対する「尋問ヶ条」を作成している。

⁵⁵ 『国事史料』4、550-551頁。

針を固めていたが、諸藩への内命は見合わせることにした。朝議を経なければ都合が悪いとの意見が出たためである⁵⁶。しかし、朝議でこの問題が扱われることはなく、一橋慶喜が関白に事後報告を行う形で諸藩への内命は済まされた。幕府主導で長州処分問題が推進されていた事情が窺える。

この時、征長軍の一員として出陣準備を命じられた肥後は対応に迫られた。京都藩邸では早速、大目付沼田勘解由に内命を持参させ国許へ急派するとともに、幕府の動向など情報収集に奔走した⁵⁷。一方、二月十三日には、肥後兄弟が二条城に呼び出され、老中から内命の趣旨について直接に説明を受けた。

諸情報が集まるとそれをもとに、やがて在京重役は、幕府が見通しもないまま、強硬論を取る諸侯に突き上げられて仕方なく征長軍を編成するに至ったと判断するようになった。国許に対して「今度之御沙汰ハ御失策ニ相違ハ無之」と明言したのである。もっとも、幕府の命令を無視するわけにはいかず、対応には慎重にならざるを得なかった。すなわち、「今更御取戻も六ヶ敷、其上、強而被仰立も有之候而は、段々当障も有之候間、責而此後之御運、平素御研究ニ相成居候趣」を幕府に上申しておいて、諸藩の動静など政情を観望することにしたのである⁵⁸。

そうした中、二月十八日、肥後兄弟は直筆の建白書を老中に提出した。その建白書⁵⁹は、「此節、公武御合体、御委任被為在候とて、將軍家より直々被為及御沙汰候儀者、如何程ニ可有御座哉」と、朝廷を通さずに幕府単独の命令で長州処分問題が決定をみようとする現状への懸念を示した上で次のように述べる。

彼（長州）よりハ、矢張、天朝之重命を固守仕居、十八日後、却而叡慮を矯候儀ニも可有之哉と論説仕居候事体ニ候得者、台命を奉し悔悟仕候運ニ者、却而至り兼可申奉存候間、今般御取固りに相成候御趣意者、朝命を以宰相父子之内歟、又大臣之内ニ而も大坂あたり迄被召寄、先般之監軍使ニ対候程之重キ勅使ニ而茂被差立候而、明白ニ御諭被為在、此以後屹と台命を奉し候様被仰出、御受申上候迄之儀者、是非天朝御処置被為在度

⁵⁶ 『続再夢紀事』2、408頁。

⁵⁷ 国許では、三月三日付で「御内意被仰出候段、御封書之趣、奉得其意候」などと内命受領の旨を簡略に記した請書を作成し、同日に用人を上京させている。『国事史料』4、606頁。

⁵⁸ 二月二十日付国許家老・中老宛て在京重役書簡。同書簡の中には、「長州之御糺問ニ付而、諸侯方へ御沙汰之条ハ、…於公辺も余程御腰前居、屹ト御目算被為在候而之被仰出ニ可有之と、甚以太慶仕候処、御二方様（肥後兄弟）御聞取を始、御奉行已下御役筋え罷越相窺候処、格別御見渡も立居不申、長州御取扱之儀、何も歟も幕府え被仰付、幕府ハ兼而一統方因循之責不少、旁此節之御趣意御示方、暴行之稜々御察討も一切御引受ニ而御所置之筈ニ相成、殊ニ列侯方之内より御せり付之向も有之、無余儀、紀州侯御初え之御覚悟之儀被仰付候由。…何様、今度之御沙汰ハ、御失策ニ相違ハ無之、然ニ、御二方様、右之訳を以、俄ニ御引払、御国ニてハ仰山之御覚悟等有之候而ハ、他日長州え被対、屹ト宜候間敷、何様当時ハ何方もしつといたし居候様子ニ相聞候間、追而之模様も可有之、此方様も先ツ右之釣合ニ被准候方可然、左候而土台之御処置筋ニ御尽力有之候ハ、根元之御趣意ニ相愜候のみならず、前文之御都合ニも差障申間敷相考候」とある（『国事史料』4、577-578頁）。

⁵⁹ 『国事史料』4、578-579頁。

御儀ニ奉存候。…尤、朝廷より右大体之御取扱相済候上、將軍様より一切御引受ニ相成、七卿之面々勝手ニ国許え連越候儀者申迄茂無之、御役人暗殺、公義並薩州之軍艦ニ暴発等之事件、一々御察討ニ相成候ハ、究而暴臣・浮浪等之仕業ニ而、於大膳大夫茂奉恐入候稜目を以、御断申出ニ而可有御座、其程ニ応、相当之御懲戒御座候儀、順路之御運びニ而、事柄茂速ニ及落着可申歟と奉存候。

幕府の意向に沿った長州処分を実現させるためには、朝命を前面に掲げる必要があるとの提言である。具体的には、朝命をもって長州父子または家老を大坂に呼び出す、そこに勅使を派遣して懇ろに説諭する、その上で幕府の命令に従うことを約束させる、それを踏まえて幕府が専権を振るって糾問を行う、長州藩主の態度に応じて「相当之御懲戒」を科する、という手順である。こうした提言の根底には、大政委任の枠組みの中で長州処分の解決方法を探ろうとした思考があったに違いない⁶⁰。

幕府は肥後側の提言に対し、直ちに同意を示した⁶¹。肥後兄弟は、今度は朝廷工作を行なうため、中川宮を訪ねて建白書の写しを呈した。肥後側の記録によると、「宮様、殊之外被成御感心、朝廷え被成御持参、内々者叡覧茂被為在たる哉之由」⁶²ということで、中川宮の余程満足した様子が窺える。二十一日、建白書は正式に朝廷へ提出された。

肥後兄弟の建白書は早速、長州処分問題に影響を与えることになる。幕府が建白書の趣旨を採用したのである。二十二日、一橋慶喜は長岡良之助に書付を送って、新たな長州処分案を内示した。その内容は、①朝命によって長州関係者を大坂に召喚する、②武家伝奏・議奏のうち一人を勅使として派遣する、③勅使が説諭した上で今後は幕命を奉じることを命令する、などである。肥後の提言をおおむね反映させたことがわかる⁶³。新たな処分案は一橋慶喜から関白二条齐敬に提出され、朝議の議題となる。

⁶⁰ こうした考え方の端緒は、同月中旬に在京重役が肥後兄弟に提出した意見書からも窺うことができる。「長州之儀は、初発、朝廷より種々御沙汰茂被為在、其末、混乱ニ及候事ニ付、此節改而被仰出候御一和之御主意、公義より御示ニ而は、遵奉之御都合茂何程ニ可有之哉。此儀は、大坂あたり迄宰相御父子之内歟、又は御家老ニ而茂御呼寄、勅使下向ニ而一刻茂被仰渡、其上ニ而追々過激之处行等御取締は公義より御取しらへニ相成可申哉」（『国事史料』4、570頁）。

⁶¹ 肥後藩士が幕府目付杉浦兵庫頭（梅潭）から聞き取った情報には、「此節之御建白、閣老並監杯も別而感心之由」とある（『国事史料』4、580頁）。

⁶² 『国事史料』4、579頁。なお、伊達宗城は二月十八日の日記に「長岡兄弟之建白披見、至極尤にて当節廟議と同趣意也」と書いている（『伊達宗城在京日記』346頁）。

⁶³ 「一橋公より良之助様え御渡之書付」（『国事史料』4、587頁）の全文は、以下の通り。

一、朝廷より御沙汰之品茂有之候付、末藩・家老、吉川監物、今耄人。

一、伝議両役正三野宮之類下阪相願候事。

一、最初、伝議より七卿早々差返候様、且叡慮之真偽、十八日前後之次第、条理委敷相晰候事。

但、此節、奉勅始末御差返し、此以後屹度奉台命候様、御沙汰有之候様致度候事。

一、糾問之ヶ条、閣老より相渡、早々国許え差遣候様申聞。

説得家は勝手ニ周旋候事。

(2) 二月二十四日の小御所会議

二月二十四日、朝廷首脳部は在京諸侯を呼び出して、長州処分案⁶⁴について諮問を行った。小御所に参集した諸侯は、一橋慶喜・松平春嶽・伊達宗城・島津久光・藤堂高潔（津世子）・黒田長知（筑前世子）・浅野茂勲（芸州世子）・長岡澄之助・長岡良之助である⁶⁵。注目すべきは、朝議参与制度の枠組みを超えて、参与諸侯のほか四藩（五人）の在京諸侯が同席していることである⁶⁶。朝廷の意思決定に関与することができる参与諸侯の特権は相対化されたといえる⁶⁷。

それでは、参与諸侯以外の諸侯が会議に呼び出されたのは、果たしてなぜなのか。政局の

⁶⁴ 「二月廿四日武家稟清書」（「山階宮国事文書写」『孝明天皇紀』5、59頁）、「二月廿四日一橋公方御伺之御書付」（二月二十五日付池田茂正宛て蜂須賀齊裕書簡。日本史籍協会編『岡山池田家文書』1（復刻）、東京大学出版会、1970年、108頁）、「一橋殿下江差出一紙」（「野宮定功私記」『大日本維新史料稿本』東京大学史料編纂所蔵、元治元年二月二十四日条所収）など。下記の引用は、『孝明天皇紀』5による。

一、伝議両役下坂相願候事。

一、伝議両役下坂之節、閣老役々出張之事。

一、朝廷ヨリ御沙汰之品々有之候付、末家并家老、吉川監物、今一人之事。

一、最初、伝議ヨリ七卿早々差返シ候様、且叡慮之真偽、十八日前後之次第、条理被申論候事。

但、此時、奉勅始末御差返シ、此以後屹度奉台命候様、御沙汰有之候様致度候事。

一、糾問之箇条、閣老ヨリ相渡シ、早々国許へ差遣シ候様申聞候事。

但、説得家ハ勝手周旋致候事。

⁶⁵ 「非蔵人日記」（『大日本維新史料稿本』元治元年二月二十四日条所収）に、「一橋中納言・松平大蔵大輔（春嶽）・伊達伊予守・藤堂大学頭（高潔）・松平下野守（黒田長知）・松平紀伊守（浅野茂勲）・島津少将（久光）・長岡澄之助・同良之助、右依召参内。殿下以下、御用談有之」とある。なお、蜂須賀齊裕（阿波藩主）は病気を理由に参内を断った（「蜂須賀齊裕上申書」『大日本維新史料稿本』元治元年二月二十四日条所収。『伊達宗城在京日記』352頁）。

ちなみに、佐々木克（『幕末政治と薩摩藩』260頁）と町田明弘（『幕末文久期の国家政略と薩摩藩—島津久光と皇政回復』302・305頁）は、どちらも、津藩主藤堂高猷が朝議に参加したと書いているが、正しくない。「藤堂大学頭」は、在京中の世子藤堂高潔のことである。藩主の藤堂高猷は「和泉守」と称し、この時、国許にいた。

⁶⁶ 同時期の朝議および朝廷諮問のあり方については、次の説明を参照した。「元治元年初春では新たな朝議機構ができている。公式の朝議は皇族・三公（左大臣・右大臣・内大臣）・議奏・武家伝奏からなる国事掛が担う一方、彼らは大名の参与に対しても小御所で審議事項を書面で渡し、諮問することにした。参与大名は京の屋敷で集会・議決した上でこれに答申し、国事掛はこれを受けて正式決定を行うという仕組みができたのである」（三谷博『維新史再考—公議・王政から集権・脱身分化へ』NHK出版、2017年、201頁）。

⁶⁷ この点については、すでに多くの先行研究が指摘している。例えば、町田明弘は、「これまで参与諸侯とその他諸侯は峻別されていたが、この段階ではなし崩しとなり、参与諸侯からの異論もなかった。事実上の参与朝議体制の瓦解の端緒として、看過できない」と強調している（町田明弘掲『幕末文久期の国家政略と薩摩藩—島津久光と皇政回復』302頁）。

側面からみれば、政権参加問題をめぐる参与諸侯と幕閣の対立、並びに横浜鎖港問題をめぐる参与諸侯間の対立などがあって、その結果、朝廷と幕府が接近すると同時に参与諸侯を排除しようという動きが出てきたところに、長州処分問題が絡み合ったことになる。これを踏まえて、以下では、参与以外の四藩が諮問の対象となった理由を解明するために、肥後の建白行為に注目する視点を取ってみたい。

小御所会議において、朝廷は諸侯に二つの文書を下した。一つは関白の諮問書である。長州処分案が記された一橋慶喜の書付を引用したあと、それに対して諸侯に意見を問うものであった。いま一つは肥後兄弟の建白書である。これについては、関白二条斉敬から、慶喜の書付は肥後兄弟の献策に基づいたものなので併せて参考するようにとの説明があった⁶⁸。幕府が長州処分問題について肥後兄弟の提言を採用したことを明らかにしたのである。朝議では、ひとまず、朝命で長州の末家一人・家老一人・支族の吉川監物⁶⁹を大坂に呼び出すことが決定した⁷⁰。肥後兄弟の提言は、長州問題における政策決定を導く契機を作ったことになる⁷¹。

これより先の二十一日、つまり肥後兄弟が朝廷に建白書を提出した日に、二条関白は武家伝奏に以下のような指示を下した。

藤堂大学頭（藤堂高潔）、黒田下野守（長知）・芸州紀伊守（浅野茂勲）等、長々滞在、何等之御事モ無之候間、如何敷候ニ付、旁国是之处并長州御所置振等、各見込無腹藏、早々建白可被出様可被達候。尤、右ハ右公（右大臣徳大寺公純）始モ承知之事ニ候間、左御承知、急々可被達候。可相成ハ明日お評議迄ニモ出候ハ、都合歟ト存候。⁷²

つまり、在京諸侯を名指してその傍観主義を叱責し、彼らが積極的に建白を行うよう働きかけることを求めたのである。特に「急々可被達候」という部分は、事案の緊急性を窺わせる。ところで、ここに肥後兄弟の名前が記されていないのは、如何にも不自然である。肥後は、津・筑前・芸州と同じく、有力な外様大名として藩主名代を上京させていた。朝廷は参与諸侯に次ぐ政治的影響力を持つ在京諸侯としてそれらの動向を注視していたはずである。

⁶⁸ 二月二十五日付蜂須賀齊裕・池田茂正宛て藤堂高潔書簡には、「二仲。過日長岡澄之助・良之助兩名ニ而長州御処置之義、別紙之通及建白候由。右ニ寄、前文之御書附、一橋殿方御伺ニ相成候趣ニ御座候。猶、建白書も見置候様ニと御渡相成候間、是又御通達申上候。以上」とある。日本史籍協会編『岡山池田家文書』1（復刻）、東京大学出版会、1970年、104頁。

⁶⁹ 青山忠正によると、「岩国吉川家（知行高三万七千石）は、「岩国藩」と通称され、事実上の「長州支藩」だが、將軍から領地宛行を受けず、官位を持たないため、公式的な大名とはいえない」という。青山忠正『明治維新と国家形成』吉川弘文館、2000年、86頁の注（4）。

⁷⁰ 『続再夢紀事』2、442頁。『伊達宗城在京日記』352頁。

⁷¹ その後、筑前・備前など長州に同情的な諸藩より建言があったため、議論が定まらない状況が続く（『徳川慶喜公伝』3、11-13頁など）。そうした中、四月二十日、朝廷は長州問題を幕府に全面委任する意向を示す。同日、將軍家に下された大政委任の御沙汰の別紙には、「長州御所置之儀ハ、藤原実美以上脱走之面々、並宰相之暴臣ニ至迄、一切朝廷ヨリ御差図ハ不被遊候間、御委任之廉ヲ以、十分見込之通、所置可致候事」と記されている（『孝明天皇紀』5、149頁）。

⁷² 『孝明天皇紀』5、67頁。

このように考えると、この時点で肥後と津・筑前・芸州とが切り離された主因は、建白行為の有無でしかありえない。そこで、上記史料の行間から二条関白の本意を推測すれば、肥後の如く建白書を提出せよと、津・筑前・芸州に求めたかったのではないだろうか。二条関白の指示は早速、武家伝奏を通じて三諸侯に伝えられた。それに応じて二十三日、筑前が建白書を提出している⁷³。このような流れを受け、二十四日、津・筑前・芸州の在京諸侯が肥後同様、朝廷の諮問に呼び出されるようになったと考えられる⁷⁴。肥後兄弟の建白行為は、意図せず、肥後自身はむろん、他の在京諸侯が参与諸侯の政治的特権を相対化する象徴的な場面に脇役を演じさせられる結果を招いてしまったといえる。

一方、幕府は参与諸侯を牽制するため、在京諸侯を動員する措置を取った。二月二十六日、在京諸侯全員を二条城に集めて国事諮問を行ったのである⁷⁵。このように参与諸侯の発言権が低下しつつある中、三月中旬に朝議参与制度は廃止となった。中央政界で居場所をなくした参与諸侯は四月中に次々と京都を去った。肥後兄弟は、澄之助が三月二十五日、良之助が四月十五日に帰国の途についた。

⁷³ 筑前世子は、幕府の征長論を批判しつつ「幕府ヨリ何程懇説御座候テモ、過激之輩等承服仕間敷哉ニ奉存候ニ付、此節之御処置迄ハ勅命ヲ以被仰出候方可然ト愚考仕候」と朝命による長州処分を求めた。『孝明天皇紀』5、67-68頁。「従二位黒田長溥公伝」上、川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『新訂黒田家譜』6、文献出版、1983年、402-403頁。こうした手続き上の「正当性」を重視する考え方は、肥後と同様であった。

⁷⁴ なお、阿波藩主蜂須賀斉裕が朝議に呼ばれた理由、および朝議に欠席した蜂須賀斉裕に諮問が渡された際、当初朝議に呼ばれていなかった備前藩主池田茂政にも同様の諮問があった理由については、今のところ突き止めていない。今後の課題としたい。

⁷⁵ 『伊達宗城在京日記』354頁。『続再夢紀事』2、445頁。『国事史料』4、598頁。「久光公上京日録」『玉里島津家史料』2、753頁。

第六章 第一次長州征討への対応 (元治元年七月～同十二月)

第一節 二つの幕府命令と肥後の対応

(1) 大政委任・公武合体

元治元（一八六四）年七月十九日の禁門の変を機に、幕府は諸藩を動員して長州征討を図っていく。その過程で江戸幕閣と在京幕府側の間で軍事指揮をめぐる齟齬が発生し、諸藩の征長方針及び藩兵展開に少なからぬ影響を与えることになる¹。ところが、そのとき諸藩がどのように行動したのかについてはこれまで詳しく解明されてこなかったように思われる。本章では、この点に焦点を当てて、第一次長州征討期における肥後の政治動向を検討する。

まず、肥後の対応を追究するに先立って、同時期に藩政府が朝廷・幕府・諸藩の関係をどのように認識していたのかを確認しておきたい。以下、二つの事例をみていこう。

第一は、藩政府が尊攘派の家中に下した九月二十三日の諭書²である。それ自体は、禁門の変での長州の軍事行動を「言語道断之所行」と断じつつ、従来長州に同調的だった家中に悔悟を促すために出されたものであるが、中には肥後の日本政治に関する基本認識が示されていて注目に値する。諭書は、公武対立の発生以来、藩主は「東西え御忠節」を尽くし「御合体」のために周旋してきたとした上で、「去年八月十八日後、天下之御政道、外夷制馭之御処置、都而幕府え被遊御委任、諸事御合体被仰出候上者、幕府え之忠節者、則天朝え之御忠節ニ付、臣民、御主意を奉シ丈ケ々々之忠節を尽不申候而は難叶」と述べている。

ここでは、「東西え御忠節」とあるように、文久二年以来の〈藩是〉が再確認されている。それに加えて、この時点で強調されているのは、幕府への忠節が天朝への忠誠にもなるという藩主の「御主意」である。言うまでもなく、幕府への大政委任を前提とする公武合体体制を擁護したわけである。そして、藩主の「御主意」に従うことで藩主への忠節を果たすことが藩士の義務であるとしている。「忠節の連鎖」ともいうべき構造が見受けられる。

第二は、藩主弟の長岡良之助に朝命が下った際の対処である。禁門の変が起きる前の七月三日、良之助に対して武家伝奏連名の朝命が下った。それは、長州勢の京都接近で緊張感が増す中、「万々一帝都御危難之程も難計、其節ハ乍御苦勞迅速上京有之候様被遊度御沙汰候」と、有事の際の上京を求めるものであった。早速、情報収集に当たった京都藩邸は、同様の朝命が徳川慶勝（尾張）と島津久光（薩摩）にも発せられたこと、朝命降下の裏には薩摩の工作があったこと、関白の意向では即時上京は不要とのこと、などを国許に報告している³。良之助が国許で朝命に接したのは七月十二日である。

この朝命に対して、藩政府は興味深い反応を見せた。家老らは、「此節ノ御沙汰筋、良之助様ニハ御面目ノ御事被為在候得共、屢右様被為蒙御直沙汰候様ニテハ、滞京中被仰立、御

¹ 久住真也『長州戦争と徳川将軍一幕末期畿内の政治空間』岩田書院、2005年、第二章の第二節を参照。

² 『国事史料』5、299頁。

³ 『国事史料』4、937-939頁。

政体関東へ御委任ノ御廉ニ差障、太守様御政典ニモ致関係、被遊御心配候」⁴と、朝廷が諸藩に直接命令を出したことは將軍への大政委任という政權の在り方に支障を来しかねないと憂慮したのである。また、藩主慶順を頭越しにしていることは、藩政運営に関わる問題になりうるともみていた。そこで、藩政府が取った処置は、良之助が武家伝奏に、藩主慶順が京都所司代に同じ日付（七月十八日付）でそれぞれ書簡を送り、朝廷と幕府に肥後の立場を了解させた上で、今後の良之助への朝命は、武家伝奏→京都所司代→藩主慶順→良之助といった命令系統を経てほしいと懇願するということであった⁵。なお、良之助上京については、良之助が武家伝奏に請書を提出したものの、上京の有無には言及を避けた。他方、藩政府は急遽、藩兵上京を決定している⁶。朝廷に対して誠意を表そうとしたのであろう。ただ、その藩兵上京に関しては、藩主から京都所司代に届け出ており、その名目は「異変茂氣遣敷奉存候間」とした。こうした藩政府の一連の言動からは、大政委任を前提とする現今の公武合体体制にコミットしようという強い意志が読み取れる。

以上、二つの事例を踏まえれば、肥後は公武合体・大政委任のもとで幕府に忠節を尽くすことを目指していたことがわかる。これは、第一次長州征討期における肥後の政治行動を考察する上で有効な手がかりになる。

（２） 朝廷の長州追討令と一橋慶喜の出陣準備命令

禁門の変に関する情報が在京重役を通じて熊本に伝わったのは七月二十八日である。翌日の二十九日、藩政府は最初の対策として良之助上京を内定した⁷。前年の八月十八月の政変直後同様の対応を取ったことになる。諸侯の上京を見越しての決定であったといえる。

以下では、在京幕府側の命令とそれに対する国許の対応を追っていく。その際、注意すべき点は、京都と熊本の地理的な隔たりのため、情報共有においておよそ十日前後のタイムラグが発生していたという事実である。当時としては至極当たり前のことであったこのことは、藩政府の対応に混乱をもたらす一因となっていく。

七月二十日、京都所司代は使者を肥後側に遣わして良之助宛て書付一通を渡した。そこには、「伏見其外え屯集之長州人、御所近辺え押寄、乱妨及ひ、所々放火等致し、不容易形勢ニ付、早々上京候様可致候。七月十九日」⁸と上京を求める旨が記されていた。また二十一日にも所司代は肥後側に書付を伝えた。今回は肥後を含め二十藩に対し、「所々屯集罷在候長藩之者、征伐之儀、従天朝被仰出候。就而は長防二国之動揺茂難計候間、抑エ之儀、屹度相心得、以後罷登候者ハ勿論、於国許茂如何之所為有之ハ、速ニ人数差向誅伐可致候」⁹と長州征伐を命令した。

二通の書付は、二十二日付の京都藩邸書簡を通じて、八月二日に国許へ到着した。藩政府は、四日、良之助上京を家中に公表した。そこには、「京地変動ニ付、天機御窺為御名代良

⁴ 七月二十日付在京重臣宛て国許重役書簡（『国事史料』5、9頁）。

⁵ 『国事史料』5、7-9頁。

⁶ 七月十五日、家老平野九郎右衛門と備頭溝口蔵人に上京命令が出され、七月二十二日から二十六日にかけて熊本を出立している。『国事史料』4、990-992頁。『国事史料』5、81頁。

⁷ 『国事史料』5、129-130頁。

⁸ 『国事史料』5、69-70頁。

⁹ 『国事史料』5、79頁。

之助殿御出京、御内定之处、今般猶又御沙汰之趣ニ付、右御窺旁御出京被仰付、万事被遊御委任旨被仰出候」¹⁰とある。「今般猶又御沙汰之趣」とは、所司代による書付二通のことを指すものと思われる。良之助の出発は十八日と予定された¹¹。ところで、両書付はいずれも禁門の変について言及がない。おそらく、変の直前に発せられていたものが、変後の混乱の中でそのまま通達されるようになったと推定される¹²。いずれにせよ、これが肥後にとって良之助上京を決定する動因となったことは間違いない。

一方、京都では、七月二十三日、一橋慶喜に長州追討の朝命が降下された。翌日、慶喜は肥後など二十一藩にその朝命を伝えると同時に、「速ニ軍勢国許え相揃置、差図相待可被申候。尤、從彼妄動致し候ハ、不待差図口々方撃入誅滅可被致候」と出陣準備および有事における独自判断での長州攻撃を命じた¹³。この報は、二十五日付の京都藩邸書簡を通じて、八月五日に国許へ届いた。藩政府は早速、対応処置に取り掛かった。六日、備頭沼田勘解由を先鋒隊長に任命し、七日には家中に対して「御国末々迄、万事戦国之心得ニ罷在候様」と通達している¹⁴。朝廷が長州追討令を発令し、それを受けた慶喜が征長軍を組織すべく諸大名に出陣準備を命じたことで、肥後は藩政を平時から戦時に転換したのである。公武合体・大政委任を擁護する立場からすれば、他の選択肢はなかったと考えられる。

(3) 肥後軍の小倉出兵

その間、京都では新たな案件が登場していた。七月二十七日、在京幕府側の大目付永井尚志が肥後側に「小倉援助」を打診してきたのである。永井は、関門海峡の対岸にある小倉が長州の攻撃で占領される事態が発生したら、九州全体にとって征長態勢の弱みになりかねないとして、肥後と筑前が至急に藩兵を派遣する必要があると主張したのである¹⁵。

ちょうど同じ日、京都藩邸は、幕府側に対して、①藩主弟の澄之助または良之助が藩主名代として長州征討に当たること、②良之助上京の猶予、③上京途中の藩兵（溝口組）を帰国させて征長軍に加勢させること、などを申し出て、すべて了承を得ていた¹⁶。在京重役は、藩政府が臨機応変な対応を取れるよう、独自の判断で交渉活動を行ったのである¹⁷。ところ

¹⁰ 『国事史料』5、142頁。

¹¹ 『国事史料』5、163頁。

¹² 久住真也は、二十一日の所司代の書付について、「変後の混乱に早急に対処するための、暫定的な措置であったと見なすことができる」と説明している（久住真也前掲『長州戦争と徳川將軍一幕末期畿内の政治空間』120頁）。

¹³ 『国事史料』5、93-94頁。

¹⁴ 『国事史料』5、164・168頁。通達の全文は次のとおりである。「長防討手之儀、別紙之通被為蒙仰候付、專其御覚悟有之事ニ候。一己々々用意之儀者、弥以此間申達候通、無油断心懸、御国末々ニ至迄、万事戦国之心得ニ罷在候様可申聞旨被仰出候条、奉得其意、支配方え茂早々可被相触候。以上」。

¹⁵ 『国事史料』5、126頁。

¹⁶ 『国事史料』5、118-119頁。

¹⁷ 在京奉行藤本常記による覚書（同年十月作成）には、「一向此許詰御役人心得を以奉伺置候ハ、御上京とも御出陣とも御出馬とも御在国とも如何様とも御自由之為出来、俄ニ御伺等之御手数も不被為在候儀と衆議之上伺取ニ相成申候事ニ御座候」とある（『国事史料』5、119頁）。

が、交渉活動の「成功」は、図らずも小倉援助の要求を拒否できない状況を作り出してしまった。二十八日、京都留守居は大目付永井を訪ねて、「是迄段々奉願候趣、速ニ御聞濟被成下候間、御断申上茂奉恐入候間、国許え申越候得は、差出可申方ニ爰許重役共談合ハ相済申候」と、在京重役は藩兵の小倉進駐に賛成する意向であることを答申している¹⁸。その結果、同日、正式に所司代から肥後藩主に対して小倉への援兵を命じる書付が発せられた¹⁹。

小倉援兵の件に接した藩政府は、八月十日、既に先鋒隊長に任命しておいた備頭沼田勘解由に小倉出兵を命じた。また、十二日には備頭有吉将監に所属する一隊に同行命令を出した²⁰。十六日から約二千三百人の兵力が小倉に向けて出立した²¹。藩兵展開の迅速さが見て取れよう。

こうした迅速な藩兵展開に際して、藩政府は如何なる征長方針を持っていたのか。このことは、藩政府が沼田に渡した「心得之書付」の文面から確認することができる。

一、昨年長州暴発（文久三年五月十日の攘夷実行のこと）已来、小倉より追々御応援之儀御頼談有之候へ共、朝廷・幕府之御処置茂相決不申内、御人数を被動候儀者難相成、御差扣ニ相成居候処、今度長防禦追討々手被為蒙仰、引続小倉応援之御沙汰有之候付、旁其方（沼田勘解由）組共、小倉迄被差出置候事ニ候。追而は、御差図次第御出馬茂可被為在、然上者、万事御下知之通相心得候儀勿論ニ候処、其内長州より小倉襲来茂難計、左様之節は、右御追討之手始とも可申哉ニ付、猶更御恥辱ニ不相成様、非常之忠勤有之度思召候。²²

ここでは、小倉出兵を決定した経緯を説明し、藩主の出馬意向を明かしたあと、小倉駐屯時における臨戦態勢について指示している。具体的には、長州が攻撃してきた場合、すぐさま応戦し、追討の先鋒としての役割を果たすようにというものである。こうした指示は、一橋慶喜が七月二十四日に命じた事項、つまり「従彼妄動致し候ハ、不待差図口々ヲ撃入誅滅可被致候」との行動指針に従ったものである²³。

¹⁸ 『国事史料』5、127頁。なお、留守居は小倉出兵に協力する代わりに肥後が担当していた寺町門の警衛を解除してくれることを申し出たが受け入れられず、今度は警衛の藩士を郷土に交代させることを願い出て許可を得ている。根強い交渉力を発揮したと言わざるをえない。

¹⁹ 「今般防長追討被仰出候付、小倉表援兵、其方え被仰付候間、被得其意、人数差出、猶小笠原大膳大夫可被申合候」（『国事史料』5、127頁）。小笠原大膳大夫は、小倉藩主の小笠原忠幹。

²⁰ 『国事史料』5、181・188頁。藩政府は八月十二日、各備組の出陣順番も決定した。沼田勘解由組→有吉将監組→溝口蔵人組の順番で出陣し、松野亘組と長岡監物組は留守に当たることにした（「堀丹右衛門え相渡候書付写」『国事史料』5、168頁）。ちなみに、『国事史料』の編者は、「八月七日本藩征長軍の部署を定む」として該当史料を掲載している。出典は複数あり、日付を八月七日と記したものと八月十二日としたものが存在する。文面中に「小倉援兵之儀」と書かれていることから、本稿では、八月十二日のものと見なしたい。

²¹ 『国事史料』5、204-207頁。

²² 『国事史料』5、182頁。

²³ 同様の臨戦姿勢は他藩にもみられる。八月中に熊本を訪問した薩摩の使者に対して藩政府は、「万一長州より小倉え取懸候儀茂有之候ハ、応援は申迄茂無之、其節は模様ニ応候而は惣督之

小倉出兵が始まった八月十六日、藩政府は良之助上京の延期を家中に布達した²⁴。その理由は、「御様子有之」とのみ示されたが、前述した京都藩邸の対幕府交渉の結果を受け入れて、計画を見直した結果と思われる。なお、十八日には、上京途中の大坂で京都藩邸から連絡を受け、帰国の途についた溝口組が熊本に到着している。

(4) 征長軍「討手配」の通達

八月十三日、在京老中の稲葉正邦は征長軍の諸藩に対し、長州攻撃のルートと順番、並びに兵力参集期限を通達した。肥後は、九州諸藩軍に編制され、長州への攻撃順番は小倉に次ぐ二番目に指定された。また、九月十日までに戦闘態勢を完備しておくことも命じられた²⁵。

この命令が熊本に届くと、藩政府は、八月二十四日、これを家中に示した上で、さらなる藩兵出陣および藩主出馬を予告した。同時に、改めて備組（戦闘部隊）の出兵順番を定め、それを関係者に通達した²⁶。

一方、この日、肥後大目付の小笠原一学が「京地変動ニ付、天機御窺」の使者として京都に派遣された。その使命は、かつて良之助上京の名分として用意されたものであった。小笠原が持参した所司代宛て上申書案には、「良之助儀、暫国許え罷在、越中守え力を添、諸般之手配行届候様仕度」と良之助が藩主を補佐している事情を説明している²⁷。藩政府はこれ

命を不待、直様長州え討入候事ニ茂至可申哉」と述べている（『国事史料』5、222頁）。

²⁴ 『国事史料』5、204頁。

²⁵ 『国事史料』5、193頁。京都藩邸が受け取った書付は、以下のとおりである。

細川越中守

九州討手

- | | |
|-----|---------|
| 一ノ先 | 小笠原大膳大夫 |
| 二 | 細川越中守 |
| 三 | 奥平大膳大夫 |
| 四 | 松平肥前守 |

長州御征伐被仰出候付而、書面之通相心得、去月廿四日相達、国許え揃置候人数早々繰出し、当月下旬より来月十日を限、豊前国え参集、差図相待可被申候。尤、自彼妄動致し候ハハ、不待差図攻入誅伐可有之候。

但、人数之多少者、家之高ニ応し、選兵強卒差出、雑人者可成丈相省可被申候。

八月

ちなみに、薩摩の記録によれば、「山陰道討手」・「山陽道討手」・「四国討手」・「九州討手（豊前国参集）」・「九州討手（筑前国参集）」・「在所江人数備置差図相待面々」の合計三十藩が征長軍に動員されている（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』3、鹿児島県、1994年、639-640頁〔史料番号1162〕）。

²⁶ 『国事史料』5、216-217頁。家中に対する通達には「長防討手被為蒙仰候付而者、一統覚悟筋之儀、去ル七日相触置候処、同十三日於京都、別紙之通、期限被仰出候。既ニ御備一手者小倉え被差出候事ニ候得共、此上猶追々ニ御人数御繰出、御出馬茂被為在候付、表方御次方之無差別、弥以諸事相整へ御下知を奉待候様可申間旨被仰出候条、奉得其意、組々え茂可被相触候」と記されている。一方、備組の出兵順番は、①溝口蔵人組、②有吉将監組、③松野亘組と決定した。

²⁷ 『国事史料』5、218頁。この上申書案をもとに、九月十五日、京都留守居上田久兵衛は京都

をもって良之助上京問題を片付けようとしたのである。藩内に向けては、二十八日、「来月十日迄ニ御人数豊前ニ参集之御沙汰有之、將軍様え茂御出馬之被遊御決定候程之御事ニ付、此節之御上京者、先御延引被仰出候」と通達している²⁸。期限内の出陣に間に合わせる事が最優先課題となっていたことがわかる。

藩政府は征長遂行のため戦時体制を強化していく。八月二十八日、意思決定の効率化を図るため二つの処置が定められた。一つは、家老・中老を二～三名ずつに分け、「御備御手当筋之儀（戦闘部隊のこと）」、「諸般之手賦金銭兵糧等之儀（兵站のこと）」、「御側備之儀（留守部隊のこと）」を専任させたことである²⁹。いまひとつは、藩主弟の二人および一門衆に対して毎日のように御前出席の上、すべての政事に関わるよう命じたことである³⁰。

同じく二十八日、備組の出兵順番が変更され、家老兼任の有吉将監が溝口蔵人より先に出立することが決定した³¹。その有吉将監組は九月三日を出立日としていたが、二日前の朔日に「宿所等、急ニ整兼候段、注進有之候付」、出発は九日に延期となった³²。

（５）江戸幕閣の消極的な態度

ここでは、江戸幕閣の動向を検討したい。八月二日、老中は京都で出された朝廷の長州追討令と一橋慶喜の諸藩出陣令の内容を在府諸藩・旗本に通達し、加えて將軍の征長に向けた意志も伝えた。次いで七日、將軍進発が予告された。征長総督に徳川茂承（紀伊藩主）、副将に松平茂昭（越前藩主）が公表された。征長総督については早速、徳川慶勝（前尾張藩主）に変更があり翌日に改めて通達された³³。肥後の江戸藩邸では、七日までの状況をまとめて国許に報告書を送った。それが熊本に到着したのは八月十八日である³⁴。

八月十三日、江戸の老中は諸藩に対し、長州攻撃の部署（攻撃ルートと順番）を示して、今月中に出陣するよう命じた。肥後藩主は、小倉・中津などとともに「海路、下之関、夫より山口え攻寄候面々」の一番手に指名された³⁵。

所司代・武家伝奏に良之助在国のことを届け出る（『国事史料』5、281頁）。なお、小笠原一学は入京後、家老代として京都藩邸の最高責任者となる。

²⁸ 『国事史料』5、231-232頁。

²⁹ 『国事史料』5、232頁。藩政府は事案ごとの専担制度を導入する目的を、奉行など役人への諮問書の中で明らかに示している。「御政道筋、平日は不依何事、席中（家老・中老）一般ニ評議仕候儀ニ御座候処、近日軍国之御手当至急之事柄而已一時ニ落集、主立候者無御座候而は果敢々々敷決着ニ至兼候間、科目を茂別紙之通被仰付候而は何程ニ可有御座哉。尤、科目外之面々茂心付候儀は無頓着申談候筈御座候」。

³⁰ 『国事史料』5、233頁。

³¹ 『国事史料』5、231頁。

³² 『国事史料』5、251頁。なお、兵站のことについては、内山幹生「第一次長州征討にみる熊本藩の兵站一民間人が担った兵站活動の事例」『熊本史学』92、2010年を参照。

³³ 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』6、岩波書店、1995年、306・308-310頁。『国事史料』5、137-138・166-167頁。

³⁴ 『国事史料』5、143頁。

³⁵ 『国事史料』5、190-193頁。肥後藩主宛て老中奉書には、「一筆令啓達候。松平大膳大夫追討被仰付候ニ付、其方儀者、海路下之関より之先鋒被仰付候間、同所より山口表え駈向ひ大膳大夫

江戸藩邸は早速、情報収集に当たった。十四日、江戸留守居は老中に伺書を提出した。冒頭で「昨十三日夜、越中守え御渡之御奉書、急速国許え早駆を以差遣候而茂、遠国殊此砌中国路差支、海路罷越候儀ニ付、無滞候而茂先十五六日程ならてハ到着仕間敷奉存候」と今月中の出陣が不可能である事情を説明したあと、①諸藩参集期限および長州攻撃日、②藩兵展

父子始、誅戮可致旨被仰付候。小笠原大膳大夫（小倉藩主）・奥平大膳大夫（中津藩主）儀茂同様被仰付候間、可被申合候。尤、小笠原大膳大夫儀者、小笠原近江守（小倉新田藩主）・小笠原幸松丸（安志藩主、小倉の分家）と一手ニ罷成、其方並奥平大膳大夫よりは先立可相達旨被仰出候間、可被得其意候。且又、長防両国え攻入候口々割合方之儀者、別紙之通被仰出候間、是又可被申合候。尤、当月中出陣之心得ニ而、出張日限之儀者、尾張前大納言殿（征長総督）え可被相伺候。此段可相達旨、依上意、如此候。恐々謹言」と記されている。下線部の「当月中出陣」云々の内容は、征長総督の徳川慶勝宛て奉書においても「当月中必御出張被在之、被仰出ノ趣厚御心得被成候様ニトノ御事ニ候」と強調されている（「督府征討紀事」日本史籍協会編『幕府征長記録』東京大学出版会、1973年、21頁）。

なお、征長軍の諸藩の数について、久住真也は、「（八月十三日の老中封書の内容は）史料によって違いがあるが、尾張藩の記録によれば、動員諸藩は先の京都で（七月二十四日に一橋慶喜が）達した二十一藩から、征長総督と副将を擁する尾張・越前両藩を除いて、二十七藩に増加している。のちに九月に入り、さらに増加して尾張藩が指揮すべき藩は三十四藩となる。この間の事情は定かではないが、戦略的観点からの動員諸藩の増減はあり得ることであり、動員諸藩の交代などはこれ以後も起きてくる」と記述した（久住真也前掲『長州戦争と徳川将軍一幕末期畿内の政治空間』124頁）。動員諸藩数の変動という史実について、妥当な推論に基づいて説明したものといえる。ただ、久住が使用した「尾張藩の記録」（「督府征討紀事」『幕府征長記録』21-26頁）に関しては、正確性に疑問が残る。少なくとも『国事史料』における関連史料と照らし合わせた場合、本来あるべき内容の欠落が見受けられ、史料として扱うには注意が必要であると思われるためである。すなわち、『国事史料』によれば、諸藩は攻撃ルート（「攻入候口々」）を基準に、

「陸路、芸州より岩国、夫より山口え攻寄候面々」

「陸路、石州より萩、夫より山口え攻寄候面々」

「海路、四国より徳山、夫より山口え攻寄候面々」

「海路、下之関、夫より山口え攻寄候面々」

「海路、萩、夫より山口え攻寄候面々」

と、五つのグループに分けられている。この時、各グループに派遣される軍目付（幕府使番の十五人）の名前も発表された。これを踏まえた上で、まず、「督府征討紀事」における軍目付に関する部分をみると、『国事史料』同様、五つのグループに三人ずつの名前が記されていることが確認される。一方、「督府征討紀事」における諸藩に関する部分をみると、四つのグループしか記されていない。その理由は不明であるが、「海路、四国ヨリ徳山、夫ヨリ山口へ攻寄候面々」が抜けている。以上のことを考慮すると、「督府征討紀事」の史料を鵜呑みにしてこの時点での動員諸藩の数を二十七藩と断定することは控えるべきである。二十七藩より多かった可能性が排除できないからである。ちなみに、『国事史料』では、「海路、四国ヨリ徳山、夫ヨリ山口へ攻寄候面々」に属する「松平阿波守（徳島）・松平隠岐守（松山）・松平讃岐守（高松）・伊達遠江守（宇和島）・松平壱岐守（今治）」など四国地域の五藩を含め、合計三十五藩（尾張・越前を除く）が征長連合軍に動員されている。

開に関する事項、③征長総督の本陣の場所、④將軍進発の日程など、藩政府が対策を模索する際に不可欠な基本情報を聞き出そうとしたのである。ところが、老中の回答は極めて歯切れの悪いものであった。①は征長総督から指揮があるはず、②③は征長総督に相談せよ、④は決定次第知らせる、といった具合である³⁶。江戸幕閣は長州征討における軍事指揮および將軍進発に対して消極的な態度で臨んでいたことが明らかになった。

他方、同日、江戸留守居は軍目付（軍事を監督する役職）の多賀鞆負³⁷と面談した。その席で多賀から、①幕閣は征長総督の本陣を姫路または広島に置くことを見込んでいる、②將軍進発の時期をめぐって幕府内で九月二十日頃を目当てに準備が進んでいる、などと聞かされている³⁸。江戸藩邸では、遅くとも十六日までには、十三日付の老中封書および関連情報を添えた報告書を国許に発送している。

（6）幕府命令の齟齬

江戸幕閣と在京幕府側は、諸藩の出陣について、偶然にも八月十三日、それぞれ異なる内容の命令を出していた。それに気づいた両側は、京都での命令を無効とすることで統一を図った。八月二十日、在京老中は諸藩に対し、七日前の出陣命令を取り消す旨と、これから征長軍の運用についてはすべて江戸幕閣の命令に従うようにと通達した。二十二日、江戸幕閣も同様の指示を出している。これで幕命の齟齬は幕府内部では一週間程で解消した³⁹。しかし、二つの幕府命令をめぐる問題は、征長軍に動員された諸藩に混乱をもたらすことになる。

肥後の京都藩邸は、八月二十一日、在京老中の書付を国許に送った。それが熊本に到着したのは、十四日後の九月五日である。翌日の六日、藩政府は藩兵展開において既定の計画を変更した。二日後に控えていた有吉将監組の出発は無期限延期となった。九月十日までに小倉への藩兵駐屯を完了する必要がなくなったからである。有吉に発せられた指令は、将来の出兵について、征長総督の命令が降るまで未定とし、その間油断なく待機するように命じている⁴⁰。ここでは、江戸幕閣の指示に沿って征長総督を指揮権者と見做していることがわか

³⁶ 『国事史料』5、200-201 頁。

³⁷ 多賀鞆負は、肥後が属する「海路、下之関、夫より山口え攻寄候面々」の陣営に派遣されることになっていた。『国事史料』5、192 頁。

³⁸ 『国事史料』5、202 頁。

³⁹ 『国事史料』5、212-213 頁。在京老中稲葉正邦の肥後藩主宛て書付には、「長州御征伐打手配之儀、於当地去ル十三日、以書付相達候処、右者取消しニ致し、打手配之儀、江戸表おゐて相達候通可被心得候」とあり、在京老中牧野忠恭の肥後藩主宛て書付には、「毛利大膳御征伐ニ付、口々討手之面々手配之儀、於京都相達候趣も有之候得共、攻口之割合・出陣比合之儀者、都而於当地被仰出候通可被心得候」とある。なお、この問題に関する在京幕府側の認識については、久住真也前掲『長州戦争と徳川將軍一幕末期畿内の政治空間』124-125 頁を参照。

⁴⁰ 『国事史料』5、260 頁。藩兵展開の中止は肥後だけではなかった。たとえば、薩摩でも同様のことがあった。肥後の国許家老は在京・在府重役に送った九月十八日付書簡の中で、薩摩の近況を次のように述べている。「彼御地（薩摩）ニ而ハ当月朔日比方海陸より御人数御繰出、引続君公（薩摩藩主）も御出張之御手続ニ而、都合三千之精兵御城下え屯集いたし居候処、先月廿八日ニいたり出張期限相違之御沙汰申来、俄ニ士気相弛ミ、如是御運ニ而ハ往々甚以無覚束、歎息罷在候折柄」云々（『国事史料』5、288 頁）。薩摩は、筑前・久留米・柳河とともに「筑前国」

る。ただ、征長総督に任命された徳川慶勝がその職に付くかどうか不明な状況の中で、肥後藩政府は、長州征討の実現可能性に不安を感じざるをえなかったに違いない。

そこで、藩政府は、以前に在京幕府側の命令に忠実に従って小倉援兵・征長軍出兵を実行してきたこととは異なって、今度は江戸幕閣の征長政策に藩として関与することを決断するに至った。京都藩邸の書簡が届いた九月五日、幕府に建白書を提出する方針が決定し、同日の夜、家老らによって藩主名義の建白書が作成された。その翌日、建白書を持参した使者が、京都と江戸で政治運動を行うため、熊本を出立したのである⁴¹。幕府命令の齟齬が肥後藩政府に及ぼした影響は、藩兵展開をめぐる問題を遥かに超えるレベルで表出したわけである。

第二節 将軍進発のための政治運動

(1) 肥後藩主の建白書

肥後藩政府が九月五日に作成した建白書の文面から、長州征討に対する認識および提言の内容を検討する。建白書の全文は以下のとおりである。

①今度、於闕下長州狼藉之次第、一統憤怒いたし候程之事ニ付、幕府之御煩悶如何可被為在哉。近年神州之御気運、日を逐及衰頹候処より、如是変動茂致出来候処、御処置断然と有之候ハ、右之変動却而中興御開業之御根軸ニ茂相成可申、天下目を刮而奉窺候折柄、

②御征討御進発之被仰出は有之候得ども、御期限茂今以相分不申、惣督副帥之命茂被下候得共、追々致変動、其余列藩人数繰出等之儀茂前後之御沙汰首尾不仕、彼是御内輪之儀、御不整之由唱候者茂有之、軍旅之枢要は人氣の奮立第一ニ而、遠国辺土ニ至候而は、猶更右様之唱承り疑懼を生し候は必然之勢ニ而、其内ニハ両端を持候向茂難計、即今之形勢にてさへ甚以無心元、往々如何成行可申哉、実ニ案勞ニ堪不申、

③重畳思惟仕候処、差寄惣督之方、種々之差障茂有之候ハ、乍恐、将軍様、芸州あたり迄急速ニ御進発、山陰・山陽・四国・九州之諸侯伯、御自身ニ御指揮被為在、四道一部々々之統帥を被立、其向より得斗及談合、大概一同ニ打入候都合ニいたし、一刻茂御成功を被遂候と御運ニ覚悟相立、其俟実地ニ被遊御乗出候ハ、未々迄茂人氣一時ニ振立、たとへ不良之心を抱候向茂、自然と無二之忠良を尽候様相成可申、

④左候へは、皇国之治安ニ赴候茂生靈之塗炭ニ落入候茂、其大機関ハ今日之御一挙ニ可有御座、無此上大切至極之御時節柄ニ候処、是迄之有姿ニ而者、中興之御開運は見込無御座、末は列国割拠之勢ニ变化茂難量、誠切迫之御処置、片時茂御遅延御座候場合ニ無之、昼夜寐食を安不申候ニ付、不顧万死言上仕候。誠恐誠惶。頓首謹白。

⑤(別紙) 外夷四ヶ国之軍艦、馬関ニ駆入いたし、先月初方度々戦争、長州勝利を失ひ、其後和義相整、追々退帆いたし候由候得共、今以二三艘は碇泊罷在候様子ニ致承知候。然処、外国と相応、且其敗衄ニ乗し、御自国之御征討有之形ニ相成候而は、天下之義胆

への出陣を命じられていた(『玉里島津家史料』3、640頁[史料番号1162])。

⁴¹ 『国事史料』5、258頁。

ニ差障候間、相残軍艦も速ニ致退帆候様御所置被為在度奉存候。已上。⁴²

建白書はまず、長州征討の意義を「神州」における「中興御開業之御根軸」と位置付けた。朝命を受けた幕府が諸藩を率いて「朝敵」の長州を征討してこそ、公武合体・大政委任の政治体制が鞏固なものとなり、その上で衰退した国運を回復することができるという認識である（①）。ところが、肥後藩政府にとって、現実には「中興」など到底展望できない状況であった。建白書は、将軍進発の遅延・征長総督人選の変更・諸藩の出陣期限に関する幕府命令の齟齬などを挙げ、江戸幕閣が露呈した征長実行における消極的な態度や政策上の不手際を指摘している。とりわけ軍事指揮をめぐる混乱は長州征討に関わる重大な問題であった。征長連合軍の統一、そして各藩内での統一を阻害しかねないからである（②）。

それでは、如何なる解決策が考えられるのか。肥後藩政府の主張は、将軍が最高指揮官として戦場に臨むべきであるということであった。すなわち、将軍が芸州に出陣し軍事作戦を統括する。その上で、山陰・山陽・四国・九州方面にそれぞれ「統帥」を任命し、統帥同士の協議を経て一齐に長州攻撃を断行する。そうすれば、一致団結した連合軍によって長州征討に功を奏することができる。指揮系統の一本化とその頂点に将軍を置くことで、停滞している局面を打開しようとの戦略にほかならない（③）。そして、今日がまさに「皇国」の治乱興亡の境目であることを強調し、幕府に対して迅速な決断を求めている（④）。

なお、建白書には「別ニ此書付御添可被為在哉」として、別紙が添えてある。禁門の変から約半月後の八月五日、イギリス・フランス・アメリカ・オランダの軍艦十七隻が長州の下関砲台を攻撃する事件が発生した。長州は戦鬪で敗北し、十四日に講和が成立した。肥後藩政府は、交戦の情報が伝わった当初より、征長軍が西洋艦隊に便乗するような形勢になることを強く警戒していた⁴³。それが、幕府に対して西洋軍艦の関門海峡からの完全退去を図るよう求めることにつながったといえる（⑤）。

（２） 使者の政治運動：京都

九月六日、肥後藩士の長谷川仁右衛門が建白書を持参して熊本を出発した。約一か月にかけて、将軍進発を実現させるための政治運動を京都と江戸で展開することになる。

九月十二日、長谷川は上京途中の大坂で幕府の軍艦奉行勝海舟と面談した⁴⁴。長谷川の活動が記されている「長谷川仁右衛門京地事情書」によれば、勝海舟は長州征討の実行について、幕府を「頼ミ無之」と見限ったあと、「朝廷ハ弥征長之儀ヲ御主張ニテ決然ト御真意ニ有之、一刻モ早ク有志ノ大名、肥・薩ヲ初メ四五藩出京ニ相成御相談有度」と京都で諸侯会議を開催して征長方針を確定することを勧めた。そして、幕府内の人物の中で老中阿部正外のことを「余程有志之御方」と評価する発言もした⁴⁵。

⁴² 『国事史料』5、259-260頁。

⁴³ 八月十日付長崎奉行宛て肥後藩意見書（『国事史料』5、180-181頁）。

⁴⁴ 勝部真長ほか編『勝海舟全集』18（海舟日記Ⅰ）、勁草書房、1972年、217頁。

⁴⁵ 「史談会本 伊達家雑録 四」所収の「長谷川仁右衛門京地事情書」（東京大学史料編纂所蔵『大日本維新史料稿本』元治元年九月九日条）。なお、同史料には続いて以下のことが記されている。

且、英・仏、弥近々摂海江廻り候儀無相違候処、幕府之応接信義ヲ失ヒ候末ニテ敬承可致様無之、列藩連印之義ヲ以テ応接有之度、万一大名入京前ニ異船廻り候ハ、安房守引受応接

勝海舟は長谷川に会う前日、薩摩藩士西郷隆盛に会っていた⁴⁶。その際、幕閣に長州征討の主導を期待することはできず、将軍進発のために「諸藩より尽力いたし候ても、無益の事」と懐疑の旨を語った。これを受けて京都に戻った西郷は、諸藩が老中阿部正外を助けて「幕奸の四五輩は、断然勅命を以て打ち落とし候策」、つまり朝命による幕閣改造を試みるようになる⁴⁷。

長谷川は九月十三日に京都に入り、十七日まで滞在する。その間、薩摩・越前・会津・桑名の諸藩士のほか、朝廷側の内大臣近衛忠房、幕府側の老中阿部正外・京都守護職松平容保・大目付永井尚志に会って将軍進発について協議した。この頃、京都では迅速な将軍進発を希望する雰囲気が高まっていた。そのため長谷川の運動は諸勢力から賛同を得ることができた。たとえば、十四日、老中阿部正外は、長谷川の幕閣工作が順調に行われることを図って同役の在府老中本荘宗秀に協力を依頼する直書を長谷川に持たせている⁴⁸。

肥後の京都藩邸も長谷川の活動を支援した。ただ、在京藩士の一部では内心、反感を抱く向きもいたようである。京都留守居上田久兵衛は故郷の父に送った書簡において、「加悦（嘉悦氏房、長谷川に従って上京）、道家（道家角左衛門・在京奉行）へ参、余程之暴論有之候由之处、道家大抵征伐いたし置候由にて、…長谷川着之節、御役所にて道家より、何様御互

ニ及、追テ大名集合之上、連印ヲ以談判致答ニ付、夫迄ハ如何様之申出モ遠慮致シ候様、自分受合可申候間、有志之大名入京之埒ニ至リ度、懇願之咄ナリ。

西洋船が摂海に来航した場合の対策として、勝海舟は、幕府を排除した上で有志大名連合（「列藩連印」）を以って応接することを主張した。征長対策としての諸藩連合論と同様、対外問題に関する政策決定を京都での諸侯会議に委ねるべきであるという構想である。

⁴⁶ 『勝海舟全集』18（海舟日記Ⅰ）、216頁。

⁴⁷ 九月十六日付大久保利通宛て西郷隆盛書簡（西郷隆盛全集編集委員会編纂『西郷隆盛全集』第一巻、大和書房、1976年、396-403頁）。なお、同書簡で西郷は、「摂海へ異人相迫り候時の策を相尋候処、如何にも明策御座候」と記したあと、勝海舟の発言を次のように伝えている。

只今異人の情態においても、幕吏を軽侮いたし居り候間、幕吏の談判にては逆も受け難く、いづれ此の節、明賢の諸侯四五人も御会盟に相成り、異艦を打ち破るべきの兵力を以て、横浜並びに長崎の両港を開き、摂海の処は筋を立て談判に相成り、屹と条約を結ばれ候わば、皇国の恥に相成らざる様成り立ち、異人は却って条理に服し、此の末天下の大政も相立ち、国是相定り候期に御座ありとの議論にて、実に感服の次第に御座候。弥左様の向きに成り立ち候わば、明賢侯の御出揃うまでは、受け合せて異人は引き留め置くとの説に御座候。

これをみると、勝海舟は「明賢の諸侯四五人も御会盟」すなわち諸侯会議論を力説したことがわかる。勝海舟が長谷川に対してと同様、西郷にも征長対策として諸侯会議論を示していた可能性はないのであろうか。第一次長州征討期における西郷隆盛の言動を検討する際にしばしば引用されてきた上記の西郷書簡については、「長谷川右衛門京地事情書」の存在も意識して解釈する必要があると思われる。

⁴⁸ 「史談会本 伊達家雑録 四」所収の「長谷川右衛門京地事情書」（『大日本維新史料稿本』元治元年九月十三日条）。なお、同史料からは、阿部正外が将軍進発に尽力する意向を示したあと、次のように諸侯会議論を説いたことが確認される。「今日之体、自国・外国ニ掛り候テノ儀ハ、賢明之諸侯ヲ集、相謀り候テ、国家之基本ヲ立テ、外国江之处置モ皆一途ニ出候様成行不申トノ御咄ニ有之候」。勝海舟の構想との共通性が見受けられる。

ニはねおさえいたし候ハ、容易ナ事ニハ至申間敷、所詮通り雨と存、暫簷ノ下ニよけ申方可然と申候」⁴⁹などと記している。長谷川らと在京重役の間に何らかの意見対立があったことを匂わせる記述である。

ここで、長谷川の政治運動の中で注目される言動の一つを指摘しておきたい。それは、十五日に行われた西郷隆盛との会談での発言である。西郷は当日の模様を鹿児島の大久保にこう伝えている。

昨朝(九月十五日)は肥後藩着にて面会いたし候処、肥・薩の両藩を以て長征を相願ひ、勅許を得て速やかに打つべきとの議論これあり候に付き、私方にては頓と諸藩の受も宜しからず候に付き、肥後さえ御差しはまり御座候わば、肥後に因って如何様とも致すべく、其の儀は直様御同意の段申し入れ候処、段々六ヶ敷故障云い出候次第に御座候。是迄の肥後の情態より相考え候処、余りよう過ぎ候間、却って不安心の事に御座候。両藩にて引き受くと申す儀は、逆も六ヶ敷と申し出候わば、如何程か激論を起し候わん。早速に同意の段申し出候処、故障出来いたし、いまだ本気のものか相分らず候。摂海夷船処置の議論は、本文勝の策、同意の談に御座候。御国元へも肥後より御使者も参り候由、如何の説にて御座候や、征長の事共激敷申したるや、御知らせ下さるべく候。⁵⁰

長谷川は、肥後と薩摩が提携して朝廷工作を行い、幕府に長州征討を督促する旨の勅命を獲得する計画を西郷に提示したようである。入京後の活動に手応えを感じた長谷川は、薩摩を利用して朝廷を動かそうとしたものと思われる⁵¹。将軍進発の政治主張を、建白を通じた肥後独自の政治運動から、朝廷公認の公武周旋に発展させる意図があったといえよう。しかしながら、結果として長谷川の目論見は西郷の拒絶で不発に終わってしまった。長谷川は九月十七日、京都を立って江戸に向かう。

(3) 九州諸藩の動向

一方、熊本の家老らは在京・在府重役に宛てた九月十八日付の書簡で、長谷川出立後の周

⁴⁹ 宮地正人編著『幕末京都の政局と朝廷—肥後藩京都留守居役の書状・日記から見た』名著刊行会、2002年、28頁。第一次長州征討期における上田久兵衛の国事周旋については、同書所収の宮地正人「禁門の変後の朝幕融和運動の展開とその挫折—肥後藩京都留守居上田久兵衛の活動に即して」を参照。

⁵⁰ 九月十六日付大久保利通宛て西郷隆盛書簡（『西郷隆盛全集』1、400-401頁）。

⁵¹ 宮地正人は、「横井率いる実学グループが構想する肥後・薩摩・越前三藩一致による事態挽回策も久兵衛等主流派の政治方針と鋭く対立する」と指摘し、上田久兵衛が「横井派」の長谷川について「薩と越前之事計称誉いたし、只々呆レ申候」と酷評したことを例示している（宮地正人前掲「禁門の変後の朝幕融和運動の展開とその挫折—肥後藩京都留守居上田久兵衛の活動に即して」378頁）。ただ、長谷川政治運動は藩政府の指示によるものであった点を考えれば、長谷川と上田の間で生じた意見不一致を、「横井派」と「久兵衛等主流派」の対立構図で説明することには疑問を感じざるをえない。ちなみに、横井小楠の「肥薩連合」に言及した論考として、堤克彦「横井小楠の『肥薩連合』論形勢と肥後藩での『長州問題』」熊本近代史研究会編『近代熊本』第25号、熊本近代史研究会、1994年がある。

辺諸藩の動向を次のように伝えている。

小倉におひても重畳御懸念有之、差寄九州ニも御三家又ハ閣老之内為御総宰御一人御下向有御座度、肥前・筑前よりハ將軍様一刻も御進発之儀、御使者を以被仰上候趣ニ相聞、其辺之儀、小倉よりも御家老之内被差登御周旋有之筈ニ付、此方様え茂御同様被為在度由御相談有之、御双方之御趣意、暗ニ致符号、且、薩州えハ最前御内使者浅井新九郎被差越置候内、右御建白之一条差起候付、早打ニ而写差遣委敷申述候処、彼御地ニ而ハ当月朔日比方海陸より御人数御繰出、引続君公も御出張之御手続ニ而、都合三千之精兵御城下え屯集いたし居候処、先月廿八日ニいたり出張期限相違之御沙汰申来、俄ニ士氣相弛ミ、如是御運ニ而ハ往々甚以無覚束、歎息罷在候折柄、此方様御建白相達、上下一統、殊之外太慶有之、何様同様之御趣意御建白は御無用ニ付、小松帯刀（家老）早々出京、実地之周旋被仰付筈候得共、近比少々病氣故快復次第、早速被差立旨、御返答有之、其余薩州ニ而ハ愈以此方様御国議一轍之由ニ付、御隣国何方も大概右之通ニ而、仁右衛門ハ申ニ不及、各初御役々尽力之心得ニも可相成と、右之次第態々早打飛脚差立申達候事ニ御座候。⁵²

ここでは、九州の有力藩がこぞって將軍進発の即行を最重要課題として考えていたことが分かる。注目すべきは、下線部のように、小倉や薩摩も、肥後同様、征長準備に困惑していたという事実である（薩摩の事例は第一節で触れたとおりである）。九州諸藩の將軍進発への要求は、実際の藩兵運用をめぐる問題から動機づけられた側面が大きかったのである。

肥後は、小倉・肥前・筑前といった同調者を得ることになった⁵³。さらに薩摩に使者を遣わして協力を取り付けることにも成功している⁵⁴。家老らは、肥後藩主の建白および長谷川の活動が九州諸藩の意思と一致するものであることを京都と江戸に知らせて、長谷川や在京・在府藩士の政治運動に弾みをつけようとしたものと思われる。

国許のこの書簡は、まず京都藩邸に届けられ、在京重役の十月一日付書簡とともに江戸藩邸に送られた。すでに江戸の状況を察していた京都藩邸では、「御建白貫徹之儀、何程ニ可有之哉、深掛念仕候事ニ御座御候」と心配を示している⁵⁵。

（４） 使者の政治運動：江戸

長谷川の江戸での政治運動を検討する前に、当時の中央政界で肥後がどのように位置づけられていたのかを確認しておきたい。京都守護職の松平容保は、將軍家茂に宛てた九月十七日付の直書で、次のように書いている。

⁵² 『国事史料』5、288頁。

⁵³ 第一次長州征討期における筑前の動向については、梶原良則「長州出兵をめぐる政治状況—福岡藩の長州周旋活動を中心として」『史淵』129、1992年、39-63頁を参照。

⁵⁴ その際、使者は薩摩藩政府に建白書の写本を差し出したと推定される。『玉里島津家史料』3、669-670頁（史料番号1181）掲載の、氏名不明とされる史料は、肥後藩主の建白書と同文のものである。

⁵⁵ 『国事史料』5、287-288頁。

御一己様へ御不敬仕り候儀とも違い、禁闕へ発砲致し候ほどの者を御征伐のための御進発御遅緩に相成り候ては、天朝御尊崇筋へも相響き、せっかく一心一致して翼戴奉り、勇躍奮起仕り候諸藩も追々瓦解致すべく、中興の御大業いかがあらせらるべきかと杞憂仕り罷りあり候。…御進発御遅緩に相成り候につき、促し奉るべきため、肥後・薩摩・久留米・桑名等の諸藩よりそれぞれ家臣出府仕らせ候由にこれあり、私よりも家臣差し下し、御老中まで申しつかわしおき候ところ、情実貫徹致さざる儀と相見え、今もって御日取も仰せ出でられず、病軀にて万事行き届きかね、胸中甚だ切迫仕り候につき、今般は御煩勞を掛け奉るをも憚らず、御直に献言し奉り候。⁵⁶

將軍進発は朝廷尊崇や国内統合に不可欠な政治行為であり、徳川政権の「中興の御大業」に関係すると主張して、將軍の決断を懇請する内容である。下線部では、將軍進発をめぐる対立・葛藤が、ざっくり二つの政治勢力間のそれとして大別されている。すなわち、將軍進発の実現を積極的に求める有力諸藩と、その声を見做す江戸の幕閣との対立構図である⁵⁷。こうした構図の中で、肥後は会津・薩摩・久留米・桑名などのグループに属している。この時点で、肥後の政治運動は、將軍進発推進派による共同行動の一部になっていたのである⁵⁸。

それでは、長谷川の江戸での活動についてみていこう。長谷川は京都を出発してから五日後の九月二十二日、江戸に到着した。翌二十三日、江戸留守居同道で老中諏訪忠誠（用番）に対して藩主の建白書と京都から持参した老中阿部正外と同役本莊宗秀宛て直書を伝えている。当初は本莊宗秀への面会を希望したが、それは幕閣に見做され、実現できなかった⁵⁹。

江戸藩邸では間もなく、長谷川を支援する行動に出る。二十四日、江戸留守居沢村修蔵の名で老中水野忠精（用番代）に質疑書が提出された。具体的な内容は、次の通りである。①小倉に駐屯する九州諸藩は広島に本陣を置く征長総督の軍事指揮を受けることになっている。ところが、両方は迅速な連絡が取れるような距離ではない。こうした軍事指揮系統の下では九州諸藩が長州攻撃の機会を逃す恐れがある。軍目付に総督同様の権限を与えて九州諸藩の指揮に当たらせる方案は如何であろうかお尋ねしたい。②長州征討はあくまで国内問題である。西洋の動きは未然に取り除かなければならない。かつて肥後藩主は西洋と長州が戦闘した時に、長崎奉行に対して西洋軍艦が下関海峡から迅速に完全退去するよう処置を取ることを提言した経緯がある。今も二・三隻が残留している状況のようだが、このことについてどうする予定であるのか。③肥後藩主が將軍進発の実行を懇願するために態々派

⁵⁶ 山川浩著・遠山茂樹校注・金子光晴訳『京都守護職始末』2、平凡社・東洋文庫、1966年、113-114頁。

⁵⁷ 元治元年の後半期における幕閣の特徴については、原口清著作集編集委員会編『幕末中央政局の動向 原口清著作集1』岩田書院、2007年、126頁以下を参照。また、幕府復古派の形成・性格・施策に関しては、久住真也前掲『長州戦争と徳川將軍－幕末期畿内の政治空間』第一章「徳川幕府の復古と改革」を参照。なお、將軍進発問題を「一会桑」勢力と在府老中との交渉を軸に追究した論考として、青山忠正『明治維新と国家形成』吉川弘文館、2000年所収の「征長と將軍進発」（172-190頁）がある。

⁵⁸ 実際、長谷川の在府中、肥後側は政治運動の傍ら、会津・桑名・薩摩・久留米と協議を重ねている（『国事史料』5、320頁）。

⁵⁹ 『国事史料』5、296-297頁。

遣した使者が江戸に到着している。その使者は幕府の回答を受けて早く藩主に復命しなければならない。すでに將軍進発の期日が決定しているのかどうかお尋ねしたい⁶⁰。以上のように、軍事指揮権・西洋軍艦・將軍進発について幕閣に回答を求めたのである。

九月晦日（二十九日）、老中との面談が実現した。長谷川は本莊宗秀に直接、肥後藩政府の意見をつぶさに伝えることができた。しかし、期待した成果は得られなかった。長谷川から報告を受けた在府重役は、国許宛て書簡で「（本莊宗秀は）一々御尤ニ御聞取被成候との事ニ候へ共、只々程能御挨拶迄ニ而御取合無之趣ニ相見、扨々慨歎之至ニ御座候」と述べている⁶¹。

江戸留守居が質疑書を提出してから十一日も経た十月六日、ようやく幕閣から返事が届いた。まず、①九州諸藩に対する軍事指揮問題については、「都而惣督之指揮を経可取計」と、すべての軍事行動は征長総督の指揮に従うことを原則としながら、「軍機之緩急、不得止場合等」に限り軍目付と相談して決定することも認めた。次いで、②西洋軍艦問題については、「引払候筈談判相済候間、可得其意候」として、すでに交渉済みであることを述べただけである。③將軍進発については、「追而相達ニ而可有之候」と事実上、回答を避けた⁶²。いずれも征長における幕閣の消極的な態度を露呈したものであるが、この回答書が作成される二日前の十月四日、將軍が征長総督に軍事指揮権を全面委任する旨の黒印状を発行していた事実を考慮すれば、無理もないことであろう⁶³。

肥後側では幕閣の返事に納得できず、十月八日、改めて、長岡衛門（家老代）・長谷川・沢村修蔵（留守居）の連名で老中本莊宗秀（用番）に上申書を提出した⁶⁴。それは、將軍進発と征長総督の問題に焦点を当て、幕閣に「御急決」「御果断」を仰いだものである。すなわち、將軍進発については「御期限御治定被為在候ハ、奉伺度、左茂無御坐、此俣罷歸候而者、復命之詮茂無御坐、甚以心痛仕候」と泣訴しており、征長総督については「尾張前大納言様（徳川慶勝）御総督之御請茂いまた不被為在哉之由唱候者茂有之、此砌、人心尤疑惑之一端ニ可有御坐と乍恐奉案勞候」と進言したのである。なお、上申書提出の背景には、九州諸藩の動向を記した国許の書簡が江戸藩邸に到着し、今一度尽力しようと動機付けられたという要因もあった⁶⁵。

⁶⁰ 『国事史料』5、306頁。なお、②で建白書の別紙に言及していない点、③で使者の任務を將軍進発の件に限定している点をみれば、建白書の別紙は老中に提出されなかった可能性が高い。

⁶¹ 十月十日付き、在府家老代の国許家老・中老宛て書簡（『国事史料』5、320頁）。

⁶² 『国事史料』5、306頁。

⁶³ 『国事史料』5、336頁。黒印状には、「長防追討之義、其基え致委任候条、副将以下諸藩之面々指揮被相加、軍事之義、大小共、機宜見計、便宜之処置有之、速ニ遂成功候様可致もの也」とある。

⁶⁴ 『国事史料』5、335-336頁。日本史籍協会編『官武通紀』2（復刻）、東京大学出版会、1976年、507頁。なお、上申書の日付は、『国事史料』に「十月」のみとあるが、『官武通紀』には「十月八日」とある。九月二十九日の江戸留守居による質疑書、十月六日の幕閣による回答書、そして十月九日の幕閣による諸藩への封書（將軍進発は征長連合軍の長州攻撃以降に行うと表明したもの）といった一連の流れを考慮すれば、この上申書は「十月八日」に作成された可能性が高くなる。

⁶⁵ 十月十日付国許家老・中老宛て在府家老代書簡（『国事史料』5、320頁）。

(5) 政治運動の中止

もっとも、肥後側が「百方手を尽」したと自評したほどの努力は、将軍進発を忌避する幕閣の前で結局、失敗してしまった。十月九日、江戸藩邸は用番老中から肥後藩主宛て封書を渡された。そこには、将軍進発の条件が書かれていた。

細川越中守

毛利大膳父子初御征伐之儀は、御急務之事ニ付、兼而被仰付置候討手之面々攻懸之注進次第、速ニ御進発可被遊思召ニ而、猶尾張前大納言殿え被仰出候品茂有之候間、急速出張、御同人得指揮、早々攻懸候様可致旨被仰出之。⁶⁶

幕閣は、将軍進発の期日を定めることはおろか、その時期を征長軍の長州攻撃以降とする方針を表明した。とりわけ「攻懸之注進次第、速ニ御進発」という表現からは、事柄を曖昧模糊にしようとする意図が読み取れる。肥後側の探索によれば、合計三十六藩に同様の封書が下されている。幕閣としては、迅速な将軍進発を主張する勢力の政治運動を前にして、政局の争点を将軍進発から長州攻撃の方に移す策略を用いたことになる。

肥後側の政治運動は中止を余儀なくされた。このことを国許に伝える江戸藩邸の書簡は以下のように述べている。

関ヶ原之古轍ニ被為倣候御事と相見、此上は差寄尽力之見込茂無御座候間、仁右衛門儀、右之御封書持参之御使者被仰付、今日早打ニ而被差立段、及達申候。右之通ニ候得は、尾州老公御指図次第、速被遊御出馬ニ而可有御座、武門之御面目は申迄茂無之儀ニ奉存候得共、乍恐一方には奉気遣候事ニ而、只々心中迷朦仕候迄ニ御座候⁶⁷

文面中の「関ヶ原之古轍」云々は、徳川家康が関ヶ原合戦の直前にとった行動を念頭においたものと思われる⁶⁸。慶長五（一六〇〇）年八月、尾張清洲城に集結した東軍と岐阜城を最前線とする西軍が天下分け目の決戦に備えて対峙していた。その際、東軍総大将の徳川家康は江戸城にあって出陣しようとしなかった。それに不満を抱いた武将たちに対して、家康

⁶⁶ 『国事史料』5、348頁。なお、征長総督の前尾張藩主徳川慶勝には、次のように通達されたことが確認できる。「毛利大膳父子御征伐之儀ハ、兼テ被仰出候通、御急務之事ニ付、御遅延相成候テハ、御所へ被為対被仰訳も無之、既ニ御進発御用意等モ最早相整居、即今御進発可被遊思召ニ候へ共、一戦之御左右も無之候ニ、御軽率ニ御進発ハ難被遊、右攻懸之御一左右次第、速ニ御進発可被遊思召ニ付、右之御注進ヲ被為待候御儀ニ候間、急速御出張、討手之面々へ御指揮被在之、攻懸之次第、迅速被仰上候様ニトノ上意ニ候」(『督府征長紀事』『幕府征長記録』71-72頁)。下線部のような発想はどこから来たものなのか、なかなか理解しがたい。将軍進発を遅らせるために作り出した理屈なのか、江戸時代における軍事思想のありようと関係しているのか、わからない。今後の課題として残しておきたい。

⁶⁷ 十月十日付国許家老・中老宛て在府家老代書簡(『国事史料』5、347頁)

⁶⁸ これについて久住真也は、「肥後藩士はこの達について、徳川家康の関ヶ原合戦における、小山出陣の故事にならったものと見て慨嘆している」(久住真也前掲『長州戦争と徳川将軍－幕末期畿内の政治空間』108頁)と説明しており、本稿における解釈と相違がある。

の使者は「おのおの手出しなく候ゆゑ、御出馬なく候、手出しさへあらば急速御出馬にて候はん」と伝えている。家康は岐阜城攻撃の注進を受けて、やっと出陣を決意し江戸を立った。そうして、清洲に到着したのは、関ヶ原合戦の四日前の九月十一日であった⁶⁹。

將軍進発を目指す政治運動を断念した江戸藩邸では、今後の戦乱を予測し、ただ「心中迷朦」するほかなかった。これは、征長軍として「武門之御面目」を施す機会を得たことに喜びながらも、先行き不透明な戦争遂行への不安を禁じ得ない、アンビバレントな感情を表わしたものだといえよう。

肥後藩主の建白書を幕府に伝える使者として江戸に来た長谷川は、皮肉なことに、政治運動の失敗を決定づけた老中の封書を藩主に伝える使者になって国許に向かうことになった。十月十日、江戸を出立し、二十四日後の十一月五日、熊本に到着して復命した⁷⁰。

第三節 肥後藩兵の展開と解兵

(1) 征長態勢の構築：元治元年十月の京坂

長谷川が江戸で政治運動を展開する際、京都・大阪では征長態勢が整いつつあった。九月二十一日に入京した前尾張藩主徳川慶勝は、十月五日に征長総督職を正式に受任し、征長軍の諸藩に軍事指揮権を行使していく。

十月六日、征長総督は諸藩の在京重役を宿陣に呼び出した。ここで、近日中に大坂で軍議を開催するので、二十日までに藩主もしくは家老が上坂するように求めた。そのほか、各藩に対して、「旌旗小印等之図面」・兵力の総数・隊長の姓名・国許から出陣地までの移動日数など、軍事情報の提供を指示した⁷¹。長州征討の具体化が図られたのである。

次いで、十一日、再び諸藩重役を招集し、一か月後の十一月十一日を期限として担当の攻口に藩兵集結を完了するよう命じた⁷²。出席した肥後藩士の記録によれば、「山陰・山陽・四国・九州、攻口々々一列々々、数切ニ呼出、長防之図面ニ引合、攻口地利等、第一各藩到着所之儀、彼方様（徳川慶勝）軍事懸、鈴木嘉十郎・長谷川惣藏列より相尋申候」⁷³とあり、実地の事情に通じない総督側は諸藩士の意見を徴した上で、日程を設定していたことが推定される。

一方、副将の越前藩主松平茂昭は、十月九日、在京老中より九州への出陣を命ぜられた⁷⁴。

⁶⁹ 笠谷和比古『関ヶ原合戦－家康の戦略と幕藩体制』講談社、1994年、104-116頁。使者の発言は、板坂ト斎『慶長年中ト斎記』中之巻（『改定書籍集覧』第二六冊（復刻）、臨川書店、1984年）。本稿では、笠谷本の107頁より重引。

⁷⁰ 『国事史料』5、412頁。

⁷¹ 「督府征長紀事」『幕府征長記録』57-58頁。肥後藩士が征長総督に提出した答申書には、たとえば、兵力数について「働人数、凡一万内外ニ茂可有御坐候事」、移動距離について「熊本方小倉迄四十一里半余（約163km）、小倉方長州下関迄海上三里（約12km）」などと記されている（『国事史料』5、340-341頁）。

⁷² 「督府征長紀事」『幕府征長記録』63頁。

⁷³ 『国事史料』5、350頁。

⁷⁴ 「征長出陣記」『幕府征長記録』357-359頁。

九州諸藩の指揮権者をめぐっては、一時期に肥後藩主の名が挙がったが、京都藩邸の強い反対もあって、結局、副将がその職に当たることで落ち着いたようである⁷⁵。

こうして、征長総督は副将同道で参内し、天皇に出陣の挨拶を済ましたあと、京都を立った。十月二十二日、大坂城で幕府・諸藩の関係者を集めて軍議が開かれた。江戸から届いた軍令と下知状が示され、長州総攻撃の実行日を十一月十八日とすることが公表された⁷⁶。これを機に、禁門の変から三ヶ月も経た時点で、いよいよ征長軍は臨戦態勢に入ることになった。

(2) 出兵再開と中止

九月初旬以来、出兵を中断していた肥後藩政府は、征長総督の動向を受けて藩兵展開を再開した。十月二十九日に番頭松山権兵衛の一隊、十一月六日から数日にかけて備頭有吉将監ひきいる約五千四百人の兵力が小倉に向かった⁷⁷。松山権兵衛は小倉駐屯中の備組一番手（備頭沼田勘解由）への加勢、有吉将監は備組二番手として、それぞれ出兵した⁷⁸。なお、有吉将監組の番頭として長谷川仁右衛門が同行している。

肥後藩主の出陣に関しては進展が見えない中、十一月八日、差し当たっての処置として長岡良之助の名代出陣が決定した。良之助は、十一月九日付の島津久光宛て書簡において、長州征討への意志を以下のように熱弁した。

扱、長賊暴挙之末、征討之儀被仰出候ニ付而者、昇平二百年余、初而得武門之面目候次第ニ付、早速奉命罷在候処、幕吏不相変姑息之勢と相成、深痛憤仕候処、今般漸征討之勢と相成、先以降心仕候。然処、弊藩人数追々出張之末、来ル十二日先鋒為陣代小子も出張仕候ニ付、万事見込も立兼、不一方心労仕候。尤、捨身報国之義は一步も譲不申覚悟ニ罷在候、呵々。定而賢兄も御出陣可被遊、実以京地御談話之通不他候間、御教示奉願候。…以後、神州之国体相立候様、永世深御熟交奉申上候義、京地御契約之通ニ候間、御休心可被下候。⁷⁹

長州のことを「長賊」と称するところに征長に臨む基本姿勢が如実に表れている。さらに「幕吏」の因循を批判し、「捨身報国」の覚悟を強調した背景には、「神州之国体」を保つこ

⁷⁵ 宮地正人前掲「禁門の変後の朝幕融和運動の展開とその挫折－肥後藩京都留守居上田久兵衛の活動に即して」340頁。なお、松平茂昭は、十二日、肥後の京都藩邸に使者を遣わし、肥後藩主に九州出陣のことを告げ、協力を求めた。その情報は、二十日に熊本に届く（『国事史料』5、352頁）。

⁷⁶ 「督府征長紀事」「征長出陣記」『幕府征長記録』80-98・382-401頁。なお、軍議の形式においては、肥後藩士の記録に「御総督様・御副将様御初、御役々様御出席、諸家様一御組合々々重役一人ツ、御呼出ニ而御軍議」（『国事史料』5、375頁）とあるように、征長総督の京都宿陣でのやり方が踏襲されている。関係者全員が参加して議論を行うようなものではなかったことがわかる。

⁷⁷ 『国事史料』5、393-394・416-418頁。

⁷⁸ 『国事史料』5、419頁。

⁷⁹ 『国事史料』5、423-424頁。

とを至上課題とする認識があった。良之助からみれば、征長を遂行する上で、久光は協力すべき同志的存在であった。それは京都での交流を通じて結ばれた信頼関係に由来するものであった。

藩主から軍事指揮権の象徴たる采配を授かった良之助は、十一月十二日、約三千八百人の兵力を従えて出立した⁸⁰。次いで、補佐役の中老郡夷則が十六日にその後を追った⁸¹。良之助が出発した時点で、すでに征長総督が藩兵集結の期限とした十一月十一日は過ぎていた。肥後としては、当初より期限の順守は無理だと割り切っていたようである。藩兵展開を推し進める中で、とくに期限を意識した言動は見当たらない。この傾向は、他の九州諸藩にも同様であったと思われる。以下に見る小倉の現状がそれを裏付けている。

副将の越前藩主松平茂昭が小倉に入ったのは、十一月十一日のことである。この段階で、同地に滞陣していたのは、小倉と肥後の藩兵のみであった。翌十二日、播磨安志藩主の小笠原幸松丸（貞孚、小倉藩主の実子）が到着したものの、如何にも厳しい現実を目の当たりにした副将は、ひとまず肥前・柳川・島原・秋月の四藩に檄を飛ばして藩主出陣を催促した⁸²。

九州諸藩の集結が大幅に遅れる中、十一月十五日、越前・肥後・小倉の重役が集まって軍議を開いた。そこでは、十八日と予定された長州総攻撃に加勢することは不可能であるという認識を共有した。肥後藩士沼田勘解由は、今のところ長州と戦える兵力が備わっておらず、こうした状況での戦闘行為は「無謀之至」として、期日を二十四日に延期することを提案した。それに対し、軍議では「此時兵卒の集らざるは、細川家のみに止らさりし故、実況を惣督府へ申立る事に内決」した。事実上、無期延期の必要性が認められたのである。翌十六日、軍目付の同意の上、総督府に上申書が発送された⁸³。

ところが、その上申書は忽ち無効のものとなる。同十六日の夜中、征長総督の使者が副将府にきて、総攻撃を猶予する征長総督の十四日付達書を伝えたのである⁸⁴。戦争に至らず長州を伏罪させる策略を図っていた征長総督、およびその参謀として活動した薩摩藩士西郷隆盛は、長州藩主の全面恭順の姿勢を伏罪と見做して開戦を回避する方針を固めたのである⁸⁵。これを機に、局面は、長州藩主の降伏を前提に征長軍の解兵を推し進める方向へと転換した。

この頃、肥後は藩兵展開を続けた。十一月十七日、良之助が小倉に到着し、肥後軍の本陣が置かれた小倉城下の開善寺に入った。その前後、十四日には備頭有吉将監、二十一日には

⁸⁰ 『国事史料』5、416・426・440-441頁。

⁸¹ 『国事史料』5、434・459頁。

⁸² 「征長出陣記」『幕府征長記録』420-423頁。なお、十二日付の檄文は、次のとおり。「以飛檄得御意候。毛利大膳追討之期限相廻候付、致会議度候間、早々小倉表江御出張可被成候。恐々謹言」。

⁸³ 本多修理著・谷口初意校訂『越前藩幕末維新公用日記』福井県郷土誌懇話会、1974年、65-66頁。「征長出陣記」『幕府征長記録』425-426・429頁。

⁸⁴ 「征長出陣記」『幕府征長記録』429-430頁。

⁸⁵ 総督と西郷隆盛の征長方針については、久住真也前掲『長州戦争と徳川将軍－幕末期畿内の政治空間』129-137頁。長州の恭順姿勢については、青山忠正前掲『明治維新と国家形成』58-63頁を参照。

家老郡夷則が小倉に着いた⁸⁶。一応、肥後軍は長州進撃のための陣容を整えた。一方、熊本では、予定より若干遅れて、十七日から備組三番手の溝口蔵人組が次々と小倉に向けて出発した。総攻撃の後発部隊として繰り出したのである。しかし、二十日、熊本に総攻撃猶予の報が届くと、藩政府は直ちに二十一日以後の出兵を中止した。当然ながら予定していた藩主の出陣も見合わせた。結果として、これ以降、肥後軍の小倉出兵はなくなった。肥後藩政府の征長への対応は、藩主在国のまま、小倉駐屯の良之助の裁量に委ねられ、解兵を迎えるまで続くことになる。

(3) 肥後軍の撤退

長州征討の局面は、総攻撃猶予を契機に、総督府と長州側の交渉を以って征長軍を解散する方向へと向かった。そうした中、十一月下旬、良之助は肥後軍の帰国を独自に押し進めた。征長副将が良之助に送った十一月二十九日付書簡には、「尊藩御引払之義、尽力可致旨、密々被仰下奉拝承候。長防御処置今一と際、何とカ不相成してハ御引払之義ハ御六ヶ敷義とも奉存候へ共、猶弊藩ニて及候丈ケは精々心配可仕候」⁸⁷とある。良之助は副将に藩兵帰国の意向を伝えて協力を求めていたことが窺える。総督府が解兵令を布告する一か月前から、軍事発動の可能性はないと見込んで出口戦略を考えていたのである。

やがて十二月十六日、八月から駐屯していた沼田勘解由組に帰国が命ぜられた⁸⁸。在小倉の家老は、国許同役に送った十七日付の書簡で、その経緯を以下のように説明した。

長防二国之儀、弥以悔悟伏罪之実迹相顕、追々御処置筋も相立、不遠参集之兵を被為解候埒ニ茂至可申哉。且五卿之儀も兵力を不用、穩ニ拔取之御目算も相立、最早御討入之場合ニ無之、大勢之御人数、徒ニ永陣ニ相成候而は、御国力疲弊を極候迄ニ而、後道之御運ヒも甚以掛念仕、殊ニ水府之一件も有之、彼是不容易形勢ニ付而は、京都え御人数可被差登儀も可有之、左候得は御国許弥以御手薄ニ相成候付、沼田手之儀は八月以来永々滞陣ニも有之、此節新手之兵入替之名目ニ而、西山手と引替被仰付、蒸気船ヲ御国許え被差返答ニ御座候。右付而副将え御届之趣等は他筆を以申達候通ニ御座候。⁸⁹

征長軍と長州の間で武力衝突が起きる可能性はなく、藩兵運用の在り方を見直す必要が生じた。その際、最大の考慮要因となったのは、「水府之一件」すなわち水戸天狗党の動向であった⁹⁰。当時、北関東を経て京都を目指す天狗党の武装行動は、征長問題と同時進行で展開していた。沼田組への帰国命令は、天狗党追討のための藩兵の京都派遣を見込んで、国許での兵力不足を補充する目的で決定されたということになる。この直前、良之助は十三日付の藩主宛て書簡で、重役の京都派遣を提言するほど天狗党問題を深刻に受け止めていた⁹¹。

⁸⁶ 『国事史料』5、460・475頁。『越前藩幕末維新公用日記』64頁。

⁸⁷ 『国事史料』5、513頁。

⁸⁸ 『国事史料』5、568頁。

⁸⁹ 『国事史料』5、568-569頁。

⁹⁰ 水戸藩士らによる武力反乱については、三谷博『維新史再考－公議・王政から集権・脱身分化へ』、NHK出版、2017年、209-212頁を参照。

⁹¹ 『国事史料』5、553-554頁。

沼田組の帰国は、そもそも征長軍からの離脱を意図した行動でなかったことは明らかである。なお、天狗党の西進は、十二月十八日、越前敦賀で鎮圧され、事態が京都まで波及することはなかった。

上記書簡で、ほかに注目される部分は、肥後側が藩兵帰国を副将に事前通知しただけで断行しようとした点である。沼田への帰国命令以前、肥後本陣の家老連名で提出された届出書は断固たる口調でこう述べる。

徒ニ時日を送申候而者、国力疲弊を重候迄ニ而、他日之再挙茂無覚束、甚以懸念之次第ニ御座候。…彼是不容易御時節ニ付、猶更兵力を養、往々共屹と公務を奉し申度奉存候間、八月以来指出置候一手之儀者、…新手之人数と引替え申筈御座候。此段御届申上候

92

事前に根回しをしていたものの、それにしても肥後側が独自の判断で藩兵の帰国を決行したことは間違いない。もちろん総督府に許可を求めたり届け出たりした痕跡も見当たらない。

十二月十九日、沼田組は海陸に分けて撤退を開始した。同日、小倉駐屯中の肥後藩士ですら、「長州表伏罪之趣ニ付而ハ、此許御引払之儀、督府より御解放之御沙汰御座候上、御治定ニ相成との趣ニも相聞候得共、是以区々之取沙汰ニ而、突留候儀無御座候」⁹³と述べるように、肥後軍の帰国は予想を超えて一気に断行された。沼田は二十七日、熊本に到着して復命した⁹⁴。

これより先の十二月二十七日、総督は征長軍の解散を諸藩に通達していた。その報は、正月一日に副将府に届き、肥後本陣にも伝わった。良之助は、十二月二十九日、副将に対して「大勢之人数空敷月日を送候而者、国侍共疑惑之余、更ニ如何様之紛擾を生候茂難計候」と憂慮を示していただけに、解兵令に接して安堵したのであろう。二日、副将に帰国の挨拶を済まして、翌日に出立、八日に熊本に到着した⁹⁵。約一万二千人規模での藩兵展開は終了した。

(4) 良之助の公議政体論

ここでは、藩主名代として征長問題に取り組んだ良之助の言動を検討する。出陣にあたって武力行使に積極的な姿勢を見せていた良之助は、総攻撃猶予ののち、時局の変化に即応していく。十一月二十三日付の島津久光宛て書簡は次のように記す。

長賊低頭之勢と相成、討入之期限も相延候次第、失本意候。乍去、迎も以後、於帝都天下之基本相立不申候而ハ、長征十分相立候而も何ノ詮も有之間敷ト被相考申候。実以長陣ニも相成候而者、国力疲弊無用之儀と被相考申候。岩国・徳山等者愈以正議之由、御

⁹² 『国事史料』5、567頁。

⁹³ 『国事史料』5、577頁。

⁹⁴ 『国事史料』5、601頁。

⁹⁵ 『国事史料』5、599・609・617-618頁。

家臣西郷杯よりも越副将へ申出之次第も有之、至極小生杯も同論ニ御座候。⁹⁶

戦争なしで事態収束の見込みが付いた以上、それを「国力疲弊」の回避という観点から肯定的に捉える一方、今後の課題として朝廷のもとで「天下之基本」を確立することを挙げている。征長終結については、西郷隆盛が副将府に提示した基本方針に賛同している。長州が降伏条件を履行したら征長軍を解散すること、長州処分の最終決定は公武に仰ぐことなどである⁹⁷。

ところが、征長総督が早期解兵を既成事実化し、諸藩から長州処分案について意見を徴するため十二月五日を期限に各藩重役の広島集合を命じると、良之助はそれに反対する意見を明確に示すようになる。十一月三十日付の総督宛て意見書において、以下のように主張した。

乍憚、大督府又者大小監官、長之地ニ被成御立越、服罪之実跡稜々被成御見届、弥以余焰再起之御憂無之場ニ至候ハ、大膳父子謝罪之真情ニおゐても猶更本意ニ可存、其上ニ而参集之諸軍権宜之御指揮被仰付候茂可然歟ニ奉存候。然処、御使之趣は、右を被差置、毛利家其上之御処置筋、先御尋ニ付、重臣差出、各国論申立候様との御儀ニ候処、服罪之実跡未御見届ニ不相成候内、其罪を論候儀者何程ニ可有御座哉。刑政は君上之大権ニ御座候処、近年御国事大方者、下より商議し候様ニ有之、天下之事、益紛擾仕候。其上、重大之罪案たりとも家筋又者功勞を加へ被議候事茂有之候。其儀は上裁ニ出候を議刑之大法と承り及、将又長防之儀、於諸藩私怨有之事ニ無御座候得ハ、朝憲至当ニ出候得は、異論可有之様茂無御座、旁以此節之御所置筋、列藩より先以見込議上仕候筋ニ而者有之間敷奉存候。⁹⁸

解兵は時期尚早であり諸藩招集は不当であるというのが主旨である。征長軍の解散については、総督若しくは大小目付が長州に入って「服罪之実跡」を確認し、長州父子の「謝罪之真情」が揺るぎないものであることが明らかになってはじめて検討すべきであるとして、慎重論を披歴した。そして、長州処分については、「刑政は君上之大権」という名分に基づいて、朝廷の「至当」な判断に無条件に従従すべき諸藩が、下から意見を出してはいけないとして、諸藩招集そのものを批判した。解兵の時期や処分の決定方式に異議を唱えたのである。

この時期、良之助の現状認識・将来構想がまとまった形で示しているのは、十二月一日付の松平春嶽宛て書簡においてである。

扱、長賊悔悟之形相顕、謝罪之意中、朝敵とハ乍申、尤之儀と被相考申候。付而は、浮浪過激之徒、速鎮静、且山口新城破却等之儀、大小監察ニ而も被差越御見繕有之候而可

⁹⁶ 『国事史料』5、490 頁。

⁹⁷ 「兵甲ハ大膳父子伏罪ノ書付出候ハ、山口新城破却シ、五卿浮浪ノ御取締相付候ハ、江戸へ御伺無之兵ヲ御解被成、近国ノ兵ヲ以テ堺ヲ守り候位ニテ、公裁斗ヲ公幕へ御伺ニ相成候御心積リ」(『越前藩幕末維新公用日記』73-74 頁。十一月二十三日条)。

⁹⁸ 『国事史料』5、520 頁。

然と相考申候。其上、七卿当時五卿御残之由ニ付、右之御処置は御承知も可被遊、筑州より受取之筈ニ付、兩三日中ニは成不成相分り可申と相待居申候。右御押詰相済候へハ、跡は御処置と申物ニ付、是ハ至急ニは御調被為在間敷、付而貴藩・薩・宇和島杯とも申談評決之處ニ而ハ、多人数之義ハ何方も無用之失費ニ付、後日再挙天下を一定するの国力も相立不申、付而番兵残置、御処置之間、警衛と致し、其余は引払居申候方、為国家専務と被相考申候。実以尾州督府杯は因循苟安之勢ニ只々時勢を不知論議仕候者は、愚之至と被相考申候。第一、幕府当時之勢、実以奸吏縦横、水野公（老中水野忠精）も阿部公（老中阿部正外）も引入之由、長大息切齒仕候。且常野之乱（水戸天狗党の挙兵）も未沸騰之勢ニ而、外夷ハ軍艦を以摂海ニ迫候勢杯、実以不容易、此辺へ着眼仕候得ハ、迎も長州ハ悔悟を以御処置有之、何卒大樹公も京城ニ御進発ニ致し、賢兄・芋公杯ハ有志之諸侯参会し、天下之基本確定、黄鉞を東西ニ秉候儀、今日之急務と被相考申候。⁹⁹

長州処分をめぐる議論は、山口城破却・五卿移転など降伏条件が満たされ、征長軍が解散した上で行われるべきであるとして、早期解兵・処分案策定を試みる総督府を「因循苟安」と非難している。さらに、根本的な原因として幕府の「奸吏縦横」状態を指摘したのも、良之助の厳しい現状認識を窺わせる。なお、解兵について、肥後・越前・薩摩・宇和島などが評決に至ったとあるが、合意形成の過程など具体的な経緯はわからない。注目すべきは、将来構想について語った部分である。天狗党の乱が鎮圧されず、西洋軍艦の摂海侵入が予想される中、良之助は長州問題の鎮静化を不可欠と認識した。長州藩主の「悔悟」とそれ相応の処罰を通じて問題解決に導いてこそ、将来への展望が開くと考えたのである。そして、あるべき将来とは、將軍進発（上洛）・有志諸侯会議を経て、天皇を中心とした政治統合・秩序確立の上で、諸問題に取り組んでいく体制を構築することにほかならなかった。

とりわけ有志諸侯会議に関わる構想については、十二月二十八日付の島津久光宛て書簡で具体的な内容が示されている。

大樹公を御進発ニいたし、各国有志之諸侯参集、第一賢兄（島津久光）・鋭鼻公（松平春嶽）・長面公（伊達宗城）杯、一橋黄門（一橋慶喜）ヲ輔翼ニ相成、万事一和、基本を被定、最早異論之向者、黄鉞ヲ東西ニ被秉、兵力縦横之御処置より外有之間敷、且ツ又夷人御処置者、兩三港之論ニ不拘、只万民物価沸騰之憂ヲ被除候而、是よりも航海、富国強兵之基本ヲ立申候より外有之間敷、吾より海外ヲ掃攘仕、五大洲之風月ヲ神州ニ弄翫仕度と暴論仕候。これも人にありと存申候。如何付而申上候。私見込ニ而者、差寄、一橋黄門之御心次第之事ニ而、当春之尽ニ而者、迎も相成不申、依而私よりも今般屹度不顧恐申上候趣意、一書状ニ委細相認申上置候。何様一橋黄門、真ニ賢公、オヲ御挙用被成下候は而ハ不相成義、御承知之通、私より涯分丈ハ申上候。もし一橋公御同意ニ相成候者ハ、是非賢兄も御上京相成度、密々奉伺候。私も密々申上候間、御密示可被下候。私ハ是非々々一橋公へ申上候心得ニ御座候間、幾度も書状差出可申と存居申候。¹⁰⁰

良之助は、將軍進発（上洛）のもとで島津久光・松平春嶽・伊達宗城が一橋慶喜を助けて

⁹⁹ 日本史籍協会編『続再夢紀事』3（復刻）、東京大学出版会、1974年、393-394頁。

¹⁰⁰ 『国事史料』5、605頁。『玉里島津家史料』3、756-757頁（史料番号1241）。

政権運営に加わる政治体制を目指した。敵対勢力に対する軍事制圧も辞さないような態度からは、政体一新への強い意志とともに、新政権の安定を確保しようという意図が窺える。このような政体構想において最大の問題は、三侯と一橋慶喜を結束させることであった。そのために良之助はみずから調停役に当たって問題解決に乗り出そうとした¹⁰¹。要するに、去る春に瓦解した朝議参与制度の失敗を教訓にしながら、有力諸侯の幕議参与への登用を図り、確固たる政権運用が可能な基盤・環境を整えようとしたのである¹⁰²。なお、良之助はこの時点で、山内容堂の参加は想定していない。その理由は、朝議参与に任ぜられた当時の容堂が、それを固辞し続けるなどして、薩摩・越前主導の政体変革に消極的な態度で一貫したこと¹⁰³を、同じく京都にしながら良之助自身が目撃していた経験のためと思われる。

ところで、上記のような良之助の構想が現実へと発展することはなかった。久光は、正月十七日付の返信で、上京する意向がないことを明らかにした。むしろ良之助に対して、書簡ではなく慶喜に会って説得してほしいと述べている¹⁰⁴。良之助は当初より、自分は上京しない方針を決めていたが¹⁰⁵、期待を寄せるキーパーソンの逡巡する姿、および彼からの上京要求を受けて、展望をなくしたのであろう。正月二十四日付の久光宛て書簡で「皇国尽力之儀者、不肖不可救之勢、尤も風雲の機ニ乗し候ハ、登京も可仕、実ニかりそめの登上杯ニては国力疲耗のみニ而、論説も不少、御察可被下候」と、期が熟するまで動かない旨を伝えるにとどまっている¹⁰⁶。中央政局から距離を置くことを選択したのである。ちなみに、のちに良

¹⁰¹ 良之助が旧参与諸侯と慶喜の間の調停役を自任するようになった背景として、越前・尾張から周旋の依頼があったことも見逃せない。肥後側の慶応元年正月二十三日付江戸藩邸宛て京都藩邸の書簡には、「一橋公ト越前之大蔵大輔様（松平春嶽）御中被為熟兼候付、長征相済候処ニ而、良之助様御上京御調和之儀御周旋被成下候様、於小倉酒井十之丞（越前の家老）列方追々奉願候由、且夷則（郡夷則・肥後の中老）広島え被罷越候節、尾州手方も其口氣有之候由ニ候得共」とある（『国事史料』5、658頁）。

¹⁰² 良之助は伊達宗城に対しても同様の政体構想を伝えていた。伊達宗城は、正月九日付の松平春嶽宛て書簡で、それについて「尤千万之見込」と評価している（『続再夢紀事』4、51頁。『国事史料』5、638頁）。

¹⁰³ また長州問題をめぐっても容堂はほかの参与諸侯と対立していた。在京中における容堂の行動については、三谷博前掲『明治維新とナショナリズム―幕末の外交と政治変動』第七章を参照。

¹⁰⁴ 『国事史料』5、650頁。『玉里島津家史料』4、65頁（史料番号1277）。島津久光は、伊達宗城宛て書簡において、「独木橋（一橋慶喜）辺雲霧難晴、迎も長良（長岡良之助）君書通計ニ而は詮立申間敷、押而上京御尽力之様愚答仕置候」と述べている（『玉里島津家史料』4、65-66頁〔史料番号1278〕）。

¹⁰⁵ 前注101で引用した京都藩邸書簡の続きは、以下のように記している。「此節御上京は不被為在方ニ被成御決定候付、万一尾・越等よりウ後口廻り有之、朝廷方被為召候様有之候而は、御都合悪敷候付、爰許ニ而致周旋候様との御主意ニ而、態ト小倉方探索生住江慎三郎を去ル三日被差立、同十七日致着京候事ニ御座候」（『国事史料』5、658頁）。

¹⁰⁶ 『国事史料』5、659頁。『玉里島津家史料』4、41-42頁（史料番号1266）。

之助が上京することになるのは、長州再征が終わった慶応二（一八六六）年九月のことである。

第七章 上京と出府の狭間で (慶応元年正月～同年四月)

第一節 藩主参勤問題の登場と対応

(1) 幕府の参勤復旧令と肥後の建白

第一次長州征討の終結後、肥後が直面した政治課題に藩主の進退問題(在国・上京・出府)がある。それは、慶応元(一八六五)年正月、幕府が諸大名に参勤交代の再開を命じたことから生じた。

まず、藩主参勤問題の発端を確認するため、時期を遡って、幕府の参勤復旧令および肥後の対応についてみておこう。第一次長州征討期の序盤、元治元年九月一日、幕府は参勤交代制度の復旧を触れだした。大名の隔年参府、妻子・嫡子の江戸常住などを義務付ける旧制を復活させたのである¹。すなわち、二年前の文久二年閏八月以降、幕政改革の一環として、国内の武備充実をはかり、諸大名の財政負担を軽減させるべく「参勤之年割、在府之日数御緩メ之儀」²など従来の義務事項を緩和してきたものを、ここで全面無効にしたわけである。

これに対して、江戸藩邸では、「此砌、如何之御見識ニ而、右之通(参勤復旧のこと)候哉、一円解兼申事ニ御座候」と当惑しつつも、以下のように、外様諸侯の「割拠」を予測した上で国許に既存の国事方針を見直す必要性を提言した。

殊、近来閣老初、一切言路相塞り候付、仮令諸藩より如何建白等有之候而茂、御採用ニ相成訳と茂相聞不申候間、外様之諸侯方ハ一刻も割拠之覚悟可致之外ハ有之間敷哉と奉存候。右之通ニ付、御国之儀も得斗御評議之上、是迄之御国事筋者御置置ニ相成、別途ニ御国是相立申儀歟と恐考仕候。³

ここで「御国是」と表現されたものは、幕府に対する態度さらに朝廷・幕府・肥後の関係

¹ 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』3、岩波書店、1993年、108-109頁。御触の文面は以下の通りである。

万石以上、以下之面々并交替寄合、嫡子在国、在邑、且妻子国邑江引取候共可為勝手次第旨、去々戌年被仰出、銘々国邑江引取候面々有之候処、此度御進発も被遊候ニ付而者、深キ思召も被為在候ニ付、前々之通相心得、当地江呼寄候様可致旨被仰出候。

一、万石以上之面々并交替寄合参勤之割、御猶予被成下候旨、去々戌年被仰出候処、深キ思召も被為在候間、向後者前々御定之割合ニ相心得、参勤交代可有之旨被仰出候。

右之通、今日出仕之面々江被仰出候事。

この処置について、青山忠正は「この参勤交代制復旧は、その理由に「此度御進発」を掲げているところから考えても、征長実施に先立って諸大名家の向背を打診するとともに、文久二年以来解体しつつあった將軍による大名統制を復旧する可能性を探ったものだったと見られる」(青山忠正『明治維新と国家形成』吉川弘文館、2000年、174頁)と解釈している。

² 『幕末御触書集成』3、94頁。

³ 九月七日付国許家老・中老宛て在府重役書簡(『国事史料』5、247頁)。

をその内容としており、本稿で使用してきた〈藩是〉にあたるといえる。江戸藩邸は、〈藩是〉の再検討に言及するほど事態を嚴重に受け止めていたのである。これは、「何分此俣ニてハ將軍家御永統之程無覚束、奉恐入候事ニ御座候」⁴と、幕府統治そのものへの危機感を背景としていた。江戸藩邸の書簡を受け取った国許は、苦悩せざるを得なくなった。

こういう状況の中、十月下旬、国許で対応方針が確定した。幕閣に送られる藩主の建白書が作成された。その建白書は、念入りな説得の言葉で、参勤復旧令の不当性を唱えつつその撤回を求めている。ここで注目すべきは、以下に引用するごとく、大政委任および「公論」尊重の観点から議論を展開している点である。

当春御上洛、万事御委任被為蒙仰、稜々御伺取之内ニ茂、御国家之大事件者御奏聞之上可被仰出との旨奉敬承候処、此節之儀は天下人心之向背、実ニ大事件と奉存候得共、乍恐御奏聞被遊、猶列藩之公論を茂被聴召上度、万一左茂無御座候而は、叡慮之程如何可被為有哉と深奉恐入候間、幾重ニ茂被為思召替度奉存候。若又、一旦被仰候儀、直ニ御変改被為在候而者、御政令御反復ニ而御政権難相立との御評議茂可有御座歟。然処、天下を以御委任被遊候へハ、天下之為ニ不相成儀は、幾度茂御改メ被遊候てこそ公正之御政道ニ而、若此俣ニ被差置、万一御請難相成節ニ至、御威光を以、強而被仰出候ハ、乍恐嘆願強訴仕候歟、或者遷延累月、終怨嗟激怒、又如何成動乱を生し候哉難計、是亦今日不得止之勢ニ候得ハ、実ニ幕府之御為震悚戰慄仕候。仰願は、天下之時勢、人心之向背被遊御洞察、事機情緒未顕前、御旧復之御命令、速ニ御解放しニ相成、列藩人心安堵仕候様、改而被仰出、去々年来之台慮御貫徹被遊度、伏而奉願候。⁵

参勤交代の復旧は「国家之大事件」に相当するので、將軍は天皇への「御奏聞」を行なうとともに「列藩之公論」を傾聴すべきであったとしている。これは、天皇が大政委任の旨を伝えた同年四月二十日の勅書の中に「但、国家之大政大議ハ可遂奏聞事」⁶という文面があったこと、その勅書に対して將軍が請書を提出したことを踏まえたものであり、また、幕府の政策決定過程に諸藩の意見を反映しなくてはならないという認識を示したものにほかならない。公武間の約束事を持ち出して朝廷の権威を借りると同時に、「公論」尊重の大義を強調することによって、参勤復旧令の不当性を指摘したのである。この時点で、肥後の考える幕府・諸藩の関係が絶対的な命令・服従のそれではなくなっていることを表わしており、注目に値する。

さらに、幕府が大政委任によって天下を統治する以上、政策の決定はもちろんその撤回に

⁴ 前記と別個の九月七日付国許家老・中老宛て在府重役書簡（『国事史料』5、248頁）。この書簡は、老中松前崇広から「此方様（肥後）ハ従公辺分而御頼被思召候訳茂有之候間、御婦人様方成丈早く御参府被為在候様」との要求があったことを伝えている。参勤復旧令に従えば、肥後藩主の参府は翌年の四月に予定されており、直面の問題は国許にいる藩主婦人の進退となる。これについて、在京重役は、「非常之世上ニ相成、只今御参府杯とハ誠存懸も無之事ニ付、先暫御見合ニ相成居申候ハ、追而ハ一統之模様茂有之、其上ニ而御参談之筋も被為在と奉存候」と、ひとまずその延期を幕府に申し出る意向を示した。

⁵ 『国事史料』5、446頁。

⁶ 宮内庁先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』5、平安神宮、1981年、148-149頁。

においても、「天下之為」「公正」を考慮した上で専権を行使すべきであり、もし諸藩の反対を無視して威勢をもって誤った政策を押し通そうとすれば、結局内乱を招きかねないと苦言を呈している。

建白書は、主張を裏付ける論拠として、大政委任の政治体制と「列藩之公論」を提示した。つまり、大政委任の枠組みの中で、日本政治をになう主体たる朝廷・幕府・諸藩それぞれの役割を位置づけた上で、幕府に対して形式・内容ともに不適切な参勤復旧令を取り消すことを懇願したのである⁷。

使者として江戸に向かった奉行鎌田軍之助は、十一月十四日、用番老中の阿部正外に建白書を提出した。江戸藩邸では事を極秘裏に済まそうと努めた。その理由は、「此節之御建白ニ依而御解放（参勤復旧令の取消）ニ相成候而者、御威光ニ茂差障候と申様之議論も可有之、仮令御採用ニ相成候而茂、表分は廟議より出候姿に可相成者勿論之事ニ付、御建白之次第、此方様より他ニ洩候而者決而難叶と申談」⁸とあるように、建白書の採用を想定したうえで幕府の面目を保つためであった。けれども幕閣は建白書を受理したまま、何らの反応も示さなかった。参勤復旧令をめぐる評議そのものが、長州征討の終了後に持ち越されたのである。

（２）藩主参勤問題の登場

新しい局面は、まさに長州征討が終結した直後から現れはじめた。翌年の正月十五日、幕府は、征長総督の報告を受け、「長防共鎮静ニおよひ候ニ付、此上、御所置之儀者於当地可被遊候。依之、御進発者不被遊候」⁹と將軍進発の中止を発表した。將軍の進退が確実になると、肥後の江戸藩邸では、藩主参勤問題が表面化することを予測し、十八日に建白書の採用の如何を幕閣に問い合わせた。参勤復旧令が撤回されない限り、肥後藩主は当年四月までに参府しなければならなかったのである。しかし、老中は相変わらず無反応で、その家臣から「御評議中に而如何様共御挨拶不被成御心得ニ被居候」との旨を伝えられただけである¹⁰。

そういう状況の中、同月二十六日、幕閣は参勤復旧令を強行する意志を改めて諸藩に表明した。具体的には、「当年参勤年之面々は、前々参勤期限遅々不致様参府可被致候。且長防追討之面々茂帰邑之上ハ、四月六月前々割合之通参勤可被致候」¹¹と直近の参勤期限に遅延が生じないようにと念を押している。それを受けて、江戸藩邸は、二十九日付の国許宛て書簡で、建白書の不採用は明らかであり、幕府は「只管威力を以、一切御押付之姿ニ相見、此上如何体ニ茂尽力之見込無御座、只々号泣仕候迄ニ御座候」と慨歎しつつ、次のような対策を提案した。

先御病氣被仰立ニ而、暫御延引之内、諸藩之模様茂被遊御覧、其機ニ応、御参談可被為

⁷ 建白書の解釈において、次の論考から示唆を得た。小野正雄「文久期の政局と幕藩軍役体系の破綻」（小野正雄『幕藩権力解体過程の研究』校倉書房、1993年所収）。久住真也「徳川幕府の復古と改革」、「慶応元年將軍進発態勢の創出」（久住真也『長州戦争と徳川幕府－幕末期畿内の政治空間』岩田書院、2005年所収）。

⁸ 十一月十五日付国許家老・中老宛て鎌田軍之介・長岡衛門書簡（『国事史料』5、444頁）。

⁹ 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』6、岩波書店、1995年、331頁。

¹⁰ 正月十九日付国許家老・中老宛て鎌田軍之介書簡（『国事史料』5、655頁）。

¹¹ 『国事史料』5、665頁。

在哉、又は今一応御手を被替候而、年限を以御猶予御願歟御建白と申御運ニ茂至可申哉、何様ニ茂御国許之御評議奉仰候。

藩主の健康異常にかこつけて参勤の延期を願い出ておき、諸藩の動向を見極めたうえで方針を決定する、あるいは、参勤期限そのものの猶予を申し出ることなど、いずれも消極的でその場しのぎを試みる対処ではあるが、それこそ江戸藩邸の苦心が伝わってくる。こうした苦心は、外部要因による問題打開に期待を寄せるところからも窺える。同書簡は、老中の阿部正外・本莊宗秀が上京した際に、「朝廷方は参勤交代旧復等之事、御察討も可有御座哉。若又京師之御沙汰筋御敬伏、今度之御旧復、又裏ニ返り候様ニも御座候ハ、大幸不過之」と、朝廷の鶴の一声に希望を見出そうとしたのである¹²。当時の幕閣は、兵力を背景に朝廷に威圧を加え、幕府主導の政治秩序を復活しようとして、両老中を上京させていた。彼らは二月の初めに入京し、二十二日に参内することになる。

こうして藩主参勤問題が顕在化したわけであるが、江戸藩邸が参勤延期論をもって対処の基本的方向性を提示したことに對して、京都藩邸は如何なる対策を講じたのか。二月十七日付の江戸藩邸宛て書簡の内容から確認しよう。

爰許に而茂差寄可然見込茂付兼候得共、此埒ニ至、御病氣被仰出等ニ而御猶予御願被為在候而ハ、乍恐御建白之趣と齟齬仕、夫ニ連レ各別之御尽力茂唯々御国之御弁利を被為謀候様相響可申哉ニ付、不取敢御期限前ニ被遊御参府、於関東天下之利害得失、就中叡慮ニ被為違候御儀等、閣老方え御直ニ被仰談、夫ニ而茂貫徹不仕候ハ、將軍様え御拝謁被遊御諫諍候ハ、自然は御趣意徹底可仕候へ共、近年非常之御物入被差湊、最早御国力衰耗之折柄、急速之御参府被為出来候御儀ニ可被為在哉。然ルニ、御国許方御使者杯ニ而猶御建白被為在候而茂、水之泡ト相成候迄ニ無之、弥逆鱗ニ可被為触、何分御義理合茂嚴然ト相立、御国力茂接統之見込付兼、甚以致迷矇候。¹³

¹² 正月二十九日付国許家老・中老宛て鎌田軍之介書簡（『国事史料』5、667頁）。なお、同書簡において江戸藩邸は、時を同じくして国許から財政負担を軽減する目的で幕府に借金を願うようにと指令があったことに對し、それをそもそも別件であった藩主参勤問題に結び付けて幕府工作に活用する計画を提言している。当該の文言は、以下の通りであるが、あらゆる状況を想定し、それ相応の対策を探っていく様子から、まさに政治交渉に臨む政治家の周到な戦略を窺うことができる。

公義え御拝借御願之儀、…只今御難渋之御仰立に而御願ニ相成、自然御済出ニ相成候ハ、先夫ニ而急場之御繰合出来候訳ニ付、御国力疲弊之申立は力弱ク相成可申、左候時は、弥以御参勤茂無而難叶勢ニ茂相成可申哉。其上、前条両閣老京都ニ而之御都合次第に而、善惡何れニ帰着可仕哉、其模様相分候上、猶勘考茂可仕、旁今暫見合置候而、後道諸藩台命を奉し、拔差不相成時宜ニ至候ハ、高増を以三拾万金位無利永年賦之御願に茂相成可申哉。右御拝借御済出無之時ハ、夫を言葉ニ又参勤等御猶予御願と申ニ茂至可申哉。自然御願済ニ相成候ハ、一稜之御繰合出来可仕、諸藩之釣合茂可有之哉、旁御参勤等被為在候御儀ニ茂至可申哉共奉恐考候。

¹³ 『国事史料』5、711頁。

議論は、最初から江戸藩邸の参勤延期論を排除している。藩主の病気を理由にしては、大義名分が立たないとみたからである。その代わりに、期限厳守で参府して藩主自ら参勤旧制の撤回を訴える、いわば正攻法を取るべきである。しかし、その実行も当面は覚束ない。財政難など「国力衰耗」により、迅速な藩主出府はできないからである。ほかに、再三の使者派遣も、幕府との関係を悪化させかねず、得策とはならない。結局のところ、京都藩邸は、名分と実利をともに満たすような方策を見出すことができなかったのである。なお、老中阿部・本荘の上京が現状打開の転機となる可能性については、厳しい現状を説明したあと、「容易ニ堂上方等致建言候而は、却而官武之御間隔を弥増候恐茂不少」と、京都藩邸による朝廷工作の困難を伝えるにとどまっている。要するに、京都藩邸は、具体的な解決策を提言できず、ただ大勢を観望するしかないとしたのである。

(3) 藩主参勤の延期

以上のような江戸・京都藩邸の意見を受けて、国許では如何なる判断を下したのか。家老・中老による三月五日付の江戸藩邸宛て書簡には、次のように記されている。

此度御触達之通ニ候得は、御建白筋一切御採用無之儀は、顯然ニ而、弥以御威力ニ而御押付之方ニ御腰を被居候而之事之様ニ被伺候処、全此筋御押通之事ニ候ハ、長防討手之諸藩杯は猶更不平を生し、未如何成行可申哉。右之御運ヒニ而は、上ニ茂期限を不被為迦御参府被為在、猶御建白茂被為在候儀、公武え之御忠節茂可被為立筋ニ可有之哉ニ候得共、左候而は、此上御国力疲弊は不及申、且列藩嫌忌之程茂如何ニ付、此節御参府御延引被為在候方、却而公辺えは御諷諫之筋ニ茂相成可申哉ニ付、旁先御病氣被仰立ニ而、御参府御期限延之儀、別紙之通御留被為在候方ニ相決、此節早打御飛脚差立候事ニ御座候。¹⁴

結果としては、江戸藩邸の参勤延期論を受け入れたことになる。ところが、それを正当化する理屈は、多様な要因を考慮していただけに複雑である。まず、議論の構図をみると、京都藩邸のそれに倣って、理想と現実の相克からなっていることがわかる。理想では、期限内の参府と幕府への建白を果たすことが「公武え之御忠節」つまり〈藩是〉に適う行為として望ましい。しかし現実には理想を許さない。「国力疲弊」や「列藩嫌忌（参勤旧制に服従すると見なされること）」などの現実要因を考慮すれば、藩主が大規模な家臣団を率いて江戸に向かうことは見合わせざるを得ないのである。ここで、従来の〈藩是〉は相対化された。古今東西にわたって原則はどんなものでも状況に応じ解釈を変えるのが普遍であるように、原則としての〈藩是〉は、現実との緊張関係の中で、時と場合に応じて、その政治的地位が変化したわけである。

ある事案をめぐる、理想と現実が相克しつづける場合、あげくに取残される選択肢の一つは、問題の抜本的な解決を先送りにし、大勢を見極めながら時間を稼ぐ、といった戦略であろう。病気という無難な理由を掲げて当面の参勤義務を回避する方針が取られた所以である。上記書簡には、幕府に参勤期限の延期を求める三月朔日付の藩主願書が添えられており、そこには「先立而ハ痔疾差発難儀仕候付、専加療養候得共、相勝不申、何分長途之旅

¹⁴ 『国事史料』5、745-746頁。

行仕兼候。依之、猶加療養少茂快罷成候者、早速出立可仕候」¹⁵と綴られている。藩政府は、急場をまずしのぐ目的で、常套かつ真偽不分明な理由を作り出したのである。さらに期限を曖昧に設定することで、将来に藩主の進退を決定するにあたって、拘束要因をできるだけ排除し、有利な環境を用意しようと努めたことが見て取れる。こうして、藩政府は、藩主参勤を延期する方針を確定し、それを江戸・京都藩政に知らせた。

第二節 参府と上京のジレンマ

(1) 京都藩邸の藩主名代出府構想

一方、京都の中央政局では、将軍の上洛（上坂）問題が政局を支配していた。正月十八日、朝廷から幕府に将軍上坂を督促する沙汰書が発せられている¹⁶。将軍の進退については、京都守護職の松平容保や禁裏守衛総督の一橋慶喜らが、公武関係を回復させるため早期の将軍上洛を推し進めた。肥後の京都藩邸では、彼らに同調し、京都留守居の上田久兵衛を中心に積極的な国事周旋を展開した¹⁷。

同じ時期に、それと競合する動きも出ていた。正月二十四日に入京した征長総督の徳川慶勝と、薩摩の在京藩士などが、有力諸侯の京都招集と将軍上洛を組み合わせた構想を持ち出したのである。もとより諸侯の国政介入を嫌う松平容保は異見を唱えた。肥後藩の京都藩邸はこのような政治状況を国許に詳しく報告している¹⁸。招集対象の有力諸侯の中に肥後が含まれていたことから、事態の推移を注意深く見極めていたのであろう。

老侯（徳川慶勝）ニ茂先月廿四日御着京ニ相成、長州御処置為御談決、此方様御始、薩・肥・土・因・久留米等之諸藩御呼登、其上ニ而、諸藩諸共将軍様御上洛可奉願との事ニ付、会津侯方、右之通候而は諸藩方将軍様御呼受申候形ニ而御威光ニ茂差障、且諸藩論説一定不致、又々却而混乱を生し可申との趣被仰上候へ共、御採用無之候付、御上洛之儀は会津侯御自身関東え御馳下り御尽力可有之候付、諸藩召は其間御猶予御願ニ相成候得共、御聞入無之、其方は其方之存念通り関東え可被馳下、此方は關外之事（軍事）御委任ニ付、存分之取計いたし候との御事之由。…尤、西諸侯御呼登之儀は、一橋公方尾州老侯え御頼談候而、会津侯江戸方之御左右有之迄は御猶予之儀御聞済ニ相成、責而之儀ニ奉存候。¹⁹

¹⁵ 『国事史料』5、747頁。

¹⁶ 御沙汰書の文面は次のとおりである。「毛利大膳父子伏罪之形迹相顕候ニ付、追討諸藩一同及凱陣候由、尾張前大納言以書取言上被聞食、此上ハ防長処置之儀、即今之急務、最皇国之大事ト被思召候間、兼テ御沙汰之通、大樹速ニ上坂被安敷慮候様、屹度処置可有之旨被仰出候事」（『孝明天皇紀』5、453頁。『国事史料』5、653頁）。

¹⁷ 上田久兵衛の諸記録、および周旋活動の詳細については、宮地正人編著『幕末京都の政局と朝廷－肥後藩京都留守居役の書状・日記から見た』名著刊行会、2002年。

¹⁸ 『国事史料』5、678頁。

¹⁹ 二月四日付江戸藩邸宛て書簡（『国事史料』5、678頁）。

京都藩邸の観点からすれば、問題の核心は、諸侯招集と将軍上洛の順序を如何にするかにあった。もし将軍上洛に先立って有力諸侯が京都に集まって国政を取り扱うような事態が発生すれば、将軍（幕府）の統治権は打撃を被らざるをえなかった。これは、将軍上洛を優先し、幕府説得のため江戸行きを名乗り出た松平容保が、諸藩招集の猶予を願い出たことから裏付けられる。なお、容保の要求は一橋慶喜の仲介で容認されることになる。

京都藩邸としては、一連の動向を踏まえて、もし幕府が将軍上洛を決定した場合、朝廷が肥後を含む有力諸侯に上京を命じる可能性が高いと判断するようになった。ここで、藩主参勤問題とは全く違う文脈から、「藩主上京」問題が出現する端緒が見え始めたわけである。

松平容保の江戸周旋は、前述した老中阿部・本荘の上京によって、一旦中止となる。京都政界の関心は、両老中の参内に集中した。彼らは、二月二十二日に参内した。予め対策を練り上げていた関白二条斉敬は、幕府の失政を詰問したあと、閉口する両老中に将軍上洛への尽力を約束させた。老中阿部正外に対して即時東帰の上、幕閣説得を行うよう命令が下り、折しも参勤予定の紀州藩主と伊予松山世子を阿部の助勢に当たらせることが決議された²⁰。二日後、阿部は帰途に就いた。

肥後の在京重役は、老中参内の結果を受けて、将軍上洛の実現に転機が訪れたと判断したようである。朝廷から諸侯招集の命令が下ると見込んで、それに備えた対策を藩政府に書き送ったのである。その二月二十四日付書簡から該当部分を引用する。

一、前条（将軍上洛）之御運ひニ相成候付而ハ、尚列藩御召之議発り可申哉之由。傍ニハ御参勤之儀も從江戸被仰出置候へハ、乍恐いつれニ被遊御適從可然哉。爰許ニ而差寄之見込、甚迷矇仕、迺も御召ハ可有御坐勢ニ御坐候へハ、御沙汰出不申内、急速ニ両公子之御内、為御名代被成御出府、仮令ハ太守様ハ御病氣ニ而御参府不被為出来趣御断被仰上、左候而將軍家之御処置筋御上洛を初勅詔御遵奉之御儀等被成御献言候ハ、成否ハ兎もあれ、是迄御誠忠ニ而格別御尽力之御趣意も、此節ニ而結局居仕、乍恐両全之御策歟と見込申候。尤、御病氣等被仰立、御参府御断ハ御宜有御坐間敷歟と奉存候段、先便得貴慮置候通ニ御坐候へ共、此節公子為御名代被成御出府候ハ、仮令御病氣等被仰立候而も御不都合之筋ニは至申間敷哉。且、御誠実も貫徹可仕歟と奉存候。²¹

ここで京都藩邸が想定したジレンマは、藩主が参勤と上京、すなわち台命と朝命の狭間でどちらか一方には従わなければならない羽目に陥る事態である。わずか数日前に藩主参勤問題について、国許宛て書簡で苦慮の声をあげていた京都藩邸は、ここで藩主上京問題が参勤問題と結合して、最悪の場合には、藩主の進退をめぐって肥後がジレンマに直面することを恐れるに至ったのである。京都藩邸が難局の突破口として考え出した戦略は、朝命が下る前に参勤を行い、その主体を藩主ではなく名代にすることである。具体的には、一刻も早く藩主弟の一人が名代として出府して藩主の参勤義務を果たし、その上で幕府に朝廷尊崇を求める建言を行うという計画である。そのようにすれば、建言の採用如何はともかく、「是迄御誠忠ニ而格別御尽力之御趣意」つまり幕府に対する忠節を貫徹することができるとい

²⁰ 老中参内の翌日、肥後藩士の上村彦次郎は朝彦親王から聞き出した情報を京都藩邸に報告している。『国事史料』5、718-721 頁。

²¹ 『国事史料』5、725-726 頁。

うのである²²。この直前まで藩主参勤に反対していた京都藩邸は、肥後藩主が朝廷と幕府の命令の狭間で進退兩難の極みに立たされる最悪の状況を未然に防ぐために、名代の出府を提案するようになったのである。この際、名代出府を正当化する上で藩主の病気を口実にすることを容認している。これもまた前説を翻したものになるのだが、大義名分よりは政務的判断を優先した結果であると解釈すべきである。

京都藩邸は、二月二十二日の両老中の参内を機に、膠着状態にあった將軍上洛問題が好転したと捉えるようになった。そこで、遠からず藩主の進退をめぐる参勤と上京の相克状態が発生するだろうと予測し、そのような相克状態を未然に防止するため、藩主名代の迅速な出府を求める意見を国許に提示するに至ったのである。

(2) 朝廷の公武周旋依頼

こういう名代出府構想は、諸侯招集の朝命が出ていない現状を前提としており、朝廷の動向に応じて修正を余儀なくされる可能性が高かった。ところが、この問題は、京都藩邸が予期しなかった形で解消される。朝廷が肥後に新しい任務を与え、それが肥後に好都合となったためである。

二月二十四日、老中阿部が京都を立ち、また肥後の京都藩邸が藩主名代出府論を国許に書き送ったその日、二条関白は京都留守居上田久兵衛を呼び出して、將軍上洛を希望する朝廷の意思を肥後が幕府に伝えてほしいと要請した。藩主あるいは藩主弟が江戸で幕府の説得にあたるよう、公武周旋を依頼したのである。関白が下した内命を国許に伝えるため、上田は、三月一日に京都を出立し熊本に向かった。一連の経緯について、京都藩邸は三月五日付の江戸藩邸宛て書簡で、以下のように説明している。

先月廿四日、同人（上田久兵衛）を関白様方被為召、閣老何ケ度致上京候而茂、根本之関東え手を着不申候而は、其詮も無キ事ニ付、此方様御国議ニ而御自己ト被為起候御姿ニ而、太守様ニ被為在候得は、此上茂無御座、御連枝様御内ニ而茂被成御出府御尽力被為在候様有御座度間、久兵衛馳下言上仕候様、尤右之趣、外向は勿論、御家中たり共、重役之外洩シ不申様、自然朝旨と申儀致表発候而は、幕府之御請茂不可然、其上、薩之大隅様（島津久光）など差出好キ之御方茂不少候得は、右様之御方ハ朝暮之御為不宜、只々御依頼は此方様・土州之容堂様ニ付、此御二方様え御同様被仰付筈ニ候得共、今一応御参内之上御決定之趣は可被仰聞由ニ付、同廿七日罷出候処、弥前文之通御決定ニ而、関白様方結構之拝領物杯被仰付、同廿九日出立之筈ニ候処、尚関白様方御用有之、一日差延、去ル朔日引返往復早打ニ而差立候事ニ御座候。²³

二条関白は將軍上洛の実現のため、紀州・松山に公武周旋を命じていたが、これとは別個

²² こうした考え方について、京都藩邸は三月五日付江戸藩邸宛て書簡で、より詳しく説明している。「御召之儀出不申内、急速ニ両公子之御内為御名代被成御出府、太守様は御病氣等之御訊ニ而御参勤御断被仰上、左候而、幕府之御処置御筋を不被為得次第一々被為成御諫諍候ハ、成否は兎茂あれ、数百年來之御鴻恩、今日屹度被遊御報候而已ならず、是迄御誠忠ニ而格別之御尽力も未タ御末を不被為遂御姿も、此節ニ而結局いたし可申哉」（『国事史料』5、748頁）。

²³ 『国事史料』5、748頁。

に肥後・土佐に内命を下して非公式な江戸工作を展開させる方針を決定した²⁴。この度、水面下での公武周旋を依頼した理由は二つである。一つ目は、幕閣を余計に刺激してはいけないと判断したこと。二つ目は、諸侯召集を主張する島津久光などが出しゃばる口実を与えないというところにあった。こうして、関白は肥後に対し、「御国議ニ而御自己ト被為起候御姿ニ而」、すなわち独自の意思に基づいた形で、藩主もしくは藩主弟による公武周旋を依頼することになったのである。

これで、藩主名代出府構想における不安要因、すなわち朝廷の動向次第でその修正を余儀なくされる可能性はなくなった。むしろ、この構想はそのまま、朝命への対策としても応用できるものであった。京都藩邸としては、藩主の進退をめぐる問題が公武両方の期待に添えるかたちで解決できるようになったと考えたにちがいない。三月朔日、国許の説得にあたるため、上田久兵衛が帰国の途についた。あとは、藩政府の最終決定のみとなった。

(3) 藩主名代出府の決定

三月九日、上田久兵衛が熊本に到着した。この時点で、藩政府は藩主参勤を保留する方針を確定しており、前述のとおり、幕府に提出する藩主願書を三月五日付江戸藩邸宛て書簡に添えて発送していた。ところが、上田の報告を受けて、藩政府は既定の方針を変更する。

やがて三月二十八日、藩主弟の長岡澄之助に出府が命ぜられた。翌月二十日をめどに出発する予定も立てられた。家老・中老は、二十八日付の京都藩邸宛て書簡で、次のように述べている。

関白様御内命一件付而者、久兵衛下着、御役々段々及評議、其末思召を茂奉窺候処、幕府之形勢、從江戸表追々申来候趣ニて者、此節御参府被為在候而茂、此方様其余二三藩位ニ而、御周旋有之候而茂、容易ニ御上洛之埒ニは到申間敷哉ニ候得共、公武之御都合切迫之今日、関白様より御内命之趣茂難被默止、殊近年御参府茂御間遠ニ被為在候付、旁澄之助殿え御出府被仰付、御出府懸御出京天機を茂御伺之筈ニ相決、今日御出府之儀被仰付候事ニ御座候。御発途之儀ハ、来月廿日頃ニ茂相成可申見込ニ御座候。²⁵

藩政府は澄之助出府を決定した際、朝廷による公武周旋の内命と幕府による参勤交代の命令とを同時に考慮した。そしてその結果、藩主の在国を維持して負担を減らし、朝廷と幕府の命令に対応することができる方策として、京都藩邸が提案した藩主名代出府構想を採用することにしたのである。これが、朝廷と幕府の両方に忠節を尽くすという従来の〈藩是〉に合致する決定であったことは言うまでもない。

²⁴ 同書簡は、「阿部侯え被仰含候上、紀州侯・松山世子えも御助力被仰付、夫ニ而茂猶無覚束ゆへ、弊藩え茂周旋之御内意被為在候」（『国事史料』5、749頁）と記している。なお、その以前より一橋慶喜や二条関白などによって、肥後の長岡良之助と土佐の山内容堂を上京させて公武周旋に当たらせようとした動きはあった。両藩が公武から信頼を受けていた様子が窺える。とりわけ二条関白や朝彦親王の肥後に対する信頼は厚く、事毎に上田久兵衛を呼び出して協議していた（『国事史料』5、709・722頁など。宮地正人編著前掲『幕末京都の政局と朝廷－肥後藩京都留守居役の手帳・日記から見た』）。

²⁵ 『国事史料』5、775頁。

なお、ここで検討しておきたいのは、上記書簡には言及がないものの、なぜ澄之助が選ばれたのか、言い換えれば、なぜ良之助ではなかったのかという問題である。当時、中央政界によく知られていたのは、政治経験の豊富な良之助の方であったからである。

今のところ、この問題に直接答えられるような史料は、管見では見当たらない。そのため、ここでは、澄之助出府が決定する以前、良之助が自分に出府命令が下ることを見込んで国事周旋の構想を立てていたこと、その構想が京都藩邸の藩主名代出府論と齟齬をきたしていたことを指摘するにとどめるしかない。

良之助は三月十五日付の島津久光宛て書簡で以下のように記している。

今般、拙价（上田久兵衛）皇都より内密之御沙汰も有之、帰邑仕候ニ付、官武之御間、又関東諸有司之模様、一々相尋申候処、驚愕之至、小子之見込ニ而者、実以危急存亡之秋、会桑坏之尽力位ニ而ハ不可救勢と被相考申候。付而は、越中守参勤之期ニ当り候処、病氣勝不申、御断申上候稜々不少程ニより、小子東行可仕も難測、何様ニも御上洛有之、一橋公其他有名之諸賢、天下之基本を被建不申候而ハ相成不申、且諸有司之邪直愚賢をも洞察仕度、橋公三諫之書、好機会と存申候間、両三日中発程之御飛脚ニ書状差立申候筈ニ御座候。尤、東行等之義者、未急決不仕候間、密々御承知可被下候。何様にも、内鎮群盜、外撫諸戎之基本、天下不拔之政令相立、武威赫然皇州ヲ以テ五大州ヲ撫する之勢相立候様、為神州懇禱仕候事ニ御座候。国議且定算、不日可申上候付而、御良考も被為在候者ハ奉伺度、平生之御知己所希候。²⁶

ここからは、自分の東下（上京・出府）を中央政治の改革に結びつけようとした構想が読み取れる。具体的には、「一橋公其他有名之諸賢」すなわち一橋慶喜と島津久光はじめ旧参与諸侯が主導権を取って政体変革にあたることを主張している。昨年末以来の持論にほかならない。自ら慶喜に旧参与諸侯との協力を約束させる意志も前と変わらない。このように、藩主参勤問題に端を発した藩主名代出府論の登場は、良之助にとって全国政治に対する自分の構想を改めて実行に移す好機と捉えられていたのである。上記の書簡は、京都における国事周旋の環境整備にあたり、ひとまず同志的存在の島津久光に上京の意向を探ってみようとして発送されたものと考えられる。

良之助は自分の東下を契機に、旧参与諸侯を京都に引き出そうとした。京都藩邸の藩主名代出府論が想定していない事態である。また、二条関白の内命それ自体、島津久光の上京を誘発しないため、朝廷・肥後の関係者だけに共有され極秘裏に推し進められていた。藩政府にとって、良之助を出府させることは、それが中央政局への全面介入に発展する恐れがあり、避けるべき選択肢として認識されたのではなかろうか。藩主名代出府論の目的は、あくまで公武への忠節をアピールするということにあった。その本来の目的は、澄之助出府の決定を以って固持されたのである。

（４） 中央政局の急変と藩主参勤問題の消滅

熊本で藩主名代出府が議論される間、江戸幕閣は將軍上坂令を布告した。三月十八日のことである。久住真也によれば、『上坂』といってもそれは触れ込みの問題であり、内実は『上

²⁶ 『国事史料』5、757-756頁。

洛』をも考慮に入れた柔軟な対応を考えた暫定的なもの」²⁷であったという。将軍上洛の実現に重大な進展が訪れたのである。

将軍上坂令の情報は、同月二十三日までに京都守護職のところに届いており、二十四日には、桑名藩士を通じて肥後藩士にも知らされた。その翌日、京都藩邸は熊本に書簡を送って、「唯今斯之通御上坂之御沙汰有之候上は、差寄於表分は此節被仰出候朝旨御遵奉之御筋相立候儀ニ付、御発向御期限之遅速は兎も角茂、朝廷之御都合可宜」と論評したあと、「上田久兵衛え相含得貴慮置候両公子之御内御出府之儀者、…先御見合ニ相成可宜と孰茂話合候事ニ御座候」と藩主名代出府論の検討を中止してもよいとの見解を示した²⁸。

一方、同日、朝彦親王は肥後側に対し、「頃日上田久兵衛え御内沙汰之趣ハ不用ニ相心得候様」と、二条関白の内命を取り消す旨を告げた。京都藩邸は「御連枝様御出府無之方は弥御安心ニ御座候」と肯定的に受け止めている²⁹。

江戸で発せられた将軍上坂令は、当然ながら、熊本にも届いた。江戸・京都藩邸からの報告が到着してまもなくの四月十日、藩政府は、京都藩邸に対して、折しも上京する中老郡夷則と協議の上で公武の情勢を探索した結果を至急、国許に報告するように求めたあと、それをもとに澄之助出府の有無を改めて決定する方針を書き送った³⁰。事実上、澄之助の出府を見直すことにしたのである。

同じ四月十日、上田久兵衛が京都に戻ってきた。彼は、政情の急変により澄之助出府が不要になったことを知らされた。そこで、二条関白に復命のため面会した際、澄之助出府を予定通り実行するよう求められると、「今日之御模様ニ而者、先暫見合、関東之御動静ニ応し、尚何時発途も差支申間敷段」を語って、これを納得させた。朝彦親王をはじめ、会津・桑名・一橋家の関係者からも同様の理解を得ている³¹。これでやっと澄之助出府の件が一段落したとみた京都藩邸は、四月十四日付の国許宛て書簡において、上田帰京後の経過を伝えたあと、当分は藩主兄弟の在国状態を維持しながら幕府の動向を観望すべきであると提言した³²。

一方、江戸の幕閣は、四月一日、長州征討の将軍進発を予告した³³。度重なる朝廷の上洛要求を受けて行き詰まった現状を一気に打開すべく、全国政治の争点を将軍上洛から長州再征へと転換して今後の政局で主導権を取ろうとしたのである。ついで、十九日には、周知のように、「不容易企有之」という理由を挙げて、将軍進発の期日を五月十六日とする長州再征令を正式に布告するにいたる。これと関連して、中国・四国・九州の諸藩に、表裏一体となる二つの命令が下された。すなわち、十七日の参勤停止令、二十一日の出陣準備令がそれである³⁴。幕府の参勤復旧令にはじまった肥後の藩主参勤問題は、中央政局の変動に振り回されたあげく、ここで終焉を迎えた。

²⁷ 久住真也前掲『長州戦争と徳川幕府－幕末期畿内の政治空間』171頁。

²⁸ 『国事史料』5、769頁。

²⁹ 三月二十八日付国許宛て京都藩邸書簡（『国事史料』5、777頁）。

³⁰ 『国事史料』5、787頁。

³¹ 『国事史料』5、796-798頁。

³² 『国事史料』5、796頁。

³³ 久住真也前掲『長州戦争と徳川将軍－幕末期畿内の政治空間』175-184頁。

³⁴ 『国事史料』5、807・820頁。

第八章 長州戦争への対応 (慶応元年四月～慶応二年八月)

第一節 江戸藩邸の先鋒出陣請願

(1) 先鋒出陣請願の決定

慶応元（一八六五）年四月十八日、江戸藩邸は国許に書簡を送って、長州再征における肥後軍の先鋒出陣を幕府に請願する旨を示した。長州再征令が布告される前日のことである。江戸藩邸が作成した請願書の文面は以下のとおりである。

此度、御進発被仰出候付而者、右之趣、於国許越中守承知仕候ハ、不取敢御先鋒相勤申度段奉願ニ而可有御座候。尤、御進発之上は、御沙汰之筋茂可被為在と奉恐考候得共、国許之儀は遠境懸隔候事故、往復手間取候而、軍期を失候様成行候而は、甚以残念之次第ニ奉存候。依之、何卒此節茂、最前之通、御先鋒被仰付候様有御座度、左候ハ、於越中守面目無此上難有仕合可奉存候。右は、越中守承知不仕儀ニ御座候得共、前文之次第ニ付、此許限奉伺、御差図之趣、急速国許え申遣候ハ、時宜次第、何時茂出張差支無之様、兼而覚悟仕居可申奉存候。此段可然様被成御沙汰可被下候。以上。

細川越中守家来

四月十八日

青地源右衛門¹

肥後が征長軍の先鋒として適期を失うことなく出陣できるよう、将軍進発以前の早期段階で命令を下してほしいという内容である。江戸藩邸は独自の判断で請願を決定した。これが問題にされかねないと考えたためだろう、請願書では藩主の了解を得ていないことを明らかにした上で、一旦幕府より先鋒出陣の命令が下れば藩主は有難く従順するはずであると断言している。

それでは、江戸藩邸はなぜ藩主の裁可を待たずに先鋒出陣を急いで願い出ることにしたのか。同書簡はこう説明する。

将軍様御進発被仰出候付而、参勤之面々国邑発足暫時見合罷在候様被仰出候由、其外御進発之儀ニ付而は、御達等聞取書、從御留守居方相達、並森井惣四郎列聞取書、別紙一綴進達仕候。右留局書面之通ニ御座候得は、御進発は弥以御治定と被相伺申候。本途之御達は明日当りにも参可申哉。…右之御運ニ相成候而は、御上洛一条は最早御周旋ニ及不申、御参勤茂暫御弛メ之處ニてハ御病氣御届茂此節限ニ而先御不用ニ可有御座、至極之御都合ニ相成奉恐悦候。…然ルニ、参勤御弛之御文体、熟考仕候得は、諸藩方御先手願出候様との微意を被為含候哉と相伺、又左無ク共、将軍様御親征被為在候付、参勤御弛迄も有之候諸藩坐視可仕様茂無之、折角御願被為在儀ニ御座候ハ、是迄御先祖様御以来之御忠節、諸藩ニ先立御願ニ相成不申而て其詮茂無御座奉存候。右御願之儀は、先便得貴慮置申候通ニ而、不容易御事柄ニ御座候得共、ケ様ニ切迫ニ相成、自然機会ニ

¹ 『国事史料』5、810頁。

後レ候而は難相濟奉存候間、御報を相待不申、此許見切を以御願之取計可仕哉と御役々打寄申談、何れ茂同意ニ御座候間、早々其取計可仕と奉存候。²

將軍進発の予告令につづく参勤停止令を受けて、関連情報を収集してきた江戸藩邸は、いよいよ正式な將軍進発令の布告も時間の問題だと判断するに至った。これで、正月以来の懸案である藩主参勤問題は消滅し、長州再征の新局面に対応することが課題となった。その際、差し当たりの政治行動を決定する上で注目したのが参勤停止令であった。その参勤停止令の全文は、「此度御進発被仰出候ニ付而は、参勤之面々国邑発足之儀は、暫時見合罷在候様可被致候。右之趣、中国・四国・九州筋之面々え可被達候事」³となっているが、江戸藩邸はそこから含意を推量して、幕閣の意図は諸藩の先鋒志願を誘発するところにあると積極的に読み込んだ。同時に、少なくとも参勤停止の配慮を受けた以上、諸藩は將軍進発を傍観してはいけないとの認識も持った。いずれにせよ、参勤停止令から先鋒出陣請願の当為性を見出そうとしていたことになる。さらに、先鋒を志願するからには、ほかの諸藩に率先することで「御先祖様御以来之御忠節」を保つべきであるとして、忠誠競争に後れまいと焦燥していた。ここで幕府への忠節を大義として掲げたのは、従来の〈藩是〉を念頭に置いたものと考えられる。

要するに、江戸藩邸は参勤停止令から幕閣の意図を読み込み、また諸藩間の忠誠競争という観点から、独自の判断で急遽、幕府に先鋒出陣を請願する方針を固めたのである。

(2) 先鋒出陣請願の背景

確かに、江戸藩邸は参勤停止令と先鋒出陣請願を結び付けていた。ここでは、そういう思考に影響を与えた要因に関して検討してみたい。これについては、前記引用史料の波線部の「森井惣四郎列聞取書」、すなわち以下の肥後藩士による四月十日付の探索書が手掛かりとなる。

一、当月六日、阿部閣老より尾州浦五兵衛御召出御内沙汰之趣ニ者、此度幕府御一手ニ而長州御征伐之訳ニ而御坐候得共、迎も御一手ニて御征伐被行不申候ニ付、尾州より一刻も御先鋒之儀御願出ニ相成可申、左候ハ、諸藩よりも先鋒之願有之候儀は必然ニ御坐候。最早紀州公よりは御先鋒之御願差出ニ相成候間、是非共尾州よりも御願出ニ相成候様との御内意ニて、五兵衛同七日出立、早打ニ而帰国仕候由。⁴

幕閣は有力諸藩を長州再征に組み込む目的から尾張に先鋒志願を求めた。すでに紀州が志願しており、尾張が同様の行動を見れば、諸藩はかならず追従してくると展望してのことであった。このような幕閣の目論見を、江戸藩邸は知ったわけである。

四月十三日、幕府は將軍進発における諸藩の部署を定めた。その中で、紀州藩主徳川茂承は「御旗本御後備」、前尾張藩主徳川玄同は「御先手総督」にそれぞれ任命された⁵。紀州と

² 『国事史料』5、810-811 頁。

³ 『国事史料』5、807 頁。

⁴ 『国事史料』5、812 頁。

⁵ 『国事史料』5、795 頁。

尾張の従軍が公然のものとなったのである。翌日、この情報に接した江戸藩邸は、幕閣の目論見を再確認し、いずれ諸藩の長州再征への関わり方が幕閣によって問われることになるかと予測したであろう。そうした中、十七日に参勤停止令が布告されると、江戸藩邸は前述のとおり諸藩からの先鋒志願を望む幕閣の意図をそこから見出すことになった。すなわち、直前に示された幕閣の動向に関する諸情報が江戸藩邸の思考の枠組みを形成し、その枠組みの中で参勤停止令を解釈したということである。

江戸藩邸はすかさず四月十八日に請願書を提出した。二日後の二十日、幕府は肥後藩主に「御先手之先鋒」を命じた⁶。その間の十九日、江戸藩邸の予想どおり、幕府は長州再征令を正式に布告した。改めて日付を整理すると、四月十七日に幕府の参勤停止令、十八日に江戸藩邸の請願書提出、十九日に幕府の長州再征令、二十日に幕府の先鋒命令、ということになる。

四月の末、先鋒出陣請願の情報が国許に届いた。江戸藩邸の独断行動について報告を受けた藩主は、「左迄至急ニ伺不申候共、遅からぬ事、…たとひ急ニ御征伐ニ御取懸ニ相成候而も、其節、誰有て余所ニ見テ居候哉。変ニ臨ミ候而は伺等之手続ニも及不申、早速人数差出候而も不苦儀ニ而、余り切テ放シタル取計筋ニ而笑止ナ物」⁷と不満の旨を露わにした。ところが、藩政府としては、すでに請願が採用された以上、事の経緯はともあれ、その結果を否定するわけにはいかなかった。結局、藩兵の先鋒出陣を前提に、長州再征への対応方針を模索していくことになる。

第二節 長州再征への基本方針

(1) 征長態勢の構築

慶応元年の五月に入り、肥後藩政府は征長態勢の構築に取り掛かった。その一環として、十七日、一門・備頭に対して、「長防御征伐之御先手御先鋒被為蒙仰候付而、御軍配之儀、別紙之通被仰出」と、先鋒出陣を前提に決定した軍事部署を通達した。先発・本陣・留守の役割を割り当て、各々にそれ相応の準備に取り組むことを指示した⁸。

一方、この時点で、藩政府内部には出陣をめぐる注目すべき意見が出ていた。上記通達には、「出師之事 機密間見込」と題された文書が添付されている⁹。その文面の中には、「小吏輩之兎角議し候筋ニ無御座候得とも、見込御尋ニ付、御廟議之端ニも可相成哉」と作成経緯が記されている。該当文書は指導部の諮問に対して機密間（家老事務局に相当する組織¹⁰）

⁶ 老中は二通の書付を下している。一つは、「此度、御進発被仰出候付而は、越中守承知以前之事ニは候得共、格別之存意を以申立之趣、各及言上候処、厚き心入之段、御沙汰有之候。依之、別紙之通被仰出候。此段相達候事」というもので、もう一つには「此度、毛利大膳父子始為御征伐、五月十六日御進発被遊候旨被仰出候付而は、申立之趣茂有之候へハ、其方儀御先手之御先鋒被仰付候間、可被拙忠勤候」とある（『国事史料』5、817-818頁）。

⁷ 目付黒川才右衛門による四月晦日付の記録（『国事史料』5、863頁）。

⁸ 『国事史料』6、2-4頁。

⁹ 『国事史料』6、2-3頁。

¹⁰ 鎌田浩『熊本藩の法と政治—近代的統治への胎動』創文社、1998年、261頁。

の実務役人が提出した答申書とみてよい。ここでは、兵力展開について記述した箇所を検討したい。

一、関東之人心、閣老初一統戦争を被厭候儀者、吻ニ唱来候処、近来ニいたり、抜キ差ならぬ勢ニ相成、如是御差入ニも相成たる儀と被考、左候へハ、京都ニ而茂下地征長を被支候堂上方も有之、関東固有之欲する処ニ相協、又々如何成変化も難計、依之、將軍様現実御踏詰之御模様御窺無之内は、決而御人数を御動シ不被為在、其内ニは列藩之振合も次第ニ相分可申、たとへ御繰出遅々いたし候而茂、現実ニ臨、非常之御尽力を以、御勝利を被得候ハ、聊御恥辱ニ相成候筋は無之、大根本之御忠勤ニさへ差障無御座候ハ、寛急前後等之御取捨は無ク而不叶儀と奉存候。且又少ハ御入費之多寡も御洞察有之候而、御国力を御養被為在度奉存候。

まず長州再征への流れは不可逆との認識が前提としてある。その上で、局面ごとに將軍や諸藩の動向を見極めて出陣の可否を判断すべきであり、迅速性よりはいざ出陣に踏み切った時に確実な戦果を挙げれば構わないと述べている。さらに、幕府に「忠勤」¹¹を果たす形が結果的にできれば問題はなく、それ故に軍事行動の「寛急前後」は適宜に応じて取捨選択せねばならないと説いた。すなわち、先鋒出陣を既成事実とした上で、その実行に際して慎重かつ柔軟な姿勢を取ることを提言したのである。

事実、前年の第一次長州征討の時、藩政府は初期段階で幕府の出陣命令に無条件で追従した結果、兵力展開に混乱をきたした経緯がある。そうした過去の失敗を教訓に活かそうとしたものとみられる。長州再征の態勢構築に際して、前回の出陣経験は重要な判断材料として機能したのである。諸藩における長州再征の歴史的意味を見出すには、第一次長州征討期とあわせて考える必要があるのかもしれない。

（２）基本方針の確定

肥後藩政府は、軍事部署を通達してまもなく、長州再征に臨む基本方針を確定した。同時にその方針を貫徹すべく、幕府に建白書をもって政策提言を行う計画も固めた。国許の家老らは、江戸・京都藩邸に寄せた五月十九日付の書簡で以下のように述べる。

①今般、將軍様御進発之一条、於京都近衛様御異論有之、薩州之挙動一切合点参不申、因（因州）・備（備前）杯之内情茂何程ニ可有御座哉。殊ニ九州筋諸大名、何方茂寂々寥々両端を窺居候ニ相違は有之間敷、左様之折柄、万一御処置之宜を被失、中途方御腰前替候様成行候ハ、先は是限共可申哉。

②若又、益正路之御運ニ相成、叡慮を茂得斗御窺取、御一和之御根本相立、錦旗を真先ニ御押立、天兵不可支之勢を以、御押詰ト申御運ニ相成候ハ、^{（さきうべからざる）}両端之諸藩も忽動立、長防之御成功は申ニ不及、中興之御開運、指を屈而相待可申、其節社^{（こそ）}、此方様御内意ニ因而之御先鋒、抜群之御忠節共可申、実ニ大切至極之御時節ニ付、少に而茂右之御都合ニ被為在候様、御存意之次第被仰立候筈ニ而、取堅候上、委細河添弥右衛門え申合、早

¹¹ 幕府の先鋒出陣命令書の文中に、「其方儀御先手之御先鋒被仰付候間、可被抽忠勤候」（前注 6 を参照）と記されていたことを意識したものと思われる。

打ニ而差立候筈ニ御座候。

③扱又、昨年之通、豊前小倉え出張ニ而は、第一数十里之他領通行人馬差支、殊ニ御入費茂莫太相嵩候間、此節は鶴崎・佐賀関え押出、同所方乗船、御差図次第直ニ長防最寄之ヶ所より攻入之御手続ニ相決申候。是又、御窺之御書付等は弥右衛門え申含差進候筈ニ御座候。

まず現状への懸念が示されている。薩摩を中心として將軍進発に異議を唱える勢力があり、その勢力はさらに拡大しかねない。近隣の九州諸藩は優柔不断な態度で形勢を觀望しているのみである。こういう状況下で幕府が長州再征で失体を演じるならば、政權は致命傷を受け回復不能となる。長州再征の経過に徳川政權の存亡が掛かっているという認識である(①)。

それでは、眼前の難局を乗り越えるため、幕府そして肥後はどのように立ち向かえばいいのか。肥後藩政府は、名義を立てることの必要性に焦点を当てた。幕府の至上課題として、確固たる公武合体に基づいて征長軍が「天兵」の名義を掲げるべきことを挙げたのである。この主張の背後には、天皇自身が征長に熱意を持っているという事実と、「公武対長州」の対立構図で長州再征を実行すれば幕府は必ず成功するという展望があった。また、名義が明確になってはじめて、肥後はみずから進んで先鋒出陣を果たし「抜群之御忠節」を尽くすことができるとの戦術的思考も有していた。ここで忠節の対象は、もちろん朝廷と幕府の両方である。以上から、藩政府が設定した自藩の課題は次の二点にまとめられる。幕府に対して長州再征の名義を立てるよう要請すること、先鋒出陣を果たして軍事力を発揮することである。前者は後者を完遂するための前提条件であって、幕府への建白が先決課題となった(②)。

続いて、兵力の出陣地に関する計画がみえる。領内の鶴崎・佐賀関(現在の大分県大分市)に出陣し、海路で長州のどこかに攻め込むことである。第一次長州征討の時に陸路で小倉に出陣した経験を踏まえて、移動の便宜と財政負担の軽減を図ったのである。この件については、建白書と別個に伺書をもって幕府の了承を得ることとした(③)。

(3) 幕府へ建白

このような基本方針に則って建白書と伺書が作成された。五月二十四日、両書を持参した使者が国許を出立し、翌月の閏五月六日、京都藩邸に到着した。京都藩邸では両書の主旨を「至極御尤之建議」と受け止め、「御書付面之内、於当表之事情差障相見候丈」に添削を加えたあと、進発途中の將軍のところに京都留守居を派遣した。閏五月十日、尾州鳴海駅で老中松前崇広にその建白書と伺書が呈された¹²。

ここでは、建白書¹³の内容を詳しく検討する。その冒頭では、長州問題の経緯を振り返りつつ、長州再征令について「一旦服罪之儀御取揚之御運ニ相成候上」で布告されたものとして、幕府が第一次長州征討時の長州父子の「服罪」を否定したと見なしている。その上で、次のように幕府の取るべき政策や戦略を提言していく。

¹² 『国事史料』6、28・40頁。

¹³ 『国事史料』6、41頁。

①然処、近来激徒再発又々混雜ニ及、且外夷親睦之唱も有之候得共、父子之内情ハ委敷相分不申、匹夫匹婦ニ刑戮を加候さへ罪状明白不致候得ハ人心安着不仕、況一大藩を被征候（者）至重之御事柄、自然於諸藩聊も不安意之向有之候而ハ、如何成紛擾之基と相成候も難計、殊、長防從來之国情等を以、深思惟仕候得ハ、此砌、猶更名義正敷、天威を被表候御都合ニ無之候而ハ、同国へ貫徹ハ申ニ不及、列藩之所戴も何程ニ可有御座哉。尤大切至極之御一挙と奉存候間、重々難相濟罪名、燦然と天下ニ御布告有之、天人是を憤る之勢ニ相成、御征討被為在度、

②將又先日被仰出之内、大膳父子を始御征伐と有之、右之通ニ而ハ、縦令服罪之存念有之候ても、其詮無之処より、正義之徒も是非ニ不及、激党一致ニ相成、宗社と共ニ亡候外無之、万一不辜を被殺候様ニも成行候而ハ、乍恐御征伐之御趣意ニも被為協間敷、前度御陣払後、国内鎮定之所置届兼候も、全微力心底ニ任せ不申訳ニハ無之哉。彼是篤と御吟味ニ相成、外ニ格別之陰謀も無之候ハ、官軍境界ニ臨、先づ大膳父子及末家等之力を以、激徒暴臣速ニ討平け候様被仰付、猶御指揮次第、海陸之先鋒一同討入、圧倒いたし候ハ、不日御成功ニ可被為至、其上ニ而、父子之罪状輕重ニ因、寛猛御所置之程も可被為在、右等之儀ハ重畳御廟議可有御座奉存候得共、私儀今度先鋒も被仰付、実地ニ差臨候而ハ別而奉懸念候間、愚考之趣、憚を不顧、言上仕候。

幕府の取るべき征長政策の基調を述べたのが①の部分である。長州問題を解決するには長州父子の服罪と諸藩の協力が必要であって再征を正当化する名義を立てるべきであるという観点から、今度の布告は最重要なものなのにそれにふさわしい「名義」がないとして、長州父子に罪名を立てることを批判しつつ、再征の名義を正し、朝廷の権威（「天威」）を表わすことを提唱したのである。ここでは「重々難相濟罪名」または天と人（「天人」）がともに憤慨するに足る罪名を示すことを強調しただけで、具体的に如何なる内容を含めなければならないのかについては明言がない。今後の議論の基準点を提供するような積極的な関与は控えようと判断していたのかもしれない。

ついで、②では、①を踏まえて、幕府の取るべき具体的な戦略を提言する。提言の背景には、長州の内部に「正義之徒」と「激徒暴臣」とが対立しているという認識があった。幕府はこのような現状を考慮し、両勢力を一緒にして征討の対象とするのではなく、長州父子を味方につけ、その命で「正義之徒」による「激徒暴臣」の平定を図るべきであると主張したのである。こうした戦略に基づいて、征長軍の役割は、「正義之徒」に軍事行動を促すため圧力をかけることに限定している。なお、波線部をみると、今回の政策提言を正当化する根拠として先鋒出陣という既成事実を挙げたことが見受けられる。

以上のような肥後藩主の建白書は、以降、藩政府が政策決定などを行なう際に繰り返し参照されることになる。

（４） 二つの将来構想

藩政府では建白書を提出した後、その採用の可否に応じてそれぞれ取るべき行動を定めておく。その際、長州問題だけでなく、中央政局における肥後の役割についても構想をめぐらしており、注目に値する。国許家老は在京中老郡夷則に寄せた閏五月二十八日付書簡¹⁴で

¹⁴ 『国事史料』6、77-78頁。

二つの将来構想を示している。まず、建白が不採用になった場合である。

万一御採用無之、是迄之有姿ニ而御名義明ならず、其俟御攻懸と申事ニも相成候ハ、勿論諸藩も動申間敷、此方様も御不安意之俟御筋立不申、御先鋒御勤可被為在様無御座候間、御断被仰上候外無是候。夫等之事ニ付而ハ、物議も有之様子ニ御座候。畢竟義理を以御処置被為在候ハ、進退共聊御頓着ニ不及訳ニ候得共、只今言葉を設、御先鋒御断杯と申筋ニ響候而ハ難相済候間、右之御趣意ハ意中ニ被含置、差寄、今度御建言之趣ハ御採用ニ相成候哉、如何様之御運ニ御座候哉、御都合次第御名（藩主細川慶順）御覚悟ハ申ニ不及、国議ニも致関係候間、伺取、至急ニ申越候様、追々国許より申来候と之趣を以、御留守居ハ勿論、品ニより貴殿も御下阪有是候而、成丈御周旋有之、被仰立之通相成候得ハ、所謂仁義之軍ニ而、諸藩も競立、御先鋒願出ハ必定ニ而、共ニ打入ニ相成可申候得共、其御運ニ至兼候ハ、御不安意之訳を以、御先鋒御断可被仰上候。

幕府が藩主の建白を無視して長州再征の名義をはっきりせぬまま軍事的措置を強行するならば、肥後としては不本意ながら先発出陣を辞退するしかないという。ここで重要な論点を読み取れる。すなわち、どこの大名であっても、「名義」の立たない戦争には加勢しない、しかし「仁義之軍」には先を争って参加するはずだ、つまり、名義が基準であり、これが立つと諸藩は協同するということである。幕末の動乱期に個別藩の政治行動をつよく方向づけた要因のひとつに「名義」の有無があったという史実が、ここで改めて確認できる。

それでは、建白が採用された場合にはどうするのか。以下にみるように、中央政治への積極的な関与を試みる構想が立てられた。

一、征長之一条ハ、今度被仰立之通、至当之御運ニ相成候而も、朝廷御尊奉ニ而御一和之実跡相顕、人心一致ニいたり不申候而ハ、又々種々之混雑を醸成候ハ必定ニ而、実ニ天下隆替之境ニ而、一刻も人心一致之礎軸を被定度、其稜々差寄左之通。

①一、賢材御登用之事。

②一、諸大名参勤割合、並ニ家内在邑之儀、文久度御改革通被仰付之事。

③一、昨年幕府より御窺書被差上、朝廷御差図も相済候数箇条之事。

④一、国家之大事件ハ伺叡慮取計之事。

右様之稜々ハ、宮様・関白様、及一橋公・会・桑あたり、従来之懇願ニ而、御上洛且御下阪ニ相成候而も種々御手を被尽、如何様卒御取堅め可有御座候得共、其御都合次第ニハ機会を被見合、貴殿（郡夷則）並御留守居杯よりも御周旋有之度と致評議候事ニ御座候。

議論の射程は、長州再征問題を超えて、全国政治における秩序確立・政局安定に及んでいる。最重要課題として「(公武) 一和」による「人心一致」を設定し、四つの懸案事項を列挙したのである。その懸案事項とは、①人材登用、②参勤復旧令の撤回、③朝廷尊崇、④政令一致である¹⁵。これを踏まえて、藩政府は京都藩邸に国事周旋を指示した。公武の指導者

¹⁵ 懸案事項③の意味に関しては、久住真也の説明を参考した。久住は、③について「前年の四月に幕府より朝廷に奏請した朝廷尊崇に関わる十八箇条の遵守」と述べる（久住真也『長州戦争と

と提携して公武一和の強化に尽力せよというもので、具体的には、朝廷側の中川宮朝彦親王・関白二条齐敬の二人、そしてその朝廷側の二人と協力しつつ京都で独自の権力を構築していた禁裏守衛総督一橋慶喜・京都守護職松平容保・京都所司代松平定明のいわゆる「一会桑」の意に沿い、将軍の説得に努めるよう指示したのである。元治元年四月以来、公武合体体制のもとで政局を主導してきた勢力である。肥後藩政府は、長州再征に関する建白が採用されると中央政局への関わりが深まることを見込んで、公武合体体制における主導勢力と提携しつつ、主役ではなくバイプレーヤーとしてそれを支える役割を演じようとしたのである。特記すべきは、前年には公議政体への移行（合体体制の修正）を主張していたのに、ここでは合体体制の強化を図るようになったという事実である。

以上、慶応元年五月から閏五月まで、肥後の政治動向を検討した。藩政府は先鋒出陣を想定した上で、長州再征に関する基本方針を確定した。出陣地に関する独自の判断など第一次長州征討時の経験を反映した部分もあった。基本方針の確定後、それに基づいて幕府に建白書を提出しており、その内容は名義論を軸とする政策提言であった。さらに建白の採用の可否に備えて将来の政治構想を立案した。その際、中央政局の中で自らを公武合体体制の強化を図る公武連合勢力の一員として位置づけ、バイプレーヤーとして国事周旋を行なう方向性を定めた。

慶応元年閏五月二十五日、将軍徳川家茂が約二万人規模の幕府軍を率いて大坂城に入り長州再征の本陣を設けた。これに対して、すでに抗戦を覚悟していた長州では、六月五日、藩主から家臣^(入カ)に向けて「今般大樹御進発之趣意に付ては、成丈理非御弁解可相成候得共、理不尽致乱人に於ては、無^(入カ)一戦に立至申に付、何れも致決心、今日より戦場と覚悟相極、鎮静罷在候様」¹⁶と布告があった。改めて藩政を臨戦態勢へと転換することを宣言したのである。以降、幕府側と長州側の対立関係は膠着化していく。

第三節 幕府との距離感の変化

(1) 幕府命令の相対化

慶応元年九月二十一日、朝廷は長州征討を勅許した¹⁷。幕府は、将軍上坂以来、長州の代

徳川将軍一幕末期畿内の政治空間』岩田書院、2015年、222頁）。元治元年四月、禁裏守衛総督一橋慶喜・政事総裁職松平直克・老中水野忠精・老中稲葉正邦の連署で、朝廷尊崇策の十八箇条が朝廷に提出された。十八箇条の策定経緯・政治的意味については、箱石大「公武合体による朝幕関係の再編―解体期江戸幕府の対朝廷政策」（山本博文編『新しい近世史① 国家と秩序』新創社、1996年所収）が詳細に分析している。なお、十八箇条のひとつに、「国務、是迄之通り、惣而御委任之事。尤、国家之大事件ハ伺叡慮取計之事」（箱石論文、377頁）とある。懸案事項④の出处である。肥後藩政府が③の一部分であった④を別個に取り出し、同列に並べた意図は不明である。本稿では、④について、さしあたり③の朝廷尊崇と区別して公武合意による政令一致を目指したものと解釈しておく。

¹⁶ 末松謙澄著『防長回天史』下（復刻）、柏書房、1967年、802頁。

¹⁷ 『国事史料』6、212-213頁。以下、事実経過については、久住真也前掲『幕長戦争と徳川幕府一幕末期畿内の政治空間』による。

表を呼び出して糾問の上で罪状を認めさせ、最終処分の決定と執行を行なう計画を立てていた。だが、長州側は出頭命令にまったく応じようとしなかった。そこで、幕府は將軍進発による軍事出動を朝廷に奏聞し勅許を獲得することによって、難局を打開しようとしたのである。

幕府は、長州に隣接する芸州での糾問を図って、十月下旬、長州末家らに広島への出頭を命じた。一方、十一月七日、諸藩に長州攻撃の部署を通知し、各々の陣地に期限までに駐屯を終えるよう命令した。長州の出方次第で軍事出動を断行するためであった。

その際、肥後藩主は、「下之関口一之先之心得を以、十二月十日限、小倉表え致出張、差図相待可被申候」と命ぜられた。つとに先鋒出陣が決まっていた肥後が九州諸藩の一番手に指名されたのは、当然のことであった。なお、在坂老中連署で肥後藩主に宛てられた書付をみれば、攻撃口を基準に分けられた五つのグループ、すなわち「芸州口討手」・「石州口討手」・「上之関口討手」・「下之関口討手」・「萩口討手」において、大名家の当主三十三人の名前が確認できる。肥後藩主が所属する「下之関口一之先」には、立花飛驒守（柳川藩主）・小笠原左京大夫（小倉藩主）・小笠原近江守（小倉新田藩主、小倉の支藩）・小笠原幸松丸（安志藩主、小倉の分家）が指名された。これは、第一次長州征討の際の編制に倣ったものとみられる。両者の相違は、立花飛驒守が新たに加えられ、奥平大膳大夫（中津藩主）に取って代わったことのみである¹⁸。

ところが、出兵命令を受けた肥後はそれに応じなかった。幕府が示した期限の十二月十日までに兵力を小倉へ駐屯させることはなかった。期限が過ぎた十二月十一日、出兵を見合わせる藩政府の意向が京都藩邸を通して老中小笠原長行に伝えられた。小笠原は「天下瓦解ハ的然ニ有之、如何ニも残念千万」と非常に動揺したという¹⁹。

なぜ肥後藩政府は出兵を保留したのか。十二月十六日、小笠原長行を訪ねた肥後藩士は、以下のように国許の決定を釈明している。

此節、御国議之次第は、当五月御進発御途中迄御建白も被為在候御主意ニ而、今般長防之御処置筋は不容易大事件ニ候得ハ、勿論姑息之情ニ陥り御武威立兼候様成行候而は素方可相済様も無之候得とも、徒ニ御威勢のみを被為張候御主意ニ而は、御威光ニ被圧、無罪之冤を含候様之者有之、玉石俱焚之勢ニ至候而は、是又公平至当天下之人心ニ飽足候御処置とハ難申、…昨年小倉出張之砌も事なく長々之滞陣ニ相成候付而は、出張御人数軍気茂漸々相弛ルミ、事態之弁へ茂無之、徒卒之内等間ニは心得違之者も有之、将校之面々は殊之外心配仕、実戦ニ臨ミ勝算之見込も無之程ニ罷成候儀等、深ク致懸念、実地之経験を申立、此節も御詰問中御人数出張之儀、昨年実験之古轍を踏候様成行候而は、初方被対公辺候御実地之御忠節立兼、却而御不本意之筋ニも相当り可申と、御備手方之申立筋も有之、難捨置事情ニ付、御国議之次第ハ公辺外面之御都合ニおゐてハ御心痛之場合も被為在候得共、重大之事件、体面之御都合等ニ拘り実地之御奉公筋を被為欠候様御座候而は、尚更奉恐入候次第ニ付、前後を不顧、只々御忠節之実功を被奏候儀、

¹⁸ 『国事史料』6、331-335 頁。なお、本稿の第六章・第一節・(5)を参照。長州再征における幕府の諸藩動員・軍事戦略に関する特徴を解明するには、第一次長州征討の経験がどのような影響を与えたのかを検討する必要があると思われる。このことは今後の課題にしておきたい。

¹⁹ 『国事史料』6、412 頁。

ここでは、二つの側面から出兵留保が正当化されている。一つは、幕府の征長戦略に関わるもので、同年五月に藩主が提出した建白書の内容を前提としている。すなわち、長州内部は「正義之徒」と「激徒」からなっており、幕府としては前者による後者の平定を図るのが得策であると提言していたことを踏まえて、このたび諸藩の兵力を借りて「徒ニ御威勢のみ」を張ろうとする戦略は、長州全体（「玉石」）を敵にまわす結果をもたらし、その時は征討の名義が立たなくなるということである。

今一つは、肥後の兵力運用に関わるもので、背景には第一次長州征討時の経験から学んだ教訓があった。肥後軍の長期にわたる他藩駐屯が実戦能力の低下につながることは必至であり、現時点で出兵するのは時期尚早と判断したのである。今後の展開を見極めながら対応していく方針にほかならない。さらに、肥後藩士は、今回の決定について、これはあくまで幕府への「忠節」を最優先したものであると力説した。主君の命令に従わないのは、究極的に主君への「忠節」を尽すためであるという論理である。幕府命令の相対化は、「忠節」の尽くし方に関係する問題となっていたことが読み取れる。

肥後側の釈明を聞いた小笠原は理解を示した上で、幕府のやむを得ない事情を汲み取ってほしいと出兵を慫慂するにとどまっている²¹。命令不履行を責めることもなければ、再び出兵を命令することもなかった。肥後は老中から出兵保留に対する事後承認を勝ち取ったとみるべきである。

慶応元年十二月の段階で、肥後藩政府は幕府の出兵命令を相対化し、独自の判断に基づいて行動した。幕末期における肥後の政治動向を考える上で、とりわけ幕府に対する距離感の変化という視点からみた場合、大きな転換点として位置づけることができる。

（2） 自藩第一主義と幕府責任論

一方、慶応元年十一月下旬から、長州問題に進展が始まった。長州は広島に藩士を派遣して幕府の糺問に対応することにした。十一月二十日から大小目付による糺問が実行され、十二月十八日にその結果が大坂へもたらされた。これを踏まえて幕閣など関係者が協議を重ねて処分案をまとめ、翌年正月二十二日に朝廷から承認を受けるにいたる。藩主父子隠居・十万石削地を主要内容とする長州処分が確定した。その処分を長州側に受け入れさせるため、二月四日、老中小笠原長行が大坂を出立した。

こうした状況の中、肥後藩政府は、京都藩邸の要請を受け、改めて国事周旋の方針を決議している。その内容は、正月十四日付在京重役宛て国許家老・中老書簡に示されている²²。まず、国事周旋の基調にふれた部分を引用する。

御国議は、御案内之通、公武之御間御周旋、何方も皇国之ため御忠節を被尽候迄ニ而、其儀ハ始末相貫、他日青史之上ニ而も大史公之非議を受不申様之心懸ハ申迄も無之候得共、朝廷・將軍家之御都合、且前後左右列藩之形勢次第、道理ハ道理ニ而も、此筋を

²⁰ 『国事史料』6、420-421 頁。

²¹ 『国事史料』6、421-422 頁。

²² 『国事史料』6、443-444 頁。

強而申立候得は、後道、御国家之禍とも可相成見込之事柄は成丈ケ差扣、又道理ニも相協、禍ニも不相成事件ハ御国議之筋を以尽力いたし、御名分も不落、御国家茂致維持候儀専要ニ可有之、乍然御儀は一事一物之上ニ臨候而之心得ニ而、予一定難致候間、此節改而尊慮奉窺候処、京摂間之事ハ諸事被遊御委任候間、兎角御為宜様可有御取計旨被仰出候。

ここでは、大義と実利が緊張関係をなしている。大義とは、公武周旋を通じて「皇国」のため「忠節」を尽くすことである。公武への忠節を掲げる従来の〈藩是〉を根拠にしたものといえる。他方で、その大義に拘束されない実利が存在する。たとえ「道理」にかなうとしても、肥後（「御国家」）の存続に禍根を残すような周旋活動は控えなければならないということである。この時点で、藩政府は、自己犠牲を払わない範囲においてのみ、「皇国」のため「忠節」を尽くし「道理」にかなう国事周旋を行なう意向を持っていたのである。国事周旋の前提条件を再解釈することで、将来の政治的リスクを最小限にしようと意図したものである。これを前述した幕府命令の相対化と併せて考えれば、ここではさらに自藩第一主義を至上課題として明確に掲げるに至ったことがわかる。

次いで、上記書簡は懸案の長州処分問題について述べる。これに関しては、幕府が処分の執行を完遂しなければならないとの認識が強かった。長州側が最終処分を受諾しない事態となったら、幕府が諸藩への統制力を失うことは必至であり、幕府統治の存亡にも関わると予測したためである。このような認識は、以下の「寛宥」論を導いた。

長防之一条ハ、乍恐、癸丑（安政五年）以来、専関東之御失政より釀成候件々多、^{（あながち）}強長防之罪状迄ニ無之と、只管御自責之御趣意を以、御一段別途ニ御切分、寛宥之御取扱ニ相成、左候而、向後ハ弥以、叡慮御遵奉、賞ハ賞、罰ハ罰、公平正大之御政道ニ御差入可被為在旨、朝廷え被仰立、前後兩般之御処置ニ相成申候ハ、責而御抑揚之一助ニも可相成候得共、中々外藩杯より尽力之可届勢とも不被考、たとへ一旦其儀御無用ニ相成候而も、外国之混雜を初、往々叡慮御遵奉、公平正大之御政道、何程ニ可有御座哉、何様如是相成条候上ハ、天下自然と割拠ニ成行勢と而已被察候事御座候。

現在の長州問題を招いた主因を幕府に求める認識に立って、安政五年以来の幕府政治を「失政」と酷評した上で、幕府は従来の「失政」に対する「自責」の意味を込めて長州に特段に寛大な処分を下すべきであると主張したのである。難局を乗り越える方策として、いわば幕府責任論を前面に持ち出したといえる。もっとも、これは、幕府を非難することに主眼を置いたものというよりは、処分執行の失敗がもたらす秩序崩壊を防ぐために幕府が一步後退する必要があるという思考に基づいたものだったと考えられる。ちなみに、ここで「寛宥」処分の具体的な内容は言及していないが、京都藩邸が示した「藩主隠居・領地保全」を念頭にしていたのかもしれない。

（３）藩兵展開と建白の同時推進

老中小笠原による長州処分の執行は難航した。処分令を渡された長州側はそれを受諾しようとしなかった。両者の対峙が続く中、慶応二年五月二十日、小笠原は事実上の最終通告をした。同月二九日までには請書を提出しなければ、命令違反とみなして「問罪の師（帥）」

を出すとして軍事出動に踏み込む旨を明らかにしたのである²³。

これと同時に、小笠原は征長軍の諸藩に長州進撃の準備を命じた。肥後藩主に発せられたものをみれば、「来ル廿九日限ニ至り御請書不差出節ハ、問罪之師被差向候間、弥来月五日諸手一同討入候様可被致候」²⁴と、攻撃期日が六月五日と明記されている。幕府は長州進撃の旨を度々表明してきたが²⁵、今回は具体的な日程を指定したことになる。軍事出動をほめかすことで長州を圧迫するような態度を改め、兵力を用いて問題解決に臨むことにしたのである。戦争勃発の可能性は高まる一方であった。

この際、肥後藩政府は二つの行動を取った。ひとつは、藩兵派遣である。一番手として待機していた備頭溝口蔵人（貞幹）組の一隊を至急、鶴崎に出陣させることが決定した。併せて、二番手は状況次第で直接小倉に向かわせることも内定した²⁶。長州進撃で先鋒の役割を果たすためであった。ところが、無条件で征長軍に加勢するつもりはなかった。その意思を表明するため、老中小笠原に建白を行なうことにした。藩政府が藩兵展開と同時に取ったもうひとつの行動である。肥後藩主の建白書は以下のことを記している。

今日之御処置は、前度之御征伐とは事情相違いたし、既ニ闕下暴動之大罪は三暴臣ニ被帰、大膳父子ニおいてハ、専ら臣下統御之道を失候訳を以、夫々寛典ニ被処候通御座候処、根元、父子蒙昧より激徒暴臣ニ被擁、国内沸騰、鎮馭行届兼候茂、畢竟、微力ニ不堪処より之儀ニ可有之、然は、今度、拒命之姿ニ相成候茂、全く激徒暴臣之所為ニ相違有之間敷哉之処、方今直ちニ御討入、大膳父子之罪を被問候御運ニ相成、諸手一同、各乱入致候様有之候而者、從來御寛大之御趣意ニ反し、必定二国之人心を致破傷、縦令正義ニ志候族茂、不得止激党一致ニ相成、宗家と共に亡候外無之、既玉石共に不焚様ニとの儀者從朝廷御沙汰茂被為在候末、万一無辜を被殺候様ニ茂成行候而者、乍恐、此節御征討之御趣意ニ者相協申間敷候間、改て朝幕え御窺、此度之御一挙、暴激之余党跋扈之罪状を天下ニ被鳴、毛利家え茂嚴命を被下、内外力を合、右之党類迄、速ニ御誅戮を被加、恭順を守居候者共者、夫々御鎮撫、二国之士民安堵いたし候様之御処置被為在度奉仰希候事。²⁷

長州が幕命を無視し続ける理由として、藩主父子を擁立して権勢を振るう「激徒暴臣」の存在を挙げており、その「激徒暴臣」を武力鎮圧することを戦争の名義とすべきことを主張している。また、長州攻撃を正当化するためには、老中小笠原が改めて朝廷と幕府から許可を得る必要があると説いた。長州再征に際して名義を重視する態度や、長州藩内の政情を対

²³ 『国事史料』6、569-581・608頁。

²⁴ 『国事史料』6、607頁。

²⁵ 直前の例として、慶応二年二月二十三日の通達がある。長州が処分令の受理を拒んだ場合、「兼而被仰出候通、速ニ御征伐被遊候間、就而は先達而被仰付候討手之面々、其節ニ至り手後れ無之様可相心得」と述べたものである。具体的な日程などには触れていないことがわかる（『国事史料』6、478頁）。通達の目的は、おそらく、長州に圧迫をかけること、諸藩軍の士気を引き締まることであつたと思われる。

²⁶ 『国事史料』6、620・621頁。

²⁷ 『国事史料』6、620-621頁。

立構図に捉えた上で問題解決の手掛かりを得ようとした考え方は、慶応元年五月の幕府宛て藩主建白書を引き継いでいる。

六月一日、藩政府は京都藩邸に書簡を送って、今回の建白の動機を説明した。そこには「此度之一挙激徒退治之御名義ニ被致、速ニ御成功を被為遂度」とある。一方で、同書簡は、「若哉無名暴挙之御運ニ候得ハ、諸家ハ兎も角も於御家ハ御人数ハ一切動し不申、勿論押渡可申様無之」とも断言した²⁸。戦争が早期に終結するように先鋒として貢献したい意志と、長州進撃に藩兵を一切関わらせない意志を同時に示したことになる。肥後藩政府は藩兵展開と建白行為を並行して推進することで、如何なる状況にも対応できるように環境を整えて置こうとしたのである。

第四節 出兵から撤兵まで

(1) 出兵

慶応二年六月に入り、幕府側は兵力を次々と最前線に集結させた。そして、六月七日、幕府軍艦の大島攻撃で戦争は始まった²⁹。同じ日、京都では、幕府の要請を容れて朝廷が征長の勅許を下した³⁰。以降、大島口のほか芸州口・石州口・小倉口で戦闘が展開した。

九州諸藩の指揮に当たるため小倉に到着した老中小笠原は、六月三日、征長軍の諸藩に対し小倉への早急出兵を命じた。その際、幕府が長州に伝えるため作成しておいた宣戦布告文に相当する文書を添付している³¹。それが肥後に届いたのは六日である。藩政府が新たな軍事部署（「軍配」）を通達し、また一番手の溝口蔵人組が鶴崎への出陣を開始した日であった。急遽、溝口組を小倉に向かわせることが決定した³²。老中の命令に即応して、一番手の出陣地を変更したのである。次いで、八日には御前会議を開いて、以下の論理をもって藩兵派遣を正当化した。

此節、笠（小笠原長行）閣老より小倉ニ而御布告之御書面通ニ候得者、再三御優待之御処置不致遵奉候ニ因而、問罪之師ヲ被出、^(抗力)硬命之者迄を御誅鋤被成候との趣、大膳え御

²⁸ 『国事史料』6、620 頁。

²⁹ 三宅紹宣『幕長戦争』吉川弘文館、2013 年。

³⁰ これによって、征長に反対意見を示すことは朝廷尊崇に背く行動として見なされるようになった。諸藩は長州再征への出兵を正当化する根拠のひとつに勅許を挙げていく。たとえば、因州の池田慶徳は勅許が下されたことを受け、家中に対して「必シも幕府之御私戦ニは無之、今日之台命は則勅命ニ候」と布告した（鳥取県立博物館編『贈従一位池田慶徳公御伝記』3、鳥取県立博物館、1988 年、597-598 頁）。なお、沙汰書の文面は次のとおりである。「毛利大膳父子裁許之儀、先般経天聴、其末申達候処、及違背候付、問罪之師差向候旨遂奏聞被聞食候。大樹ニは長々滞阪、此上模様ニ寄、進発ニも可及、大義ニ被思召候。速ニ奏追討之功、奉安宸襟候様、討手之諸藩えも可申聞旨御沙汰候事」（『国事史料』6、643 頁。宮内庁先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』5、平安神宮、1981 年、769 頁）。

³¹ 『国事史料』6、632-633 頁。

³² 『国事史料』6、635-636 頁。

沙汰有之、長防之国民え御示告之高札茂同様無拠暴激之徒を被罰候趣燦然ニ付、一番手御繰出、引続二番手茂出張之筈ニ決議之事³³

藩政府が藩兵派遣の根拠としたのは、老中小笠原が三日に発送した宣戦布告文であった。すなわち、寛大な内容にもかかわらず長州が最終処分の受諾を拒否したために「問罪之師」を出さざるを得ないということ、処罰すべき対象は「暴激之徒」に限定するということ、この二点である。前者は幕命違反に対する軍事出動を意味するので、公武合体・大政委任を重視する肥後としては否定することができない。後者は以前から肥後藩政府が主張してきた征長戦略と合致するものであった。いずれも、藩兵派遣を正当化するには申し分ないものであったといえる。長州への宣戦布告文に相当する文書の全文は次のとおりである。

一昨子年、家来之者共京都乱入禁闕え発炮候条、於大膳父子其罪難遁、嚴科ニも可被仰付候処、恐懼謝罪、三家老之首級備実検、其後弥恭順謹慎之趣ニ付、天幕之御趣意を以、格別寛典之御裁許五月朔日申渡、二十日を限御請書可差出筈、然ルニ期限猶予之儀、吉川監物よりも願出候付、承届候処、闔国士民疑惑憂憤、切迫之情状鎮撫難届旨を以、此上猶寛大之御沙汰被仰出候様、三末家・監物より又候書面差出、承届之期限ニ至り御請書不差出候。是迄も至難之国情御斟酌、恩威両道を以、国家之大典被正候処、終ニ御請不致候条、天幕之命を遵奉不致、御裁許違背、不届至極ニ付、問罪之師被差向候間、此旨可相心得候。尤、硬命之者を御誅鋤被成候御旨意ニ付、無辜之細民末々之者ハ猥ニ動揺致間敷候。³⁴

肥後藩政府は、長州再征に対する持論を根拠として老中小笠原の出兵命令に応じること、結果として、戦争に加勢することを正当化するに至ったのである。

こうして、六月十一日、一番手が熊本を出発することになる。それより先の九日、備頭溝口蔵人は藩兵指揮に関して伺書を提出した。そこには、

今度小倉表え着仕候而、諸藩人数相揃、小笠原様方討入之御差図御座候ハ、相互助合渡海仕、直ニ戦争ニ及可申、若し諸藩揃兼候歟、又ハ人数少く海越之处柄孤軍之人気等も無心元攻戦之見込無之候ハ、右之趣申達、二番手之参着相待、一同ニ懸り申度奉存候。³⁵

と記されている。これに対する藩政府の答申は次のようである。

右之通相伺候付、諸藩申合等ハ書面之通、尤時所之勢ニ随、宜を得候処置可為肝要、又一同孤軍ニ而勝算更ニ無之見亘ニも候ハ、応其機、進退勿論之事ニて候段、御用番将監（家老有吉将監）方即座ニ而及差図候事。³⁶

³³ 『国事史料』6、653頁。

³⁴ 『国事史料』6、633頁。

³⁵ 『国事史料』6、655頁。

³⁶ 『国事史料』6、655頁。

つまり、溝口藏人は諸藩協力態勢の不備など肥後に不利な状況下では幕府老中の進撃命令に無条件で従うことなく独自の判断で行動する意思を示した。対して、藩政府はそれを容認し臨機応変の対処を指示している。ここにみられるのは、幕府命令の相対化に他ならない。六月十一日に熊本を出立した溝口は、十九日に小倉へ到着する。

続いて六月二十六日、二番手が出陣の途についた。その間、十七日に小倉で戦争が始まった。老中小笠原は肥後藩主に更なる兵力派遣を督促した³⁷。一番手の溝口も藩政府に援軍を要請した。にもかかわらず、二番手の出陣は滞った。その理由の一つは、備頭の家老長岡監物（米田是豪）が出陣を辞退しようとしたことにある。長岡監物が藩政府に提出した上書には、次のようなことが書かれている。

今日之勢ニ至り、一条の御名義迄ニ而、御指揮宜を不尽してハ、決て列藩一致不仕、諸道烏合之兵を以、炎天長陣ニ長防滅国之御奏功可有之候半哉。…一条之御名義を以、閣老御卒発之御指揮ニ被応、御自国の疲労農力之衰弊をも御厭無之、容易ニ二番手迄御繰出ニ相成候儀、乍恐天幕え真之御忠節とも不奉存上、³⁸

長岡監物は、長州再征そのものに反対したわけではない。老中が「列藩一致」を重視せず卒然と長州進撃を図ることを批判し、肥後が勝算のない戦争に関わることは「天幕え真之御忠節」に反すると主張したのである。ここで、「閣老御卒発之御指揮」とは、老中小笠原による九州諸藩への軍事指揮を指している。

これに対し、藩政府は長岡監物の上書を却下した。以下のように、既定の出兵方針を堅持することにしたのである。

今度、征長出師之一件、監物存意之次第追々申立之趣承届候。然処、於幕府ハ既御委任之天旨を被奉、寛大之御処置を以、再三御宥恕も有之候得共、更恭順奉命之運ニ不相成候故、不被得止問罪之師を被出、猶正激分離之御主意を被表、今日之御処置ニ立至候儀ニ候へハ、全以御征討之名義燦然たる事ニ候処、当家ハ殊ニ九州之前軍ニ茂候へハ、速ニ人数差向不致尽力候而ハ、对公武名義必至度難相立、誠以恐入候。勿論利害勝敗之胸算は大切之事ニ候へハ、如斯切迫之時機ニ臨、彼是申立、軍期遷延ニ及候様有之候而ハ、從來誠実之国議も翻覆ニ相成、我等心中何分難安候間、衆議之通、監物事至急ニ出張、万事可致惣宰也。³⁹

ここでは幕府が掲げる開戦事由を全面的に認めている。前述した八日の御前会議で決定した藩論を再確認したことになる。さらに、出兵の理由として、九州諸藩の先鋒たる役割を果たすことで公武への「誠実」を貫徹する必要性を挙げている。おそらく、大義を掲げること、長州攻撃に異議を唱える声を封じ込めようとしたのであろう。

³⁷ 老中の書付は、『国事史料』6、677頁。なお、肥後藩主は老中の督促を受け、十九日に「一刻も二番手御人数被差出度」旨を示した。同日、藩政府は、二十二日から四日間にあたって長岡監物組を出兵させる計画に確定した（『国事史料』6、690 - 691頁）。

³⁸ 『国事史料』6、684-686頁。

³⁹ 『国事史料』6、686-687頁。

結局、長岡監物は、六月二十六日、出兵することになった。藩政府としては、藩内の動揺を防ぐために、長岡監物本人を出陣させなければならないと判断したものと思われる。あるいは、既定の軍事部署を変更する時間的余裕を持てなかったのかもしれない。いずれにせよ、老中小笠原の征長政策に批判的である長岡監物は、総帥（「惣宰」）として小倉駐屯の肥後軍を指揮するようになった。また、肥後代表として老中小笠原や諸藩との軍事協議に当たるのも、長岡監物の任務であった。こういう状況は肥後軍が小倉から撤退するまで維持される。

（２）小倉口の状況

九州方面での戦況は、征長軍の守勢で展開された。小倉に集まった征長軍は長州領内への渡海はおろか、進撃してくる長州軍に押されて苦戦を強いられた。

六月十七日、初めて戦闘が起きた。その際、散兵戦術を駆使する長州軍を相手にして小倉軍が独りで応戦したが、大打撃を受けて敗走している。長州軍は所期の目的を達成して、同日中に帰還を終えた。小倉軍が孤軍奮闘せざるを得なかったのは、言うまでもなく、諸藩の応援がなかったからである。事実、諸藩の多くは国許から兵力を派遣していなかった⁴⁰。

小倉駐屯の肥後軍は、諸藩の低調な出兵状況を嚴重に受け止めつつ、軍事行動に慎重を期するようになった。副奉行の佐久間角助は六月二十日付の国許同役宛て書簡で次のように述べている。

脇々ハ一向人数出不申、久留米・柳川千人計宛、筑前は黒崎宿（現在の福岡県北九州市八幡西区）迄少々出居候へ共、筑之海岸、長ニ接し居、心遣と歟申立、人数くり出不申由、肥前も格別出候様子無之、薩は素方壺人出不申、…九州勢ニてさし入候向ハ御国計と相見、…何様諸国之人数揃不申内、猶押懸来可申、御国は頓斗之はめ草と相見、塵ニ逢可申歟、重畳案劳之次第ニ御座候。公子御出馬杯は容易ニ被為在候而ハ相成間敷奉存候。⁴¹

これによれば、つとに出兵拒否を表明した薩摩はさておき、久留米・柳川・筑前・肥前など征長軍の主軸を担うべき諸藩はこぞって参戦の意志を見せていない。肥後の場合は、六月十九日の時点で一番手が小倉へ到着しており、即戦力となりうる将兵を派遣したことになるので、他藩に比べれば積極的な態度を取っていたといえる。

ところが、諸藩の協力を期待できない現状のもとで、征長軍が戦争に勝利する可能性はなかった。肥後軍は兵力派遣と戦闘参加を別問題とみなさざるをえなくなった。当面は戦闘参加を避ける方針を固めるとともに、国許に対して藩主弟の出馬を見合わせることを提言するに至ったのである。

肥後軍が憂慮したのは、諸藩の非協力だけでなかった。老中小笠原との信頼関係を築くことができなかったのも重大な問題であった。佐久間角助は、備頭溝口蔵人と話し合った内容を踏まえて、六月二十二日付の国許同役宛て書簡で、次のように老中小笠原の指揮に対する不満を書き送った。

⁴⁰ 三宅紹宣前掲『幕長戦争』205-209頁。

⁴¹ 『国事史料』6、693頁。

小笠原閣老、兼而長防え討入之御覚悟ハ扱置、当時之形勢ニ而者、小倉領警衛之御手当而已さへ充分相調不申、只々御家様之御人数を御頼切ニ而、御踏堪ニ相成居候御模様ニ相伺(不)申候へ者、果者御家様と賊と互角之争ニ相成、他藩者夫を傍觀罷在候萌相見、何様永陣と被察申候。⁴²

老中小笠原の無策ぶりに痛烈な批判を浴びせている。長州進撃の覚悟もなければ、小倉防御の戦略も持っていないというのである。さらに、老中小笠原は専ら肥後軍に依存して難局を乗り切ろうと図っているようで、ややもすれば、戦局が肥後と長州の攻防になりかねないと警戒した⁴³。こうした否定的認識は、同書簡のほかのところで、「攻守共勝算之道無之」や「極々無謀輕忽之御差図而已多」などとの表現からも確認できる⁴⁴。

こういう状況のもとで、肥後軍の二番手が七月二日から小倉へ次々と入ってきた。五日、長岡監物の到着をもって、総勢一万四千人の兵力が戦闘態勢を整えるようになる⁴⁵。ちなみに、その時点で佐久間角助は早くも兵站の不備を憂慮する意見を出している。財政面からして肥後軍の長期滞陣は不可能であった事情が窺える⁴⁶。

七月三日、再び長州軍が小倉領内を攻撃してきた。その経過は、長州軍の奇襲、小倉軍の応戦と敗走、諸藩の傍觀、長州軍の撤収、と前回同様のパターンが繰り返された⁴⁷。肥後軍からは一応、備頭溝口蔵人が自ら出兵したが、後方で待機しただけで交戦には参加しなかった⁴⁸。

戦闘の翌日、老中小笠原は諸藩代表を呼び出して軍議を開いた。肥後側の記録によれば、長州進撃の方策を議論している。その場で肥後側は意見表明を避けたが、早速、内部では「勿論、御勝算無之御討入^(マア)之御断之筈」ということで合意があった⁴⁹。参戦を回避する方針を維持したことは明らかである。

⁴² 『国事史料』6、712頁。

⁴³ 戦局が肥後と長州の二藩対立で展開しかねないとの懸念は、国許や京都藩邸も持っていた。たとえば、国許の奉行副役木村得太郎が在京奉行鎌田軍之介に寄せた六月二十五日付書簡の中には、「今日ニ至候而は、繰出候御人数は縦へ諸手之人数揃兼候由、無味ニ引揚候儀ハ難成、さらば由、脇々之御人数討入も不致勢イニ、此方様迄討入ニ相成候而は、肥後・長州、両国之私戦之様ニ共相成候而は、今日之上策とは難申、中々困窮之場合ニ相成居申候」とある（『国事史料』6、724頁）。肥後が参戦を回避しようとした理由のひとつとして注目される。

⁴⁴ 『国事史料』6、713頁。

⁴⁵ 『国事史料』6、731・739頁。三宅紹宣前掲『幕長戦争』195頁。

⁴⁶ 七日五日付国許同役宛て佐久間角助書簡の中には、「兵糧は段々御手当ハ御申越等も有之候へ共、一向水揚並取越も出来不申、殊ニ此節は大人數ニて十六ヶ村ニ懸り打散居、御勘定も甚当惑、自然此俥戦取結候様相成候ハ、飢ニ及候様可有之、私も同様当惑仕候」とある（『国事史料』6、739頁）。

⁴⁷ 三宅紹宣前掲『幕長戦争』209-212頁。

⁴⁸ 七月四日付国許同役宛て佐久間角助書簡の中に、「此節も小倉御人数、…散々敗北、御国御人数備居候所迄ハ押来不申、取合ニは至り不申」とある（『国事史料』6、731頁）。

⁴⁹ 『国事史料』6、739頁。

(3) 肥後独自の終戦構想

老中小笠原の軍事指揮に対して不信感が募る中⁵⁰、七月十一日、状況をより悪化させる事態が発生した。老中小笠原は、肥後・久留米・柳川の重役を呼び出して、突然、小倉を出立する意思を示した。広島口の幕府軍が戦略をめぐる内紛状態に陥ったことを受け、自ら幕閣と協議して問題解決に当たるべく大坂に「潜行」したい旨を表明したのである⁵¹。これに対し、肥後軍の長岡監物は「九州之瓦解」を恐れ、指揮官の戦線離脱に断固反対の意見を披歴した。長岡監物は七月十三日付国許宛て書簡⁵²でこの件を伝えた。

もっとも同書簡には、より重要なことが書かれている。

伯耆守様迄御処置（独断で長州への和平工作を試みた老中松平宗秀が罷免されたこと）有之候而も、万々天下之人心ハ奮発不致、逆も御根本屹と相立、内外親疎之御取分なく諸藩一致之御指揮、屹と相立不申而は、逆も長征ハ許方再々御一新之発揚は存懸もなき次第、只々御国力之費弊奉恐入候。

不利な戦況を目の当たりにした長岡監物は、幕府の急務として「内外親疎之御取分なく諸藩一致之御指揮」を執ることを挙げて、戦争遂行に際して「天下之人心」を「奮発」させる必要性を力説したのである。これは、諸藩統治の在り方に関わるもので、幕府政治の根本的な改革を求める主張であった。実際に長岡監物は七月十七日に老中小笠原と面談した際、幕府の取るべき政策として公武一和とともに諸侯の大坂招集や人材登用などを進言している。長州戦争は幕府政治の改革を不可避なものとして認識させる契機となっていたのである。一方、これを聞いた小笠原は即座に無視したという⁵³。

さて、上記の七月十一日の会議で、老中小笠原は長岡監物に肥後藩主宛ての直書を渡していた。藩主弟のうち一人の小倉出兵を要望するためであった。おそらく小笠原の意中には、肥後軍を中心に征長軍を再編成する企てがあったと思われる。その直書を確認した肥後指導部は「御潜行之跡、瓦解御恐より之事ニハ無之哉」と推察している⁵⁴。小笠原は自分の上坂を機に九州諸藩が解兵する事態を心配して、それを予防するため肥後に助けを求めてきたと受け止めたわけである。

肥後藩政府は小笠原の要求に応じないことにした。実は、直書が届いた時点で、藩政府は長州問題の政治的解決を図ろうと決意していた。すなわち、七月に入り、九州諸藩の出兵遅滞や幕府側の内紛など諸事情を踏まえて、もはや征長軍に勝算はないと判断するようにな

⁵⁰ 七月十一日付国許家老・中老宛て長岡監物書簡は、「爰許之光景ハ、…日ニ増し、切迫ニ相成、小笠原閣老え茂両度拝謁いたし御廟算相伺候処、斯と申御目途も無之、内実は只管御差急之御様子ニ被相伺」などと述べている（『国事史料』6、749頁）。

⁵¹ なお、同じ頃の小笠原は、九州諸藩の指揮に限界を感じていた節がある。一橋慶喜の用人原市之進は、八月七日、肥後の京都留守居に対し、次のような情報を伝えた。「七月十六日小笠原侯来翰ニ、其身不束ニして指揮届兼、群議不快、恐入候ニ付、紀州公九州口え御渡海有之度由」（『国事史料』6、884頁）。小笠原が幕閣に対して指揮官の交代を願い出たことが読み取れる。

⁵² 七月十三日付国許家老・中老宛て長岡監物書簡（『国事史料』6、746-747頁）。

⁵³ 『国事史料』6、763頁。

⁵⁴ 七月二十一日付在京家老宛て国許家老・中老書簡（『国事史料』6、761-762頁）。

り、そこで自ら長州再征の出口戦略を模索した結果、公武に対して政治的責任を取って長州赦免を行なうよう建白する計画を正式に評決するに至ったのである。七月二十一日の在京家老代宛て国許家老・中老書簡の文面には、

根源、朝幕之御処置、乍恐其宜を被失候処より、終ニ長州御追討之埒ニも立到、今日諸藩不兢之運をも醸成候事ニ付、皇武共寧御自反を以、朝廷より大赦を被為行、所謂民と共ニ更め始るの御長策を被施候ハ、後世之異議も有之間敷、方今之可為御良策と一同致評決、⁵⁵

云々とある。こういう国事周旋の方針に基づいて、まず老中小笠原の思惑を確かめるべく、七月十七日、使者の道家角左衛門が小倉に向かって出立した。偶然にも、これと行き違いに小笠原の直書が熊本に到来したのである。

肥後藩政府が七月中旬の段階で独自の終戦構想を定めるに至った経緯は不明であるが、同時期に藩政上の権力構造に変化があったことが関係しているのかもしれない。つまり、藩主弟の二人がリーダーシップを取るようになったことである。澄之助は藩主の養子として新しい地位を得ており、良之助は藩主から藩政への関与を正式に命じられた⁵⁶。このことが藩政府の政治行動に影響を与えたのは間違いないのだが、何がどう変わったのかはわからない。ここでは仮説として提示するにとどめるしかない。

七月二十一日、藩政府が派遣した使者が小倉に到着して、終戦構想・国事周旋の内容を伝えた。これに対して、二十二日、長岡監物は国許同役に書簡を送って、自分の見解を示した。

然ニ笠（老中小笠原）邸え角左衛門（道家角左衛門）罷出候ハ、如何之御都合ニ可相成哉ハ難計候得共、何程同侯之御腹居り候而茂、迺も大根本之御立直と申埒ニ者至兼可申と咄合候事ニ御座候。此上ハ迺茂御国論御確定之处を以、京撰え御二方様之御内御乗出し、御席中様を初可然御人等一國中ニゑらまれ、十二分之御尽力不被為在てハ、皇国之存亡、御一国御之存亡、今日ニ乍恐可被為在と只々懸念仕候。乍恐、朝・幕とも御処置を不被為得丈け者、十分御自責可相成、弥以天下之諸侯親疎之別を不被為立、天下を以天下之存亡を共ニ被遊候御基本相立、征長之事も必勝之御廟算相立候処ニて御取懸と申御運ニ不相成候而者、皇国之御挽回ハ決而被為出来間敷と恐考仕候。⁵⁷

⁵⁵ 『国事史料』6、761頁。

⁵⁶ 八月八日に横井小楠が甥の左平太・大平に宛てた書簡の中に、「先月（七月）中旬、澄之助様御養子に被仰出、良之助様御政事御上聞被仰出候。一統、誠に難有恐悦々々。澄之助様御議論甚堅確、実に案外之御模様、良之助様と始終御一致、聊御隔り無之、尤時ありて御議論は合ひ兼候へ共、終に一に歸し、政府是迄之因循御破り被成、漸々政府中も好き都合に参り申候」とある（山崎正董編『横井小楠遺稿』（再版）、日新書院、1943年、479頁）。ほかに、八月九日付松平春嶽宛て長岡良之助書簡からは、「拙兄澄之助ニモ越中守養子願之通被仰出、難有仕合奉存候。野生（良之助）モ政事向上聞被申付、為国家可及丈尽力仕居候条、御安心奉願上候」との文面がみられる（『国事史料』7、895頁）。

⁵⁷ 『国事史料』6、786-787頁。

長岡監物は現状への危機意識から、肥後独自の国事周旋に賛同した。また長州問題において公武に政治的責任（「御自責」）を追及する必要性も認めた。とりわけ藩主弟のうち一人（「御二方様之御内」）の上京・上坂を提言した部分からは、現状打破に向けた切迫感が伝わる。ただ、戦争終結のあり方に関しては、藩政府が朝命による長州赦免つまり政治的解決を模索したのに対し、長岡監物は幕府・諸藩による長州征討つまり軍事的解決を主張したように思われる。

なお、藩主弟の上京に関して、長岡監物は溝口蔵人と連署した七月二十六日付国許家老・中老宛て書簡において、

天下之安危茂此一举ニ押詰、將軍様之御存亡茂最早旦夕ニ迫り、実ニ以、痛心至極之時ニ至候間、此節こそ、乍恐、良之助様御登坂被遊、宸襟之儀者申ニ不及、幕府之再興ニ充分之御尽力被遊、御祖先以来之御忠誠を被為繼候御都合ニてハ有御座間敷哉」⁵⁸

と述べ、長岡良之助の上坂を提言した。ここでは提言を正当化する根拠として「御祖先以来の御忠節」を継承することを挙げている。幕府への忠節を強調した背後には、薩摩のように幕府を見捨てるわけにはいかないという認識があったと考えられる。ちなみに、良之助上坂論は、国許家老・中老の慎重論のため、採択されなかった⁵⁹。

一方、肥後使者と面談を行なった老中小笠原は、七月二十五日付の肥後藩主宛て書簡で、

征長之儀ニ付而ハ素より御確定ニ而御動揺ハ万々無之候得共、猶一廉相顕、衆人之耳目を改候程之御処置ハ、又不容易儀ニ付、小生暫時上阪不致候而ハ難相調候付、急速罷越、日数大凡十四五日ニ而可致歸倉存候⁶⁰

と、征長成功の転機を図るため上坂したい旨を明らかにした。自ら局面挽回に乗り出す意思を示したのである。加えて、肥後使者の二人について「兼々御意内も致領悉、事情も能心得居候事故、登坂之節、召連度候間、御心得置可被下」と要望した。肥後藩主の提言を大坂に伝えようとした印象がある⁶¹。なお、同書簡には肥後藩主弟の小倉出兵についてまったく言及がない。肥後側の拒絶を確認した以上、この問題で対立することを回避しようと判断したのであろう。

（４） 撤兵

七月二十七日、またもや長州軍が小倉を奇襲攻撃してきた⁶²。この三回目の交戦で、肥後軍は初めて参戦することになった。長州軍は小倉城下まで進撃する計画を立てていたが、相

⁵⁸ 『国事史料』6、798 頁。

⁵⁹ 『国事史料』7、7 頁

⁶⁰ 『国事史料』6、796-797 頁。

⁶¹ 小笠原が上坂の際に肥後藩士を従えたい旨を示したことに對して、肥後藩主は「兩人御連越之儀者、却而御為ニ宜ル間敷相考申候間、此儀者御用捨希申候」（『国事史料』6、839 頁）と断っている。

⁶² 戦闘の経過については、三宅紹宣前掲『幕長戦争』212-219 頁を参照。

対的に優勢な火力を持つ肥後軍の応戦に阻まれ、途中で退却を余儀なくされた。肥後軍は諸藩の応援がない中でも、長州軍と大激戦を繰り広げた末、顕著な戦果を挙げたことになる⁶³。その活躍をみた老中小笠原は感心し、肥後軍の本陣に使者を遣わして武功を称えている⁶⁴。

早速、戦闘当日の夜、長岡監物は長州軍の再襲来に備えるため、迎撃態勢の強化を図った。一方では、諸藩連合による応戦の必要から、肥前・筑前を参戦させるべく老中小笠原に方策を提言するなど働きかけを行なった。他方では、肥後軍の兵力増強のため、藩政府に援軍を要請した。国許同役に対して三番手および銃隊の派遣を要望し、「右之人数兩御備苦戦之向々え援兵として差加候ハ、弥以兵氣十倍堅固ニ相成候儀ハ深御体察被下、何分ニも御急決之程呉々懇祈仕候」と戦闘意志を鮮明に示して緊急対応を促したのである⁶⁵。また、二九日の朝、長岡監物は、領地奪還を目指して先制攻撃を決意した小倉軍が協力を要請してきたことに対して、応援軍を差し出すと返答している⁶⁶。長岡監物は長州との戦闘に備えて積極的な姿勢で臨んでいたことがわかる。

ところが、一夜明けた晦日（三十日）、肥後軍は撤兵を開始した。翌日までにすべての兵力が小倉を去った。肥後軍は応戦方針を百八十度転換し、戦闘放棄に踏み切ったのである。総指揮官の長岡監物は、いつ、如何なる理由で、撤兵を決断したのか。以下、二つの史料を提示しつつ検討してみたい。まずひとつは、長岡監物が国許同役に送った七月晦日付の書簡である。

⁶³ 『国事史料』6、800-824 頁。長州軍の人的被害について、三宅紹宣は「この戦争での長州軍の死傷者は、即死一八人、負傷一〇〇人を越えた。幕長戦争において最大の犠牲者をだした」（三宅紹宣前掲『幕長戦争』216 頁）と説明する。他方、肥後軍の死傷者は長州軍に比べて遥かに少なかった。長岡監物が国許同役に送った報告によれば、討死 7 人・手負 5 人である。小倉にいた肥後藩士（「御奉行所御物書」）が故郷の親父に送った書簡からは、討死 7 人・手負 6 人の名前が確認できる。両方で重複する名前は討死 6 人・手負 4 人である（『国事史料』6、812-813・828-830 頁）。また、『新熊本市史』は、討死 7 人・手負 8 人と記述している（『新熊本市史』通史編第 5 巻 近代 I、2001 年、95 頁。出典は、永青文庫蔵「慶応二年『上野原亀小倉戦争 御目付御横目聞方写』」）。肥後軍が犠牲者を出したことにに関して、森田誠一は「九州における第二次征長軍のなか唯一の被害を蒙っている」と指摘し、さらに「ここに至って漸く藩も、監物（長岡監物）や護美（長岡良之助）の進言を取り上げ藩兵の引上げを行なったのである」として、藩兵の引き下げを決定づけた要因として位置づけている（森田成一「幕末・維新期における肥後熊本藩一特に明治維新への参加をめぐる」大久保利謙監修『明治維新と九州』平凡社、1973 年、242 頁）。しかし、本文で述べるように、長岡監物は戦闘直後、積極的に軍備強化を図るなど撤兵する意思を全く示さなかった。また、藩兵撤退は長岡監物の独断によるものであって、藩政府は事後承認している。従って、死傷者の発生と藩兵撤退を直接に結びつけることや、藩政府の命令によって撤退が実行されたとする説明は、史実にそぐわないといわざるをえない。

⁶⁴ 小笠原は長岡監物・溝口蔵人に次のように伝えた。「長賊大人数ニ而暴発之處、一同奮発、軍配も行届、討取生捕等不少趣、格別之事ニ候。加之、勇進討死之者も有之候由。畢竟平生心掛も宜敷と存候。此上、弥勲功を顕し候様、尽力可致候。猶、未々之者迄可申達候（『国事史料』6、828 頁）。肥後軍に依存しようとする態度が窺える。

⁶⁵ 七月二七日付国許同役宛て長岡監物書簡（『国事史料』6、825 頁）。

⁶⁶ 三宅紹宣前掲『幕長戦争』219 頁。

九州討手之諸藩応兼、小笠原閣老御胸算之次第等ハ、追々申達置候通ニ候処、去ル廿七日戦争中御応援之御指揮も何分落着兼、後詰之御手賦込も御行届兼、万端之御処置筋一々不安心之事ニ有之、右ニ付而ハ、爰許出張中話合之趣を以、再三申立候次第も御座候得共、御採用之埒ニ至兼、込も此尽ニ而ハ無謀ニ陥り候迄之事ニ付、只今之御運ニ而ハ大ニ両手之人氣ニも差障、何分御請難申上旨、昨夜溝口蔵人・下津休也、笠閣老え罷出申上置、今日別紙之通御届書差出、両御備共一同引揚申候。右ハ不容易事件ニ付、第一ニ尊慮可奉伺筈之処、何分今日之機会を逸し候而ハ、只々大勢之御人数死地ニ陥り候迄之事ニ付、私共限卒発之所置仕候儀ハ、罷歸り候上、如何様共御裁許を奉待覚悟ニ御座候。⁶⁷

そして、もうひとつは、国許家老・中老が在京家老代に寄せた八月三日付の書簡である。この書簡は長岡監物・溝口蔵人の言動を次のように伝えている。

廿七日合戦後、未襲来茂不致、只々昼夜無怠、二軍共ニ野陣を張ニ相成居、諸藩之出勢且公辺御軍艦方応援之儀、笠閣老へ頻りに催促有之候得共、一向ニ埒明不申由。右付而、赤尾嘉兵衛・財津民助を先月晦日早打ニ而差立、昨夕着いたし、監物・蔵人方申越候ハ、兩人共笠閣老え罷出、諸藩之御人数も一向出張無之、敵方ハ田浦辺ニも台場を築立、軍兵ハ弥相募候様子ニ相見、此節ハ猶以大挙押寄可申越、数日昼夜野陣を張、疲弊罷在候肥後人数一手ニ而之防戦無覚束、此後御征伐之御目途如何御立ニ相成候哉之儀も相伺候得共、何之御目途も無之趣にて、申立候儀、只々尤々と之御沙汰之由ニ而、埒明不申候ニ付、一と先惣軍引揚之儀、別紙写之通御届限ニ而引揚候筈之段申来り、右ニ付而は大小鑑衆方入替立替り御留ニ相成候得共、此方方茂程能打合、晦日夕方より繰引ニ引揚、翌朔日曉頃迄ニハ惣軍引揚候由。⁶⁸

ここでまず明らかなのは、長岡監物が撤兵を決断した時点は、七月二十九日の夜、肥後側と老中小笠原との面談が終わってからだということである。その面談では、改めて、諸藩連合軍の結成とそれを率いるリーダーシップの必要性、将来の征長方略などについて議論がなされた。ところが、肥後側の切実な進言に対して、老中小笠原は無能無策ぶりを露呈するだけであった。諸藩の参戦拒否や老中の無策といった状況が続く限り、無謀な戦争で肥後軍が犠牲になることは必至と考えられた。そこで長岡監物は、老中に見切りをつけ、これ以上戦争に巻き込まれないよう、独自の判断で急遽、駐屯兵力の完全撤収を決定しそれを即行するに至ったのである⁶⁹。

もっとも、長岡監物は重大な決定に際して藩主の裁可を得ていなかった。そのため、撤兵

⁶⁷ 『国事史料』6、839-840 頁。

⁶⁸ 『国事史料』6、841 頁。

⁶⁹ なお、七月晦日、長岡監物・溝口蔵人が小笠原に提出した届書は次のとおりである。「当表え指出置候人数、暑中以来、数日之間、雨露ニさらし、兵力甚相労候上、土台手薄之備向ニ而、此後之見亘も付兼候。付而ハ、追々応援之御措置筋も奉願候末、委細之儀ハ昨夜御直ニ奉申上候通ニ付、両手之人数共、一と先当所引揚申候。此段御届申上候。以上」(『国事史料』6、839 頁)。

させざるを得なかった事情を国許に釈明しつつ、事後に相応の処分（「御裁許」）を受ける覚悟を示したのである。七月三十日の時点で、長岡監物は、藩政府が兵力撤収についてどのように反応するか予断できずにいたことになる。

結果的にそれは杞憂であった。事実、藩政府は小倉からの報告が届く以前の八月一日、藩兵撤収について言及した書簡を長岡監物に発送していた。以下の書簡がそれである。文面中の二宮弾助という人物は、長岡監物が二十七日の戦闘後に国許へ派遣した使者である。

此度赤坂之戦争、惣軍苦戦、御利を被得候儀、恐悦之事共御座候処、未明より夕刻迄之大合戦、肥（前）・筑（前）・柳川辺之御人数、一向ニ応援之光景も無之候付而ハ、全孤軍之姿ニ相成、此末猶何時大挙再襲も難測、最大切之場合、肥前・久留米・柳川之諸藩、新手之兵を御繰詰、劳逸交替等之儀、一刻も御下知有之度、若右等之御指揮筋御行届不被成候ハ、不得止事、惣軍引揚外有之間敷、宮内様方不怪被成御懸念候間、委細之儀、二宮弾助へ申含指返し候間、篤と御聞取、其筋於御許可然御尽力有之度存候。⁷⁰

藩政府は二宮から戦闘経過の報告を受け、上記書簡を持たせて小倉へ返した。重要なのは、長岡監物に裁量権を与えた上で、諸藩からの援軍を期待できない場合には兵力を帰国させることも考慮すべきであると明記したことである。藩兵運用に関して、藩政府と長岡監物は、状況次第で撤退もやむなしという認識で一致していたのである。

藩主は藩兵撤退を報告されると安心の旨（「御安慮」）を示したという⁷¹。長岡監物の行動は事後承認を与えられたといえる。当然、長岡監物が処罰されることなどなかった。

他方、再三にわたって上坂の意志を表明していた老中小笠原は、三十日、長岡監物・溝口蔵人が帰国挨拶に訪れようとした時、すでに本陣を引き払って蒸気船に搭乗していた。小倉を離れる準備を済ませていたのである。二人は小笠原から乗艦を求められたが、「拙者儀一両日甚不気力ニ而押而伺公いたし候位ニ而」として断った。すると大小目付が来て、「將軍様御大切等之儀」を理由に小笠原は一刻も早く上坂しなければならないと告げたあと、小倉防御を依頼する旨を示した。長岡監物は即座でそれを拒絶した⁷²。最後まで肥後軍に依存しようとする幕府側に対して、協力しない意思を明確に伝えたのである。この日、小笠原は小倉を出港した。

指揮官の離脱や主軸軍の撤退は、すぐさま戦線に波紋を起こした。参戦を回避して情勢を傍観していた諸藩は次々と撤兵を開始した。小倉口の征長軍は瓦解した。これで孤立状態となった小倉軍は、八月一日、城に火を放って退却するしかなかった。小倉藩主の一家は、肥後に向かって避難した。翌日、長州軍は小倉城を占拠した。

周知のとおり、小倉城の陥落・小笠原の離脱といった情報が京都に伝わると、戦況挽回を図って広島へ出征する予定だった一橋慶喜はその計画を断念し、休戦方針を取るようになる⁷³。小笠原の退去および肥後軍の無断撤退を発端にした小倉口の総崩れは、幕府側にとって長州再征の失敗を決定づける契機ともなったのである。

⁷⁰ 八月朔日付長岡監物宛て国許家老・中老書簡（『国事史料』6、847頁）。

⁷¹ 八月四日付長岡監物宛て国許家老・中老書簡（『国事史料』6、863頁）。

⁷² 八月朔日付国許家老・中老宛て長岡監物書簡（『国事史料』6、848頁）。

⁷³ 渋沢栄一『徳川慶喜公伝』3、平凡社、1967年、271-273頁。

肥後軍は八月八日とその翌日、熊本へ到着した。藩主は、長岡監物・溝口蔵人に対して、「今度出張中、内外之処置筋、格別骨を折、戦争ニいたり候而は、軍配応援等指揮行届、諸手孰茂勝利を得、致満足、寛々休息いたせ」と、労いの御意を下した⁷⁴。

他方、藩政府は、幕府に対して藩主の名で建白を行なうことを決定した。八月上旬に作成されたと思われる建白書案⁷⁵は、藩兵撤収の経緯を釈明した上で、九州諸藩が幕府に協力しない理由として「皇国一和御一新之大根本」が確立していないことを挙げ、さらに「於幕府断然被遊御反省、万事寛大之御処置」を取るよう要求している。七月中旬に確定した終戦構想・国事周旋の新方針が基調にあったことがわかる。この建白書は、以下の文章で締めくくられている。

仰願は、速ニ其本ニ被反、是迄之儀、断然被遊御自責、上天朝ニ被謝、下諸藩え御布告御誠意相顕候ハ、素方御一己之罪ニ可被帰様無之、天下列藩ハ申ニ不及、乍恐、於天朝も篤と御自反可被為在、随而長防二国之御鎮撫筋も、天意より被為免御沙汰之品ニ因而ハ、必自咎悔悟之念を生可申、然時ハ上下始而一新一和して、同胞相喰、全国自殲候様之失計ニハ陥り申間敷、方今世運御恢復は此御自反御更始之外他事無之、且洋外之五大州を压倒すへき御大策も亦此御更始を相立可申と奉存候間、内外之形勢人情をも御洞察被為在、伏而御明断之程奉懇祈候事。

ここにみられるのは、まず、幕府・諸藩・朝廷の「自責」「自反」をもって長州を「鎮撫」すべきであるとした主張である。なぜ朝廷の反省も必要なのか。征長は天皇の要求によったからであろう。この責任追及に関する議論は一見、責任の所在を曖昧にするようなものとも捉えられるが、本当の意図は幕府に態度変化を促すところにあると解釈するのが妥当であろう。次いで、注目すべきは、日本政治における「自反」と「更始」を結び付けて、内戦の危機を乗り越えたさきに、西洋との対峙を可能にする「大策」を立てる道が開くと展望した部分である。肥後は、長州戦争の善後策を講じる中で、日本政治における「一新一和」の必要性を明確に認識するようになったといえる。

⁷⁴ 『国事史料』6、891頁。

⁷⁵ 『国事史料』7、23-24頁。建白書の日付は「八月」とあるのみで、正確な作成日は不明である。ただ、横井小楠による二つの記録、すなわち、①「京撰御献白、今日は定て相決し候ものに奉存候」（八月三日付元田永孚宛て書簡。『横井小楠遺稿』476頁）、②「御国よりは近日に御使者被差立、御国議被仰上筈ニ候」（八月八日付甥左平太・大平宛て書簡。『横井小楠遺稿』479頁）という記録から、藩政府は八月上旬までに使者を通じて幕府に建白書を提出する計画を立てていたと推定される。この建白書が実際に提出されたかどうかは、管見の限り確認できない。

第九章 〈藩是〉の転換と幕末の終焉 (慶応二年八月～慶応三年十二月)

第一節 良之助の国事周旋

(1) 藩政府の戦後構想

慶応二（一八六六）年八月五日、京都藩邸は一橋慶喜から重大な依頼を受ける。京都留守居の記録によれば、慶喜の発言は、「小倉ニハ既ニ人数出張為致有之候由。今頃、自然、良之助殿えも出張可有之歟と存候。芸州着陣之上ハ直様軍議をも致候事に付、乍苦辛、同人えハ願日、彼表迄被罷越候ハ、万端申談候筋も有之候ニ付、至急申越候様」¹というものであった。将軍名代として征長戦争に出陣することになった一橋慶喜は、広島での軍議に長岡良之助を招集したい旨を示したのである。

この報が熊本に届いたのは、八月十四日である。肥後藩政府は、前章でみたとおり、藩主名義の建白書を用意していたが、新たな対応策を模索せねばならなくなった。ほどなく、使者として家老小笠原美濃・奉行副役道家角左衛門が上京して公武周旋を行なうことが決定した²。藩政府は、慶喜の招集令が小倉落城の情報を踏まえたものでないことを察知していたはずである。小倉口の状況を把握した慶喜の出方が予測できない中、とりあえず重役が上京して中央政局の動向を確認することにしたのである。京都と国許の間に存在する情報伝達上のタイムラグを考慮した決定であったといえる。

一方、良之助本人は、自分および藩政府の立場を一橋慶喜に伝えるべく、直書を認めて家老小笠原に持たせることにした。長岡良之助の八月十八日付一橋慶喜宛て書簡は、小倉口の状況や藩兵撤収の経緯を詳細に説明するなど、長文にわたっている。ここでは幕府に提言する部分を引用し、前章の藩主建白書の内容と比較しつつ検討してみたい。

①石州口も浜田落城之旨伝承仕、益切迫之勢ニ相成候処ニ而は、愈以京摂間大根本御確定ニ相成候儀、片時茂安心不仕、越中守初国議之趣申含、家老小笠原美濃出京申付、道家角左衛門を茂添、天朝・幕府ニ献言仕候事ニ付、委細直ト御尋奉願上候。

②畢竟、小笠原閣老ニも申上候通、今日之形勢に立至候も、乍恐御根本確定不被為在より之儀ニ而、於幕府、是迄之御事蹟を得斗御自反被為在、天下之人心危疑を抱キ候所以深く御勘考ニ相成、是迄御失体之件々は、御誠意を以、天朝え被謝、外夷摂海へ渡来之御目算等、天下之公論を以、今日之当否を被定、幕府之御腰屹度御居り不被在候而は、兵庫ハ開鎖共ニ天下大乱之基と相成可申奉存候間、於天朝茂宇内之形勢得斗御諒察ニ相成、朝幕俱ニ御一体之命令改而天下ニ御布告ニ相成候様有之度、幕府ニ而は大阪御永住ニ而京摂御警衛被為在、兵庫渡来之外夷猖獗を不恣様屹度御処置被為在、宇内之形勢、

¹ 八月五日付の京都留守居井口呈助報告書（『国事史料』7、871-872頁）。

² 八月十八日付甥左平太・大平宛て横井小楠書簡の中に、「昨日、小笠原美濃殿、御使者として急速出立上坂被仰上筈に候」（山崎正董編『横井小楠遺稿』（再版）、日新書院、1943年、483頁）とある。また、家老小笠原は、八月十七日の「黄昏前」に御暇乞いのため、澄之助・良之助を訪ねている（『国事史料』7、15頁）。

天下之公論は深御勘考ニ相成度奉存候。

③右等之大事件等、是迄朝幕御誠実之御命令無之、一体不仕候より、天下之人心危疑を抱キ申候は必然之事と奉存候。右様幕府御自反ニ相成候上は、於朝廷も先年来御紀綱相立不申次第、屹度御自反被為在、幕府御委任之道、愈相立、宇内之形勢を初、天下之人心、今日ニ立至候次第、得斗御諒察之上、長防之情実等、天意より被為発候御沙汰之筋も可有御座歟と奉存候。何れニも、今日之御急務、御根本御確定、右之御処置筋より外有之間敷と奉存込候。³

ここでは、「御根本御確定」を繰り返し強調したのが目に付く。ほかに、「自反」や「天下之公論」といった言葉も登場する。具体的な内容は次のとおりである。征長軍の苦戦が続く中、公武は「根本」を確定する必要があるということが肥後の藩論であり、これを「献言」するため使者を上京させるので、面会してほしい(①)。「根本」を立てるためには、幕府の「自反」が欠かせない。これまでの「失体」を朝廷に謝罪し、対外政策については「天下之公論」に基づいて確固たる方針を定めるべきである。公武一致体制を構築した上で、諸藩に命令を下されたい(②)。幕府だけでなく朝廷も「自反」の態度を示さねばならず、幕府への政権委任を日本政治の基調とすべきである。長州問題は「天下之人心」を踏まえて「天意」をもって解決すべきである(③)。

こうした内容は、藩主建白書と比較した場合、語彙はもとより主旨も共通していることがわかる。つまり、朝廷と幕府に対して政治的責任を追及し、公武一致による政治統合をなした上で、長州問題や対外政策など国事懸案に取り組むようにと提言したのである。この点と合わせて、良之助書簡から注目したいのは、「天下之公論」を重視すべきであると主張したことである。

以上の良之助書簡を携えて家老小笠原は八月二十日または二十一日に上京の途につく予定であった⁴。

(2) 良之助の旧参与諸侯糾合論

しかし、家老小笠原の出発が遅延する中、八月二十四日、一橋慶喜の用人梅沢孫太郎が慶喜の親書を持参して熊本に到着した⁵。

それより先、一橋慶喜は、八月十一日、小倉落城の通報を受け、既定の出陣計画を断念した。次いで、十六日には、参内の上、「急速諸藩呼集、銘々見込も得斗承り届、利害得失論定之上、天下公論之帰着を以而、進退可仕」⁶と、諸侯を招集して長州問題を協議する意思を奏聞し、勅許を得た。

慶喜は素早く行動に出た。十八日、梅沢孫太郎に直書を持たせて、薩摩・宇和島・土佐・

³ 『国事史料』7、17-18頁。同書簡は、『徳川慶喜公伝』史料編2も、『国事史料』から転載して所収している(日本史籍協会編、東京大学出版会、1975年復刻、430-437頁)。ただ、本文で後述するように、書簡が実際に慶喜のもとへ届けられた可能性は低い。

⁴ 小笠原美濃の日記、八月十七日条(『国事史料』7、15頁)。

⁵ 小笠原美濃の日記、八月二十五日条(『国事史料』7、24頁)。

⁶ 『国事史料』7、10頁。『徳川慶喜公伝』史料篇2、423頁。

肥前・肥後・筑前に向かわせた⁷。中央政治に影響力を持つ有力諸侯が上京してくれば、他の諸侯も同調するだろうと期待したものと思われる。

八月二十五日、梅沢孫太郎は良之助に面会して慶喜の親書を伝えた。そこに同席した家老小笠原美濃は同日の日記に「梅沢所告、即召公子也。而一橋公所置之見合、国議如符節、故大喜」⁸と書いている。慶喜の意向を確認した肥後藩政府は、それを「国議」（藩議）に合致するものと受け止めた。これは、良之助にとって、自ら国事周旋に乗り出す時が来たことを意味した。

八月二十九日、良之助は上京の途につく。家老小笠原美濃と奉行副役道家角左衛門がそれに同行した⁹。

九月二日、上京途中の良之助は、「一橋様え罷出申上候次第」をまとめて国許に送った¹⁰。国事周旋の主旨を語ったものであり、それに対して国許の家老・中老は「御献説之御旨趣は

⁷ 使者派遣の前日、一橋慶喜は松平春嶽と次のような問答を交わした。日本史籍協会編『続再夢紀事』5（復刻）、東京大学出版会、1974年、355-356頁。改行は引用者による。

公（春嶽）又問、群牧を召さるゝ事ハ如何。

一橋殿答、是も昨日朝命を以て召さるゝに決せられたり。（…）

公又問、朝廷より召させらるゝ群牧は天下の諸侯残らすなりや、有志の諸侯のみなりや。

一橋殿答、其事ハ未だ決定せされと、薩始へ梅沢孫太郎に拙者の内書翰を持たせ遣し出京を依頼する積りなり。

公、尊慮誠に御尤至極なるか、其御依頼となる諸侯ハ誰々なりや。

一橋殿答、大隅守（島津久光・薩摩）、伊予守（伊達宗城・宇和島）、容堂（山内容堂・土佐）、閑叟（鍋島正直・肥前）、良之助（長岡良之助・肥後）・下野守（黒田慶賛・筑前）等なり。

ただ、同時期に書かれたほかの史料からは、次のような記述も確認される。①伊達宗城が長岡良之助に寄せた九月一日付書簡には、「未タ橋府ニ被為入候時（慶喜が徳川宗家を相続する以前）、梅沢某ヲ以、尊藩（肥後）・薩・筑・佐賀・土・弊藩杯ニ被差向候由」云々とある（『国事史料』7、40頁）。②小笠原美濃の日記、八月二十五日条は、「蓋橋府使臣梅沢者、携公之書至、終而渡西肥（肥前）、往崎（長崎）港、船而至薩、帰路投宇和島而帰」（『国事史料』7、24頁）と記している。③薩摩側の記録には、「一橋公用人梅沢孫太郎、為御使者肥後並佐賀、御国へ被罷下候由。右ハ一橋ヨリ御上京有之候様、被仰越候御使ト内々御沙汰候事。但、昨九月六日、蒸気船ヨリ着、全七日於二丸中将様（久光）御逢之賦。寅九月七日記」（鹿児島県維新史料編さん所『鹿児島県史料 忠義公史料』4、鹿児島県、1977年、260-261頁）とある。情報が錯綜していたことが見て取れる。

そして、後年の記録をみると、たとえば、『徳川慶喜公伝』3、288頁は、「初め諸大名召集の議決するや、公（慶喜）は一橋家用人梅沢孫太郎に親書を附して土・薩・両肥に派遣し、旨を松平容堂・島津大隅守・松平閑叟・長岡良之助に伝へて其上京を勧誘せらる」（原文における括弧内の補足説明は省略）と述べており、近年の研究においても薩摩・土佐・肥前・肥後とするものが見受けられる。今のところ事実関係の確定には至っていないが、本稿では、『続再夢紀事』における慶喜の発言内容を重視する立場から、本文のように記述した。

⁸ 『国事史料』7、24-25頁。

⁹ 『国事史料』7、31頁。

¹⁰ 九月二日付国許家老・中老宛て長岡良之助書簡（『国事史料』7、42-43頁）。

御定論之通」¹¹と承認している。ここでは、とりわけ重要と考えられる三つの事柄を検討する。第一は、良之助上京までの経緯を説明する部分である。

小倉人数引揚ケ以来、弊藩国議之次第も有之、殊更御名家筋ニ取候而は、別而御厚恩も有之、私事在京中御懇篤ニ被成下候末、何分今日御相続被為在候処ニ而は、黙座仕候も、却而恐入候次第ニ付、愚存之趣迄申上試候覚悟ニ而、御名（細川慶順）より上坂申付、用意も大略相調居候折柄、孫太郎被差越候ニ付、早速上坂仕候。付而、国議之次第云々申上試候間、御取捨は上（徳川慶喜）ニ可被為在、宜敷御推考奉願上候。

ここでは、それまでの事実関係と異なる経緯が作り出されている。梅沢孫太郎が訪問する前から良之助の上坂は決まっていたとして、藩主名義で建白書を提出しようとしたことや、家老小笠原を上京させようとしたことなど、いずれもなかったことになっている。今回の良之助上京は、藩論に基づいて政策提言を行なう国事周旋として位置づけられたのである。

次いで、第二は、国事周旋の範囲を最小限に抑えようとした点である。これは、慶喜の権限と反比例の関係になる。

今般上京仕候趣意は、右申上候迄之義ニ而、方今人心紛擾之折柄、彼我之説ニ相成候而は、各藩一致と申候訳ニは相成申間敷、申上試候上は、思召次第ニ万事思召を以被為発、天下ニ御布告ニ相成申度のみ之志願ニ御座候。

良之助は政治問題全般における慶喜の権限強化を望んだ。將軍不在の中央政局を安定させる方法として、慶喜の政治力に期待を寄せたのである。そのため、国事周旋は慶喜への建言にとどめようとした。同書簡の追伸では、「旅装之尽罷出候事ニ付、天氣伺も御断申上候筈に御座候」と参内しない意思を明言しており、朝廷工作は全く想定しなかったことが読み取れる。また、京阪に滞在する日数を十日間と設定していたことも確認される¹²。

第三は、諸侯召集および会議開催に関する提言である。

然処、今般上坂之上奉伺候得は、諸藩被召寄候思召ニ被為在候旨、諸藩被召寄候上は、御採扱は上ニ可被為在、被召寄候者至極之思召ニ御座候得とも、一同集会仕候而は、東国・西国のみならず列藩氣質も異なる物ニ而、御承知之通ニ被為在候得は、互ニ被召寄、国論は一々深く御糺問に相成候様奉願度、一同集会よりも互ニ御召寄、上より一々御聞取被遊、天下ニ命令を被下候様呉々も奉願上候義ニ而、…（肥後の藩論を）御採扱被為在候は、猶更急ニ御暇被下、彼我之説ニ成不申様、呉々も奉願上候事ニ御座候。

諸侯の意見を広く収斂する必要性は認めながらも、最終決定権者は慶喜であるべきことを強調しており、諸侯会議の意義を積極的に見出そうという姿勢は見受けられない。また、諸藩の意見対立は必至という理由から、意見聴取の形式は「一同集会」ではなく個別面談で

¹¹ 九月十二日付長岡良之助宛て国許家老・中老書簡（『国事史料』7、69頁）。

¹² 九月三日付国許家老宛て長岡良之助書簡の中に、「五六日計在京ニ而大坂迄二十日計之滞在」とある（『国事史料』7、49頁）。

あるべきだとしている。要するに、慶喜の下に諸侯の公議を組み入れる体制を成立させようとの主張にほかならない¹³。ちなみに、同時期の越前や薩摩は、諸侯会議を通じて朝廷を場とする公議政体を樹立しようとその開催に期待を寄せていた¹⁴。

ほかに注目すべきは、良之助が諸藩一般を対象とする諸侯会議には否定的な態度を取ったものの、特定の有力諸侯の上京にはかなり期待していた点である。これを手掛かりにすれば、「天下之公論」を重視した良之助にとって、その「天下之公論」とは具体的に何を念頭に置いたものだったのかを理解することができる。

九月六日、大坂に到着した良之助は、早速、京都にいる松平春嶽に書簡を送って、上京理由や周旋計画を示し連携を求めた。その書簡には、以下の記述がある。

今般、一橋公、徳川氏御相続被為在候処ニ而ハ、誠ニ天下之憤発怠惰モ御一身ニ関係仕候事ト奉考、旧冬於小倉十之丞方申談候事モ有之、実ニ賢兄（松平春嶽）ヲ初、宇和島公（伊達宗城）・薩州之大芋公（島津久光）・土州之璋兄（山内容堂）杯、一橋公御腹心之御一致希望仕候事ニ而、是非一橋公ニ呉々モ申上度件々有之、出阪之用意仕居候処、梅沢孫太郎被差越候ニ付、直ニ其翌々日発程仕候事ニ而、…何様ニモ漸国論ハ大憤発ニ而、決而是迄之会・桑（会津・桑名）ノミニヨリ候議ニハ無之、於小子モ大幸之至奉存候。¹⁵

破線部に「旧冬於小倉十之丞方申談候事モ有之」とあるのは、第一次長州征討直後の慶応元年正月、越前家老酒井十之丞が在小倉の肥後重役に対して、朝議参与の解散後に疎遠となった松平春嶽と一橋慶喜とを和解させるべく、長岡良之助に周旋を懇請する旨を伝えてきたことを指す¹⁶。春嶽（および参与諸侯）と慶喜の両方から信頼を受けていたからこそ、このような依頼を受けるようになったと考えられる。

その良之助は、慶喜と旧参与諸侯との協力（「一致」）による政権運営を希望した。元治元年春の京都で一橋慶喜・島津久光・松平春嶽・伊達宗城などと個人的な親交を結んで以来、良之助は彼らによる連合政権を構想していた¹⁷。慶喜の宗家相続を受けて、良之助は、今回

¹³ 将軍空位期の諸侯会議に注目して諸政治勢力間の相互作用・影響関係を考察した論考として、白石烈「将軍空位期における『政令一途』体制構築問題と諸侯会議」家近良樹編『もうひとつの明治維新—幕末史の再検討』有志舎、2006 年がある。白石論文からは、良之助の国事周旋に関する分析など多くの示唆を受けた。なお、中央政局における政治過程については、井上勲「将軍空位時代の政治史—明治維新政治史研究」『史学雑誌』第 77 編・第 11 号、1968 年 11 月や、家近良樹『幕末政治と倒幕運動』吉川弘文館、1995 年、第 4 章第 2 節などを参照。

¹⁴ 越前・薩摩の公議政体論については次を参照。青山忠正『明治維新』吉川弘文館、2012 年、147-151 頁。三谷博『維新史再考—公議・王政から集権・脱身分化へ』NHK 出版、2017 年、241-245 頁。

¹⁵ 九月六日付松平春嶽宛て長岡良之助書簡（『国事史料』7、54 頁）。

¹⁶ 小笠原美濃の日記、慶応元年正月十一日条に「至郡氏（中老郡夷則）、氏告小倉地之事情、惣督問我国議之事、及酒井十之^{（ママ）}允 乞良之助春嶽侯与一橋和之周旋」（『国事史料』5、641 頁）とある。

¹⁷ 本稿の第五章・第三節・（4）、および第六章・第三節・（4）を参照。

の上京を契機に、改めて、慶喜と旧参与諸侯が日本政治を指導していく体制を実現させようと試みたのである¹⁸。

以上からみると、良之助にとって、慶喜が「天下之公論」を尊重することを証明するためには、①諸侯一般の意見を広く聴取する態度を見せること、②旧参与諸侯との合意形成の上で政権運営を行なうこと、このいずれも実行せねばならないということになる。ただ、ここで留意すべきは、国事問題の最高決定権は徳川慶喜が行使するという認識が前提にあったことである。これは、長州再征における幕府の失敗および将軍家茂の死去を好機として、京都での諸侯会議をもって将軍職廃止・王政復古を達成しようとした越前（松平春嶽）や薩摩（在京首脳部）の政体改革構想とは大きな間隔があった。肥後は越前・薩摩とは異なる「公議政体」を目指していたのである。その本質的な相違は、公論の場を幕府に置くか朝廷に置くかということにあったのは言うまでもない。良之助の国事周旋が成果を挙げるかどうかは、旧参与諸侯の動向に掛かっていた。

（３）良之助の国事周旋

長岡良之助は慶応二年九月九日に着京する。直前の七日、朝廷は諸侯上京令を出していた。召集の対象は、慶喜が「国持并防長関係御座候有名之者共」とした二十四藩の藩主（格）・前藩主・世子である¹⁹。肥後藩主への命令には、特に、「御用之筋御都合も有之二付、長岡良之助にも上京可有之被仰出候事」との但書があった²⁰。細川慶順とともに長岡良之助も召集したのである。もちろん、九月九日の良之助上京は、諸侯上京令に応じることが目的ではなかった。しかし、肥後重役が「誠以、朝幕共御困難之折柄、諸藩ニ先立、断然御登京ニ相成候儀ハ、定而天意ニも可被為協」²¹と述べたように、諸政治勢力から注目を集めるに足る絶妙なタイミングでの上京であったのは間違いない。

入京の翌日、良之助は慶喜に会って建言を行なった。良之助の指示で京都留守居が作成した国許宛て報告書によれば、慶喜から長州再征と兵庫開港について諮問があって、良之助は以下のように、前者は①、後者は②の趣旨で上申した。

①今日ニ至候処より諸藩之人心等得斗奉考候へハ、嘉永度以来、乍恐幕府御失政打続、

¹⁸ 良之助は同様の趣旨を、上京後の九月十日に、越前の家老酒井十之丞にも語っている。越前側の記録によれば、良之助の発言は、「方今天下の形勢危急切迫なれと、黄門公（慶喜）真に御自反ありて、日夜名侯賢伯と共に御相談の上、国事を処置せられなハ、挽回或ハ期すへからさるに非ず。若之に反し従前の御気習にて名侯賢伯を余所々々敷取扱はれむにハ、最早土崩瓦解救ふ可からさるに至るへきなり」（『続再夢紀事』6、21-22頁）というものであった。

¹⁹ 宮内庁先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』5、平安神宮、1981年、854-856頁（慶応二年九月八日条）。本稿で諸侯上京令の日付を九月七日としたのは、①『国事史料』7、55頁に「諸侯上京一件、伝奏飛鳥井中納言留記写」の日付が「九月七日」であること、②松平春嶽の島津久光宛て九月七日付書簡（『玉里島津家史料』5、9頁）に「弥今日、朝命を以被為召候様相成候儀、実ニ天下之大幸無此上」云々とあること、③薩摩側の記録に「右、慶応二年丙寅九月七日、朝廷ヨリ諸侯御召之書付也」とあること（『忠義公史料』4、260頁）などによる。

²⁰ 『国事史料』7、55-57頁。

²¹ 九月十一日付国許家老・中老宛て在京重役書簡（『国事史料』7、62-63頁）。

朝廷ニ茂御紀綱相立不申候処より、ケ様罷成候義ニ而、兵庫之一事件ニ而も、勅命を被矯候様之事も有之、虚勢・術智のみの御政体より人心危疑不可救様成行候儀ニ而、逆茂御基本相立不申候而ハ難相済、御基本と申候而者、孫太郎殿より御話ニ相成候上様御趣意之通、幕府（是欠カ）迄之旧習御一新御自責被為在、天下と共に天下を治ル之御活眼を以、有志有名之諸侯国議寸衷等得斗御聞取被為在、天下一統より天下之將軍と奉仰候様御都合ニ相成候者、御誠意貫徹より外有之間敷と奉存候。…今日之御基本、御趣意之通り興民更始之御運ヒ方外有之間敷、付而相考候処ニ而者、差寄銃隊等嚴重ニ御備ニ相成、海内海外之凌侮を不被為受様、不虞之武備御充実之儀、今日之御急務と奉存候。

②夷人は不好候得とも、器械之精巧等者武備茂十分ニ立居候様被相考、皇国ニしても富国強兵之事実相立候様無之候而者、凌侮を受候様ニ茂相成可申、此辺ニ取候而も、前条申上候通、御武備御充実ニ而、大坂・京都之中ニ御永住被為在、御永住之御実事、天下ニ相知候様有之、御一身を以、皇国之御警衛十分ニ被為尽候様御奮発之儀、第一之御急務ニ而、港々開鎖杯論之御時節ニ者有之間敷、御武備相立候上者、宇内之形勢得斗御勘考ニ而、官武之御趣意ニ御決定より外有之間敷段申上候処、²²

長州問題については、幕府による「基本」の未確定を本質と捉えた。その上で、幕府自ら「一新」「自責」し、「天下」の政権として有志諸侯の意見を尊重することによって「基本」を立てねばならないと提言した。

そして、兵庫開港問題については、西洋の軍事力を採用して「富国強兵」「武備充実」に努める一方、慶喜が京阪に「永住」して「皇国」の守護者として威信を保った上で、公武の意向に基づいて「開鎖」を決定すべきであると語った。概ね肥後の藩論および良之助の持論に沿った内容である。

九月十一日、良之助は松平春嶽を訪ねて、慶喜との面談内容を伝えている。越前側が聞いた話は、以下のようなものである。

十一日、長岡良之助殿御来訪。昨日良之助殿より徳川黄門公へ言上ありし事項の御談話ありき。其大意ハ、第一、兵庫開港の件ハ、…速に有名の諸侯に議せられ開港ありて然るへく、第二、長州再討の御非挙なりし事を御了知の上ハ、朝旨・幕議のある所を御明示ありて、是も速に有名諸侯に議せられ相当御処置在らせられたし、第三、長州御処置ハ寛大を旨とし、削封の事を除かれなハ其他の事ハ必服罪すへきか、第四、今般黄門公御反正の上ハ、薩を始、従来之御疑念ハ断然脱却在らせられ度、表向の事のみ御反正ありても、是迄の如く有名の諸侯を御疑ひありてハ天下の治安覚束なく、終にハ外国の術中にも陥らるゝ事となるへし等なりしか、黄門公にハ一々御尤至極なり、決して薩始を以前の如く疑ふ事なく、万事打明て相談する積りなりと答へられし云々なりき。良之助殿又、黄門公へ意見言上の上ハ直に帰国すへし。尤、有名諸侯召集の時ハ、再び上京の積りなり云々。²³

²² 九月十一日付国許家老・中老宛て在京重役書簡に添えられた「良之助様御書取」（『国事史料』7、63-65頁）。

²³ 『続再夢紀事』6、23-24頁。

発言の主眼は、慶喜と「有名諸侯」との関係について良之助と慶喜が話し合った内容に置かれている。具体的には、良之助が慶喜と「有名諸侯」の信頼回復および国政運営における協調関係の構築を求める進言を行ない、それに対して慶喜は首肯したということである。ここでの「有名諸侯」とは、旧参与諸侯のこととみてよい。良之助は、慶喜との面談を踏まえて、旧参与諸侯の迅速な上京を強く望む意向と、その旧参与諸侯の京都集結を前提に自分が再び上京して周旋に当たる計画を春嶽に明かしたのである。

これを聞いた松平春嶽は同意したと推測される。事実、春嶽は、島津久光・伊達宗城・山内容堂に加えて長岡良之助を、政治行動を共にすべき同志的存在として考えていた。諸侯上京令が下った九月七日、春嶽は島津久光に宛てた書簡で、

賢兄ニも從來御契約之通り、速ニ御上京御座候而、何分ニも皇国之御為、万固不拔之御基本相立候様、御尽力之儀、所仰冀ニ御座候。則、容堂・宇和島・長良（長岡良之助）等へも同様申越候事ニ候。何卒一日も早く御登程之義、為皇国呉々奉希候。²⁴

と述べている。越前・薩摩・土佐・宇和島そして肥後の諸侯が協力して中央政局を主導することを構想していたのである。良之助が旧参与諸侯の京都参集を主張したことは、春嶽の構想と合致するところがあった。

九月十四日、良之助は春嶽と共に慶喜を訪問した。諸侯召集について議論が及び、良之助と春嶽が「諸侯を御疑ひありてハ、大隅守（島津久光）始、発論にも及び難かるへし。此儀は如何あるへきや」と尋ねると、慶喜は「決して疑念を挟まざるへけれハ御安心あるへし」と返答して旧参与諸侯との関係改善への意志を明確にした²⁵。良之助は自分の周旋活動が軌道に乗ったと考えたのであろう。翌日の十五日、京都を去って帰国の途についた。

旧参与諸侯の京都参集を実現させようという良之助の意志は、帰国途中の行動にも現れた。二十一日、宇和島へ寄港し、伊達宗城に会って上京を督促するとともに山内容堂に寄せる書簡を託したのである。この際、宗城は前向きな姿勢を見せたようである²⁶。一連の周旋活動を終えた良之助は、二十二日に宇和島を出港、十月一日に熊本へ帰還した²⁷。

（４） 国事周旋の挫折

帰国後の長岡良之助は、旧参与諸侯の上京を待ち焦がれた。しかし、島津久光が上京を断

²⁴ 『玉里島津家史料』5、9頁。

²⁵ 『続再夢紀事』6、75頁。

²⁶ 同席した家老小笠原美濃は、九月二十二日付国許家老・中老宛て書簡で、「彼是御話合ニも御都合宜奉恐悦候」と伝えている（『国事史料』7、86頁）。ちなみに、良之助の容堂宛て書簡は見当たらないが、容堂が「僕于今持病依然、不得上洛」と上京を断る旨を示した十二月五日付の返信は確認できる（『国事史料』7、182頁）。

²⁷ 『国事史料』7、93頁。良之助は薩摩にも立ち寄る予定であったが、結局は取りやめている。後日、良之助は久光に対して「小子に於而は、是非御城下海ニ碇泊拝語仕候心得ニ御座候処、国事差急き候上、活眼之開不申向きも有之、乍遺憾空敷航海仕候事ニ御座候」と釈明した。肥後藩士の中で反対した者がいたことを窺わせる。『国事史料』7、89・107頁。

念したとの情報が流れるなど²⁸、なかなか進展の兆しは見えてこなかった。こうした状況下で、良之助はもどかしさを隠せなかった。松平春嶽に宛てた十月六日付の書簡で次のように述べている。

先頃小子再度上京之義、追々被仰聞候得共、先頃罷出候節、国議と小子微衷之趣ハ詳悉申上尽し候事ニて、外ニ如何様之見込も無之、又朝命ハ一統ニ被仰出候事ニ候得ハ、大芋公（島津久光）・宇和島公（伊達宗城）・容堂公（山内容堂）扨より此節一番ニ御乗出し無之候而ハ難相成事ニて候処、未如何様之御動き無之、…縦令、朝命被出候而も、於小子ハ、賢兄（松平春嶽）方御上京御尽力も無之中ハ、決而罷出不申候間、不惡御察可被下、国情も亦有之、旁御聞取可被下候。

良之助は、諸侯上京令に率先して応ずるべき旧参与諸侯たちが逡巡する姿をみて、納得がいかなかった。このままだと、自分の国事周旋は徒労に終わる。旧参与諸侯が京都に集まらない限り、自ら上京することは決してないと釘をさしたのは、国事周旋への強い意志とそれが不都合になった場合は潔く断念するしかないという、両義的な心情を表わしたものと見える。中央政局で調整者として脇役を演じようとした良之助は、仲間のいない舞台に自分があがることは意味がないと判断したに違いない。

良之助が上記書簡を作成したとき、松平春嶽は帰国していた。諸侯会議を通じて公議政体を創出しようとした春嶽は、慶喜が自らを將軍職へ推戴する場として諸侯会議を位置づけようとするに失望し、当分、中央政局から距離を置くべく、十月一日、京都を去ったのである²⁹。旧参与諸侯の京都参集は遠ざかる一方であった。

良之助は一縷の望みを捨てきれず、十月十四日、島津久光に書簡を寄せた。

此節こそ天下と共に天下を治むるの大活眼を以て、黄門公（徳川慶喜）、大蔵公（松平春嶽）など御一和御一新之御運ひ無之候而ハ、天下挽回之期、再不可有之奉存候ニ付、長防も平穩之御取扱有之度、兵庫港も宇内之形勢御洞察ニ而御処置有之度趣等、彼是申上試候処、愈以、御着眼相立居候様ニ奉伺、御同情奉恐慶候。…今般、帰邑懸ニハ、宇和島ニ立寄り老公に^{（贈）}拝語、大愉快之論を究め申候。御察可被下候。…扨、今般之御沙汰に而は、賢兄も御出京被為在候歟、御返詞可被下候。誠に時世切迫に相成候も、因循之旧習一変、士氣奮発之為ニハ、第一ノ助と被相考申候。³⁰

元治元年春の朝議参与制度の解体を機に決定的となった慶喜と久光の対立は、今も改善

²⁸ 『国事史料』7、104-105 頁。十月十三日付長岡良之助宛て伊達宗城書簡の中に、「大芋兄（島津久光）迎も上京無之旨、僕亦御同情天下之為遺憾之至存申候」とある。同書簡は、内容からみて、良之助が熊本到着後に発送した書簡に対する返信であるに相違ない。ところが、冒頭に「季秋第六号之貴書、今夕照手盥誦」云々と九月六日付の良之助書簡への返信であると書かれていて、不思議と思わざるを得ない。おそらく月を間違えたものではないかと推測される。

²⁹ 『続再夢紀事』6、53 頁。三谷博前掲『維新史再考一公議・王政から集権・脱身分化へ』244-245 頁。

³⁰ 『国事史料』7、107 頁。『玉里島津家史料』5、49 頁。

されずにいた。それを知っていたはずの良之助は、久光に対し、慶喜が旧参与諸侯との関係を「一和」「一新」することに同意したと語り、両者の関係回復を図ったのである。加えて、久光を説得するために、松平春嶽や伊達宗城の動向を伝えて旧友への同志意識を想起させようとした。

もっとも、久光は応じなかった。十月二十四日付の返書で、「老拙ニは御存之通、急来持病之腰痛毎々発動、迺も此涯旅行難相整、不得止、先日、小松（家老小松帯刀）蒸気船より上京申付、御猶予之義奉願候次第ニ御座候」³¹と在国の意向を明確に示したのである。病気のこともさることながら、上京を拒んだ裏には、徳川慶喜に対する強い不信感があった³²。

これより先、伊達宗成も上京を見送っていた。伊達宗城は十月十三日付の良之助宛て書簡で、自分の代わりに息子の宇和島藩主を上京させることにしたと伝えた³³。直前の十月三日付書簡において、自分の上京期日を「来月初旬之含」と知らせつつ、息子の上京については余地を残したほどだったのだが³⁴、以後、藩主上京のほうに藩論が固まったことになる。

こうして、十月下旬の段階で、旧参与諸侯の京都集結は不可能であることが明らかになった。良之助は、徳川慶喜が旧参与諸侯と協力して国政運営を行なう政治体制を要望し、旧参与諸侯の上京に期待を掛けて、両方の一和のために周旋してきた。しかし、旧参与諸侯は期待に応えなかった。彼らは徳川慶喜に政権分与の意思はないと判断したからである。結局、良之助は更なる国事周旋を断念せざるをえなかった。徳川慶喜から「越中守殿（肥後藩主）御登京有無ニ不拘、何トカ御賢考在之、其許ニハ是非々々御上京被成、朝幕之御為必々御尽力祈入候」³⁵とまで求められても、また朝廷より再三にわたって督促を受けても³⁶、良之助は上京しなかった。

一方、肥後藩政府としては、諸侯上京令に対応せねばならなかった。その際、興味深いことに、藩主と良之助の代わりに、世子澄之助が上京することを決定した。十一月十九日のことである³⁷。これは、言うまでもなく、朝廷・幕府からの免責を図ったものであるが、文久三年八月と同じく、澄之助上京という決定の裏には、藩主・良之助「不」上京の意味合いが強く含まれていた³⁸。以降、肥後の中央政局への対応において、澄之助の上京および国事周旋が中心となった。

³¹ 『国事史料』7、116頁。

³² 家近良樹『西郷隆盛―人を相手にせず、天を相手にせよ』ミネルヴァ書房、2017年、207頁。

³³ 同書簡には、「彼兄方（山内容堂）見聞ニ而ハ、六十州内、一万石以上ハ皆々被為召候歟の由。弥ニ候ハ、頭数すら揃候ハ、相済可申、毎度脱世夫上京ニ付、此度ハ豚児差出而も可然歟と存居候位也」とある（『国事史料』7、104頁）。伊達宗城は判断材料として容堂から得た「一万石以上」召集説を示したが、それが具体的にどういうことだったのか、不明である。

³⁴ 十月三日付長岡良之助宛て伊達宗城書簡（『国事史料』7、94頁）。

³⁵ 十月二十三日付長岡良之助宛て徳川慶喜書簡（『国事史料』7、115頁）。

³⁶ 武家伝奏は、十月二十六日と三十日、京都藩邸に朝命を渡した。それが国許に届いたのは十一月十二日で、家老小笠原美濃は日記に、それぞれを「再勅」と「再々勅」と記している（『国事史料』7、117-8・125頁）。

³⁷ 『国事史料』7、143頁。

³⁸ 本稿、第四章・第四節・（2）を参照。

第二節 長岡澄之助の国事周旋

(1) 澄之助上京をめぐって

まず、澄之助上京が決定した背景を確認しよう。慶応二年十一月十九日、藩政府は重役を召集して御前会議を開き、世子の細川澄之助が藩主名代として上京することを決定した³⁹。そもそも澄之助上京を発案したのは京都藩邸である。十月二十六日に朝廷から二度目の諸侯上京令が出されたことを受けて、京都藩邸は以下のような対策を国許に書き送った。

御国論之次第ハ、先般良之助様御出京、詳悉被仰立置、御内証御貫徹之事ニハ御座候得共、御表面朝命御尊奉之處ニおゐてハ、御兩殿様御内御上京不被遊候而者、列侯⁴⁰御一般之御請前相立不申、…若殿様御儲立付而者、御緩急何レニ致候而も、御目見・御元服は是非御家格之通不被為済候而者難相成御座候間、此節為御名代上京、先一番ニ御乗出之御手数被為済、夫より御時体御用向御勤ト申御運ニ相成候ハ、御内外共至極御無造佐ニ而可被為済、…御滞京ハ成丈御日浅く、年内熊本え御帰国茂被為在候様周旋仕候心得ニ御座候間、此飛脚到着仕候ハ、一刻も早く御発駕之御手賦被仰付、右御留守居之報告を被遊御待候様奉願度御座候間、宜御心配可被下候。⁴¹

京都藩邸は藩主上京の回避を前提に議論を進める。とはいえ、朝廷尊崇の大義名分を無視するわけにはいかなかった。世子澄之助による「名代上京」を考案した所以である。その澄之助上京に関しては、細川家の世子として「御目見・御元服」を済ませる機会にもなりうるという意味付けがなされた⁴²。すなわち、諸侯上京令に対応すること自体を自己目的化しつつも、細川家と徳川家が守ってきた慣例を完遂するという別個の目的を考え出して、澄之助上京を提言したのである。このような意図があったため、滞京期間を必要最小限にすることを望んだわけである。以上の提言からは、澄之助上京を中央政局への関与と結び付けるような思惑は全く見出せない。

藩政府は、京都藩邸の提言を受け入れて澄之助上京を議決した。その際、藩主と良之助が上京できない理由も用意したように思われる。藩主の場合は持病の悪化を、良之助の場合は身分不相応（藩主でも世子でもない身分が、諸侯会議に列席することは相応しくない）を挙げて、藩内外に向けて正当化を図った⁴³。いずれにせよ、澄之助上京、言い換えれば、藩主

³⁹ 『国事史料』7、143頁。

⁴⁰ ちなみに、肥後のほか、朝廷より上京を督促された諸侯は、尾張・紀州・薩摩・仙台・芸州・因州・土佐・宇和島・柳川・津山・松山・筑前である（『国事史料』7、118-119頁）。

⁴¹ 十月二十九日付国許家老・中老宛て在京大目付書簡（『国事史料』7、117頁）。

⁴² 進士慶幹は、「(大名家の) 相続人としての条件」の一つに将軍への「お目見」があったとして、「家督を相続する者は、それ以前に将軍に拝謁して、嗣子であることを公の席で認知してもらっておく必要があった」と説明する（進士慶幹『江戸時代の武家の生活』至文堂、1961年、第一章）。

⁴³ 十一月（日欠）付一条実良宛て長岡良之助書簡の中に、「越中守（肥後藩主）登京之儀、再応勅諭之趣付而者、急速奉命上京之筈御座候處、從來持病之疴積氣難洩ニ而、押而茂発程可仕容体

ならびに良之助の不上京を決定した藩政府の狙いは、肥後として出来るだけ中央政局との関わりを持たず、当面は政治状況を観望しようとしたところにあった。

十二月初旬に出発する予定だった澄之助は、国許での待機を余儀なくされた。京都藩邸では、政局の推移を注視しつつ、澄之助の在京中に不都合となりうるような不安要素が浮上すると、上京の見合わせを国許に報告してきた。そのたび、藩政府は、適当なタイミングを見直した。一応、十二月中旬に入り、藩政府は、翌年の正月中旬をめどに上京準備を再開することになる⁴⁴。

そうした中、十二月二十五日、天皇が他界した。混乱の最中、京都藩邸は朝廷と幕府に対し、澄之助上京の予定を伝えている⁴⁵。その後、藩政府は時局を鑑みて澄之助上京を再び見合わせた。正月二十三日、「暫御猶予被成下候様」と求める藩主の建白書が武家伝奏に提出された⁴⁶。中央政局の行方に見通しが立たない中、澄之助上京は無期延期となった。

(2) 在京薩摩指導部の四侯上京運動

ここでは、薩摩の動向について、慶応三年正月以降の四侯上京運動を中心に検討しておきたい。同時期の肥後藩政府の政治動向を検討する上で、補助線として重要な意味を持つと考えるからである。

孝明天皇が急死し、その息子が満十四歳で皇位を継承することになった。政治環境の変化を受け、在京薩摩指導部は島津久光をはじめ旧参与諸侯の上京を企画するに至った。まず久光に上京を説得するため、正月二十二日、西郷隆盛が鹿児島に向かった。そして半月後の二月九日、在京家老小松帯刀は、松平春嶽の上京を打診するため、越前の中老酒井十之丞に会って諸侯糾合の構想を明かした。

方今、内治漸く壊乱に及び、外夷亦累りに至れり。加ふるに、先帝崩御、今上尚御幼冲に在らせられ、実に危難の世態なり。尤、摂政の御職も在らせらるゝ事にハあれと、大隅守(島津久光)にハ多年、先帝の御眷顧を蒙り奉りし事故、今日の御場合、速に上京、国家の御為め、乍不及御補佐申上へきなりと、此地にてハ、議、既に一決し、過日大島吉之助(西郷隆盛)鹿児島に出発せり。就てハ、吉之助鹿児島へ着、国議一定之上は、大隅守必上京すへし。されと大隅守唯一人上京すれハとて、御補佐を遂げ得へきにあらされハ、大蔵大輔殿(松平春嶽)・容堂殿(山内容堂)・伊予守殿(伊達宗成)へ予しめ使者を差出し、同じく御上京在らせらるゝ様御相談に及ふへき見込なり。…且又、此事、吉之助帰京之上、国議之次第ハ尚御内話すへけれど、今日に在りてハ、極めて秘密を要

ニ無御座、不得止、為名代澄之助儀出京仕筈ニ御座候。…私儀茂一同出京可仕旨、勅諭を蒙、不肖之私身ニ余り、誠以難有仕合奉存上候。…六十余州拾万石以上之諸侯伯、当代又ハ隠居・世子迄被為召候中ニ一庶子之身として不一度度々出京、右之際ニ立交候而者、何分心庭安兼候而已ならず、天下之所指茂如何程有御座哉」とある(『国事史料』7、138頁)。

⁴⁴ 『国事史料』7、145-147・174・175・202-203頁。

⁴⁵ 『国事史料』7、241-242頁。

⁴⁶ 『国事史料』7、262-263頁。なお、建白書に関しては、日付が正月五日となっており、作成経緯に不明な点が残る。京都藩邸の独断で作成・提出された可能性も排除できないが、管見の限り、関連史料は見当たらない。

すれハ、貴君限り御聞置下され、他へハ如何なる御同志たりとも御泄しなき様に願ひたし。⁴⁷

つまり、在京薩摩指導部は、幼い天皇を補佐するという名目で島津久光が上京を果たして国政運営に関与していく方針を定めており、その上で松平春嶽・山内容堂・伊達宗成の旧参与諸侯を糾合し四侯連合を形成することで政治行動の基盤にしようと図ったのである。

ここで一つ考えておきたい問題がある。良之助が旧参与諸侯の京都参集に関わる余地はなかったのかということである。松平春嶽が前年九月、政治行動を共にする同志的存在として旧参与諸侯のほかに良之助を指名していたことは、前節でみたとおりである。また、良之助が旧参与諸侯の上京に尽力し、彼らと慶喜との間に立って調整役に当たろうとしていたことは、良之助と面会や書簡往来で意見交換を行なった旧参与諸侯が誰よりも明確に認識していたはずである。

このような諸事情が存在したのだが、在京薩摩指導部が肥後あるいは良之助との提携を図った痕跡はない。良之助本人が上京する意志を全く見せなかったことや、在京薩摩指導部の中心人物の一人である大久保利通が良之助の政見を幕府寄り⁴⁸と見做していたことなどを勘案すれば、そもそも良之助のことが考慮されていなかった可能性は充分ある。とにかく、結果からしてみれば、在京薩摩指導部による四侯上京運動の根底には、安政五年の旧一橋派を淵源として元治元年に朝議参与を通じて固まった四侯提携の経験が強く作用していたものと思われる。

在京薩摩指導部の主導で推進された四侯上京運動は、同年五月、いわゆる「四侯会議」の開催をもって実現をみた。旧参与諸侯の四人は、三年半ぶりに京都に集合した。政治懸案の長州処分・兵庫開港をめぐって朝廷・幕府の指導者と交渉しつつ、自分たちの意見を政策決定に反映させようと尽力した⁴⁹。

一方、肥後藩政府は、澄之助上京の無期延期を決定して以降、薩摩主導の四侯上京運動が展開され、またそれが四侯会議として実現するまで、中央政局に関わることなく傍観を続けた。この間、良之助は中央政局に関わった形跡はない。幕府や朝廷の上京要求を逃れきれず、ようやく澄之助が上京を果たしたのは、五月二十八日である。四侯会議が解散となった直後のことである⁵⁰。

(3) 公武諮問への対応

澄之助上京を見合わせている間、藩政府が国事問題について意見表明を行なったのは二回あった。幕府と朝廷からそれぞれ兵庫開港に関する諮問を受けたためである。ここでは、藩政府の兵庫開港問題に対する立場を検討する。

⁴⁷ 『続再夢紀事』6、107-108頁。

⁴⁸ 大久保利通は、慶応二年九月、良之助の国事周旋について「扶幕之説」と批判していた。九月二十三日付西郷隆盛宛て書簡（『玉里島津家史料』5、23頁）。

⁴⁹ 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、2004年、348-364頁。三谷博前掲『維新史再考』248-255頁。

⁵⁰ 四諸会議については、原口清「慶応三年前半期の政治情勢」原口清著作集編集委員会編『王政復古への道 原口清著作集2』岩田書院、2007年など。

慶応三年二月十九日、幕府は肥後を含む九藩に対し、兵庫開港の可否に関して意見を求めるとともに上京を督促した⁵¹。肥後藩政府は、三月二十五日、老中に以下のような答申書を提出した。

兵庫表者、帝都近き場所柄、開港者不被遊御好儀と奉存候得共、万国一体之形勢御洞察之上者、今日ニ至、開港不可止御儀と奉存候。併、人心之不和、海内之動揺を激成候茂、畢竟開鎖之一条ニ基候事ニ御座御得者、最不容易筋ニ付、朝幕御一致之御命令ニ出不申候而者、又々混雜を引起可申、且京摂間御警衛向之儀者、弥以嚴重之御備相立、朝廷者勿論、上下之人心茂致安堵候程ニ御手当有之、随而交易筋之儀茂、彼より被制候様之儀無之、都而公共之筋を以、何方茂便利を得、民心を不破様之御仕法を被設度御儀と奉存候。⁵²

兵庫開港はやむなしという認識を示した上で、民心安定策として、①公武一致の命令を出すこと、②京阪地域の警衛を強化すること、③交易で主導権を取ることを提言している。兵庫開港を推進する幕府の立場に賛同するような無難な意見であったといえる。なお、藩主上京の件については、京都留守居を通じて延引の旨を口頭で伝えている。

次いで、三月二十四日、朝廷から二十四藩に対し、兵庫開港問題に関する建白及び諸侯上京を求める沙汰書が発せられた⁵³。その文面には「今度開港之儀、別紙之趣、従大樹建言候」云々とあるが、「別紙」とは將軍慶喜が三月五日に提出した開港への勅許を求める奏請文のことを指す。その奏請に対し、朝廷は十九日、「早々諸藩見込をも可被聞召候間、於大樹も再考可有之候事」として勅許を猶予する意思を示しており、それを受けた慶喜は二十二日に再び奏請を行なって勅許を得たい意志を表わした⁵⁴。このような一連の経緯から、諸藩に朝命が降下されるようになった。

肥後藩主の奉答書は、四月二十五日、京都留守居によって武家伝奏に提出された。その内容は以下のとおりである。

根元、兵庫者帝都程不遠所柄ニ而、開港者如何ニ候得共、於幕府者年来、洋夷之情状、宇内之形勢等深く洞察有之、殊更、外国ニ対し一旦条約取結之末、及破談候而者、信義難相立処より、是迄内輪之不行届者、大樹一身ニ引受御断申上候而之歎願筋と相見候得者、乍恐、於朝廷茂大小輕重得斗御参酌有之、天幕御一致ニ被為在御決定、弥以軍国之

⁵¹ 対象は、尾張・紀州・肥後・因州の藩主、肥前（鍋島閑叟）・越前（松平春嶽）・土佐（山内容堂）・宇和島（伊達宗成）の前藩主、そして薩摩の島津久光で、合計九名である。『続再夢紀事』6、109頁。『国事史料』7、305頁。日付は、『国事史料』7による。

⁵² 『国事史料』7、336頁。

⁵³ 二十四藩は、尾張・紀州・越前・加賀・因州・備前・芸州・宇和島・土佐・阿波・雲州・津・筑前・肥前・肥後・久留米・柳川・薩摩・二本松・米沢・仙台・秋田・盛岡・対馬であり、二十九日、津輕に同様の朝命が下って、合計二十五藩となる。宮内庁編『明治天皇紀』第1、吉川弘文館、1968年、480頁。『国事史料』7、332-333頁。日本史籍協会編『大久保利通日記』1（復刻）、東京大学出版会、1969年、348-349頁。

⁵⁴ 『国事史料』7、313-314・326-327・330頁。

手当ニ差入、万事公共之政道を以、各国を致压倒候程之御国体相立候様有御座度御儀ニ奉存候。⁵⁵

注目される部分は、国際条約の破棄は国家間の「信義」に関わるものであるもので、期限どおり兵庫開港を行なうべきだと述べたところである。条約順守の当為については、慶喜が三月五日の奏請文で指摘していた。そこでは「条約之儀者各国交際之基本」であって「条約之守否者、国之存亡ニ相拘候儀ニ御座候得者、旁以一旦取結候条約者、是非遂行不申候而者難相叶奉存候」という言葉で表現されている⁵⁶。かつて開港容認の立場を取ってきた肥後藩政府は、慶喜が天皇に示した論理を踏襲することで、朝廷に兵庫開港を勅許するよう上申したのである。

（４） 澄之助の国事周旋

五月二十八日に着京した細川澄之助は、まもなく六月一日、将軍慶喜に謁見した。その席で長州処分・兵庫開港に関する見解を求められたが、時局に不案内のため篤と勘考してから改めて建議すると答えている⁵⁷。意見表明を留保した様子が窺える。

これより先の五月二十九日、松平春嶽は、肥後藩士に対し、長州処分問題をめぐって澄之助に国事周旋を依頼する旨を伝えていた。長州処分に関しては「寛大之処置」⁵⁸を取ることで決着していたが、幕府は長州藩主に嘆願書を提出させてから最終処分を執行しようとした⁵⁹。これに対して、問題解決への支障を恐れた松平春嶽ら四侯は「寛大之御処置有之上者、此俟ニ而御処置有之候ハ、風波無相治り可申」との趣旨を唱えて反対した。幕府が既定方針を固執する中、松平春嶽は、澄之助が四侯側に立って慶喜説得に努めてくれることを求めたのである。

京都藩邸は幕府と四侯の狭間で苦心した。それが結局は、どっちにも与しないという結論を導くことになる。すなわち、国許に寄せた書簡の中で、

御国議之筋を追、時勢を参酌し、幕ニも不依、四藩ニも不同、別種之確論相立候得共、
未タ御答切ニハ相成不申、追而之模様ニ応し、枝葉之事等者、少々損益も可有之哉ニ付、
御矢放相済候上ニ而、委細之儀可申達候事。⁶⁰

と述べたように、独自の意見をもって対応することにしたのである。こうした方針があったため、前述のように、澄之助は将軍への意見表明を控えることになったと思われる。以降、

⁵⁵ 『国事史料』7、385頁。

⁵⁶ 『国事史料』7、314頁。

⁵⁷ 六月朔日付国許家老・中老宛て在京重役書簡（『国事史料』7、434-435頁）。

⁵⁸ 五月二十四日に発せられた御沙汰に、「長防之儀、昨年上京之諸藩、当年上京之四藩等、各寛大之処置可有御沙汰言上、於大樹も寛大之処置言上有之、朝廷同様被思召候間、早々寛大之処置可被取計事」とある（『国事史料』7、417頁。『続再夢紀事』6、303頁）。

⁵⁹ 洪沢栄一『徳川慶喜公伝』3、平凡社、1967年、375-376頁。『大久保利通日記』1、368-369頁。

⁶⁰ 六月朔日付国許家老・中老宛て在京重役書簡（『国事史料』7、434頁）。

在京中の澄之助にとって、長州処分問題が国事周旋の焦点となった。

六月四日、澄之助は松平春嶽を訪ねて、先日の依頼を断る旨を示した。在京重役の国許宛て書簡によれば、澄之助は春嶽に対し、幕府や春嶽らと異なる見解を述べた。長州への寛大処分自体は賛成するものの、執行において「次第順序」を重視すべきであるということであった。

元来長防御寛典之儀は、兼而被仰立置候趣茂有之、此節四藩申立之大意は同様之事ニ候得共、現実御施行之处ハ何程ニ可有之哉。右之通ニ而、以往違乱無之御目途屹ト相立、朝幕一致之御評決ニ御座候ハ、更ニ異存之筋は無御座候得共、右申立通、直様削封を被返、官位復旧を茂一時ニ被仰付候ハ、長防眼前之治りは付可申候得共、彼国情ニおいて、弥恭順ニ相運、往々平穩ニ帰候目算は何分相立不申、殊ニ上下之分茂有之事ニ付、次第順序を不被得候而は御紀綱茂相立申間敷、彼是篤ト御廟議を被為尽度、委細之儀は猶重役を以、御役筋迄相伺、且申上候儀も可有御座との趣を以、(将軍へ) 御答之方ニ相決、春嶽様ニ茂、右之趣ニ而、御目算無之儀を御同意御周旋と申儀は何分難被遊段、去ル四日御直答ニ相成、御尤ニ御聞取之由。⁶¹

すなわち、寛大処置（領地安堵・藩主父子の官位復旧）を無条件で執行した場合、長州の態度はますます増長し、幕府が上位にあることを前提とする政治紀綱に乱れを生じさせかねず、結局は根本的な問題解決の妨げになると見たのである。その上で「次第順序」を重視する独自の意見を、重役を通じて幕閣に進言する予定であった。この際、松平春嶽は肥後側の国事周旋を許容範囲のものと判断し理解を示したようである。

六月六日、澄之助は老中に対し、長州処分に関する見解を伝えた。続いて、同日の晩、家老郡夷則と奉行道家角左衛門が幕府の若年寄格永井尚志と面会した。そのとき、郡夷則らは以下のことを述べ、永井から「早速上様え茂被仰上、篤ト御評議ニ可相成」との返答を得た。

長防可討之罪ハ有之候得共、是迄幕府御失体之儀も不少、於天朝茂御不行届之儀無之とハ難申、根元長防尊王攘夷を主唱いたし、其末段々行違之儀も出来、終ニ過激ニ馳、今日之形勢ニ立至候付而は、朝幕共御自反御自責之訳ニ而、其再征は御取止、先削封を被返下、弥以恭順を尽、其实績相顕候上ハ、追而猶寛大之御処置茂可有之との趣を以、重役之内被招呼候乎、又ハ御役人様御発向ニ而被仰渡、左候而、弥以恭順の運ニ至候ハ、入京茂御差免、官位復旧を茂可被仰付哉。右之通、順序を被追候ハ、頗御紀綱茂相立可申敷ト奉存候段、私論之場を以申上候事。⁶²

ここでは、段階的かつ相互的な問題解決が提示されている。具体的には、まず幕府が長州代表を呼び出すか幕臣を派遣して次の①→②→③からなる処分執行案を提示する。①幕府が軍事発動を完全放棄し、領地削減の命令を撤回する、②長州は「恭順」の姿勢を明確にする、③幕府は更なる寛大処置を実行する、といった具合である。両側の交渉が成立し、実際に①②が履行されれば、最終的に③の寛大処置すなわち藩主父子への入京許可・官位復旧を

⁶¹ 六月九日付国許家老・中老宛て在京重役書簡（『国事史料』7、437-438頁）。

⁶² 六月九日付国許家老・中老宛て在京重役書簡（『国事史料』7、439頁）。

断行することで処分を終結させる。以上が、長州処分問題に対する肥後側の具体案であった。朝廷・幕府の「御自反御自責」と長州の「恭順」とを同時に求めるところに主眼を置きつつ、幕府と四侯それぞれの主張を調整しようとした折衷案だったといえる。

こうして、澄之助および在京重役は、自説を松平春嶽や幕府に提示して、両方から了承を得るに至った。もっとも、肥後の国事周旋が、幕府に取り上げられた形跡は確認できない⁶³。それとて、幕府が問題解決の突破口を見出したわけでもない。長州処分問題は膠着状態に入った⁶⁴。

肥後側では、国事周旋に一段落がついた段階で、澄之助上京の元来の目的である元服儀礼を済ますことに注力した。幕府側との日程調整を経て、第一希望どおり、直近の六月十一日に、澄之助は將軍徳川慶喜の面前で「元服」を命ぜられ、従四位下侍従を拝任、右京大夫・喜^{のぶたか}廷に改名した。喜廷は、慶喜から一字を賜ったものである⁶⁵。一方、十八日には参内して天皇に拝謁している。その後、朝廷・幕府より帰国を許可され、七月六日、一か月余りの滞京を終え帰国の途についた⁶⁶。

澄之助は明確な政治目標を持たずに上京した。在京中、幕府と四侯との間で等距離を保つような言動を見せており、旧参与諸侯との交流は姻戚関係の松平春嶽のみに限定していた⁶⁷。全体的に、中央政界で肥後の存在感は薄く、政局への影響力も低くなっていたことが窺える。

第三節 大政奉還と〈藩是〉の転換

慶応三（一八六七）年十月、將軍徳川慶喜は政権返上の上表を朝廷に呈した。そして朝廷はそれを受け入れた。中央政局は一気に流動化し始めた。王政復古を前提とした新政体の樹立が中央政局の争点となった。幕府と薩摩とが拮抗した挙句、薩摩主導のクーデタが断行された⁶⁸。以下、政権返上から王政復古クーデタまでの肥後の政治動向を追究していく⁶⁹。

⁶³ 高村直助『永井尚志一皇国のため徳川家のため』ミネルヴァ書房、2015年、202頁。

⁶⁴ 『徳川慶喜公伝』3、389-391頁。

⁶⁵ 六月十一日付国許家老・中老宛て在京重役書簡の中に、「今朝正五時之御共揃ニ而、御登宮被遊候処、於御前御元服被仰出、御一字御拝領、以上意従四位下侍従御拝任、御盃御頂戴、御腰物御拝領、御実名喜廷、公御名右京大夫様と被遊御改」とある（『国事史料』7、442頁）。なお、本稿においては、引き続き細川澄之助と称す。

⁶⁶ 『国事史料』7、447・461・457-458・461・463頁。

⁶⁷ たとえば、『伊達宗城在京日記』には、「細右京大夫被参、一寸逢候」（慶応三年六月十七日条、531頁）、「細右京、明日出立吹聴参候」（七月五日条、548頁）と記された程度である。ちなみに、在京薩摩藩士の大久保利通は、澄之助のことを「温順無能」と見做していた（慶応三年六月三日条、『大久保利通日記』1、374頁）。

⁶⁸ 大政奉還から王政復古クーデタまでを取り上げた政治史研究は多々ある。近年の代表的な研究として次のものが挙げられよう。家近良樹『幕末政治と倒幕運動』吉川弘文館、1995年、第六章。高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』吉川弘文館、2007年、第八・九・一〇章。三谷博前掲『維新史再考—公議・王政から集権・脱身分化へ』第十一章。

⁶⁹ 同時期の肥後については、猪飼隆明の論考（新熊本市史編纂委員会『新熊本市史』通史編 5

(1) 将軍の政権返上：肥後藩主上京問題の浮上

十月十三日、将軍徳川慶喜は、十万石以上の諸藩の在京代表を二条城に召集して、政権返上の意向を告げた。老中板倉勝静が回覧させた慶喜直書は、幕府の失政を自己批判し、外交上での「朝権一途」の必要性を指摘した上で、「従来之旧習を改メ、政権を朝廷ニ歸し、広く天下之公議を尽し、聖断を仰き、同心協力、共ニ皇国を保護せは、必海外万国ニ可並立、我、国家ニ所尽不過之候」と、政権返上を決断した理由を示した⁷⁰。翌十四日に朝廷へ提出された上表は、同様の内容を天皇向けの表現に書き直したものである⁷¹。

慶喜直書には「見込之儀も有之候ハ、聊忌諱を不憚可申聞候」とあって、諸藩代表に意見開陳の機会を与えた。肥後側から出席した田中典儀（家老代）は名乗りを挙げなかった。薩摩・土佐・芸州・備前・宇和島の出席者が残留して慶喜に謁見している。

この日、田中典儀は直書回覧の場で幕府側から重要な依頼を受けた。大目付戸川忠愛が肥後藩主宛ての封書を伝達し、藩主の早期上京を求める旨を口達したのである。在京重役が封書の内容を確認したところ、慶喜直書と同文のものであった。幕府が藩主上京を催促する理由を突き止めることはできなかった。

折から在京勤務を終えて十五日に帰国する予定だった田中典儀は、十四日、老中板倉を訪問して藩主上京の件を尋ねた。老中はこう答えた。慶喜直書は「大綱」を示しただけである、兵庫開港や政権返上について諮問したいので藩主・世子・公子のうち一人はぜひ上京してほしい、またその前に藩主の意思を熟知した家中を至急に遣わしてほしい⁷²。この発言からは、幕府が将来構想を共有する対象として肥後に目を付けていたことが読み取れる。田中典儀は、十五日、熊本に向けて出立した。

同じ十五日、朝廷は、将軍の政権返上を勅許し、十万石以上の諸侯に上京命令を下した。武家伝奏は、肥後藩士に対し、藩主が不都合ならば世子が上京するようにと口頭で伝えている⁷³。これをうけて、翌日の十六日、京都留守居ら三人が幕府若年寄で将軍慶喜の最側近である永井尚志を訪ねた。言うまでもなく、今回の政権返上や諸侯上京令について情報を引き出すためであった。面談の内容をまとめた三人連名の「永井玄番様より拝聴之趣書取」⁷⁴という史料には、まず将軍が政権返上を決断するに至った経緯が次のように記されている。

元来、此節、政権を朝廷へ御歸之儀者、俄之思召立ニ無之、是迄万端之儀、朝命を被奉、列藩え茂御沙汰ニ相成、実ニ朝幕御一致に候へとも、兎角折合兼、外夷者弥切迫ニ相成、

近代Ⅰ、熊本市、2001年、102-117頁）がある。猪飼は、中央政局を武力討幕派と公議政体派の二路線の対立と見立てた上で、肥後藩政府は十月下旬以降「公議政体派としての姿勢」を取るようになったとし、その具体的な政権構想については「幕藩制的秩序を崩す論理をここに見いだすことはできない」としてそれが「近代的主張」でないと指摘している。本稿では、猪飼の研究を踏まえた上で、引用史料および内容叙述の重複を厭わず、筆者なりの観点で肥後藩政府の言動を検討することを試みる。

⁷⁰ 『国事史料』7、553頁。

⁷¹ 『国事史料』7、559頁。

⁷² 『国事史料』7、552頁。

⁷³ 『国事史料』7、561頁。

⁷⁴ 『国事史料』7、567-568頁。

朝意ハ渠等が望ニ叶不申、渠等が望所ハ朝意ニ齟齬いたし候様之儀茂或ハ有之、就而者種々之異論をも来シ、遂ニ今日之形勢ニ立至、幕府之存亡ハ兎茂あれ、此俟ニ押移候ハ、皇国之安危ニ係り、不容易次第ニ付、徳川之御家ハ度外ニ被為置、唯皇国之御為而已被遊御案勞、此上ハ政權を朝家ニ奉歸、列卿・諸侯伯と共に天下之公論ニ従ひ、聖断を奉仰、公平正大之御処置被為在候ハ、皇国御一途之御運ひニ相成、兩端之異論茂無之、天下之人心致安堵可申と、從來之台慮、去ル十三日ニ御布告被為在候処、諸藩異論茂無之、依而昨十五日御参内御奏聞ニ相成候処、速ニ御許容ニ相成候次第

ここで強調されているのは、将軍慶喜の自己犠牲と「皇国」への忠義である。慶喜は、これまでの国政運営を「朝幕一致」で行なってきたつもりであるが、外交問題をめぐっては相変わらず朝廷と外国が齟齬しており、このままでは「皇国之安危」にかかわる重大事になりかねないと考えようになった。そこで、徳川家の将来は度外視して、専ら「皇国之御為」に政權を朝廷に帰一し、公家・諸侯とともに「天下之公論」に従って連合政權を組織して政治統合を成し遂げることを決心したというのである。

続いて、永井尚志は諸藩の役割を説き、肥後に行動を迫った。

然ニ、列藩因循ニ而、万一上京遅延ニ及候ハ、其内ニハ又如何異論を生シ、如斯私を被為捨折角之思召難相立様成行候哉茂難計候間、一刻茂速ニ御上京被為在候ハ、兵庫開港を初、外ニ港之交易筋、是迄之仕法ニ心付之儀茂候ハ、是又天下之公論ニ従ひ被遊御談合度思召ニ付、自然太守様（肥後藩主）御上京難被為在候ハ、若殿様速ニ御上京被遊候様有御座度

政權返上後の国政運営において諸侯の存在が不可欠となったことが、慶喜の「天下之公論ニ従ひ被遊御談合度思召」という表現で示されている。ここで「公論」の尊重というのは、具体的に、諸侯が京都に集まって兵庫開港をはじめ外交問題について意見を表明し、それを受けた幕府が最終的に政策を決定するという手順を踏まえることであった。永井は、このように諸侯上京の緊要性を述べたあと、肥後藩主または世子の迅速な上京を求めたのである。

このほか、永井は、肥後藩士より「従朝廷御召之御沙汰ハ、従幕府被仰立候故ニ御座候哉否」と諸侯上京令の背景を訊ねられると、「朝廷ニ茂其思召有之、先ツハ致暗合候」と答えた。諸侯上京令は幕府と朝廷の意向をともに反映したものであると説明したのである。

以上の内容を含む「永井玄番様より拝聴之趣書取」は、三宅藤右衛門（家老代、田中典儀の後任として着京）が国許家老・中老に寄せた十月十七日付の書簡に添えられて国許に届けられた。その三宅書簡は在京重役の総意として藩主または名代の上京を強く求めており、その理由を次のように述べている。

- ①万一御三方様共御上京不被為在候歟、又は被遊御遅延候而者、是迄追々之御召と違ひ、從來之御忠節茂大切之土俵際ニ至り、一切水之泡と相成可申、
- ②其上、此場ニ至、利害を可被為顧筋ニは無之候得共、十三日迄ハ天下之御主宰被為在候得共、最早其御方無之、乍恐、今日、朝廷之御腰前ニ而ハ強大之藩中ノ突込み次第ニハ、如何様ニ茂相成可申勢ニ付、自然時体変遷、薩・土圻之大藩、国命を執候様成行候ハ、是迄一途ニ御依頼之豊後辺之小諸侯方も、忽着眼相換り、遂ニハ割拠茂不被為出

来様相成候而は、以之外之御儀ニ付、此節ハ御入費等ニ無御拘、断然と御決定、御三方様之御内御一方様ニ御老成之御本役様御一人是非被遊御供ニ而御上京候様、

③尤、戦争ハ万々無之見込ニ御座候得共、少ハ御武力も無之候而ハ難相成候間、無息茂大勢被召連、公平正大之御国是を以被遊御尽力候ハ、奸猾之諸藩ハ手を引、官武之御為ハ申迄茂無之、天下之人心鎮定可仕、左候へハ、従来之御忠誠を御事業ニ被施候も、天下之人心を被為攪候茂、今日其機会歟と御役々いつれも見込申候間、何卒不日ニ御上京御周旋被為在候様、伏而奉懇願候。⁷⁵

つまり、公武に対する「従来之御忠節」が水泡に帰することを避けるためにも（①）、薩摩・土佐など大藩を牽制することで、肥後が周辺諸藩への影響力を喪失するような事態を未然に防止するためにも（②）、藩主・世子・良之助のうち一人は速やかに上京すべきであると主張したのである。そして、実際の国事周旋に際しては、兵力を背景に「公平正大」を基本方針として尽力すれば、必ず成果をあげて公武への忠節を貫くことができると提言した（③）。究極的には公武への忠節という大義を守り続けることで、難局を乗り越えようというところに眼目があったといえる。

さらに、三宅は、二日後の十九日、再び国許へ書簡を寄せて、藩主（または名代）上京への切迫した意識を示した。その際、軍事発動が取りざたされた薩摩・長州の動向を考慮していたのが目を引く。

御上京は不一形御配慮筋可被為在、然ニ其儀を奉願候は別而奉恐入候得共、中原之鹿、誰か手ニ落候哉も難計折柄、万一御一方様茂御出まし不被為在候而は、後道薩長等ニ願使せられ候様成行、天下之安危ハ先ツ閣キ、御国家之盛衰、此御一挙ニ可有御座と御奉行杯とも話合申候事ニ御座候。前条之次第二付、無息等ハ猶更大勢被召連、一日茂速ニ御上京被為在候様奉懇願候。

現今の中央政局を権力闘争の展開過程と捉えた上で、薩長による政権主導を警戒して、それ相応の対処として藩主（名代）が上京する必要があると強調したのである。特記すべきは、「天下之安危」より「御国家之盛衰」を重視する考え方を明確に示した部分である。自藩第一主義を前面に掲げたことになる。この時点で、在京重役は、日本（「天下」）よりは肥後（「御国家」）に所属意識を強く持っていたことが見受けられる⁷⁶。

⁷⁵ 『国事史料』7、566 頁。

⁷⁶ 幕末期の武士にとって、大名家を最優先する帰属意識は、中央集権国家の創出を目指した一部の政治家を除いて、一般的なものであったといえる。ただ、各々の有する帰属意識の在り方は多様で、「天下」＝日本と「国家」＝自藩とが相克・葛藤する場合も生じていた。かつて三谷博は、「近世日本では、立場と状況に応じて、（「国家」という言葉が）実に多様な意味で用いられた。我々がよく史料で見るのは、大名の家臣がその「御家」とその首長である大名自身を「国家」と呼ぶ場合であり、…幕末・明治初年の歴史は、大名をさす「国家」の用法が急激にこのような（「日本」をさす）用法に置き換えられてゆく過程だったのである」と指摘した（三谷博「維新史研究の課題—青山忠正『明治維新と国家形成』に寄せて」『日本史研究』478、2002 年、54 頁）。この指摘は、「天下」と「国家」とに対する認識の緊張関係から幕末政治史を捉えることの有効

要するに、京都藩邸は、将軍慶喜の政権返上以降、肥後にとって最大課題となった藩主上京問題への対策を講じる際に、朝廷・幕府・薩長の動向を複合的に考慮し、その結果、藩主または名代の早期上京が得策と判断してそれを国許に要請するに至ったのである。

（２）長岡良之助の政局傍観論

一方、同じ頃、国許の長岡良之助は、中央政局と距離を置く姿勢を固守していた。前年十月に京都での国事周旋を済まし帰国して以来、約一年間、全国政治に関わろうとした様子は確認できない。そうした中、良之助は十月二十三日、重役に対して今後の肥後が取るべき指針を以下のように提示した。

一昨日歟、…長防不容易形勢ニ而、三田尻より帰邑之人申出ニ而ハ、薩之汽船三艘、長之汽船六艘、碇泊、兵糧如山ニ積込、不日浪華海へ廻り、豊王城下通行澱江を^(さかのぼ)汜り候歟之企ニ相聞候処、小生相考候ニハ、年内差寄之變動ハ有之間敷、…何様、御国之儀、御鎮静被為在、容易ニ御動揺不被為在、万国之公理ニ御着眼、幕ニも薩ニも長ニも不依頼、断然独立之見を以而御着眼相立、義理之在ル所ニ被赴候外有之間敷、決而御隣邑ニ御使者又ハ御人数等之妄動ニ相成不申様奉祈候。…何とそ此節御踏出ハ不偏不党、王道蕩々ト有之、他我之差別なく奉感戴候処ニ御基本卓立之上、御踏出し被為在度、万一只今御動揺被為在候而は、事を此方様より取起し、恨ヲ処々ニ被為受候様相成可申、勿論廟堂の御主意ハ下方へ貫徹とは存申候得共、今一層貫徹有之候様ニ有之度、崎陽（長崎）・上海・万国迄も方今之情実を御洞察上、天下之公義ニ御着眼之外無他と存申候。⁷⁷

この時点では、未だ京都から政権返上の情報が伝わっておらず、良之助は主として薩摩・長州の軍事動向を踏まえて自説を唱えている。すなわち、肥後内部における秩序維持・家中統制を重視しつつ、中央政局への関わり方においては幕府・薩摩・長州など特定の政治勢力に依存することなく、肥後として独断（「独立之見」）をもってあくまで「万国之公理」「義理」「不偏不党」「天下之公義」といった普遍的な価値に従うべきことを主張したのである。当面は中央政局の観望を続けることに重点を置き、いずれ政治的立場を表明せねばならなくなるときは大義名分を第一の基準として判断すべきであるという、いわば慎重論・名分論を披歴したことになる。

文久期以来、藩主名代として何度も上京して国事周旋に携わってきた長岡良之助は、慶応三年十月下旬の時点で、肥後が進んで政治運動や国事周旋を行なうことを否定していた。最大の課題を肥後の自己保存に置いたからではなかろうか。

性を示唆したものにはほかならない。この問題については、近年の研究として、友田昌宏『東北の幕末維新一米沢藩士の情報・交流・思想』吉川弘文館、2018年が注目に値する。友田は、米沢藩士の宮島誠一郎が「藩を越える忠誠の対象として国家（日本）を意識」していく思想転換の過程を追究している。なお、近世後期から明治初期までの史料上に現れる「国家」という言葉の意味合いに関しては、ルーク・S・ロパーツ「土佐と維新一『国家』の喪失と『地方』の誕生」近代日本研究会編『地域史の可能性―地域・日本・世界（年報・近代日本研究・19）』山川出版社、1997年での実証分析を参照。

⁷⁷ 『国事史料』7、595-596頁。

(3) 〈藩是〉の転換

激動する政局は、肥後に傍観的態度を許さなかった。将軍の政権返上に関する情報、公武からの藩主上京命令、そして藩主（名代）の迅速な上京を求める在京重役の意見が熊本に届くと、藩政府は対応に迫られた。

十月二十七日、家老溝口孤雲に上京が命じられた⁷⁸。藩主から溝口に全権委任の旨が示された。藩主・世子・良之助の上京は見合わされ、家老が肥後を代表して重大な局面を迎えた中央政局に参入することになった。溝口孤雲は、十一月十三日、熊本を出立する。

溝口孤雲の上京に際して、藩政府は改めて〈藩是〉を確定した。その主旨は、「孤雲持参の御国稜書柱立」⁷⁹という史料から確認することができる。まず冒頭では「御国是」を次のように述べている。

皇国之御為筋、朝廷之御為筋を徹頭徹尾被為在御尽力候儀者、従来之尊慮ニ而、勿論始末相替儀無之候得共、現実事業ニ被施候処ハ、世態之变化ニ応、不能無異同、譬ハ、天下之御政道、幕府へ御委任之内ハ幕令則朝命と御心得、可然御筋ハ、成丈御趣意相貫候様被遊御心懸、不可然筋ハ、或ハ御建言茂被為在、或ハ御家来ヲ以周旋茂被仰付候事ニ候処、今度政権朝廷え帰候上ハ、聊徳川家え可致関係筋無之、よしもあしも御為筋之儀ハ関白殿下を初、其筋御役々え直ト仰立、一刻も王政復古之御趣意致貫徹、万民安堵、百蛮畏服之御国体相立候様、無残処可被為在御尽力候事。

注目すべきは、「皇国」並びに「朝廷」のために尽力することを「従来之尊慮」としている点である。文久二年以来、公武に忠節を尽くすことを「従来之御本意」としてきた事実とあわせて考えれば、事実上、忠節の対象を朝廷へと単一化したことが見て取れる⁸⁰。もはや公武への忠節を掲げるような態度は取らない。これは、〈藩是〉の転換にほかならない。このような〈藩是〉の転換は、大政委任の政治体制が消滅したことへの対応としてなされたものである。すなわち、肥後藩政府は、将軍の政権返上と朝廷の勅許を踏まえた上で、「王政復古」の実現を新たな政治秩序の根幹として全面的に容認する立場を取ることにしたのである。

幕府に対する認識の変化は、政権返上の前後における名称を、「幕府」と「徳川家」とに使い分けているところにも明確に現れている。これを文久期以来の全般的な傾向の中で簡略化して捉えれば、「公義」から「幕府」へ、そして「幕府」から「徳川家」へと、その呼び方を変えたことになる。これについては、呼び名を変更することで幕府との関係を見直し

⁷⁸ 溝口孤雲への命令書は次のとおりである。「右者、此節之御儀付而、乍苦心、出京被仰付旨、今日被召出、御直ニ被仰渡候事」（『国事史料』7、605頁）。孤雲は、当時五十九歳で、文久元年に家老兼大奉行を致仕したが、慶応三年三月に家老職に再任された。

⁷⁹ 『国事史料』7、606頁。

⁸⁰ ここでの「尊慮」と「御本意」はともに藩主の考えや意思を意味する。肥後藩政府が「従来之尊慮」という表現を用いた裏には、「従来之御本意」の放棄があったと見なしたい。なお、新たな〈藩是〉の内容を「従来之尊慮」として既成事実化したことには、〈藩是〉の転換を穏やかに収めようとした意図があったように思われる。この論法は、かつて「従来之御本意」という表現が〈藩是〉を繰り返し既成事実化することでその権威を高めていったことを想起させる。

てきたと解釈することもできれば、逆に幕府に対する距離感の変化そのものが呼び名の変更をもたらしたと理解することもできよう。いずれにせよ、肥後藩政府は政権返上の通報を受けて、幕府による日本統治の正統性を見直した結果、〈藩是〉を転換するに至ったということは明らかである。

さらに、肥後藩政府は、幕府統治への認識の変化を、長州に対する立場と幕府に対するそれとを対置することでより鮮明にした。このことは、次の記述から見受けられる。

一、右之御国是相立候上ハ、徳川家といへとも私恩を以、聊御取捨無之、毛利家トいへとも一旦戦争之訳を以、聊御取捨無之、道理之所合ハ、たとへ仇家たりとも志を同して、皇国之御為筋ヲ謀、道理之所不合ハ、譬恩家たりとも皇国之為、是を謝し、無偏無党、条理之所帰を以、公平正大之可被遊御処置、此際、於世上、如何様相唱候とも確乎として被為在御動間敷候事。但、如薩長ハ近來勢を得候とも可申哉。万一是方親を求候様之形ニ相成候而ハ、於武門、重畳恥辱之至ニ付、其儀者屹度心を用可申、乍併、渠方我公平之処置ニ服し来候ハ、勿論嫌疑を避候ためニ可謝之訳ハ無之候。

細川家にとって「徳川家」が「恩家」であろうと「毛利家」が「仇家」であろうと、それは一向に構わない。肝心な問題は、今までの関係をリセットした上で、「道理」に基づいて「皇国」のために尽力できる勢力と行動を共にすることである。こういう考え方は、徳川家との関係を絶対化せず薩長との協力関係を想定することも可能にしている。ただ、薩長が権力をとって肥後からはすりよらず、先方が協力を求めてくるなら喜んで応じるとして、武門の矜持を強調している。

次いで、溝口孤雲上京後の朝廷対策は以下のように定められている。

一、今度御出京之上ハ、究而朝廷方稜々御下問茂可被為在哉。何も敷も利害両断粲然ト御答不被仰上候而者難相済と申訳は有之間敷、全体御不案内之事柄ハ其訳を以、御断被仰上、理否明白ニ被遊御覧候儀ハ、其次第被仰上、理否不分明之事も是又有体ニ被仰上候而相済可申、知を為知、不知を為不知、則公平正大之筋ニ而、於朝廷天下之義論を御集、其内方御採用被為在候茂、右之御趣意ニ可有御座候事。

政治運動の具体的な計画は立てておらず、朝廷の諮問に対して臨機応変に答申することを基調とした対策である。この対策における眼目は、リスクを冒さないことにあった。全国政治に関する最高決定権を朝廷に求める認識は明確であったが、肥後自ら朝廷工作に乗り出すような構想は全く考慮しなかったのである。

以上の記述に続き、「孤雲持参之御国稜書柱立」は最後に次のように述べる。

右三稜ハ、義論迄ニ無之、素より実地御施行被為在、於京師ハ、朝廷えも徳川家えも薩長ニも会桑ニも断然と右之次第被仰立、於御国、御隣藩等より御使者等来候而も、御同様ニ有之、始末条理所帰を以、御国体を被遊御立貫、四方正大事之御処置ニ服候様有御座度候事。

全国政治に影響力を持つ諸政治勢力と等距離を保つことで、中央政局への関りを最小限

に抑えようとしたことが見て取れる。これは、前述した長岡良之助の政局傍観論と通じるところがあったといえる。肥後藩政府は、流動化する中央政局の現状を受けて、自藩の存立を最優先課題に据えた上で、当面は諸政治勢力にフリーハンドで対応していく方針を確定したのである。

（４）肥後の新政体構想

十一月十三日に熊本を出立し二十日に着京した溝口孤雲は、薩摩藩主の卒兵上京など緊迫した情勢を踏まえて、在京重役と評議し、長岡良之助の至急上京を国許に要請することにした⁸¹。

ところが、それを受けた藩政府は、良之助ではなく世子澄之助の上京を決定した。出発日は十二月十八日と内定した。良之助上京が実現しなかった理由は不明であるが、良之助本人が上京を拒んだ可能性が考えられる。

藩政府は世子上京の決定と同時に藩政改革を断行した。主に政策決定の迅速化・効率化を目的とする組織改変がなされた。その背景には、「方今宇内之形勢一変いたし、大政御変革茂被為在候折柄、御国之儀、兎角治世之旧習改り兼、宝暦以来之御美政（十八世紀中葉の細川重賢による藩政改革）茂徒法徒善ニ属し候様成行、此尽ニ而者、何分一新之御運ニ至兼候付」との判断があった。中央の政治変革に対応する形で藩政改革が図られたのである。

世子上京を前に、改めて藩政府は自らの目指す全国政治のあるべき姿を明確化した。国許家老・中老が在京重役宛ての十二月十一日付の書簡で示した「於御地御周旋之大綱」の内容から、肥後の政体改革構想を確認することができる。

朝政一途御紀綱確定之儀は、第一、其人を被得、其職ニ被任候外有之間敷、殊ニ主上春秋ニ被為富候えは、別て摂政之御方を初、其任ニ御叶ひ屹度御輔翼無之候ては、再挽回之期は無覚束、方今堂上列藩之内、大樹公（徳川慶喜）之上ニ被出候御人物多くハ有御座間敷、殊更、今般旧習一新之御覚悟より政権御差上ニも相成候程之儀ニ候えは、万事公共之御趣意を以、從朝廷も弥御信用被為在、加之、堂上ニ可然御人物ハ相共ニ昇進被仰出、太政大臣・左右大臣・内大臣等、各其職を被得、事を奏し、事を被議候節ハ、諸侯伯も官位之階級ニ從ヒ、朝廷ニ列座有之、官武一致、公議を被尽候様有御座度、是則御紀綱更張之御根本ニて、皇威四海ニ溢、万国畏縮仕候様之御処置も、此中より生し可申儀ニ付、一剋も右大根本御確立、天下之人心一定いたし候様御尽力可被為在思召ニ候事。⁸²

王政復古を自明の理とした上で、堂上・諸侯による「公議」政体の創設を主張し、徳川慶喜が新政府で主要な役割を果たすことを期待している。また、朝廷の組織は温存したまま人材登用・政権運営を行う必要性も指摘している。幕末最終段階における肥後の公議政体論は、既存の政治権力・政治体制を全否定するような発想ではなく、それに一定の改良・改革を加えることを主旨とするものであった。

⁸¹ 十一月二十九日付国許家老・中老宛て溝口孤雲・三宅藤右衛門書簡（『国事史料』7、641頁）。

⁸² 『国事史料』7、684頁。

この書簡が作成される二日前の十二月九日、京都では王政復古のクーデタが起きた⁸³。在京薩摩指導部および岩倉具視の主導の下、薩摩・芸州・越前・土佐・尾張など五藩の兵力が動員され、それを背景に新政府が樹立した。朝廷の政治機構が一新され、幕府は廃止となった。幕末の終焉である。幕府の消滅は、肥後藩政府にとって、自らの存立に関わるような問題として認識されなかったであろう。忠誠の対象を朝廷と幕府の両方から朝廷のみへと変えていたためである。それより重要だったのは、自らの新政体構想をはるかに超える形で、つまりクーデタを通じて誕生した政治権力が如何なるものであり、その新生の政治権力に対して如何なる立場を取るべきなのか等々の課題に立ち向かわねばならなくなったということであった。

⁸³ 王政復古クーデタの経過については、青山忠正「武力行使計画と十二月九日政変」『明治維新と国家形成』吉川弘文館、2000 年や、三谷博前掲『維新史再考—公議・王政から集権・脱身分化へ』第十一章などを参照。

終章

以上、石高五十六万石の国持外様大名で独自の政治行動を展開しうる実力を有していた肥後細川家が、幕末期の中央政局の変動に伴って如何なる対応を見せたのかを、文久元年から慶応三年までを対象として通時的に検討してきた。終章では、その結果を踏まえて、序章で設定した分析視角、すなわち、①〈藩是〉と国事周旋・政治運動の展開、②諸藩間の相互作用、③公議政体論の在り方、などを念頭におきつつ、幕末肥後の政治過程を総括するとともに、さらに幕末政治史における諸藩研究の意義を問い直すための論点を提示してみたい。

一 幕末肥後の政治過程

各章で取り上げた内容に基づき、幕末肥後の政治過程をまとめてみよう。

第一章 〈藩是〉の確定（文久元年十二月～文久二年四月） 文久元年十二月を起点に高揚した領内の勤王運動を受け、肥後藩政府は国事周旋の必要性を認識するようになる。そうした中、薩摩藩主の実父である島津久光の率兵上京などにより中央政局で緊張が高まると、文久二年四月、藩主以下首脳部の主導で〈藩是〉を確定するに至った。同時期の政治状況は勤王党と藩政府の対立関係を軸に展開した。勤王党は家老への建白などを通じて、勤王運動の当為性を主張しながら藩兵の京都派遣を要望した。藩を挙げた勤王運動を実現させる目的で藩政府を突き上げたのである。対して、藩政府は鎮静を図る一方、中央政局に対する基本方針を定めることに着手し、結果として、勤王党の主張を排除した形でとりあえずの指針として〈藩是〉を確定した。

こうして確定した〈藩是〉の内容で注目すべきは、朝廷・幕府に対する政治的立場について「天朝公義え之御忠節」と明記した点である。藩政府は、天皇・朝廷を「天朝」と称して日本の象徴的統合の主軸として認めると同時に、将軍・幕府を「公義（儀）」すなわち全国政治の最高決定権者と見做して臣従を確認したのである。とりわけ将軍に従来の統治権を保たせようとしたことは、勤王党が将軍と大名の主従関係を天皇の権威の前で相対化したのと相違があった。ここには将軍家から代々「御鴻恩」を受けてきたという徳川恩顧の大名としての自己認識が投影されていた。加えて、「天朝」と「公義」を共に「忠節」の対象としたこと、それ故に「東西御合躰」を掲げて公武の間でバランスの取れた国事周旋を行なおうとしたことは、以降、肥後指導部の政治行動を正当化する大義名分として働くことになる点で重要な意味を持つ。幕末の肥後は〈藩是〉確定をもって国事周旋・政治運動の前提条件を整えたといえる。

第二章 中央政局への参加をめぐる（文久二年三月～同年七月） 文久二年四月の〈藩是〉確定の前後に、中央政局への参加をめぐる、江戸藩邸と国許で二つの構想が台頭した。焦点は、他藩との提携を図るか否かにあった。江戸藩邸では長州の動きに合わせた国事周旋を試みた。公武一和の明確な展望を提示し朝廷と幕府から支持を得ていた長州の「航海遠略策」に加勢すべきことを主張したのである。一方、国許では〈藩是〉確定直後に藩主末弟の長岡良之助を出府させる計画を立てた。行動力に富んだ若き政治家・長岡良之助は、公武に忠節を表することを強調し、単独での国事周旋に意欲を見せた。江戸藩邸の提言に対しては、藩内の尊攘論に鑑みて独自の公武周旋を行なう必要性を示し、長州との提携に反対する意

見を明確にした。

結局、両者の相克状態は、外部要因によって解消された。長州が「航海遠略策」を放棄すると江戸藩邸は長州との提携を断念した。他方、朝廷から肥後藩主に上京を命じる内勅が降下されると国許はそれへの対応に追われ良之助出府計画を棚上げにした。

この時期、江戸藩邸と国許の間で生じた相克の背後には、江戸と熊本という場所に規定されたいろいろな要因があった。たとえば、政治状況の相違（特に国許における尊攘論者の圧力）、日常的な他藩交渉の有無、情報収集能力の格差などを挙げることができる。肥後の事例は、個々の藩における全国政治参加への構想の比較や、挙藩一致体制の構築の際の分裂要因などを考察する上で示唆を与えるものと考えられる。

第三章 中央政局への参入と国事周旋（文久二年七月～同年十二月） 国事周旋の方策が定まらない中、文久二年の七月、朝廷は肥後藩主に薩長同様の国事周旋を求める内勅を降下した。中央政局への参加を試みる肥後に、それを実現する機会が訪れたかのようにみえた。ところが、京都の政情は肥後の期待とは異なる方向へと展開した。尊攘論が勢力を増す最中だったためである。肥後は藩主上京を回避し政情を見極めることにした。姻戚の公家を通じて朝廷工作を行なった結果、一応、藩主の在国が許可された。しかし、再三の内勅降下は藩主上京による中央政局への参入を余儀なくさせた。十月下旬、藩主の上京と良之助の先発上京が決定した。

当初の良之助先発上京案には、出府して幕府に建白を行なう計画も含まれていた。その目的は、「東西を被重候御忠節之筋ニも被為愜」ということであつた。こうした〈藩是〉の援用は、藩政府だけでなく、尊攘論者の発言からも見出せる。藩主上京を求める上書の中で、彼らは主張の根拠として「東西へ御忠節」つまり〈藩是〉を提示した。藩政府を勤王運動に加勢させようとした試みが失敗した後、挽回を模索していた尊攘論者らは、実際には朝廷への忠節のみに関心があつたはずだが、その主張を正当化するため、〈藩是〉を大義名分として掲げたのである。〈藩是〉の扱われ方の多様性を示す事例である。

文久二年十二月、良之助が京都で国事周旋を開始した。良之助にとっては、中央政界へのデビューであり、肥後代表のイメージを諸侯に刻印する機会でもあつた。当時の京都は長州を中心とする尊攘過激論によって支配されていたが、良之助は政治的発言の機会を活用しつつ、尊攘過激論者の政治運動に依存する朝廷の現状を打開しようと図った。その一方で、肥後を含む諸藩の国事関与は公武一和の妨げになるとして公武が直接に交渉すべきであると主張した。こうした中、国許に対しては藩主の上京を見合わせるようにと提言した。

第四章 諸藩連合運動の展開（文久二年十二月～文久三年八月） 文久三年正月、藩主は予定通り上京を果たした。前年十二月に藩政府が作成した「国議」の文面には、「公武え御忠節」を尽して公武合体に努めることは「従来之御本意」とであると明示されている。〈藩是〉を引用して藩主上京を正当化しようとしたのである。一方、藩主在京中の国事周旋は、尊攘過激論の猛威に押されて委縮せざるを得なかった。朝廷と幕府に対して公武合体・大政委任の確立を要望する程度にとどまっており、朝廷尊崇に反すると目されることへの恐怖から肥後が孤立しかねないと判断して中央政局に関わらない方針を決め込んだのである。四月上旬、藩主は約三か月間の滞京を終えて帰国した。

文久三年の後半に入り、九州諸藩及び越前の間で諸藩連合の動きが活発化した。これらの諸藩は公武合体・現状打開の目標を共有しつつ、尊攘過激派が目論んだ攘夷戦争の全面化を阻止すべく、使者往来を通じて情報交換や国事周旋に関する協議を頻繁に行った。そうした

状況で、七月中旬、肥後藩政府は主導権を取って諸藩連合・同時上京を推進することを決議した。尊攘過激派による政局支配を終わらせて攘夷戦争・王政復古の企図を防ぐため、九州諸藩の糾合を試みたのである。この際、藩政府は家中に対し、「天朝幕府え御忠節」を尽くすことは「従来之御本意」であるとして、〈藩是〉を想起させつつ挙藩一致を図った。公武への忠節を大義名分とする〈藩是〉と、公武が対立する現状との矛盾が、肥後をかつてない果敢な政治運動に挑ませたことになる。

結果として肥後主導の諸藩連合は実現をみなかった。自藩の位置を当初の主役から、薩摩・越前主導の国事周旋における脇役に変更したことに加え、京都で八月十八日に政変が起きて尊攘過激派の政局支配に終止符が打たれたからである。

第五章 肥後兄弟と「参与諸侯」(文久三年九月～元治元年五月) 政変から一か月後、藩主弟の長岡澄之助・良之助は、公武一和・大政委任の確立を目標に掲げて上京した。国事周旋の方策については、薩摩など諸藩と提携することを予定した。入京後の肥後兄弟は、將軍上洛の実現に向けて在京諸侯と連絡を取りながら積極的に活動した。薩摩と会津の間で仲介役を務めたことを手始めに、越前・宇和島・土佐・筑前などとも協力関係を築いた。さらに朝廷・幕府・諸藩の有力者が集まる会議にも参加するに至る。ただ、同時期の長岡良之助など在京指導部は、国事問題における最高決定権者は大政委任を受けた將軍であるべきとみて、諸藩の政権参加にはあくまで否定的な立場を堅持していた。

ところが、將軍上洛が確実にになった十二月以降、肥後兄弟の国事周旋は新たな局面を迎えた。薩摩主導で「賢明諸侯」(薩摩島津久光・越前松平春嶽・宇和島伊達宗城・土佐山内容堂)が朝議参与に任ぜられ、参与諸侯の国事関与が制度化されたことで、肥後兄弟が参加してきた従来の非公式な諸侯会議は比重が低下した。次いで、翌年正月の將軍上洛を機に、中央政局は朝廷・幕府・参与諸侯の駆け引きによって展開するようになった。すると、肥後兄弟は状況に応じて、独自に朝廷・幕府・参与諸侯との相互関係を模索していった。その過程で、「賢明諸侯」の政権参加を主張するようになり、彼らと幕府が対立した際には、幕閣の専制体制を批判しながら調停役に務めることを模索した。

文久三年九月から翌年四月まで、肥後兄弟による国事周旋は、時間の経過の中での状況変化に対応しながら、自分の役割を柔軟に変えていく形で行われた。眼目は、薩摩・越前が推進した公議政体の樹立に賛同する立場から、諸政治勢力の間で調整役を演じようと試みたところにあった。

なお、同時期に肥後兄弟と似たような立場に置かれていた諸侯として筑前世子がある。本稿では詳しく検討することができなかったが、参与諸侯の周辺的存在としての両者の対応を比較することも必要であると思われる。それは、参与諸侯の性格を外から検討することにもつながるものと考えられる。

第六章 第一次長州征討への対応(元治元年七月～同年十二月) 元治元年七月に禁門の変が起こると、その直後から天皇の意向に沿って長州征討が図られた。同年十二月まで続く第一次長州征討期に、肥後は文久二年以来の〈藩是〉を基調に、公武合体・大政委任のもとで「東西え御忠節」を尽くすことを大義としつつ中央政局への対応を模索していった。

征長の初期段階では、幕府内部で諸藩に対する軍事命令に齟齬が発生した。そのため、肥後藩政府は藩兵の展開などに混乱を余儀なくされた。幕府の命令が京都や江戸の藩邸を通じて国許まで伝わるには十日ほどの日数を要しており、当時としては当たり前だったこうしたタイムラグが迅速な対応を不可能にした側面があった。このことは、諸藩の地理的条件

が長州征討への対応に異同をもたらした可能性を示唆する事例であり、同時期における諸藩の動向を考察する上で、注目すべき要因であるといえる。

幕府命令が齟齬をきたした主因は、言うまでもなく幕府自身にあった。肥後は、将軍みずから征長軍を指揮する体制でもって軍事指揮権の一元化を確立するようにと幕閣に進言する計画を決定した。将軍進発を実現させるため、藩主建白・使者外交などを手段とした政治運動を展開することにしたのである。

当時、肥後に限らず、九州をはじめ有力諸藩においても、将軍進発を要求する声は高まっていた。こういう雰囲気の中で、肥後の政治運動は、薩摩・越前・会津・桑名・久留米など将軍進発推進勢力による共同行動の一環として行われた。当初、肥後は単独で政治運動を開始したが、それが有力諸藩からなる政治運動に収斂したことになる。これは、諸藩が相互作用を通して結集し、幕閣の政策決定に影響力を及ぼすことで国事問題に関与しようとした事例として注目される。

一方、第一次長州征討期における肥後の政治動向を検討する上で言及せねばならないのは、長岡良之助の公議政体論である。藩主名代として小倉に出陣した良之助は、征長局面の最終段階で、全国政治に関する独自の政体構想を考案した。それは、将軍上洛のもとで薩摩の島津久光・越前の松平春嶽・宇和島の伊達宗城（土佐の山内容堂は排除）が一橋慶喜を補佐して政権運営に関わる体制を樹立することであった。その中で自分の役割は、三侯と慶喜を結び付けることと想定した。旧参与諸侯の再結集を目指して、三侯と慶喜の関係回復のためみずから調整役に当たろうと図ったことは、脇役たることを自覚した上で肥後を中央政局の中に位置づけようとした試みであった。肥後の幕末政治史全体からすれば、公議政体論に踏み込むことで薩摩に最も接近した瞬間であったといえることができる。ところが、良之助が期待した政体変革は、ほかならぬ島津久光から協力を得られず、結局、頓挫してしまった。当時の久光は、慶喜に政権分与の意思はないと考えたため、良之助からの上京要求を断ったのである。

第七章 上洛と出府の狭間で（慶応元年正月～同年四月） 第一次長州征討が終結した直後の慶応元年正月から、肥後にとって最大課題として浮上したのは、藩主の進退問題（在国・出府・上京）であった。幕威回復を目指す幕閣が大名に対して参勤復旧を命じたためである。国許・江戸・京都の重役は、在国中の藩主が幕府の参勤命令と朝廷の諸侯上京令の狭間に置かれることを未然に防ぐべく対策に苦心した。これは、〈藩是〉との関係で見れば、幕府と朝廷のあいだで忠誠の優先順位を決定せざるを得ないようなジレンマを抱えることに他ならなかった。

議論の末、藩政府は早期に藩主名代を江戸に出すことを決定したが、政治争点を長州再征に急転換した幕府が参勤交代の中止を命じたため、現状維持のまま事は収束した。慶応元年正月から四月までの肥後の動静は、藩主の進退問題が幕府および朝廷との関係設定に関わるものであったことを示唆してくれる。

第八章 長州戦争への対応（慶応元年四月～慶応二年八月） 慶応元年四月以降、長州再征が政局の焦点となった。このとき、肥後の政治課題は、幕府の長州政策に如何に対応すべきかに集中した。幕府が長州再征令を布告する前日、江戸藩邸は独断で肥後軍の先鋒出陣を請願した。その際、国許に対して「御先祖様御以来之御忠節」を保つべく諸藩に先駆けて請願を決意したと告げており、〈藩是〉の大義名分を根拠として独自行動の正当性を強調した。先鋒出陣は幕府の許可を得て既定方針となった。これは、藩政府の長州再征への対応幅を拘

束する側面があったが、逆に積極的な関りが不可避となったため、幕府に対する政策提言を行なう結果ももたらした。たとえば、慶応元年五月、藩主は建白書をもって長州再征の名義を立てよう主張している。

肥後藩政府は征長態勢の構築に際して、第一次長州征討時の経験を繰り返し参照した。この過程で、幕府の出陣命令を相対化する傾向が現れた。肥後側は、いま主君の命令に従わないのは、究極的には主君への「忠節」を尽くすためであるという論理を提示したが、幕府に対する距離感の変化という視点からみれば、大きな転換点であった。さらに、長州問題が小康状態となった慶応二年正月の段階では、公武への国事周旋を通じて「皇国のため御忠節」を尽くすことを掲げつつ、自藩第一主義・幕府責任論・長州寛容論を明確にして問題の早期終結を望む姿勢を示した。忠節の対象を「皇国」としたのは、以前にはなかったことである。

慶応二年六月、長州戦争が勃発した。肥後は「下之関口一之先」として、九州諸藩の中で最大規模の兵力を小倉に出陣させた。肥後軍の総指揮官・長岡監物は、不利な戦況を目の当たりにして、幕府に「諸藩一致之御指揮」が欠けているとみて、諸侯の大坂招集や人材登用を老中に進言した。長州戦争は幕府政治の改革を不可欠なものと認識させたのである。一方、藩政府では、独自の終戦構想を定めた。朝廷による「大赦」を以って長州問題を收拾するという政治的解決を模索したのである。これは、幕府の進める軍事的解決に望みはない、すなわち幕府に必勝の可能性はないと判断したことを意味する。

七月二十七日、初めて参戦した肥後軍は長州軍と激戦の末、顕著な戦果を挙げた。ところが、三日後の三十日には撤兵を開始した。幕府老中の無能無策ぶりに見切りをつけたのである。九州諸藩の征長軍は結束できず、肥後軍の無断撤退・老中の戦線離脱を発端とした小倉口の総崩れは、幕府にとって長州再征の失敗を決定づけた主因となった。

第九章 〈藩是〉の転換と幕末の終焉（慶応二年八月～慶応三年十二月） 長州戦争終結から王政復古クーデタに至るまで、肥後は次第に中央政局から遠ざかっていった。長州戦争の後、長岡良之助の国事周旋が頓挫したことが分水嶺となった。慶応二年九月、良之助は、元治元年冬以来の公議政体論、すなわち一橋慶喜と旧参与諸侯（越前・薩摩・土佐・宇和島。このときは土佐も含まれた）が日本政治を指導する政治体制の実現を目指して、両者の間で調停役を演じようとして上京した。この際、国事周旋を正当化する根拠として「天下之公論」を重視すべきことを挙げている。良之助の公議政体論は、最高決定権者を慶喜とすることを前提にしたものであった。京都での周旋の結果、慶喜に諸侯との関係改善を約束させることに成功し、続いて旧参与諸侯の京都参集を実現するため説得に奔走した。しかし、諸侯の慶喜に対する不信感は強く、良之助の周旋は徒労に終わってしまった。当時、薩摩や越前は、王政復古を視野に、朝廷を場とする公議政体の樹立を目指していた。以降、帰国した良之助は中央政局から距離を取りつつ大勢を観望する態度を続ける。慶応三年正月以降、在京薩摩指導部は旧参与諸侯の同時上京を推進し、それは同年五月の薩摩・越前・土佐・宇和島によるいわゆる「四侯会議」をもって実現を見たが、良之助が何らかの形でそれに関与した形跡は見当たらない。

四侯会議の解散直後、五月下旬、世子の細川澄之助が藩主名代として上京した。これは、公武の諸侯上京令に応じるための処置であって、中央政局への関与を目指したものではなかった。澄之助は、長州処分の手続きをめぐる徳川慶喜の幕府と四侯との間で意見が対立したとき、両者の主張を折衷して第三案を提示し、どちらにも味方しなかった。諸政治勢力から等距離を保とうとしたのである。

慶応三年十月、将軍徳川慶喜が朝廷に政権を返上した。王政復古を前提とした新政体の創設が中央政局の焦点となった。この時、肥後にとって最大課題は藩主上京問題であった。京都藩邸は、公武に対する「従来之御忠節」を守り続けることを挙げて、藩主または名代の早期上京を国許に要請した。ところが、藩政府は、藩主・世子・良之助の上京を見合わせて、家老を上京させることにした。一方、この頃、良之助は、肥後の自己保存に重きを置きつつ、特定の政治勢力に依存することなく、中央政局の観望を続ける方針を固めていた。

十一月中旬、家老の上京に合わせて、改めて中央政局への立場が確定した。その際、藩政府は文久二年以来の〈藩是〉を変更した。すなわち、「皇国」「朝廷」のため尽力することを「従来之尊慮」と掲げ、公武への忠節を大義名分とする認識は見えなくなった。将軍の政権返上によって大政委任の政治体制がなくなった以上、既存の〈藩是〉を維持しては中央政局に対応することができないと判断したのである。こうして〈藩是〉の大転換をもって幕府統治の正統性を否定する態度を明らかにした肥後は、その後、まもなく王政復古を迎えることになった。

二 成果と課題

(1) 幕末政治と〈藩是〉

幕末肥後の政治行動を総合的に検討するにおいて、本稿では〈藩是〉という言葉（概念）を創出し、「藩として目指すべき日本政治に対する基本方針」と定義した上で、その〈藩是〉と国事周旋・政治運動との関係を解明することを試みた。文久二年四月に確定し幕末最終段階に至るまで維持された〈藩是〉は、公武への忠節を大義名分と掲げるものであった。それは、藩内で紛争が起きたとき、とりあえずの指針として設けられ、抽象性の高い政治規範であったが故に、それ以降、言説として繰り返し引用され、支障が生じない限り読み替えられることによって、政治上の役割を果たし続けた。藩政府はもちろん、それと対立した尊攘論者の藩士たちにとっても、〈藩是〉はみずからの政治行動・政治主張を正当化する根拠として用いられたのである。

肥後の場合、その〈藩是〉は、具体的な政治行動を指示するような固定した意味を持つものではなかった。〈藩是〉に示された大義名分は、政治行動を規制したというよりは、むしろ政治行動の正当性を主張する際にその都度「再解釈」されたとみるべきである。近代国家における「憲法」とは本質的に異なる性格を帯びていたように思われる¹。本稿で提示した

¹ 幕末日本の〈藩是〉を近代国家の「憲法」と比較する場合、その着目点によって多様なアプローチが可能であろう。ここでは、両者を必ずしも対立概念で捉えたのではなく、〈藩是〉の最大の特徴はその抽象性であると思なす立場から、憲法は抽象性と具体性を兼備するものである点に注目したわけである。近代国家の憲法については、長谷部恭男『憲法とは何か』岩波書店、2006年や長谷部恭男『憲法の境界』羽鳥書店、2009年などを参照した。加えて、試論に過ぎないが、幕末の〈藩是〉をより多角的に考察するための材料として日本憲政史の視点を提示してみたい。本稿で明らかにしたように、〈藩是〉は繰り返し参照され、また「再解釈」されることで存立しえたものである。これを念頭にしつつ、「不磨の大典」として発布された明治憲法の特徴を述べる以下の文章を読んでみよう。

〈藩是〉概念を基底に据えて諸藩の政治行動を分析することは、「大義」を重視した幕末期ならではの歴史像を実証的に描き出す作業にもなる。

以上を踏まえて、今後の課題として次のことが提示できよう。諸藩における〈藩是〉の確定過程やその内容に注目し、それが国事周旋・政治運動の展開に如何なる相違点や類似点をもたらしたか、たとえば〈藩是〉を通じて提示された幕府に対する認識は如何なるものであって、それが各藩の政治行動に如何なる多様性をもたらし、ひいては幕末政治全体に如何なる影響を与えたのかといったことを分析することである。これは、幕末諸藩の政治動向を総合的に理解する手掛かりになるだろう。また、諸藩を広く比較考察するならば、薩長中心に語られてきた歴史を相対化し、より複眼的な視点から幕末政治史を記述することにつながると考えられる。

(2) 幕末政治と諸藩の政治意識

本稿では、近世日本は大名からなる「連邦国家」であったという前提に立って、幕末政治史を理解する視点の一つとして諸藩間の相互作用に注目した。肥後の場合、中央政治への参加に際し、政局の変動を見極めながら、他藩との連合・提携を積極的に試みた傾向が確認できた。とりわけ、文久三年夏、藩政府が主導権をとって諸藩の連合を推し進めた事例は、その規模が九州全域に亘っており、「地域連合」とでも呼ぶべきものであった。おそらく幕末維新期における最初の地域連合の試みであったと思われる²。そして、この地域連合構想・運動は、その動機や展開を見れば、諸藩に共通していた主要な政治行動の在り方を示唆してくれる点で、幕末政治史における看過しえない史実であるといえる。つまり、政治激動の時代に各藩は、他藩との相互関係を深めていくにつれて、必死の生存戦略として、どの政治勢力と連合・提携するか、さらにその政治運動に加担するか距離を取るかをめぐって、自藩を中央政局の中で臨機応変に「ポジショニング（位置づけ・印象づけ）」することに尽力せねばならなかったということである。これは、幕末諸藩の政治動向を総合的に理解する上で不可欠な考慮要素であると考えられる。

我が国の憲法起草者は憲法の重要な部分について規定を設けず時勢の変遷に対する適応性を与へることによって、則ち憲法の実質上の変化の可能性の余地を与へることによって、憲法の改正を避け、以て憲法を『不磨の大典』たらしめようとしたのである（佐藤功「我が憲法史上に於ける憲法争議（一）」『国家学会雑誌』56巻7号、1942年、59頁。西村裕一「憲法改革・憲法変遷・解釈改憲－日本憲法学説史の観点から」駒村圭吾・待鳥聡史編『「憲法改正」の比較政治学』弘文堂、2016年、467頁より重引）。

果たして、そもそも〈藩是〉は「不磨の大典」たるものになりうる要素を孕んでいたのかどうか。これは重要な問題であるが、今のところ、議論の手がかりはなく、今後の課題にしたい。

² 幕末期における地域連合の動きについては、本稿で取り上げた九州以外に中国や東北の事例が知られている（久住真也「長州戦争期の政治運動と『公論』」『日本史研究』443号、1999年。栗原伸一郎『戊辰戦争と「奥羽越」列藩同盟』清文堂出版、2017年。友田昌宏『東北の幕末維新一米沢藩士の情報・交流・思想』吉川弘文館、2018年など）。これらを踏まえれば、地域連合の具体的な現れ方は、その時期や課題、政治空間としての地域に対する認識の相違などによって多様性を帯びていたことが垣間見える。この問題は、個別藩を越えた地域レベルでの政治動向に注目する視点として幕末政治史を捉える上で重要な論点になりうると考えられる。

一方、肥後に焦点を当てた諸藩間の相互作用を検討するにあたって、本稿では、肥後を含む有力諸侯が特定の時期に在京しているか否かに注目した。幕末政治の特徴の一つに、有力諸藩が中央政治の主体として登場したという事実がある。独自の軍事力や政治力を発揮しえた有数の大名が中央政局に影響を及ぼしており、そうした動きが相互連関しつつ巨大な政治変革をもたらしたのである。そして有力諸藩の政治的浮上を象徴する事柄として、諸侯（隠居・藩主・世子など）による上京は欠かせないものであった。朝廷の上京命令、または将軍上洛に伴う護衛などの任務を果たすため、時には独自の判断に基づいて、多くの諸侯が京都に集まってきた。こういう傾向は、諸侯の進退（在国・上京・出府）がその藩の中央政治への立場を反映する指標として認識される余地を与えた。たとえば、藩主が上京を果たすことは、中央政局に対する藩としての政治的決断に迫られることを覚悟した上での行動として見なされたはずである。また、藩主の上京を回避することは、政局を傍観する意向を間接的に表明するものにほかならなかった。

幕末の諸藩が、中央政局の変動に対応する中で、藩主をどこに置くべきかをめぐって如何なる決定を下したのか、その際に如何なる政治的目的が考慮されたのか、そういう目的は具体的に如何なる政治行動として現れたのか、等々を比較研究することは、諸藩の中央政局に対する「距離」の取り方という視点から幕末政治史を捉える上で有効な手掛かりになると考えられる。この問題を突き詰めれば、政治空間が幕末政治史に与えた影響はもちろん、さらに政治史研究の普遍的な論点として、空間と政治の関係性を考察する研究の進展に資することも期待できよう³。

（3）幕末政治と「公議」

本稿では、幕末政治における「公議」問題、とりわけ「公議」制度化をめぐる諸政治主体の様々な構想を包括して「公議政体論」と捉えた上で、肥後による公議政体論の推移を観察することを試みた。

そこで注目すべきは、藩主末弟の長岡良之助の動向であった。藩主に代わって国事周旋の中核を担った良之助は、元治元年以降、薩摩・越前・宇和島・土佐のいわゆる「賢明諸侯」の政治力に目を付け、彼らの政権関与を実現すべく、みずから調停役として尽力した。しかし、良之助が目指した「公議」政体の具体像は、一橋（徳川）慶喜を最高決定権者に据えることを前提とするものであったため、幕末期の「公議」運動を主導した薩摩・越前が次第に慶喜に疑念を強める傾向をみせる中で実現できず、良之助は孤立せざるを得なかった。結局、挫折した良之助は、政局を傍観する姿勢を取りつづけ、その状況で王政復古を迎えることになる。良之助の事例は、幕末期に「公議」概念を共有していた諸政治勢力の間でも、その「公議」をどうやって具現化すべきかについて、意見一致がなされていなかったことを窺わせる。

本稿では、幕末期の「公議」運動の全体の中で良之助・肥後の公議政体論を如何に位置づけるべきかについて十分な考察ができなかったが、諸藩の公議政体論を薩摩・越前の公議政体論に対する態度、あるいはそれとの異同に焦点を当てて比較検討することは、幕末維新期の最重要課題であった「公議」問題に対する諸政治主体の立場を総合的に理解しその全体像

³ 近年の関連研究として、佐藤信『近代日本の統治と空間—私邸・別荘・庁舎』東京大学出版会、2020年を参照。

を描き出すための重要な材料になると考えられる⁴。さらに、それは近代日本における「公議」の歴史的意義を考える上でもその初期条件の解明という意味で重要な論点になりうる。果たしてその全体像は如何に描くことができるのか、それは本稿の検討範囲を優に超えており、今後の課題にするしかない。

（４）幕末政治と肥後

本稿では、幕末政治史における大名家の政治行動を解明すべく、肥後細川家の事例を取り上げた。幕末期の肥後に関する先行研究に対し、本稿が新たに明らかにした成果としては、文久期から慶応期にわたる政治行動を通観し、その政治過程を再構成したことが挙げられる。幕末期の巨大な政治激動の全体像を立体的に理解するために諸藩研究の進展は不可欠である。本稿では、肥後の内在的視点から幕末政治史を捉えようと試みたが、そこから得られた知見を政治史研究の普遍的な主題に発展させるならば、政権担当者とその他の諸政治主体との関係性、非政権担当者の中央政局への関り方、政治家が政策決定を正当化する言説のありかた、などの論点を想定することができよう。

そして、本稿では、従来の幕末政治史研究において史実確認の論拠として多方面から活用されてきた『改訂肥後藩国事史料』を幕末肥後の政治史を捉える材料として徹底して読みなおすことに試みた。この作業は、『改訂肥後藩国事史料』を活用した研究の進展として位置づけることもできよう。今後、幕末政治史研究の全般において『改訂肥後藩国事史料』が活用されるにあたって、当該史料がどのような内在的文脈から作成されたものを議論の前提にする必要が生じる際、本稿での考察がその議論の材料になることを期待する。

もっとも、本稿での考察をもって幕末肥後の政治史を語りつくしたとは到底いえないことはもちろんである。今後、「肥後藩国事史料稿本」所収の史料などを探求していくことで、ペリー来航から廃藩置県に至る幕末維新期の肥後に関する研究の進展を図りたい。

⁴ 薩摩・越前のほか、たとえば、将軍徳川慶喜や幕閣の公議政体論については、三谷博『維新史再考—公議・王政から集権・脱身分化へ』NHK出版、2017年、277-280頁を参照。あわせて、原口清「近代天皇制成立の政治的背景—幕末中央政局の基本的動向に関する一考察」原口清著作集編集委員会編『幕末中央政局の動向 原口清著作集 1』岩田書院、2007年、67頁以下も参照。原口は「公議政体」を「封建民主主義の一形態」などとして、幕末期特有の現象と捉えており、本稿ではその議論に同意しないものの、薩摩・越前主導の公議政体構想と異なる一類型として「徳川の公議政体構想」を提示した点は、公議政体論の類型化の可能性を示唆したものとして看過できない。

【参考文献】

本稿で直接に言及した文献をはじめ執筆に当たって参考にしたものを掲げた。なお、史料については表題、研究文献については編著者名の順に配列した。

史料

- 『一條忠香日記抄』日本史籍協会編、東京大学出版会、1967 年復刻。
- 『越前藩幕末維新公用日記』本多修理著・谷口初意校訂、福井県郷土誌懇話会、1974 年
- 『大久保利通日記』1、日本史籍協会編、東京大学出版会、1969 年復刻
- 『岡山池田家文書』1、日本史籍協会編、東京大学出版会、1970 年復刻
- 『改訂肥後藩國事史料』2-7・10、細川家編纂所編、鳳文書館、1989 年復刻
- 『鹿児島県史料 忠義公史料』2・4、鹿児島県維新史料編さん所編、鹿児島県、1975・77 年
- 『鹿児島県史料 玉里島津家史料』2-5、鹿児島県歴史資料センター黎明館編、鹿児島県、1992-2001 年
- 『勝海舟全集』18（海舟日記 I）、勝部真長ほか編、勁草書房、1972 年
- 『官武通紀』2、日本史籍協会編、東京大学出版会、1976 年復刻
- 『京都守護職始末』1・2、山川浩著・遠山茂樹校注・金子光晴訳、平凡社、1966 年
- 『近世法制史料叢書』2、石井良助編・校訂、創文社、1959 年
- 『孝明天皇紀』4・5、宮内庁先帝御事蹟取調掛編、平安神宮、1981 年
- 『西郷隆盛全集』1、西郷隆盛全集編集委員会編纂、大和書房、1976 年
- 『修訂防長回天史』上下、末松謙澄、柏書房、1967 年復刻
- 『新訂黒田家譜』6、川添昭二・福岡古文書を読む会校訂、文献出版、1983 年
- 『贈従一位池田慶徳公御伝記』1・3、鳥取県立博物館編、鳥取県立博物館、1987・88 年
- 『続再夢紀事』2-6、日本史籍協会編、東京大学出版会、1974 年復刻
- 『大日本維新史料』全 19 巻、東京大学史料編纂所編纂、東京大学出版会、1984-85 年復刻
- 「大日本維新史料稿本」東京大学史料編纂所蔵
- 『伊達宗城在京日記』日本史籍協会編、東京大学出版会、1972 年復刻
- 『徳川慶喜公伝』全 4 巻、洪沢栄一、平凡社、1967 年
- 『徳川慶喜公伝』史料編 2、東京大学出版会、1975 年復刻
- 『長岡雲海公伝』長岡護孝編著、民友社、1914 年
- 『中山忠能履歴資料』4、日本史籍協会編、東京大学出版会、1973 年復刻
- 『鍋島直正公傳』5、久米邦武執筆編述・中野禮四郎編纂編、侯爵鍋島家編纂所、1920 年
- 『幕府征長記録』日本史籍協会編、東京大学出版会、1973 年復刻
- 『幕末御触書集成』3・6、石井良助・服藤弘司編、岩波書店、1993・95 年
- 『肥後細川家分限帳』高野和人編纂、青潮者、1991 年
- 『福井市史』資料編 5（近世 3）、福井市編、福井市、1990 年
- 『武家家訓・遺訓集成』小澤富夫編集・校訂、ぺりかん社、1998 年
- 『松浦詮伯伝』1、松浦伯爵家編修所編、松浦伯爵家編修所、1930 年
- 『横井小楠遺稿』山崎正董編、日新書院、1943 年再版

研究文献

- 青山忠正『明治維新と国家形成』吉川弘文館、2000 年
- 青山忠正『明治維新』（日本近世の歴史 6）吉川弘文館、2012 年
- 青山忠正『明治維新を読みなおす一同時代の視点から』清文堂、2017 年
- 天野真志『幕末の学問・思想と政治運動：気吹舎の学事と周旋』吉川弘文館、2021 年
- 家近良樹『幕末政治と倒幕運動』吉川弘文館、1995 年
- 家近良樹編『幕政改革』（幕末維新論集 3）吉川弘文館、2001 年
- 家近良樹『孝明天皇と「一会桑」―幕末・維新の新視点』文藝春秋、2002 年
- 家近良樹編『もうひとつの明治維新―幕末史の再検討』有志舎、2006 年
- 家近良樹『西郷隆盛と幕末維新の政局』ミネルヴァ書房、2011 年
- 家近良樹『徳川慶喜』吉川弘文館、2014 年
- 稲葉継陽ほか編『日本近世の領国地域社会―熊本藩政の成立・改革・展開』吉川弘文館、2015 年
- 稲葉継陽『細川忠利―ポスト戦国世代の国づくり』吉川弘文館、2018 年
- 井上勲「將軍空位時代の政治史―明治維新政治史研究」『史学雑誌』77（11）、1968 年
- 井上勲『王政復古―慶応 3 年 12 月 9 日の政変』中央公論社、1991 年
- 井上勲編『開国と幕末の動乱』（日本の時代史 20）吉川弘文館、2004 年
- 井上勝生『幕末・維新』（シリーズ日本近現代史 1）岩波書店、2006 年
- 井上光貞・永原慶二・児玉幸多・大久保利謙編『開国と幕末政治』（日本歴史大系普及版 12）山川出版社、1996 年
- 大久保利謙監修『明治維新と九州』（九州文化論集 3）平凡社、1973 年
- 岡本隆司『君主号の世界史』新潮社、2019 年
- 小野正雄『幕藩権力解体過程の研究』校倉書房、1993 年
- 笠谷和比古『主君「押込」の構造』平凡社、1988 年
- 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、1993 年
- 笠谷和比古『関ヶ原合戦―家康の戦略と幕藩体制』講談社、1994 年
- 笠谷和比古『武家政治の源流と展開―近世武家社会研究論考』清文堂出版、2011 年
- 梶原良則「文久期における福岡藩の政治動向」『福岡大学人文論叢』25（3）、1993 年
- 梶原良則「長州出兵をめぐる政治状況―福岡藩の長州周旋活動を中心として―」『史淵』129、九州大学文学部、1992 年
- 霞会館諸家資料調査委員会編纂『昭和新修華族家系大成』上下、霞会館、1982-1984 年
- 勝田政治『〈政事家〉大久保利通』講談社、2003 年
- 鎌田浩『熊本藩の法と政治―近代的統治への胎動』創文社、1998 年
- 芳即正『島津久光と明治維新』新人物往来社、2002 年
- 久住真也『幕末の將軍』講談社、2009 年
- 久住真也『長州戦争と徳川將軍―幕末期畿内の政治空間』岩田書院、2015 年
- 久住真也『王政復古―天皇と將軍の明治維新』講談社、2018 年
- 熊本県教育会玉名郡支会編『松村大成永鳥三平両先生伝』熊本県教育会玉名郡支会、1935 年
- 後藤是山『肥後の勤王』東京出版社、1915 年
- 小林和幸編著『明治史研究の最前線』筑摩書房、2020 年
- 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、2005 年

笹部昌利「攘夷と自己正当化一文久期鳥取藩の政治運動を素材に」『歴史評論』589、1999 年
佐藤信『近代日本の統治と空間』東京大学出版会、2020 年
佐藤誠三郎『「死の跳躍」を越えて』都市出版社、1992 年
佐藤信夫『レトリック認識』講談社学術文庫、1992 年
渋沢栄一『徳川慶喜公伝』全 4 巻、平凡社、1967-1968 年
下田曲水編『近代肥後人物史』上、稲本報徳会、1925 年
白石烈「「公武合体」をめぐる会津藩の政治運動」『史学研究』235、2002 年
白石烈「宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会（上）」『書陵部紀要』第 71 号、2020 年
白石烈「宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会（下）」『書陵部紀要』第 72 号、2021 年
角田政治『肥後人名辞書』青潮社、1973 年
ジャンセン.M『坂本龍馬と明治維新』時事通信社、1973 年
新熊本市史編纂委員会『新熊本市史』通史編 3・5、熊本市、2001 年
進士慶幹『江戸時代の武家の生活』至文堂、1961 年
高木不二「幕末文久期の中央政局と越前藩」『近代日本研究』14、1998 年
高木不二『横井小楠と松平春嶽』吉川弘文館、2005 年
高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』吉川弘文館、2007 年
高村直助『小松帯刀』吉川弘文館、2012 年
檀上寛『天下と天朝の中国史』岩波新書、2016 年
遠山茂樹『明治維新』（再版）、岩波書店、2000 年
徳富蘇峰『吉田松陰』岩波書店、1981 年
友田昌宏「幕末政治史研究の現状と課題」『歴史評論』691、2007 年
友田昌宏『東北の幕末維新一米沢藩士の情報・交流・思想』吉川弘文館、2018 年
内藤一成『三条実美一維新政権の「有徳の為政者」』中公新書、2019 年
長岡護孝編著『長岡雲海公伝』民友社、1914 年
波平恒男『近代東アジア史のなかの琉球併合』岩波書店、2014 年
野村晋作「幕末期外様諸大名の上京とその役割―肥後熊本藩細川家を事例として」立正大学大学
院文学研究科『大学院年報』31、2014 年
原口清著作集編集委員会編『幕末中央政局の動向 原口清著作集 1』岩田書院、2007 年
原口清著作集編集委員会編『王政復古への道 原口清著作集 2』岩田書院、2007 年
尾藤正英『江戸時代とは何か―日本史上の近世と近代』岩波書店、1992 年
深井雅海『江戸城：本丸御殿と幕府政治』中公新書、2008 年
藤井譲治編『支配のしくみ』（日本の近世 3）、中央公論社、1991 年
藤澤匡樹「幕末期鳥取藩の内訌とその政治的意味」2009 年度東京大学大学院修士論文
藤田覚「近世後期の武家官位と天皇」『国史談話会雑誌』38、1997 年
藤田覚『幕末の天皇』講談社、1994 年
藤野保編『九州と明治維新（I）』国書刊行会、1985 年
藤野保『近世国家解体過程の研究―幕藩制と明治維新』後編、吉川弘文館、2006 年
保谷徹『幕末日本と対外戦争の危機』吉川弘文館、2010 年
細川藩政史研究会編『熊本藩年表稿』細川藩政史研究会、1974 年
前田勉『江戸の読書会―一會読の思想史』平凡社、2012 年
町田明弘「政令二途を巡る長州藩と小倉藩の確執について」『山口県地方史研究』94、2005 年

町田明弘『幕末文久期の国家政略と薩摩藩一島津久光と皇政回復』岩田書院、2010 年
松尾正人『木戸孝允』吉川弘文館、2007 年
松尾美恵子「大名の殿席と家格」『徳川林政史研究所研究紀要』15、1981 年
松浦玲『横井小楠一儒教的正義とは何か』（増補版）、朝日新聞社、2000 年
松本寿三郎編著『江戸時代の熊本』三章文庫、1994 年
松本寿三郎ほか『熊本県の歴史』（県史 43）山川出版社、1999 年
松本雅明監修『肥後読史総覧』上巻、鶴屋百貨店、1983 年
三浦信孝・福井憲彦編著『フランス革命と明治維新』白水社、2018 年
三上一夫『横井小楠の新政治社会像―幕末維新変革の軌跡』思文閣出版、1996 年
三谷博『明治維新とナショナリズム―幕末の外交と政治変動』山川出版社、1997 年
三谷博・山口輝臣『19 世紀日本の歴史―明治維新を考える』放送大学教育振興会、2000 年
三谷博「維新史研究の課題―青山忠正『明治維新と国家形成』に寄せて」『日本史研究』478、2002 年
三谷博『ペリー来航』吉川弘文館、2003 年
三谷博『明治維新を考える』有志舎、2006 年
三谷博・並木頼寿・月脚達彦編『大人のための近現代史―19 世紀編』東京大学出版会、2009 年
三谷博「日本史からみたフランス革命」山崎耕一・松浦義弘『フランス革命史の現在』山川出版社、2013 年
三谷博『維新史再考―公議・王政から集権・脱身分化へ』NHK 出版、2017 年
三谷博『日本史のなかの「普遍」―比較から考える「明治維新」』東京大学出版会、2020 年
三宅紹宣編『幕末の変動と諸藩』（幕末維新論集 4）吉川弘文館、2001 年
三宅紹宣『幕長戦争』吉川弘文館、2013 年
宮下和幸『加賀藩の明治維新―新しい藩研究の視座 政治意思決定と「藩公議」』有志舎、2019 年
宮地正人『天皇制の政治史的研究』、校倉書房、1981 年
宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店、1999 年
宮地正人編解説『幕末京都の政局と朝廷―肥後藩京都留守居役の書状・日記から見た』名著刊行会、2002 年
宮地正人『幕末維新変革史』上下、岩波書店、2018 年
明治維新史学会編『講座明治維新』全 12 巻、有志舎、2010-2018 年
明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う：新たな歴史像を求めて』有志舎、2011 年
森田誠一『熊本県の歴史』（県史シリーズ 43）山川出版社、1972 年
森田誠一編『肥後細川藩の研究』名著出版、1974 年
森正人・鈴木元編『細川幽斎―戦塵の中の学芸』笠間書院、2010 年
山本博文編『国家と秩序』（新しい近世史 1）新人物往来社、1996 年
山本博文『宮廷政治―江戸城における細川家の生き残り戦略』角川新書、2021 年（初版 1993 年）
吉村豊雄『幕末武家の時代相―熊本藩郡代中村如斎日録抄』上下、清文堂、2007 年
ルーク・S・ロパーツ「土佐と維新―『国家』の喪失と『地方』の誕生」近代日本研究会編『地域史の可能性―地域・日本・世界』（年報・近代日本研究・19）山川出版社、1997 年
渡辺京二『新風連とその時代』洋泉社、2006 年
渡辺浩『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、1997 年
渡辺浩『日本政治思想史―十七～十九世紀』東京大学出版会、2010 年